

平成 26 年 9 月定例会 建設経済常任委員会記録

平成 26 年 9 月 12 日（金）

平成 26 年 9 月 16 日（火）

平成 26 年 9 月 17 日（水）

平成 26 年 9 月 30 日（火）

平成 26 年 10 月 1 日（水）

平成 26 年 10 月 2 日（木）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

平成 26 年 9 月 12 日（金）	7 頁
平成 26 年 9 月 16 日（火）	89 頁
平成 26 年 9 月 17 日（水）	139 頁
平成 26 年 9 月 30 日（火）	165 頁
平成 26 年 10 月 1 日（水）	251 頁
平成 26 年 10 月 2 日（木）	301 頁

平成 26 年 9 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 12 日（金）	審査日程の決定 農林課関係議案審査 議案乙第 19 号 商工振興課関係議案審査、陳情協議 議案乙第 19 号、陳情第 19 号 建設課関係議案審査、報告 議案乙第 19 号、甲第 24 号、甲第 27 号、報告第 8 号 都市整備課関係議案審査 議案乙第 19 号 国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第 19 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	9 月 16 日（火）	陳情協議 陳情第 19 号、第 21 号、第 26 号 〔協議〕 所管事務調査 J R 鳥栖駅前周辺整備事業について 〔説明、質疑〕
第 3 日	9 月 17 日（水）	現地視察 学校給食センター（蔵上町） 鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（みやき町） 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（みやき町） 自由討議 議案審査 議案乙第 19 号、甲第 24 号、甲第 27 号 〔総括、採決〕 鳥栖駅周辺整備に関する決議案 〔提案理由説明、質疑〕

第 4 日	9 月 30 日（火）	審査日程の決定 環境対策課関係議案審査 議案乙第 25 号 農林課関係議案審査 議案乙第 25 号 商工振興課関係議案審査 議案乙第 25 号、乙第 30 号 上下水道局関係議案審査 議案乙第 22 号、乙第 23 号、乙第 24 号、乙第 25 号、 乙第 28 号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 1 日（水）	建設課関係議案審査 議案乙第 25 号 都市整備課関係議案審査 議案乙第 25 号、乙第 29 号 国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第 25 号 〔説明、質疑〕
第 6 日	10 月 2 日（木）	現地視察 鳥栖久留米道路予定地（久留米市、水屋町） 浄水場（原古賀町） 自由討議 議案審査 議案乙第 22 号、乙第 23 号、乙第 24 号、乙第 25 号、 乙第 28 号、乙第 29 号、乙第 30 号 〔総括、採決〕

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成 26 年 9 月 11 日付託〕

議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例 〔可決〕

議案甲第 27 号 市道路線の廃止及び認定について 〔可決〕

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号） 〔可決〕

〔平成 26 年 9 月 17 日 委員会議決〕

〔平成 26 年 9 月 29 日付託〕

議案乙第 22 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について 〔可決〕

議案乙第 23 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 24 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計決算認定について

〔認定〕

議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について 〔認定〕

〔平成 26 年 10 月 2 日 委員会議決〕

2 議員提出議案

鳥栖駅周辺整備に関する決議案

3 陳 情

陳情第 19 号 要望書（公共工事の発注について）

陳情第 21 号 要望書（次期ごみ処理施設建設候補地について）

陳情第 26 号 農業・農協改革に関する要請書

4 報 告

報 告 第 8 号 専決処分事項の報告について

平成 26 年 9 月 12 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長 森山 信二

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長 成富 光祐

〃農政係長兼商工課企業立地係長待遇 林 康司

〃農村整備係主幹 赤司 光男

商工振興課長 佐藤 道夫

〃商工観光労政係長 向井 道宜

〃企業立地係長 下川 広輝

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

上下水道局次長兼事業課長 辻 易孝

建設部長 詫間 聡

建設課長 内田 又二

〃参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高

〃課長補佐 龍尾 幸博

〃課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫

〃	土	木	係	長	三澄	洋文
〃	管	理	係	長	牛嶋	英彦
都	市	整	備	課	長	野田 浩
〃	課	長	補	佐	兼	都市計画係長 実本 和彦
〃	課	長	補	佐	兼	公園緑地係長 古賀 芳次
〃	課	長	補	佐	兼	新幹線対策係長 佐藤 晃一
国	道	・	交	通	対	策課長 小柳 誠
〃	課	長	補	佐	兼	道路・交通政策係長 豊増 秀文

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

審査日程の決定

農林課関係議案審査

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

商工振興課関係議案審査、陳情協議

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

〔説明、質疑〕

陳情第 19 号 要望書（公共工事の発注について）

〔協議〕

建設課関係議案審査、報告

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

議案甲第 27 号 市道路線の廃止及び認定について

報告第 8 号 専決処分事項の報告について

都市整備課関係議案審査

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

引き続きまして、これ議案外ではありますけども、あらかじめ審議に加えられるかという御相談ございまして、鳥栖駅周辺のまちづくりの状況について、今回、ほかの総務文教常任委員会のほうに付託されている案件とは別に、この建設経済常任会の所管の範囲で、こちらのほうで、2日目の陳情の審査の後に、そういった時間を取りたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

ちょっと補足しますが、今まで何回か時間いただいて、その検討っちゃうか、その流れというふうに御理解いただければ結構でございます。

江副康成副委員長

今、あらかじめ、すいません、これ皆さんに、委員の方にお諮りして、そういうお話したものじゃないもんですから、そのほか私がまだ受け取ってないというか、こちらの正副のほうに諮ってない案件で、ほかにこれはというやつがあれば、すいませんけど、そののも聞いていただきたいんですけども。（「今の以外に」と呼ぶ者あり）今の以外に、同じように、皆さんに聞いてるわけじゃないもんですからですね。

森山 林委員

陳情第26号っちゃうことで、9月の8日付けで議長宛てに、農業・農協改革に関する要請書っていうことで上がっておりますので、これも今回、幹事会ということで、その前に、ここに陳情第19号と21号ありますけども、26号として陳情上がっております。これもちょっと要請書と書いてありますけども、中身について若干お願いしたいと。

藤田昌隆委員長

それをちょっと話したいということですね。

齊藤正治委員

今、鳥栖駅周辺整備があったんですけど、鳥栖駅周辺整備についてですね。これ一応担当は国道・交通対策課ということになってるんですけども、ここではやらなくて、別個に設けるということでやっていきたいということですかね。

江副康成副委員長

そちらのほうの、担当の方も含めて、現状をちょっと調査といいますか、現状を報告してもらって、そのあとに、ざくばらんな意見交換、情報の共有、そういったところの形を考えているんですけども。

齊藤正治委員

だから、この国道・交通対策課のところではやらないということで、別個に……、担当は

国道・交通対策課になつとるわけですね。そこの範囲の中でしていくのか、それとも、別個にね、日程もってしていくのかっていう話を聞いているだけの話です。

藤田昌隆委員長

基本的に別個で、まだまだ、これはもう何遍も言いますが、大きな問題であります、急がないかん問題でもありますんで、一応フリー討議という形でやって、ある程度煮詰まったところであつていう形にしたいと思っておりますので、別個という考えでよろしいですか。

齊藤正治委員

いいんですけども、それは執行部の出席はどういうふうな形……、されるかということ……。

藤田昌隆委員長

市長の。

齊藤正治委員

執行部の。

藤田昌隆委員長

執行部の。

齊藤正治委員

出席。

藤田昌隆委員長

そこまでは考えてなかったんですが、できたら入っていただきたいと思っておりますが。

齊藤正治委員

だから入っていただきたいのはわかるんです。だからどの課とどの課を、入ってもらうかという話になるかと思います……。

江副康成副委員長

すいません、そのあたりは事前に、担当の部長のほうと協議っていいですか御相談しまして、そのあたりのどの方が出席されるかどうかは、執行部の方が適切に利用してくれるというふうに思ってますけどですね。（発言する者あり）いけません。そういう話じゃいけませんか。

齊藤正治委員

いいんですけども、だから一応担当はね、国道・交通対策課になつてから、だからそこだけでいいのか、それともほかの部署までお願いするのかというのをきちんと決めとかなとでけんちゃんないですかということ。

江副康成副委員長

今回、あんまり広げなくて、鳥栖駅周辺のというような、そういう形の御依頼をしてまして受けてもらってるもので、余り多岐にわたるようなところが、今回はないのかなというふうに思ってますけどですね。（発言する者あり）そりゃ、ないです。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

基本的に、建設部。（発言する者あり）

西依義規委員

私も一般質問で、中心市街地についてした場合、3部5課にまたがったんですよね。1部1課は向こうにある総務なんで、ここに2部3課、4課ですかね、あるんで、最初は建設だけ、けど広がったらどっちみち関連すると、多分だんだん広がる問題で、じゃあここで、ここまでしか話したらいかんよっちゅう議論にするのか、鳥栖市全体のことと捉えてあそこを話すのかで、私も違ってくると思うんで、そこはまず方針を決めたほうがいいと思います。

藤田昌隆委員長

さっき言ったように、フリートーキングにしたいと思ってますんで、そこの中で、例えばこれはここに聞かにやいかんとかいうのがはっきり具体的になったら、再度お願いしてやりたいと。いきなり呼んでもいろんな資料とか、ね、そういうものあるでしょうから。

とりあえずこれはフリートーキングでやって、その途中で流れに合わせてやっていきたいと思いますが、いかがですか。最初からもう――でありきでいいのか、もう国道……。

齊藤正治委員

要は、一応国道・交通対策課が担当だから、その範疇の中で話を聞く中で、もっと議論をしたいということであれば、また広めていいと思うんですけど、まず、国道・交通対策課が恐らくそれなりの考えをお持ちだと思うんですよね。だから、その中でどういうふうなあれが出てくるかわかりませんが、その中でまず議論をした上ですよ。

そうせんと、あんまりあっち行ったり、こっち行ったりしてなったら、整理がだんだんつかなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけども。（発言する者あり）

だから、わざわざそいけん、ここの国道・交通対策課があるから、ここを外して、ここではしなくて別個にするとですかって。だから国道・交通対策課ですれば、ある程度のことはできるんじゃないですかということをお願いだけの話。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

そしたら、そしたらというとあれやけど。（発言する者あり）ちょっと待って。（発言する者あり）挙手をお願いします。

内川隆則委員

いわゆる今まで、閉会中の審査をしてきた議論が一つあるもんやけ、その辺の流れに絡め

て、こういった問題も別に話すわけまいらんじやろうと。

だから、閉会中の審査で話してきたようなやつも含めて、今回やったらどうかっていうふうなことを、私は口火を切ったつもりでしたので、それはその中で、今言われたように、国道・交通対策課を呼んだとしても、話がまた横道にそれたりする場合は、建設課を呼んでみたりっていうふうな追加でやっても、かまわんじゃねえかというふうに私は思いますけどね、話の流れで。

藤田昌隆委員長

そしたら、詫間部長、資料、例えば……（発言する者あり）まあまあ言われたって。（発言する者あり）はいはい、ちょっと静かに。

詫間部長にちょっとお伺いしますが、国道・交通対策課もそれに入ってもいいということでしたら、ぜひ入っていただいて、さっき言ったいろんな部署にまたがる、そういう波及する可能性もあります。

しかし、今回、国道・交通対策課と課長さんと詫間部長と御出席いただければね、非常に助かります。

そういうことで、（発言する者あり）ちょっとちょっと待って。部長どうですか。

詫間 聡建設部長

今回の鳥栖駅周辺整備の関係でございますけれども、日程的に9月16日の陳情協議の後での自由討議を踏まえてということで今理解をいたしております。

それで、内川委員からの申し出等もありまして、閉会中の審査を行っております4項目。大きく言えば都市計画の議題の中の一つにも影響するのかなというふうに執行部側では認識しておりますので、その今回、建設部内部での論議っていうとこの位置づけは可能かと思っております。

したがいまして、現在行っております閉会中の委員会の審査の中の一部的なものの自由討議ということであれば、建設部として対応していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、わかりました。

中川原豊志委員

今部長の答弁ありましたけども、要は、建設部として、だから国道・交通だけじゃなくて、都市整備課も同席を、僕はしてほしいというふうに思っております。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

大変申しわけございませんけど、9月の16日の委員会でございますけども、陳情19号が

建設部の関係、それから陳情 21 号、26 号は環境経済部になりまして、そのあと鳥栖駅の周辺ということに、順番的にはなるかと思えますけども、できたら、順番を陳情の 21 号、26 号を先に御審議させていただいて、そのあと、19 号と鳥栖駅という形で、そういう整理ができないものかと思っております。できたらよろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

流れ的には、先に環境経済部のほうを先にして、そいで陳情第 19 号をあとにしてっていう流れが、流れ的にはいいかと思うんで、それは差し支えないと私は思いますが。

西依義規委員

ここは建設経済常任委員会、せっかく一緒になってるんで、私こないだ一般質問させてもらったときも、商工振興課というか、環境経済部としての考えってとてもすばらしいと思うんですよ、理想も高くって。けど、ただそれは建設部とか総務部になるとまた違う思惑っていうのが、少し感じたんで、主題は建設部のこの周辺整備は議論でいいんですけど、できたらその理念とか理想のところは、やはり環境経済部としての考え方とかで一緒に議論が、最終的にはできたらな、せっかく委員会が一緒なんでですね。

そういったのが可能かどうかっていうのは、ちょっと一応要望だけ、はい。

藤田昌隆委員長

とりあえず、今、話してるのがある程度、多岐にわたらんでせないかんこと、さっき言った、すいません私の考えは、最終的には県に対してとか、要望、陳情できる形にまとめたいと思ってますんで、それについては、多岐にわたって話していく議論でもあるし、それこそ閉会中の中で、またそれも含めて、別個時間をとりたいと、できたらとってやりたいと思ってます。

ですんで、今話してるのは、その 9 月 16 日の午後の案件について話してますんで、お気持ちはわかりますが、16 日に関しては、国道・交通対策課、建設部長で、とりあえず、（発言する者あり）いやいや、でいかがですか。よろしいですか、それで。内川議員よろしいですか。

内川隆則委員

よかです。

藤田昌隆委員長

はい。そしたら 9 月 16 日の陳情が終わった後にやりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは審査日程につきましては、以上でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

分担金徴収条例に基づき、単独災害復旧事業、農地の場合、総事業費の100分の50以内の分担金となっております。この事業につきましては、歳出で出てまいりますので、そこで詳細については御説明させていただきます。

次の款16. 県支出金、項2. 県補助金、目5. 農林水産業費県補助金、節1. 農業費県補助金の37万1,000円につきましては、多面的機能支払交付金に関する事業推進費としての県補助金でございます。

これは平成25年度までの農地・水保全管理支払交付金が、平成26年度より多面的機能支払交付金へと制度改正が行われ、これに伴う事業推進費の変更増額分でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節3. 農林水産業費受託収入の89万2,000円につきましては、独立行政法人森林総合研究所と分収造林契約に基づく樹木育成に要する事業受託料でございます。

この事業につきましても、歳出のほうで出てまいりますので、そこで詳細について御説明させていただきます。

次の款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の41万2,000円につきましては、佐賀県森林整備担い手育成基金を活用し、森林整備に取り組む森林事業主体に対し交付される公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金の負担分を市に助成されるものでございます。

この事業につきましても、歳出のほうで出てまいりますので、詳細について御説明させていただきます。

次の款22. 市債、項1. 市債、目6. 災害復旧費、節1. 農林水産施設災害復旧費の20万円につきましては、7月の豪雨により発生した林道鬼迫線の災害復旧工事分を起債としてお願いするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目5. 農業生産基盤整備費、節11. 需用費の37万1,000円につきましては、多面的機能支払交付金に関する事業推進を行うための印刷製本費でございます。

続きまして、款6. 農林水産業費、項2. 林業費、目2. 林業振興費、節19. 負担金補助及び交付金の45万8,000円につきましては、森林整備事業体、佐賀東部森林組合が、公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金が実施する助成事業を行う場合に、市より補助金として交付するものでございます。

補正の額につきましては、佐賀県東部森林組合の基金の助成事業拡大に伴う事業費の増額及び佐賀県森林整備担い手育成基金の負担分について、間接補助として市で受け入れ、鳥栖市負担分と合わせ補助する額について、当初より増額となったものでございます。

次の目 5. 分収造林費、節 11. 需用費の 2 万円につきましては、分収造林の除伐業務事務に関する消耗品費でございます。

次の節 13. 委託料の 87 万 3,000 円につきましては、鳥栖市と独立行政法人森林総合研究所、旧森林開発公団との分収造林契約に基づき、市が育成業務を行い、経費を森林総合研究所が負担するものでございます。

今回の委託料につきましては、将来にわたって育成することを目指すもの以外の樹木、森林を管理する上で支障となる樹木の除伐を行うための委託料でございます。

分収造林の場所につきましては、お手元に補足資料をお配りしておと思います。お願いします。補足資料の 1 枚目に位置図を用意しておりますので、資料のほうをお願いいたします。

図面右下の右側部分が河内町転石に位置する転石第 1 団地でございます。総面積が 13.54 ヘクタールで今回の作業面積は 6.87 ヘクタールでございます。

図面左上が、同じく河内町芳谷に位置する芳谷第 1 団地でございます。総面積 21.69 ヘクタール、今回の作業面積は 4.38 ヘクタールでございます。

続きまして、委員会資料の 4 ページをお願いいたします。

款 11. 災害復旧費、項 1. 農林水産施設災害復旧費、目 2. 単独災害復旧費、節 15. 工事請負費の 76 万 5,000 円につきましては、7 月の豪雨により被災した農地及び林道の災害復旧工事を行うために所要の額を計上いたしております。

これにつきましても、補足資料の 2 枚目に災害復旧箇所図を用意しておりますので、資料での説明とさせていただきます。

農地の被災箇所は図面右側丸印部分の山浦町字乗目でございます。乗目交差点より山都へ向かう道路の東側の圃場となります。

被災状況は、延長 7 メートル、法高 2 メートルほどの田んぼの畦畔及び法面の崩落でございます。

復旧につきましては、板柵設置と盛土等による工事を計画しております。

工事費は 36 万 8,000 円でございます。

次に、林道災害は、林道鬼迫線でございます。長崎自動車道北側の平田町字鬼迫を起点とし、平田ため池西側を通り、山浦町字一の坪を終点とする幅員 4 メートル、延長約 1.4 キロの林道でございます。

被災箇所は図面左側丸印部分で、平田ため池北西の位置でございます。被災状況は、林道下の法面が8メートルほど崩落いたしております。復旧につきましては、板柵設置後、埋め戻しを行い、アスカーゴ舗装により表面水処理を計画しております。工事費は39万7,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分について説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

3ページの歳出の農業生産基盤整備費の分の需用費37万1,000円ですけれども、説明によりますと、多面的機能の推進を図るための製本費というふうにあります。一応目的と、それからどういうふうな内容なのかちょっと教えてもらえんですか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

農業生産基盤整備費の需用費の印刷製本費につきましては、これが、説明のほうでも申し上げましたが、制度改定が行った分で、事務量がふえるということで、印刷製本費として、追加の補助金をいただくものでございます。（発言する者あり）内容といたしましては、各、今、集落に田園環境を守る会という組織が市内に11ほどございます。その組織に対して、制度の改正の説明の資料とか、作成資料の配付などをする事務費に使わせていただきます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

要は、今、登録をしてある町とかっていうところに、制度改定に伴う事務量の改正の資料を送るという、だから、改めて例えばそういうふうな、この事業を推進するに当たって、まだ、登録してないところとかを募集するための、そういうものじゃなくって、今あるところに改正内容を説明するという資料になるわけですね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

今、既存の組織に対して、改正資料の配付とか、また、言われたとおり、新規の掘り起こしとかも、今、この事業のほうで、見直しをかけた意味で、新規の町の掘り起こしも合わせて進めていくこととしております。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、ほかには。

西依義規委員

3 ページ、同じく分収造林費委託料で森林総合研究所とはどんな団体なんですかね。委託先。

林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇

御質問のありました森林総合研究所につきましては、御説明の中でもさせていただきましたように、旧森林開発公団が 1956 年に設立されまして、その後、農地開発機械公団と合わさりまして、緑資源公団っていうものになられて、その後、諸々の機構改革の中で、緑資源機構という組織に改編されてあります。

その後、諸々の事情により独立行政法人の整理合理化が計画されて、緑資源機構が廃止になったため、その受け皿として森林総合研究所内に、その事業を移管されているのものです。

すいませんちょっと……。

西依義規委員

で、これ補正予算で委託料で、ふっとう湧いてくるっていう言い方はおかしいんでしょうけど、毎年ある一定額、これぐらいは伐採に使うっていうふうな委託の予算計上はされていないのでしょうか。

林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇

今回、予算の計上をお願いさせていただいた経緯につきましては、今回の分につきましては、一昨年度現地を総合研究所の担当の方とうちの担当の者が現地に入りまして、どこを分収造林として整備するために、今回の除伐もしくは間伐のような作業が必要かということを見てまして、あと、国の予算っていうか、研究所の予算の中で、順次つけていただいて、その計画の中で予算がおりてきているということです。

ですので、前回が平成 23 年度に事業を行っておりまして、平成 24、25 年度につきましては、この事業は実施されておられません。

西依義規委員

それは森林総合研究所のところに財源があって、それを各自治体とかがそういう形で見回ってある一定額を使われてるっていう形のものなんですかね、これは。例えば平成 23 年とか平成 26 年、また、平成 30 年ぐらいにうちに見に来てっていう。

分収造林の必要性とか、等々がよく僕も、より緊急を要するとか安全性とかあるのであれば、そんな森林研究所さんをお待ちせずにも、常日頃農林課のほうで、現状把握っていうのはされてるんですよね。

その辺はいかがですか。

林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇

分収造林事業につきましては、市有林に契約を、分収造林契約というものをさせていただいて、その森林総合研究所の費用で植栽、保育、伐採を行って成木後に、経費を差し引いて収入を分け合う事業ということで取り組まれてあります。

今回の、（発言する者あり）作業につきまして図のほうでお示しさせていただいたように、3カ所、分収造林の契約をしている箇所があるんですけども、その中で芳谷第1の分と転石第1の分というところの、具体的な場所につきましては、芳谷第1も、上のほう、とんがっているところの4.38ヘクタール、転石第1につきましても、ちょうどこの四角っていうか――の形の上半分というようなところを今回、作業の箇所として計画と予算を出してきていただいております。

西依義規委員

いや、この事業そのものが、もう国っていうか、日本国土にかかわる事業を受託して、それを右から左っていう形の事業の本質なのか、鳥栖市としてこういう何らかの分収をこうして、ここの地域でこうだっていう方針がある事業なのかをちょっと整理したいだけです。

もう国がやってるのをもう――っていうのであれば、もうこれ以上聞かないつもりですが、鳥栖市としての何かこういうふうにしていくんだぞっていうのはあるんですかね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

説明がちょっと不十分でわかりにくいところがございます点につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

この分収造林事業は、市が持っている市有林に、先ほど言いました森林総合研究所と、旧森林開発公団と申しまして、昭和41年と昭和42年と昭和44年ぐらいに、お互い契約を結びまして、そこに植栽を行って、それからずっと育成計画を立てまして、育成計画に基づき市が育成業務を行い、そして費用につきましては、総合研究所が負担するという契約で、樹木の育成契約をずっと、育成を市のほうでやってる計画なんですよ。

そして過去、今までに伐採とか間伐とかを年次計画とかで、下草刈りとかをずっとやってきている事業でございます。

それで目的といたしましては、総合的に森林資源の循環的利用を促進していくための事業でございまして、お互いの契約で、今後の樹木の育成をしていって、最終的にはそれを育てていって、費用になして、その分の費用の分担割合も決められておる事業でございます。

わかっていただけましたか。

西依義規委員

はい、理解します。

要は土地を貸してるっちゃうことですね。はい。わかりました。

以上です。

内川隆則委員

そうすれば、何年かごとにずっとやっていかんと荒れ地になっていくけ、その一環ということと思うったいね。

だから、この八十何万円でさい、10 町分ばさい、どの程度するような仕事じゃろうかと思つて、ちょっとお聞き願います。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

10 町歩を、大体、昭和 41 年から契約をしておりますて、苗木から植えまして、その後成長とともに、部分的部分的で団地が 3 つございますが、細かく言うと年度ごとに計画がありまして、10 町歩をいきなり全部やるんじゃなくて、年度ごとに計画を立てまして、下草刈りとか間伐とか伐採とかを計画的にやっているものでございまして、これが、樹木が大きくなるのに 80 年ぐらいが、今想定されておりますので、その 80 年ぐらいの計画に割り振って、団地ごとに計画的に入っているものでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

4 ページでちょっとお尋ねなんですけど、災害復旧費ってありますけど、今 2 カ所点打って右側を書いてありますけど、この規模っていうか、災害の規模等が大小さまざまあるかと思うんですけど、その規模とか、例えばどうやってここに 2 つ上げられてるかっていうのを、まずお尋ねしたいんですけど。

申請っていうか、どうやって、連絡等があったときに、どのような形でその情報を収集して、今回、ここに 2 点上がっているのかっていうところがお聞きしたいんですけど。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

ここに上げてる 2 件の案件でございまして、一部、災害報告は地元からの連絡と、また、雨が降った後に、職員のほうで林道関係は全て回っております。それで発見して、報告をすると。

農地につきましては、やはり農地全部を回ることができませんので、地元のほうから、ここが被災してますよという連絡を受けた後、一応現地確認に行きまして、災害に該当する物件につきましては、予算をとるような仕組みになっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

先ほど申されたように、全部回することは多分できない、できかねるかと思うんですね。で、

地元からの連絡等々で、こうやって上がってきてるということなんですけど。

多分この２件以外にも、小さいのまで入れたら、少しずつあったんじゃないかなと思うんですね。その中でこうやって上がってくる判断基準のようなものがあれば教えていただきたいんですけど。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

今ここに挙げておる２件の物件につきましては、単独災害といいまして、規模的に４０万円以下の工事費用の物件を単独災害として上げております。

４０万円以上を超えるとか災害の要件等に公共災に上がるものにつきましては、道路災害と同じくで、公共災のほうに、査定申請から、国のほうに申請をすることになっております。

軽微の災害については、資材の供給とか、地元のほうで、簡易的なものについては対応をさせていただいておる状況でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちなみに件数とか、今２件、ここ上がってますけど、わかるのであれば、小さいのでもいいんですけど、どれくらい今回の豪雨であったか教えていただけますか。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

農林課で把握してる分が７月３日と６日の分の災害で、４件上がっております。

樋口伸一郎委員

４件上がったということでしたけど、その２件については、緊急性がなかったというか、そういったことで理解していいんですかね。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

２件につきましては、現地を確認させていただいて、自己復旧ということで、農林課のほうで土嚢を配付したり木杭を配付したり、やって自分で復旧をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

要望件数等は、災害っていうか、豪雨のたびにどんどん出てくるかと思うんですけど、基本的に雨とか台風とかのときに、今後、そういった、今後もこれは突如出てくるような要望となってくると思うんですよね。

報告というか申請っていうか、そういった、ここは崩れましたっていう情報をお持ちの方がどうやって直そうかということで、多分とりあえず、この市役所に来たりされると思うんですね。

市民の方から聞かれたときに、どうすればいいのっていうふうに聞かれたときに、とりあ

えずもう全部、農林課のほうに言ってくださいというわけにはいかないんで、そういった周知方法って何か一番いい方法、災害が小さい大きいかわらず出たときに、一番こうやってくださいというような、投げかけみたいなのはされてありますか、農林課のほうで。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

地元で豪雨とか洪水とかで災害が起きた場合は、基本的に区長さんとか生産組合長さんあたりに、住民の方が相談されて、区長さんなり生産組合長さんに、この被災したところはどっちに該当するかっちゅうのは、もう大体わかられておりますので、そういうことで、各々の部署に、区長さんなり生産組合長さんのほうからの申し出があるのが一般的でございます。

西依義規委員

その関連で、これ予算が、補正が承認されて、今後の工事のスケジュール、これまだしてないんですよね。もうしたんですかね。まだしてないんですよね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

まだ現在何もやっております。

西依義規委員

今後のスケジュールどういう形でいくかを。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

スケジュールは、議会承認がなされまして、農地の場合は、収穫後ですね。今、水田状況でございますので、稲刈り後に、工事に契約をし、工事に入りたいと思っています。

林道につきましては、承認がおりれば、早急な対応で図りたいと思っております。

以上です。

西依義規委員

もう一ついいですか。

その法面と市道が崩れた場合の道路の補正もこちらでされるというすみ分けなんですか。こっちはこっち、こっちはこっち。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

農林の場合は、田んぼの畦畔の部分とか、農業施設の分については農林課で対応しますが、例えば、田んぼの上に市道が通っておれば、法面につきましては法下までが市道の範囲になりますので、道路災害と一般的にはなります。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい。よろしいですね。

それでは、農林課関係議案の質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前 10 時 48 分休憩

午前 11 時開議

商工振興課

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

おはようございます。

平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）、商工振興課関係分について御説明いたします。

資料5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 7. 商工費、項 1. 商工費、目 2. 商工業振興費、節 19. 負担金補助及び交付金 1,100 万円でございます。

今回のプレミアム付商品券発行事業につきましては、消費増税がございまして、市内の消費の喚起を図ると、それから市内商工業者の振興並びに経営基盤の充実を図るため、鳥栖商工会議所が行うプレミアム付商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

1,000万円につきましては、商品券発行額の1億円に対する10%のプレミアム相当額、100万円につきましては、商品券の印刷費、また広報費などの事務経費の一部を100万円を補助するものでございます。

なお今回の補正に当たりましては、当委員会によりまして7月25日に御審議をいただいて

おります。

その中で、事業費等については検討の余地があるということでございましたけども、商品券発行事業については、実施すべきものということで御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

説明いただきましたけども、前回委員会の折に、今、説明がありましたように、発行すべきものであるというふうな形で報告がありました。

その当時は、会議所のほうから 2,000 万円、じゃなかった 2,000 万円やったですね。（発言する者あり）2,200 万円ね。というので提案があった分ですが、最終的に 1,100 万円になった、要するに 1,100 万円と決した経緯をちょっと御説明お願いします。

佐藤道夫商工振興課長

商工会議所からは、2 億 2,000 万円の発行額ということで、市に対する補助が 2,200 万円と要望ございました。

先ほども申し上げましたが、委員会によりましていろんな議論をいただきまして、その後、会議所のほうとも、再度議論させていただいております。

これまで、平成 21 年度から平成 22 年度、23 年度 3 カ年にわたって、鳥栖市並びに県ともこの発行事業行ってきたしております。

過去の事業を踏まえますと、1 億円の発行額に対し、1,000 万円のプレミアムを補助してきております。

その中で効果、売り上げが増減したかとかいうアンケートとらせていただきまして、増減したということについては認められますが、それに対し減少したというケースも、逆に増加よりも多いという結果もございます。

そういった中で、まだ平成 23 年度には県と合わせて震災復興支援という形で、冬には 3 億円を発行しております。

そのケースを見ますと、売上げは増加したという 25%に対し、減少が 28%、逆に減少のほうが多いと。効果はなかった、余り変化はなかったというのが 50%近くございます。

そういったことで、金額を上げたとしても商品券発行事業の効果がさらに倍になったとかいう結果は出ておりませんでしたので、今回については、1 億 1,000 万円、今まで市の補助要綱に基づいた 1,000 万円の補助と 100 万円の事務経費の補助という形で、協議をさせてい

ただいたとでございます。

さらに、消費税がまた 10%に上がるという予定もございまして、それを踏まえながら、今後のこの効果を見ながら、段階的にといいたいでしょうか、今後の景気動向を見ながら、また、次の施策についても会議所と検討していくという形で、会議所と協議、合意をしたという結果でございまして。

以上でございまして。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですか。

ほかには。

西依義規委員

2,200 万円が 1,100 万円になって、前回予算書はいただいたんですよね、2 億 2,000 万円の場合の。今回はそういったのも、もう既にいただかれてるんでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

一応 1,100 万円の補助ということで会議所と合意しておりますので、それに基づいた計画書並びに予算書については、案という形ではいただいております。

西依義規委員

それは 2 億円の場合とどういうふうに変わってくるんでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

まず収入の部でございまして、売り上げにつきましては当然、発行額でございまして、2 億円から 1 億円に下がっております。加盟料につきましては、商工会議所の会員から 2,000 円、非会員から 2 万円、それから大型店から 3 万円と当初いたしまして、60 万円を歳入と見込んでおりましたけれども、今回 1,100 万円という形で実行する場合は、会費は同じく 2,000 円でございまして、大型店、いわゆる会議所の非会員、会員じゃなくて、そこはもうとらわれずに、全て登録事業者は 2,000 円と、一律という形でしております。大きく変わった、その分でございまして、加盟料が 80 万円ということで、参加店、加盟店を多く見込んでいるという状況でございまして。

それから換金手数料につきましては、一律 1 %でお願いしたいということで協議をいたしまして、当初の計画では 275 万円を見込んでおりましたけれども、これは非会員と会員を差別するという形をとっておりますけれども、市内商工業者は一律という形でのお願いをいたしまして、今回は 1 %、110 万円という形になっております。

それから商工会議所の自己負担につきましては、50 万円同額となっております、歳入が合計が 2 億 2,585 万円から 1 億 1,340 万円となっております。

歳出につきましては、印刷費につきましては、商品券の発行部数が半分になりますので、250 万円から 120 万円となっております。

広告宣伝費につきましては、当初 250 万円であったのが 147 万円に減額でございます。

それから、役務費、アルバイトであったりとか、そういった部分につきまして、逆に 25 万円から 31 万 5,000 円に増額となっております。

事務局費、これコピー代、通信費、消耗品関係でございますけども、当初 50 万円であったのが 40 万円と 10 万円の減額でございます。

あと予備費につきましては、当初 10 万円であったのが 1 万 5,000 円と下がっております。

合計収入と同額ということでなっております。

以上でございます。

西依義規委員

この 1,100 万円を出すことによって、この商工会議所の事業、そこに対するその発言権と
いうか発言力っていうものはあるんですか。

こういう条件だったら、こうだよっていう、そういった発言。要は、鳥栖市の要請によつて例えば、会員、非会員に分けたのが、全部一律業者になったとか、それは商工会議所、鳥栖市が補助金を出す大前提があるんでそう変えてもらったのか。そういったところはあるんでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

あくまで事業者は商工会議所さんでございます。ただし市の補助をするわけございまして、そこには我々の要望といいましょうか、意見も、当然、協議しながら、取り込んでいただいている部分はあるかと思えます。

そういった形で、非会員、会員の、前回と今回変わっておりますけども、そこはできるだけその垣根をなくしてほしいという思いで、我々としては、一律の登録費用ということでお願いはしております。

そういう意見を反映していただいたという結果でございます、今回はですね。

以上でございます。

西依義規委員

私はちょっと逆の考え方があって、商工会議所会員の方々って、そういう公に対する商工業も会費として使われていますよね。入っていない、いらっしやらない方は、言い方悪いかもしれんけど、自分の稼業っていうか、商売がっていうよりも、要は公共心とかそういったのはちょっとこう、言いにくいんですけど、そんなものの中で、一律で捉えるべきなのかっていうのは私はちょっと疑問が残るんですが、市がそういった考えがあれば、それは行政とし

てはそう言わざるを得ないっていう理由があつてからだと思うんですが、そういう理由でそういう発言をされたんですか。要望か要請を。

佐藤道夫商工振興課長

一つは市の補助、市の公金を使つていただくという意味合いもございますし、あとは先ほど委員御指摘がありましたけども、どちらが先かという部分がございます。

我々としてはできるだけ商工会議所の会員さんになっていただくような仕組みも、工夫も必要だろうということで、今まで入ってない会員さん、商工会議所の会員さんでない方もこの会議所の事業に参加をしていただくと、これによってメリットがあれば、将来、今後、この事業を通して、会員さんになっていただくというメリットもあるんじゃないかという御提案をした中で、判断をしていただいております。

以上です。

西依義規委員

この事業に取り組まれることについては異議はないんですが、もう今後、今までの過去3回行われて、アンケート等を検証をされてますが、この検証のやり方とかには、何かもうちょっとうちのほうがいいんじゃないかというような、何か要望とか要請はされてますか。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

今までのアンケートのとり方も、若干問題があるというふうに私たちも認識しております。

特に消費者、今度使われる方に対しての消費喚起率という部分も、我々も当然分析する必要がありますので、今、アンケートの中身、事業者に対しても、消費者に対しても、どういった形で効果を検証するのかということで、今一緒になって検討しているところでございますので、そこは商工会議所さんのほうにお願いを、我々の思いを伝えて、こういうアンケートで、今後の施策にどう生かしていけるのかという項目を入れさせてもらいたいというふうに考えてます。

以上です。

西依義規委員

私もこの事業が果たしてベストかどうかという、こないだも言わせていただいていたんですけど、そういった意味でも、本当に検証をする今回の事業にさせていただきたいなと。あと、1,100万円が、補助金として私はとてつもない額だと思いますんで、そういった影響ですね。もう本当に、市民の方々がただ喜ぶんじゃないくて、鳥栖市の活力とか経済活性につながればと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちょっと関連しますけど、今の商工業者に対しての質問と答弁でしたけど、今度は、過去にも数回されてありますけど、市民の皆さんに対する、今度消費者に対する、できればやっぱりお金をかけるからには、その費用対効果といいますか、経済的に効果が出るのが一番望ましいと思うんですけども、市民に対する、今回は違うんだってというような事業内容を、例えば、商工会のほうからお聞きになったり、事業内容等に入ったり、もしくは市のほうから要望提案っていうか――をされているようなことがあれば教えていただきたいたいですけど。今回はっていうようなところを。

佐藤道夫商工振興課長

毎回、商品券発行事業を実施するに際しては、我々のほうからはこういった事業は、合わせて取り組んでいただいたらどうですかと、できるだけ効果を高める、相乗効果を上げていくというふうなことは常々申し上げております。

その一部を取り入れられた経緯もございますし、今後もそれを継続していただくと。

今回、商工会議所の中では、3年ぶりに商品券発行事業をするということで、改めてその商品券を活用した事業、接客サービスとか、いわゆる基本的なポップのつくり方とか、そういったことについては実施をすると、それについては、合意をいたしております。

できれば我々としては、商店街、商店街っていいでしょうか、商工業者の方の自助努力といいでしょうか、そういったものを促すような働きかけをお願いしたいということは申し伝えております。

以上でございます。

内川隆則委員

いつも毎回、この件になると、商工会議所に入っているか否かっていうふうな話が出るんですけども、それは商工会議所手前の問題であって、我々市民にとっちゃ何ら関係ないわけですね。関係ないわけ、利用者にとっちゃ。

ですからその辺の問題が生じないような、やり方というのは、指導いただきたいと思います。

加えて、これだけ全国的な業者が参入してきている以上は、どうしてもその辺の懸念っていうのは拭いされんところがあるというふうに思いますけども、例えば、商工会議所も頑張ってもらって、法人税を納めるような仕組みにしてくださいとか、所得税を納めるような仕組みにしてくださいとか、いうふうな条件のつけ方だって、やろうと思えばやれるわけですから、そういうやつの問題が生じないようなやり方というのはやっていただきたいと思います。

市民にとっちゃ何ら関係ありません。入っとうと入っとうめえと。

藤田昌隆委員長

〔発言する者なし〕

どうもお疲れ様でした。（「陳情、陳情」と呼ぶ者あり）

陳情……。

~~~~~

## 報 告（商工振興課）

## 新産業集積エリア整備事業進捗状況について

## 佐藤道夫商工振興課長

すいません、新産業集積エリア整備事業進捗状況について御報告をさせていただきたいと  
思います。資料のほうを今から配付をさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

それでは新産業集積エリア整備事業の進捗状況の御報告と今後のスケジュールについて御説明をさせていただきたいと思います。

進捗状況につきましては、今議会の一般質問中で、中村圭一議員から質問があり御答弁しておりますので、若干重複するかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

平成 25 年度につきましては、まず工事に向けました実施設計と測量調査などを行っております。合わせて、地元関係者との協議を行ってまいりました。

今年の 11 月によりやく地権者会が設立されまして、交渉窓口の一本化が図られております。

その後、地権者会と用地買収に伴う条件提示などを行いまして、地元調整に努めてきたところでございます。

本年度は、工事着手に向けまして、大きく分けまして2つのことを並行して進めております。

1つ目が先ほど申しました地権者会と最終的な調整を行っております。

2つ目が、事業同意を取得した後に、工事着手できる体制として、実施成果をもとにした開発行為の申請並びに農地転用の手続などの、法的手続の事前協議を行っているところでござ

います。

それで現在は、開発区域内の土地が、農地が大半であるということから、農地買収の基本単価を今提示しておりまして、地権者全員からの基本単価に対する意向集約を行っているところでございます。

一応、数名の方が未提出でございますけれども、96%が回答を得ております。早い時期に地権者全員からの同意取得に取り組んでいきたいと考えております。

この地権者全員からの同意がいただけたら、先ほど申し上げましたけれども、今後、地区計画の策定や開発行為の申請等に進んでいきたいと考えております。

ただし、今現在としております地権者の意向によって、反対者がいますと、この事業は強制収用事業ではございませんで、任意買収事業でございます。1人でも反対者がおられますと進められないというところがございますので、今後、その今集約しております皆さん方の御意向を踏まえながら、今後の事業の可否判断を進めていきたいと考えております。

今後の予定でございますけれども、地権者全員から事業同意取得が完了いたしまして、例えばでございますけれども、10月初旬ぐらいまでに地権者全員から同意がいただけますと、用地取得費並びに工事費、そういった工事着手に向けた経費について、12月議会に補正予算として計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

すいません、今お手元にお配りしております事業計画平面図につきましては、担当係長のほうから御説明いたします。

よろしくお願いいたします。

#### **下川広輝商工振興課企業立地係長**

それではお配りしております計画平面図について、簡単に御説明いたしたいと思います。

開発面積につきましては、全体で約29ヘクタールございます。企業様に売却する分譲面積については、約23ヘクタールとなっております。

防災調整池を鳥南橋側に1カ所、あと緩衝帯緑地を西側と南側の外周に配置しております。

また、公園をあさひ新町側と鳥南橋側に1カ所ずつ設置する予定で、いずれも、開発基準に沿って設計を行っているところでございます。

団地外周には、緑地や調整池、水路の維持管理を行うための管理用道路を整備することになっております。

あと、工業団地の進入口については、南側の県道沿い中央に間口12メートルで出入口を設置する予定です。

あと、面積等のサイズについては、右上に記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明のほうを終わらせていただきます。

**藤田昌隆委員長**

はいどうも、ありがとうございました。

何か御質問は。

**森山 林委員**

管理用道路、結局工事ね、あれはどこば行くっちゅうた、今。その道路はどこ、管理用道路はどこに出る。

**下川広輝商工振興課企業立地係長**

お配りしております平面図の赤い通路の部分、これが管理用道路になります。外周を走ってる分ですね、（発言する者あり）そうです、はい。（発言する者あり）

**森山 林委員**

鳥南橋が、今度新たにできるあれでしょ。そすと、ここからは道路、入り道はもう、今のあれを通るわけ。ここ。造成する場合に、造成。

**佐藤道夫商工振興課長**

これも一般質問の中でも、若干触れておりましたけれども、工事については、県道中原鳥栖線から、東もしくは西から、いずれかから進入するということで今検討しております。

その中で、御答弁いたしましたけれども、現在の鳥南橋、これが老朽化といいましょうか、荷重に対して、現在予定している土砂の搬入ダンプがもたないだろうということが判明しております。

そういったことから、西のほうから進入いたしまして、土砂を降ろした空便、土砂が乗ってないダンプを、東のほう、鳥南橋を抜けていくということを今想定、最終検討しているという状況でございます。

東から進入するという方法もあったんですけども、そういった荷重の問題、耐久性の問題から、そこはちょっと厳しいだろうという判断をしております。

以上です。

**森山 林委員**

交通安全ね。まずはいつも言われるように、それだけお願いしときます。

**藤田昌隆委員長**

ちょっと私からいいですか。

これ、仮設の橋をつくって、例えば、今言った、現状ではちょっと狭いですよね。それでもかなり交通が煩雑してる場所ですよ。

だから私の頭の中じゃ、まず仮設道路をびしっとつくって、そういう工事用のトラックと

か、一般車はもう手前でいいんですが、その辺こう分離して、分けてするんかなと思っとなら、ほんじゃあこの赤い橋は、要するにこれは仮設橋じゃなくて、付けかえ橋になるわけですね。

それで、じゃあ、今、空のトラックが東に抜けていくと、要するに鳥南橋を通して抜けて行くと言うんですが、それで大丈夫ですか。

私ちょっと心配するのは、朝夕、大型トラックがいくら空でも、あそこ通った場合、私、非常に危険な場所となると思いますよね。

その辺は。

**佐藤道夫商工振興課長**

はい、委員長の御指摘のありました分につきましては、まず本橋、仮設橋につきまして、もうこれは答弁で、お答えしているんですけども。

**藤田昌隆委員長**

聞いてません。

**佐藤道夫商工振興課長**

仮設橋につきましては、はい、それも第一、まず最初にそこを検討しております。仮設橋ができるかどうかの判断ですね。それが一番ベストだろうということで。

ただ仮設橋になりますと、莫大な費用といいましょうか、はっきり申し上げまして本橋と同じぐらいの費用がかかるということで、それから仮設橋をつくるにしても、期間が二、三年かかるということで、この造成事業のタイムスケジュールと合わないということが一つの大きな要因でございます。

そういったことから、仮設橋を設置して工事することについては……

**藤田昌隆委員長**

考えてないということですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

考えられないということでございまして、その中で、先ほど申し上げましたけども、県道を使って、県道を利用して搬入搬出をするということで、東か西か、進入すると。

先ほど委員長おっしゃいました東側のほうに抜ける場合、空便でも非常に危険ではないかという御指摘ございましたけども、それについては当然朝夕の混雑を避けるような形で、当然交通安全を十分配慮しながら運転していくと、工事を、作業を進めるという形で考えております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

幾らかでも、鳥南橋の、あれからいったら、ある程度補強しないと、仮設でつくった橋が、年数もかかって、お金もかかるというふうに言われましたら、そしたらね、今ある鳥南橋のある程度補強までは考えとった方がいいんじゃないかなと思うんですけどね。

**佐藤道夫商工振興課長**

鳥南橋の耐久性の問題、荷重の問題ありますので、そこは十分、土木事務所の所管でございますので、協議いたしまして、当然、土砂を積みばそういった補強が必要であると。それについても、経費もかかるし時間もかかるということから、非常に厳しいだろうと。

逆に、空便であれば問題はないということから、空便を通すということを確認して作業を進めてるところでございます。

**藤田昌隆委員長**

トラックのトン数、トラックにもいろいろあって、10 トン車から大型、もっと大きいやつ、その辺の制限は考えてるんですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

現在、鳥南橋については、現実的には荷重制限をかけてないんですけれども、本来の橋の荷重については14 トンまでというのがございます。ですから、それを超えない範囲であれば通行可能という判断はいただいております。

**藤田昌隆委員長**

14 トン。

**佐藤道夫商工振興課長**

設計上の、橋梁の設計上が、はい。

現実的には、土砂を積んだダンプも今現在走行はしております。だから規制はかけておりません、県道としてですね。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

ほんじゃ、今14 トンっていう話でしたが、その14 トンで、これ、鳥南橋、離合できますか。

**佐藤道夫商工振興課長**

離合できないと思います。

ですから、そこは前後に警備員などを立てまして、交通渋滞がならないように、また安全を確保しながら、交互通行に努めていきたいと。

そういった意味で朝夕の混雑時は避けて運行するという計画で立てております。

以上でございます。



#### 藤田昌隆委員長

やっぱり交通整理をきちんとしないと、そうじゃなくても、筑後川の土手を走ってみたり、この前落ちてましたけど。

それからあと下野にどんどん入って行って、あそこを通るんでしょ。じゃなくて、も違う、上。あっちに抜けたりやるわけですよ。

だから、よっぽどきちんとした交通整理やらないと、事故が起きたりね、渋滞が起きたりということで、ぜひその辺は、嚴重にお願いいたします。

はい、私から以上ですが。（「ちょっとさい、正副の勉強会しとんならさい、正副はあとから言うてくれんかい」と呼ぶ者あり）（「この件はしてません」と呼ぶ者あり）（「しとらんやったっちゃ一緒くさい」と呼ぶ者あり）

#### 中川原豊志委員

まずちょっと関連でね、仮設橋の話ですけども、単純にね、今の両サイドの堤防のほうから仮設橋出すという形でやったら、本当に莫大な費用と時間がかかると思うんですが、この国交省の交渉かしらんけども、例えば、堤防をね、一回上って、堤防の上さい行って、また堤防の下におりて、河川敷のほうにね、行って、本当に川のとこだけだったら 15 メーターもないですもんね。そこにもう鉄板かなんかで、トラックが通れるぐらいの仮設の道ばつくて、また堤防上っておりていくっていうふうな、考え方の仮設というのはできんもんでしょいか。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

まず、こういう河川を考える場合は、そういう河川の中に構造物をつくるということは、まず考えないところからスタートしてますので、川の中に物をつくと必ずそこで雨のときに、支障になって堤防が破堤するということが考えられますので、それはございません。

#### 中川原豊志委員

何かね、その中に、じゃあ中で、10 メーターちょっとう越えていけるような仮設をつくるというふうな形で、要するに、水が流れる本当の河川のとこだけは使わないとかね、そういうふうな対策、何らかの形は考え……、それでもだめですかね、やっぱり。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

基準的には全くございません。

#### 中川原豊志委員

ぜひね、何かこう、やっぱり仮設道路、仮設橋のほうを考える施策が本当にね、ないんであれば仕方がないんですが、地元の安心安全とか考えると、もう少しどうにかほしいな。ただ、費用がかかる分については、なるべく費用がかからんようにせんといかんもんだから、

やむを得んかと思います。

じゃあとおりあえず、別問題で、今、図面もらってますけども、この中で一番心配なのが、やっぱり出入り口が中原鳥栖線の真ん中に1カ所だけ。

どういう企業の方がお越しになって、どのくらいの従業員の方がお勤めになるかわかりませんが、工業用団地ということで、雇用の創出を目的としてつくってらっしゃると思うんですね。

ということは、従業員の方が少しでも多く、ここで働いていただきたい。そうした場合、今ですら中原鳥栖線、すごく朝夕混雑をしています。それが、1カ所しかね、出入り口がないってなると、ここに従業員の方が朝、もしくは夕方出られるときに、どれだけの方が来られて、どれだけの交通渋滞を招くのかな。

例えば、本当に鳥南橋のほうから、東側から来られて右折する場合とかなったら、もう右折しか入れないんですね、鳥南橋側から来ると。

だから、朝もう本当に、儀徳のほうから来る車というのが、もうここまですっと渋滞するぐらいつながってます。だから、右折できないと、もうそっち側もね、ずうっと渋滞するような形になります。

ぜひね、考えるに当たって、やっぱり出入り口、アクセス、抜け道、その辺はね、もう少し考えないといけんのかなというふうに思います。

一般質問で、江副議員の試案といいますか、ありましたけども、ぜひね、その辺も考えながらやっぱり、34号線のほうに抜ける、もしくは、みの屋のほうの、酒井西真木線あたりのほうに抜けれるような道路が何らかの形でないと、本当に、今まで以上に渋滞するのかなというふうに思いますんで、その辺もう少し考えてほしいな。

それから、もう1点、この農業用団地、多分、調整池が右側のほうにありますんで、勾配的にはこっちが低いのかなというふうに思います。

この勾配、調整池の後、下野のほうに水が流れていくと思いますが、どの程度のね、今回からすごく大雨も降りましたが、雨が下野のほうにはけるような計算まで、きちっとされてるのかどうか、その辺だけ確認をお願いします。

#### 佐藤道夫商工振興課長

調整池からの下流域の放流につきましては、当然開発行為の中で調整池の基準等がございます。それに従って放流するという計画でございますので、基準を満たす範囲の中で放流する計画でございます。（「下野のほうに」と呼ぶ者あり）

流す先は、今図面の調整池の、図面でいいますと右側のほう、安良川の今現在、法尻のほうに排水路がございます。そちらのほうに放流いたしまして、その右、ちょうど真下の放水

路、県道南側の放水路、南北に走っております、そちらのほうに放流させていただくということで、地元と合意をいたしております。

それから、乗り入れ口につきましてでございますけれども、現在、県道中原鳥栖線、鳥南橋から下野の交差点までを、この事業に合わせまして改良するという計画でございます。

当然、乗り入れ口付近の交通渋滞も懸念されますので、この部分につきましては、右折レーンを設けるという形で拡幅をする計画をいたしております。現在1カ所で検討してる中で、右折レーンを設けて、渋滞緩和に努めるように設計をいたしております。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

#### **樋口伸一郎委員**

この地図から1点、御質問させていただきます。

鳥南橋がありますよね。その横に、恐らく私の情報じゃ、鳥栖三養基地区に3万軒前後多分、ガスを供給してるガス管がずっと通ってると思うんですね。で、これ多分、この県道中原線、そこの横、多分ずっと走ってると思うんです、ガス管がですね。

で、これ、旭地区の区長会から、ちょっと先の定例会でも、この県道に関する要望等が上がったと思うんですね。で、その要望に対してのこの道、県道の対策等はちょっと、一旦おいといて、もしここの県道を触るようになったとしたときに、この工業用地っていうのは絡んでくるんじゃないかなと思うんですね。ガス管のほうに行くかこっちに行くかっていうふうになった場合にですね。

そのあたりって、見解っていうか、もう推測はされてありますか。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

ここは西部ガスのガス管が、本管がちょうど、ここの調整池と公園の間に、東のほうに細い線が入ってるかと思います。安良川を、わかりますか、薄い線が。この部分に、ガスのパイプラインが入りまして、今計画している公園の東側沿いを、縦に南のほうに下りまして、県道中原鳥栖線に入りまして、県道中原鳥栖線を西側、県道の下に本管が入っておりまして、下野交差点を左折して下野方面、三島方面にパイプラインが入っております。

これはもう紛れもない事実でございます、今回の県道改良事業に伴います、このパイプラインの扱いですけれども、触らないということで。ただ1カ所、弁がございます。どうしてもそこで管理をしなくちゃ、弁がありますけれども、そこについては管理ができるような形で、触らないことを前提に計画をしておりますし、我々も公園を一部ここに設けておりまして、そこは造成しないということで、西部ガスさんのほうと調整をしております。

以上でございます。

**西依義規委員**

この何っていうか、設計っていうか、実施設計っていうのは、確定もうしてる……、いつまで、もうこれ決定事項なんですか。それとも、まだ何か言う余地があるんですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

現時点で最終的な図面だというふうに考えております。

以上でございます。

**西依義規委員**

現時点で、どこまでで確定してってというのは、いつごろ思われてるんですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

もう最終図面でございます。

以上です。

**西依義規委員**

この図面、最終図面で、いろんな多分意見があると思うんですが、それを聞かれて、鳥栖市としての要望というか県との話し合いの結果、これになったんですかね。

今でもこういった意見が出てるっていうところについては……。

**佐藤道夫商工振興課長**

計画平面図につきましては、まず周辺の住民の方々と、案を提示いたしまして、ここに至っているという状況でございます。

以上です。

**西依義規委員**

いや、そういった話で、緑地帯とかも、例えば、いつの日か何か道路が通るとか何かそういった思いが、あるんですかね。

一応そういった緑地帯も入れられてるのかなと思ってですね。

じゃあわかりました。

それと平成 28 年度ということで、分譲、もう今既に何か県のほうに問い合わせとかはあっていますか。

**佐藤道夫商工振興課長**

企業からの引き合いにつきましては、まだ、分譲予定開始時期が平成 30 年を、今、予定しております。うまく進みまして、平成 30 年度が分譲開始予定でございますので。

興味を示す企業さんはありますが、具体的にそういった進展してる話はございません。

以上です。

#### 西依義規委員

ホームページ見たら、平成 28 年度って、2 年先になったですね。

わかりました、はい。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

今の平成 28 年度のお話なんですけども、県のほうと分譲時期については、最終的に発表しようじゃないかという話をしてたんですけども、今のところ県と合意をしてるのは、平成 30 年には分譲をしたいということで、それを目途に、造成とか用地取得とかをやっていこうということで、今、合意して、県のほうで発表するのも、多分平成 30 年になるかと思いますが、今そういう状況でございます。

#### 西依義規委員

平成 28 年度って私、認識でお話してたんで、これはもう決まってるんだよと、これ以上扱われないんだよってというお話に、素直にお受けしましたけど、平成 30 年まで、まだ 5 年、4 年あるんですかね。

これは、面積はもういいっすよ、この面積はもうここが。この中ってというのは、地元住民の方と鳥栖市に思惑があるのかないのか、例えば 30 年先、50 年先はひょっとしたらこうなってるかもしれないんで、ここはこうしとこう、いや、せんかもしれんねっていう、そういうことを見据えながらの、何か設計とかされたのか、いやいや今現時点でのことを重点的に考えてこの設計なのか、その辺はいかがですか。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

まずこの設計は、ここの、その 5 年とか 10 年じゃなくて、もっと先まで、何十年というスパンでの検討をしております。

それと、平成 30 年なのに、今決まってるのはどういうことかということでございますけども、それについては、こういう開発につきましては、法的ないろんな規制がございます。そういうのを全てクリアしないと計画として認められませんので、そういうのを 1 年以上かけて、そして最終的にこの案ができて、もう今はこれで決定しているというところでございます。

以上です。

#### 西依義規委員

部長の力強い御答弁をいただきましたので、これ以上はっていう目力も感じましたんで、以上です。

#### 藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

#### 江副康成委員

じゃあすいません、幾つかちょっと質問させていただきたいんですけど。

まずは、もうすぐ造成工事があるということで、その鳥南橋のほうの心配というのは、私も同じなんですけども、法定っていうか、設計上 14 トンまでオーケーだからという話なんですけど、短期間に重い車両が繰り返し繰り返しやると、結構へたるっていうか、結構厳しい部分もあるんですよね。おまけに、重い車両が何らかの形で急ブレーキかけたりすると、当然大きな力がある一定のところにぐっとかかったりするんですよね。

そういったところの検証というか、そういったところまでなされて、ここを通して、何回通るかわかりませんが、オーケーという、そのあたりの検証まで含めての話なんですかね。

#### 佐藤道夫商工振興課長

はい、そういったことも含めて検討した結果でございます。

#### 江副康成委員

それはどこが検討したんですか。

#### 佐藤道夫商工振興課長

これは佐賀県と協議をしております。（「協議」と呼ぶ者あり）

県と、県の所有物でございますので、県のほうと協議をいたしまして、通行に関する協議をいたしております。

#### 江副康成委員

だから県が、私が言ったようなところまで踏まえて、確認して検証してオーケーという話を出したということを確認されたんですかちゅう話ですけど。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

ここについては、荷重が 14 トンで大丈夫かということは、設計会社まで入って確認をしております。

以上です。

#### 江副康成委員

そういうことで、これは置きますけども、あと一つ中川原議員のほうからちょっと言われた部分の、河川のところに鉄板でもという話あったんですけども、今でこそ、この時期、増水とか非常に心配されるんですけども、御存じのように、冬は枯れ川ちゅうか、ほとんど風がね、水がないような状況でもあるわけですよね。

そういった時期を見計らって、それこそ対岸からおりて、河川から、それこそ 4 メーター道路を周囲にぐるっとおくような話、いろんなところから、一番安良川の最適なところからにらんで、そこから入れるとか、そういったことも検討されたのかどうかっていうのをちょ

っとお聞きしたいんですけども。

**立石利治環境経済部長兼上下水道局長**

まずこの安良川のこの河川については直轄河川でございます。国の河川です。それで国のほうでの河川法での規制がまずございます。そういう規制がありますので、できないことをうちのほうからこれをお願いしますということとはできないというふうに考えております。

**江副康成委員**

できないかどうかというか、そのあたりは、それこそ筑後川に昔、久留米行くときも、今でこそ大きな橋かかっているけど、昔は下において、ちょんちょんちょん、何かな、短いところを渡っていった、そういう過去もあるわけですね。

そういったときに、今言ったところが河川法で禁じられるような話なのかなというのは、そのあたりも確認されての御発言ですか。

**立石利治環境経済部長兼上下水道局長**

今の河川法では、川の中に橋をかけるんじゃないくて、堤防から堤防へ橋をかけるというのが河川法で定められています。

以上です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**江副康成委員**

なら、別の話にちょっと移りますけど、ここのほうに大量の土砂が当然、土盛りっていうか、しなくちゃいけないと思うんですけども、そのあたりの土砂の手配っていうか、そういったやつはもう大体考えられてるんですかね。

というのは、もう秋、冬、そういったところからってというような話もちょっと聞こえてきたような気がするんですけども。

**佐藤道夫商工振興課長**

現在のところ、民間等の開発の調査をいただくように考えております。

以上です。

**江副康成委員**

それ十分に足る量なんですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

はい、予定している量を満たすと考えております。

**江副康成委員**

もともとここが軟弱地盤ということで、コンクリートを混ぜながらの、固めながらの作業が入るという話があったんですけども、そういったところで、土砂というのは、それであれば、割と砂とか含めて何でもいいような、何でもいいっていうか幅広い土砂……、可能なん

ですかね。

**佐藤道夫商工振興課長**

開発区域の地質調査を行いまして、それに見合う民間から持ってくる土砂の地質調査も行っております。

以上でございます。

**江副康成委員**

地質調査したのは、今の工場用地っていうか、ここのほうですよ。受け入れのほうの土の話ですよ。

**佐藤道夫商工振興課長**

ですから、この開発区域に合う土質の検査を行って、搬入する土を検査をしております。土砂の……。

**立石利治環境経済部長兼上下水道局長**

ここへ搬入する土についても、実際ここで締まるかどうかとか、そういうまでの検査を全てして、この盛土に合う土だということで、今のところ決定をしております。

ただ、搬入時期が合うかどうかについては、今後の用地買収とかいろんなものがずれ込めば、また、違う議論が出てくるかもしれませんが、今のところは大丈夫ということでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、よろしいですか。

**江副康成委員**

何でこういう話をしたかというのは、当然、そういった用地を提供してもいいかなというようなところもお聞きするということのほかに、この横の安良川、こういうところが長年の、そのりゅう土っていうか——っていうことで、河床が非常に高くなって、もう浚渫しなくちゃいけない状況にあるわけですよ。

結局、河床が高いから少しぐらいの雨で、非常に川面っていうか、上昇して危ないと。橋げたのすぐそこまで来るとかですね。

そういったときに、ただ、持って行く先がないという話で悩んでらっしゃるんですよ、ずっとですね。そういったときに、その横、横のこの安良川、底から持ってきて、使えるのかどうかというのが、ちょっと一つお聞きしたかったんですけどですね。

**佐藤道夫商工振興課長**

先ほど部長からもありましたように、この開発区域の地質調査を行いまして、それに見



合う土質、持ってくる、搬入する土砂については神経を使っておりました、さっき言いましたように、今予定しているところの土質調査を行い、ここにきちっと適合するという判断をした上で行っておりますので、その河川から持ってくる場合については、またその土質検査を行いながら、それに対応した工事等を考えなくちゃいけませんので、今のところはそういうことは全く考えておりません。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、了解しました。

**江副康成委員**

考えてないってことは、できるかもしれないわけですからですね。

遠方から持って来るよりも、すぐ近く、そういったところから持って来れるのであれば、そういったところを利用するということは、やっぱり考えてみる価値はあるのかなと思います。

次の話なんですけども、この緩衝緑地帯は、今、造成するときに、法定で定められた緑地よりも多く緑地をとるとか、そういったことも、やられるところあるみたいなんですけども、この緑地帯というのは、その法定のに比べて、これ、1万9,000平米というのは、多い……、法定ぎりぎりなのか余裕があるのか、そのあたりいかがですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

基本的には、開発する際には緑地を3%以上、まず設けなさいという基準がございます。

それから緩衝緑地帯につきましては、開発区域の面積に応じて、この幅、緩衝緑地帯の幅を何メートルと基準が定めてありまして、今回は20メートルということで計画をしております。

以上です。

**江副康成委員**

その20メートルというのは、法定ですか、それとも余裕があるんですかっていうことですけど。

**佐藤道夫商工振興課長**

法定でございます。

**藤田昌隆委員長**

はい、わかりました。

**江副康成委員**

何でお聞きしたかというのと、その4メートルの赤斜線の、ぐるっと管理用道路が4メートル

そういったときに、合わせてだったら、どのくらいの、何メートルになるんですか。既存の道路と4メートルと足したら何メートルなるんですかっていう話です。

あさひ新町と隣接する道路ということでよろしいかと思いますけども、管理用道路が基本的に4メートルと現道が約4メートルでございますから、8メートル程度になるかと思います。

以上でございます。

はい、よろしい……。

とりあえずいいです。

ちょっと皆さんにお尋ねなのですが、あと、要望書で、新産業集積エリア造成工事についてでございますが、このまま、そこまで入ってよろしいですか。

お昼時間も入りますが。ではお昼から、（発言する者あり）いや、この分だけ、新産業集積エリアだけ。（発言する者あり）

短いっちゃうか、よろしいですか入って。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



陳情第 19 号 要望書（公共工事の発注について）

それでは、新産業集積エリア造成工事について、鳥栖建設組合のほうから議長宛てに来ております。

簡単に内容を。皆さん、お手元にありますか。

造成工事の発注については、鳥栖市内の雇用維持と拡大と育成のため、市内建設業者へ発注をお願いしますということと、具体的には、土木一式工事事業者は、A級は6社、B級が15社ございますので、ぜひとも鳥栖市内A級業者1社とB級業者2社での共同企業体を入札参加条件とした工事発注をお願いしますという要望が上がっております。

これについての御意見のある方は、挙手をお願いします。（発言する者あり）

#### 西依義規委員

こないだのグリーン・ロジスティクス・パークはどういう形やったんですか、県の。

#### 佐藤道夫商工振興課長

流通業務団地整備事業につきまして県事業として施工されております。私が知ってる範囲で言うと、各工区を、JV形式で実施されているところでございます。

以上です。（発言する者あり）

#### 中川原豊志委員

まずこの内容について、執行部側として、AとかBとかって言うんじゃないかって、できれば、市内業者に発注をお願いしたいというふうなことについては、どういうお考えなのかだけ、ちょっと確認をさせてもらっていいですか。

#### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

前回の一般質問でもございましたけども、市内の業者への発注が非常に少ないというような質問がございましたので、今回の新産業エリアにつきましては、地元、市内の業者に発注をしたいということで考えております。

以上です。

#### 藤田昌隆委員長

はい、了解しました。はい了解しましたって……。 （発言する者あり）

一応この要望書に対してもきちんと、議会として、返答を申し上げますので、1回、たたき台をつくり上げて、それで、皆さん方にお示しをして、最終的に承認もらった上で返答したいと思っております。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。基本的には、鳥栖市内の業者に発注するという大きな基本路線は変わらないということで。（発言する者あり）

それでは、ちょうど時間になりましたので、商工振興課関係の質疑を終わります。

お疲れでした。

なお13時10分から委員会を再開します。

午後 0 時休憩



午後 1 時 9 分開議

建設課

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

再開します。

これより、建設課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第 19 号 平成 26 年度一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

内田又二建設課長

ただいま議題となりました議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号)中、建設課関係分について御説明申し上げます。

A4横サイズの委員会資料をお願いいたします。

1 ページでございます。

歳入でございます。

目 3. 土木費国庫補助金でございます。

今回、社会資本整備総合交付金につきましては、国の内示に伴いまして補正をお願いしております。

節 1. 道路橋梁費国庫補助金につきましては、酒井西・真木線舗装工事、商工団地 4 号線舗装工事、道路付属物修繕事業及び大刀洗・立石線道路改良事業で、合計 2,905 万 7,000 円の減額補正をお願いしております。

節 2. 住宅費国庫補助金につきましても、木造住宅耐震診断補助金及び既設公営住宅改善事業分について、あわせて、409 万 1,000 円の減額をお願いいたしております。

また、今回新たに大規模建築物耐震診断補助 600 万円を計上いたしております。これにつきましては、歳出のほうで詳しく御説明をいたします。

委員会資料 2 ページをお願いいたします。

目 6. 土木費県補助金、節 2. 住宅費県補助金でございます。

木造住宅耐震診断補助につきましては、社会資本整備総合交付金の補正に伴いまして、県の補助金を補正するものでございます。また、大規模建築物耐震診断補助につきまして、300 万円を計上しております。詳細につきましては先ほどの国の交付金と合わせて、歳出のほうで御説明いたします。

目 2. 土木費につきましては、社会資本整備総合交付金の補正に伴い、節 1. 道路橋梁債及び節 3. 住宅債をそれぞれ補正するものでございます。

委員会資料 3 ページをお願いいたします。

目 6. 災害復旧債、節 2. 土木施設災害復旧債につきましては、7 月 3 日の豪雨において被災した市道の復旧工事を行うため、110 万円を市債として計上するものでございます。

委員会資料 4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

目 2. 道路維持費、節 15. 工事請負費の 2,000 万円につきましては、大雨等による冠水被害への対応や、生活道路の安全対策等のため、側溝等の改修、整備が必要であることから補正するものでございます。

目 3. 道路舗装費、節 15. 工事請負費につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、酒井西・真木線及び商工団地 4 号線の工事を 1,958 万円減額するものでございます。

別紙資料をお願いいたします。建設経済常任委員会参考資料でございます。資料の 1 でございます。

酒井西・真木線の道路舗装工事でございますが、平成 26 年度の予定しておりました施工区間 360 メートルを 210 メートルに縮小し、残りの区間は来年度の予定となります。

別紙資料 2 をお願いします。

商工団地 4 号線につきましても、平成 26 年度予定しておりました施工区間 260 メートルを 85 メートルに縮小し、残りの区間は来年度以降の予定となります。

委員会資料 4 ページに戻っていただきまして、市内の道路舗装工事分といたしまして、道路陥没等の車両事故等が発生している状況や、通学路等の交通事故防止等への対応のためにも、交通車両と歩行者の安全確保を図るため、2,000 万円を補正するものでございます。

目 5. 交通安全対策事業費、節 15. 工事請負費につきましては、防護柵、カーブミラー、ライン等の路面標示など、交通安全施設の工事分といたしまして、通学路や生活道路における歩行者等の交通安全を確保するために 1,000 万円を補正するものでございます。

目 6. 道路整備交付金事業費、節 15. 工事請負費 3,045 万円の減額につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、大刀洗・立石線道路改良事業の工事費を減額するものでございます。

別紙資料 3 をお願いいたします。

大刀洗・立石線道路改良事業でございますが、赤色の着色部分について、今年度完了見込みの予定でしたが、このうち道路舗装工事及び信号機移設については、平成 27 年度の予定となります。

委員会資料に戻っていただきまして、5 ページをお願いいたします。

目 2. 住宅改善費でございます。これも国の社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、木造住宅耐震診断補助金 2 万円を減額補正するものでございます。

また、歳入にもありましたが、今回、新たに大規模建築物耐震診断補助金 1,200 万円を歳出で計上しております。

別紙資料 5 をごらんください。大規模建物耐震診断補助金事業ということで資料をつけております。

これは平成 25 年 11 月 25 日に、建築物における耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されております。昭和 56 年以前に建築された不特定多数の者や、避難弱者が利用する一定規模以上の建築物については、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を公表、報告することが義務づけられております。

鳥栖市で対象となる建築物は佐賀競馬場のみでございまして、佐賀県競馬組合が施設の耐震診断を行うことになりましたので、補助を行うものでございます。

耐震診断費に対する補助の割合でございますが、下のほうに表示しておりますが、国が社会資本整備総合交付金、ここで交付金としているところでございます。3 分の 1。耐震対策緊急促進事業補助金、青色の補助金としてところが 6 分の 1、県が補助金として 6 分の 1、市が補助金として 6 分の 1、事業者負担が残りの 6 分の 1 となります。

1 枚手前の別紙資料 4 をお願いいたします。

全体事業費としましては、補助対象の事業費の限度額が 1,800 万円となります。このうち、国の交付金分として 3 分の 1 の 600 万円、県の補助金が 6 分の 1 の 300 万円、市が 6 分の 1 の 300 万円となります。

補助事業の主体は市となりますので、国、県の補助を受け入れて、事業者に補助することになります。しかしながら、国の補助金の 6 分の 1、300 万円につきましては、国が直接事業者に払うこととなっておりますので、市の予算には計上されないこととなります。

したがって、事業費の限度額 1,800 万円に対し、国の交付金 3 分の 1、県の補助金 6

分の1、市の補助金6分の1の合わせて1,200万円の歳出となります。

資料6に佐賀競馬場の状況概要を入れております。

それでは委員会資料に戻っていただきまして、款11. 災害復旧費でございます。これは、本年7月2日から3日にかけての豪雨により被災した市道の復旧に要する経費を計上いたしております。

別紙資料7をお願いいたします。

県道江口長門石江島線の西側になります江島村中3号線、それと市道大刀洗・立石線の西側になります丸尾5号線の災害復旧工事でございます。

以上、議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、建設課関係分の御説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

今、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **中川原豊志委員**

じゃあ資料4ページからですね。

まず交付金事業で酒井西・真木線とか商工団地4号線、また、大刀洗・立石線。国とかのほうからの内示によつての減額ということなんですが、この減額になった要素っていうのは、実際どんなもんが考えらるっですかね。

#### **内田又二建設課長**

要因はちょっとあれですが、県内で70%ぐらい全体で減額になっております。各都道府県もそのくらいの減額と聞いております。（「わからんですか」と呼ぶ者あり）

#### **三澄洋文建設課土木係長**

昨年に県の道路課のほうともちょっとそういうことで、打ち合わせをさせていただきました、当時としましては、全国的にやっぱり安全安心の案件が多いということで、ストックの関係は、今、全国的に手をつけられている事業ということで、一つは、自治体の数がふえたというのがやっぱり一つの要因ではないかということは話をされてました。

そういったことで、全国的に手を挙げられたことによって、もともと始めた事業を、配分が少しずつ減ってきているというような状況が一つはあるのかなというふうに感じております。

#### **中川原豊志委員**

せっかくいろいろ進んでる事業が、予算が入らんで、また、足どめされると、大変だな、何でこんな状態になったのかなとちょっと思うんですが、それはもう仕方ないんでいいんで

すが、じゃあ、次ですね。

舗装工事等の分で2,000万円、また、計上もね、してもらっております。災害復旧等の分、雨での陥没だとかそういったものも含まれるというふうに思うんですが、正直言うと、2,000万円でどれだけできるのかなっていうふうに思いますんで、ある程度2,000万円でこうする予定があれば教えていただきたいな。その中で……、まず教えていただきたいと思ってます。

#### **内田又二建設課長**

道路舗装で2,000万円、維持で2,000万円の予算を計上しておりますが、主に、地域からの要望の対応で行っております。

2,000万円で足りるかという御質問ですが、現在、要望が上がってるところについては、おおむねできると考えております。

今後のこれからの要望次第というところもありますけれども、1月以降の要望については、工期等も準備期間等ございますので、実際とれないので、来年度以降、早期発注をしたいと考えております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

2,000万円でね、どこまでできるかなと正直思っております。

ただ、これ要望です。ある市道を通ってるとね、細切れしたように白いマーカーをしてあるところがあるんですね。多分ここは修理するのかな、ここは補修工事するのかなと思ってます。

それ見るとね、本当つぎはぎつぎはぎみたいに、白いマーカーをされているところがあるんですよ。正直言うと、うち近所なんですけどね、はい。

あれはそこのペインティングしたところの範囲だけを舗装するような感じに見えるんですが、間違いなかですか。

#### **三澄洋文建設課土木係長**

今、御質問をいただいた箇所についてでございますけれども、現場をはっきりどこっていうのをちょっと特定できないから、はっきりここでは何とも言えませんが、当然、陥没箇所であったり、傷んでる箇所がある程度広範囲に広げれば、それなりの延長とか幅はやっている状況でございます、それが部分的に、ある程度の距離が離れてなってるそこについては、局部的にやっている部分でございますし、そういった状況状況で、その補修のやり方をちょっと変えてますことから、今の場所がちょっと正直、この中では答えにくいんですけどですね。

マーカーしてることであれば、多分そういったところで、その範囲をやる方向で検討して



るのかなとちょっと思ってます。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

場所をね、特定しますと、安良・下野線というんですか、B S サイクル工場から幸津の公民館あたりのとこなんですけども、本当にちっちゃい1メートル四方、もしくは1メートル掛け2メートルぐらいでマーキングされてます。それも何カ所も何カ所も。

そこだけ補修しても、すぐまた横がね、悪くなるような状況なんで、そういうふうな、つぎはぎつぎはぎするような補修工事というのは。また次ばやらないかん、また次ばやらないかんという形になりますんで、もしマーキングされているところを工事するような状況ならば、本当に全体を考えて工事をするように、これはもう要望で結構ですんで、してほしいな。一度、現場をよかったら確認してもらいたいなというふうに思います。

すいません、次の質問、もう一点よかですか。

大規模建築物の耐震補修工事の補助金なんですけども、今回、佐賀競馬場が該当するというふうなことでございます。

で、耐震診断をなさいというふうな義務づけというふうなことでお聞きをしたんですが、万一耐震診断して、耐震の具合が悪いというふうな判断とかになった場合、行政的な指導もしくは、その施設に対する改善命令とかそういったものがあるのかどうか、ちょっと確認をさせてもらってよかですか。

#### **萩原有高建設課参事兼課長補佐兼建築係長**

今の制度上におきましては、耐震診断の義務化というところまででございまして、補強についてはそこまで強制的なことまでは示しておられません。

ということですので、今回、耐震診断の結果については、今度、耐震診断の補助とか、その点もございますけれども、それにつきましては費用が出てから、結果が出てから判断したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

はい、ほかには。

#### **西依義規委員**

道路維持費……、2,000万円、2,000万円、1,000万円の道路舗装とか、道路維持についてなんですけど、地域の要望はある程度満たしておるっていう、先ほど御答弁をいただいたんですが、私のイメージすると、鳥栖市にはこんだけの道路があって、建設課として、予算をこれぐらい必要だと、いつも申し上げた結果、けど、鳥栖市の全体の予算だからこれぐらい

になっているという認識なんですけど、それは間違いないですか。予算、事足りてるかどうかを今聞いてるんです。

#### 内田又二建設課長

全体的に道路パトロールとかもやってますし、その中で、要望以外にも、うちのところで把握している状況でもあります。そういったものについては、年次的に計画的に予算を獲得していきたいと考えております。

#### 西依義規委員

言いにくいことなんですかね、これ。例えば、自分の今回の建設課としてのベストがこれぐらいだと。今回の、前回の初年度の当初予算がこれぐらいになったというところって把握はされてるんですか。

要求されますよね。何でもかんでも、各課から上がってきて、それが鳥栖市の全体の予算を考慮して、多分配分されてるんで、そこに文句言うつもりはないんですけど、建設課が求めているのどれぐらいが、それぞれの予算がついているのかっていうのは、把握されてますか。

#### 内田又二建設課長

要求どおり予算は、実際についてはおりませんけれども、その中で、大規模なものについては、年次計画で対応したり、年度標準化、平準化を図るようなやり方で対応はしております。

#### 西依義規委員

結局、こんだけ、先ほど例えば中川原議員がおっしゃったような要望とかがあって、全部が全部対応するのはとても難しいでしょうけど、そこに必要性とか重要性を訴えることによって、いやいやこっちよりこっちだよっていうのが、これ、課をまたいででも言えることだし、課の中でも地域でも言えることだと思うんですよ。

その辺の努力っていうか、何か建設課独自に、全市的に訴えるときに、こうだから必要なんだよ、この予算は絶対要るんですよっていう何かしらの働きかけはされてますか。

#### 内田又二建設課長

要望ですね。地域からの要望の各年度の推移、それから道路パトロールでの道路の状況等を加味して予算要求はしております。

#### 西依義規委員

ここで言うことかどうかわからん……。

例えば、地域からの要望とかでは、鳥栖市は動かないと思うんですよ。鳥栖市、全体を見られてる方の立場とか、全市民的立場に立ったときに、地域の要望がこことこことここが出

てます。これ上げさせてもらいます。じゃあここを我慢してここからしてくださいっていうしかならんと思うんですよ。

僕が言いたいのは、建設課として、こういう方針で、この道路だけは絶対鳥栖市の生命線だから、ここは最優先で、いやここは2番3番みたいな、理由づけがあって、鳥栖市の年初の予算要求とかをされているのか、それとも地域からの要望をまずだら一っと平面に並べて、5年計画ぐらいで、この次はここ、この次はここというふうにしてされてるのであれば、道路予算って一向にふえないと思うんですよ。

その辺については、ふやしたほうがいいと思われてるのか、いや今の現状で満足なのかの認識で、もう現状で満足であれば、もうこれ以上、その方法をとられるのであればずっと今までどおりの予算になっていくと思うんですけど、その辺は、何か課内で、部内で、何か一回検討されたこととかありますか。

#### **内田又二建設課長**

先ほど申し上げましたように、まず要望がございます。地区からの要望、それから、うちが道路パトロールする中で、修理が必要だと、補修が必要だと考えられるところがございます。

また、一級市道については、補助をいただいて、酒井西・真木線なり商工団地3号線の対応は行っているところでございます。

十分な予算であるとは思っておりませんが、今後、そういったところを精査して、より深く精査して、予算要求には臨みたいと思います。

#### **西依義規委員**

僕らも委員会に、3つの委員会に配属されて、各委員会、委員会、もちろん充実しろ充実しろっていう連発なんで、ちょっと難しいでしょうが、けど僕らは僕らでこの今の道路とかを見ながら絶対必要性を考えて、申し上げていきたいと思いますんで、その辺はできたら昨年よりことしとか、ことしより来年、昨年こういう手法を使ったんで、だめだったんで、ことしはこういう形で攻め、攻めてっていうか、交渉しながら、ここには新たな増額とかいうふうな形はぜひとも御検討というか、していただきたいなという要望で終わらせていただきます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

委員会資料の5ページと6ページでお尋ねです。

款の11の災害復旧費についてですけど、まずこの災害復旧工事で、5ページと6ページの災害復旧事業でございますが、これ、可能であればなんですけど、過去5年とか、10年でもい

いですが、この災害に関しての費用っていうのは多分、この時期、夏の台風とか、豪雨とかで多分発生する補正になってくると思うんですね。

最初は1,000円を出して、これはもう補正前提で立てられた上で、こういった災害に合わせてこういった金額が出てきてると思うんですけども、もしこれ、鳥栖市内で、大体毎年どれくらいの災害復旧というのが、わかれば、現段階でわからなければ、後ほどでもいいんで教えていただきたいんですけど、わかれば今教えていただきたいんですけど。

#### **内田又二建設課長**

過去どのくらい……。 (発言する者あり) ちょっと今、手持ちに資料ございませんので、建設課の分だけでよろしいでしょうか。 (発言する者あり) 明日にでも、きょう準備できればきょうしますが、明日までには資料を提出したいと思います。

#### **樋口伸一郎委員**

よろしくお願いします。

関連して、もう1点なんですけど、今年度に関してはこの5ページと6ページに上げてある場所っていうのが、今年度に関しては、その中で、5ページと6ページに示されている場所が復旧対象となっているかと思うんですけど、参考資料に写真等載ってますけど、現在の段階で、進捗状況といいますか、どこまで進んでるかとか、もしくは復旧までの計画があれば、いつぐらいまでに復旧完了の予定っていうのがあれば、教えていただければ。

#### **三澄洋文建設課土木係長**

今の御質問にお答えします。

こちらの2カ所の被災現場につきましては、7月の2日から3日の午後にかけて、これによって被災したということで、建設課のほうでは認識をしております。

地元のほうから、こういった被災の状況が連絡がございまして、その日のうちに現場に向かいまして、応急措置としましてブルーシートを張って土のうを、道路の路肩に置きまして、水を、基本的にそちらに集まらないような状況にさせていただいて、現在に至っている状況でございます。

今後の予定でございますけども、今回の補正の審議で、もしよろしければ、補正でつけていただければ、9月以降の秋口からの工事を目指してやっていきたいと思っております。

ただ、沿線が農地であったり河川であったりしますんで、その辺の土地の利用形態とかもございまして、その土地の地権者の方とかのお話とか、協議とかもちょっと必要になりますんで、その辺が速やかに進めば、秋口から入ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

ちょっと関連になるかもしれませんが、現状は、ブルーシート等を張って養生してるというふうなことなんだけど、その間、ここの道路とかを利用する方に対する安全対策というのは何かされとつですか。

それとか、もしくはこの道路の利用者がどのくらいあるのかわかんないですけども、安全対策みたいなもの、通行止してんのか含めて。

### **三澄洋文建設課土木係長**

今の現場につきましては、先ほど申しましたように、ブルーシートを張って、土のう、路肩のほうに置いております。

現状は、道路幅員は、通行できる幅員はとれておりますので、基本的には差支えなく通行していただいております。

土のうが路肩として置いてますもんですから、コーンとかじゃなくて、この土のうで、そこに通行できないような形態をとってますから、そこが目印になって通行ができるような形にはしておりますけども、一応この利用が、丸尾5号線につきましては、隣接に2軒、もう一方の江島村中3号線が、こちらが広い道までが2軒ぐらいですかね、あんまり隣接してるのが、家屋がないもんですから、大きな通行に支障するような状況ではないとは考えております。

以上です。

### **中川原豊志委員**

ただ、これが民家がもし多かったりとか、もうちょっと災害がひどくて、車の通行ができないとか、そういったときの場合とか、もしくは、本当にもうちょっと災害的にひどくて、早急に対応せんと、例えば、そこの集落が孤立をしてしまうとか、そういった災害等になったときに、通常、僕ちょっと一般質問でさせてもらったのも、こういうとこなんですけども、先行的にね、ある程度の工事をするとか、もしくは、市の職員さんでできないときには、もう業者の方に協力してもらおうとかいって、応急的な処理をするようなね、そういうふうな仕組みというのは、鳥栖市にあるんですかね。

### **藤田昌隆委員長**

要するに緊急措置ができますかと、対応できますかっていう意味だと思います。

### **詫間 聡建設部長**

災害復旧の関係の御質問になりましたので、まず今回の補正予算の中で、予算書37ページ、災害復旧の関係、農林関係と土木関係の補正予算をお願いしておるところでございます。

せんだってから広島の災害の関係についてもございますけれども、現時点对応してる分につきましては、補正予算で議決いただいてできるような事例関係、今回の補正予算はそう

いった事例でございます。

広島等の緊急を要する甚大な災害となれば、予備費を充用してでも対応すべき事案になってくると思っております。

今回の災害においては、そこまで通行止等でも対応できる、市民生活に影響ないような箇所というふうなところでの認識、全体的では認識をいたしております。

そういった中での災害の分につきましては、先ほど申しましたとおり、予備費を充用いたしまして、災害復旧費に予算を組み込んだ中で、予算を執行していくというふうな緊急的な対応をするべきものと認識をいたしております。

現時点でここ数十年、本市でそういった対応をしてきた予算執行等はないものですが、その分に備えたところで全庁的に対応できるものと認識をいたしております。

以上でございます

#### **中川原豊志委員**

万が一ね、そういうことがあったときには、本当に補正を待ってね、しよっちゃ遅いこともね、あろうかと思えますんで、ぜひその辺の対応もよろしくお願いします。

はい、以上です。

#### **齊藤正治委員**

4 ページに、道路維持費の中に、道路側溝等工事費というのが入ってるかと思うんですけども、これ、通常の老朽化とか、そういったものに対するのが自治会から、要望とかしよつとは思いますが、西田川関連の内水対策に対する予算を別計上していきながら、内水対策をする必要があると思うんですけども、それについてはどのようにお考えか。

#### **内田又二建設課長**

先日も議長と現場を見させていただきましたけれども、あの中でいろんな対策のやり方等、お話をさせていただきましたけど、その辺検討しまして、改めて予算計上すべきか、この維持で対応できるのか、その辺も含めて検討していきたいと思えます。

#### **齊藤正治委員**

いつごろその検討結果は、予算まで含めて。

#### **内田又二建設課長**

来年度対応になる可能性もありますけれども、用地等の取得も必要になってくるということになると、ちょっと予算の関係もございますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思えます。

#### **齊藤正治委員**

一番問題なのは、過去、もうそれこそずっと昔から、この西田川の問題は問題になってて、

平成 20 年に、まだ土木事務所が手をつける前の話でしょうけども、そのころからどういう対策をしたらいいかっていうことで、橋梁を先に上げましょうっていうことで、三島のところの橋梁を先に上げてもらったわけですね。

それから順次、手前のほうの儀徳の方面にずっと整備を、橋の橋梁と、そすと暫定的な架道の拡幅等していただいとるわけですけども。

現実的には、土木事務所もね、今年度、1 億数千万円のね、予算をつけながら橋梁を 2 橋、それから架道の拡幅なんかをしてもらってるわけですよ。

ところが何年たってもね、今まで、要するに、市は西田川のせいにして内水対策を全然やってこなかったというのが、これ現実だと思うんですね。

それで国に陳情をするときに、国が何て言うかという、筑後川の水門の話はするにしても、今のようような状況では、要するに、内水の問題はやはり市で当然してもらわにやいかんですよというようなことしか、国としては言わない。

そういったことになると、やっぱり西田川関連をずうっと今日までしてきたら、いわゆる緊急的な話なんですね、ことしも 7 月 3 日の大雨、ともう今まではもう頻繁にね、日本全国でそういったスコール豪雨みたいな非常事態が起きてるわけ。今後につきましても、いつ起きるかわからないと。

そういったことからすると、やはり早急な、来年度にどうかこうとかやなしに、早急なやっぱり対応をされる体制をやっぱりして、早く整備をする必要があると思うんですけども、その対応についてはいかがお考えか。

#### **内田又二建設課長**

おっしゃるとおり、儀徳のところは、大雨が降ると毎年冠水する状況にあることは認識しておりますので、今年度内の予算で対応できる分については、早急に検討をまとめて対応したいと考えております。

#### **齊藤正治委員**

ぜひね、12 月の補正でもあれですから、西田川の内水対策として、きちんとやっぱり事業費を上げていく必要があると思うんですね。

そうしないと国も県にもね、お願いばかりされないんですよ。おかしいですよ。市会議員は来てから、県とか国に要望だけするけど、自分とこはなんやんねって。こうしか思っていないですよ、国と県は。

そこら辺を十分認識して、これは西田川の問題については、議会のほうでも国にも要望してるし、県にも要望しているところでございますんで、そういった対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

それではないようですので、本案に対する質疑を終わります。



## 議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

執行部の説明を求めます。

内田又二建設課長

ただいま議題となりました議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

別冊の委員会資料、条例案について、A 4 縦の資料でございます。1 ページをお願いいたします。

まず改正理由につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴いまして、鳥栖市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、法律の題名が変わりましたので、題名の改正でございます。

また、今回の改正前の法律により、支援対象となっていた人については、従来どおり入居資格を有することとする規定を加えたものでございます。

したがいまして、中国残留邦人等の市営住宅入居資格については、改正前と同じ条件だということでございます。

以上、議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

それではこれより質疑を行います。何かありましたら、挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

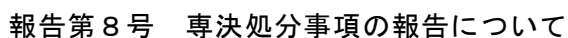
そしたら、ないようでございますので、本案に関する質疑を終わります。

ここで、休憩はいかがいたしましょうか。（発言する者あり）じゃあ行きますか。

はい。







次に、報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

内田又二建設課長

それでは専決処分事項の報告について御説明いたします。

これも別冊、委員会資料、専決処分事項の報告について、A 4 縦の資料でございます。1 ページをお願いいたします。

報告第8号の専決処分事項の報告についてでございます。

今回、市道の管理瑕疵に基づく損害賠償額の決定でございます。事件の概要につきましては、記載いたしておりますように、本年 3 月 28 日、市道北部梅坂 12 号線の脇にあったくぼみに、同市道上のアスファルトのひび割れからしみ出た液体がたまっており、そのしぶきが南側の日立物流倉庫駐車場に駐車中であった被害者の車両にかかり、同車を汚損したものでございます。この事件により、自動車修理費用として賠償額 14 万 3,100 円となったものです。

なお事件の原因となりました市道につきましては、事故が確認された後、直ちに応急処置を行い、その後補修し、事故等の発生がないよう処理したところでございます。

もう 1 件ございまして、別添で資料をつけております。報告番号がないものでございます。

これは正式な御報告として、報告番号がございませんが、一昨日、専決処分を行いましたので、今委員会に報告させていただくものでございます。

事件の概要につきましては、記載いたしておりますように、本年 8 月 8 日、午後 9 時 30 分ごろ、市道上分・島線を久留米方面から鳥栖方面へ走行中、下野町字八反田 308 番地先にあった陥没に進入し自家用車左側の前後輪の足回り及びパワーステアリングを破損したものでございます。この事件によりまして、自動車修理費用として、賠償額 42 万 4,141 円となったものでございます。

なお、事件の原因となりました市道につきましては、事故が確認された直後、直ちに補修を行い、事故等の発生がないように処理したところでございます。

先ほども申し上げましたが、この事件は、一昨日専決処分したものであり、今委員会で報告させていただきました。議会への正式な報告は、次の議会に行わせていただきたいと思います。

ております。

以上、御説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、専決処分についてちょっとお尋ねします。

別紙資料ですかね、これ1ページの写真つきのやつなんですけど、これまず、市道のひび割れから液体がしみ出て、それがかかったってということなんでしょうけど、例えばなんですけどお尋ねです。これアスファルトのしみとかで道路をつくるときの薬品等が飛び散って車が汚損したっていうのであればわかるんですけど、例えば、そこを薬物を積んだようなトラックが通っててその薬物をこぼしてたと仮定したら、それをはねて市道の上に落ちてるものがかかったと、そういったときの責任っていうか何か不明確な部分というのが出てくるかとも思うんですよね。

だけん、そのあたりはちょっと、ちゃんとお調べになって、市道に関するものが出てきて、それがかかったっていうのであれば通ると思うんですけど、そのあたりお調べになりましたか。

#### **内田又二建設課長**

当初、見るからにコンクリート状の液体のような、見た感じ感覚がしてましたので、コンクリートミキサー車がそこを通ったときに、駐車したときに、落としていったものが引っかかったんじゃないかということで、道路瑕疵に当たらないという、うちはスタンスで、当方と交渉しておりましたけれども、日にちが経過するにつれて、舗装から何かしみ出てくるものがあつたんですよね。粉がですね。

で、そういうコンクリートミキサー車を見たという者もおりませんでしたし、調べたところ、そこから白い粉が噴き出たという事実はございまして、雨が降ったときそれがたまつて、自動車を汚損したという判断に至りました。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ちょっと私も一瞬コンクリートのミキサー車がこぼしたコンクリじゃないかなと思ったんで、ちょっとお尋ねしたとこでしたけど、ちゃんと経緯があつてそういうものじゃないということであればいいかと思いますので、よろしく願いしときます。

あと、その次のページの番号がないやつに関しても1点あるんですけど、破損状況からして金額割り出されてると思うんですけど、左側の部分が崩れたということで、総損害額とし

ては 60 万円からの額で、中古の車でいうと、もう約 1 台分なのかなというふうに思ったんで、そのあたりの額ってちゃんとこの修理に適切な金額になってるかの御確認なんですけど。お願いします。

#### **内田又二建設課長**

これにつきましては、うちも保険会社と相談しながら、保険会社がその車両を見聞しまして査定をしております。それに見合った額かなとうちも判断をしております。

#### **中川原豊志委員**

報告 8 号のほうの、さっき樋口議員が、ちょっと話をしたんですが、その原因はね、わかったんですかね。(発言する者あり)

#### **藤田昌隆委員長**

静粛をお願いします。

#### **内田又二建設課長**

事故が起こった後、現場検証して、補修をするに当たって、工事の前に 1 回、掘削して調べましたけれども、特に異常な状況じゃなかったという確認はとれてます。

碎石の粉が浸透してきた水に伴って浮き上がってきたんじゃないかというような判断をしております。

#### **中川原豊志委員**

いや、多分碎石の粉とかが、そうかなと思うんですけども、じゃあ今後、再発の恐れとかいうのはなかですか。大雨が降ったときに、またこっから白い液体が出るとかいうふうなことっていうのは、もう大丈夫ですかね。

#### **内田又二建設課長**

ここがちょっと平面の地図でわかりづらいと思いますが、ここが、道路が、2 メーターぐらい高いんですよ。そこに垂直に駐車場がありますんで、非常に条件としては悪い場所でございます。

日立物流についても、今後は市も現場を見ながら注意はしますが、お宅も十分注意をしてくださいというようなお話しはしております。

#### **中川原豊志委員**

ちょっとすいません、僕も現場見てないんで、わかんないですけども、写真等で見る限り、市道のほうのアスファルトも少し劣化があるのかなというふうにも見えるんですが、劣化はなかったですかね。

そこから雨が浸透して行って、路盤のほう、多分、側溝のほうに行くんでしょうけども、側溝のほうに U 字溝か何かありますよね、結構大きいのがね。そこにぶち当たって下さい流

れきらんで上さいあがってきたとか、そういうふうなことなのかなという、ちょっと感じもするんだけど、要は、市道のほうの舗装の劣化が原因なのかなっていう気がするんですが、そこはなかですかね。

### 三澄洋文建設課土木係長

現場……、この写真から、少し側溝から離れて、轍といいますか、亀裂が入ってる状況もございます。

実際に雨水が浸透しまして碎石の粉と混ざって飛んだ可能性が高いということで、そういう原因はちょっと否めない状況なんで、こういうクラック状の今の路面を、今、現場ははぎまして、ここがどうしても大型車がかかり多い道路でございます。それを加味しまして、下のほうの路盤の改良をこの際一緒にしまして、舗装の高さを側溝の高さまで合わせた形で改良をやっている状況でございます。

以上です。

### 内川隆則委員

すいません、何度もですが。一般質問でもあったようですが、こういう事故っていうのは、事故になるかどうかわからんけど、事故というのは、もう市内至るところにそういうやつは潜んどっと思うですよ。

で、2回……、8月8日の、やつでも、これは無茶苦茶スピード出さん限りは、こげんことならんかなっちゅうふうな感じもするんですよ。

大体車同士がぶつかった場合には、警察を呼んで保険屋さんが判断するわけですよ。これは全く警察は関係ないわけでしょう。

だからもう市内あらゆるところにこういうやつが潜んでいるわけですので、もう危険きわまりない場所が生じてくるというふうに思うけど、これ市民全員が知ったら、これ以上の要求というのは出てくるんじゃないかというふうに、まだほとんど知られていないんじゃないかというふうな思いで、毎回毎回感じよっですけども、その辺、全国的にこういうふうにやり方しよっですか。

### 牛嶋英彦建設課管理係長

この道路瑕疵の案件については、人身事故の場合は、警察を呼んで現場検証は当然やるわけですが、物損事故の場合は、先ほど委員言われたように、警察の現場検証っていうのは必ずしもやっている状況にございません。

全国的にも、道路瑕疵のこの事故の処理については、同じような形でやられており、当事者同士の損害賠償事案については、当事者同士の話し合いにより示談を行うというのが現状で、示談ができない場合は、裁判に訴えて決着をつけるっていうことになっております。

内川隆則委員

牛嶋英彦建設課管理係長

以上でございます。

内川隆則委員

その点について市民全員が知ったら、どれだけの金額に膨れ上がるんじゃないだろうかというふうに思うけど、その辺は考えたことなですか。

藤田昌隆委員長

答えられますか。(発言する者あり)

内田又二建設課長

確かにそういう懸念が十分考えられます。うちとしまして、極力そういう事態に陥らないように、補修等、道路パトロールに努めていきたいと考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですね。

それでは本報告に対する質疑を終わります。

以上で建設課関係議案の審査を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午後 2 時 13 分休憩



午後 2 時 25 分開議

都市整備課

## 議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

### 藤田昌隆委員長

それでは時間になりましたので、再開します。

これより都市整備課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

### 野田 浩都市整備課長

9 月補正予算概要で、都市整備課分について御説明させていただきます。

委員会資料の 6 ページをお願いいたします。

一般会計歳入分でございます。

目 6．災害復旧費、節 2．土木施設災害復旧債のうち、都市整備課分につきましては、平成 26 年 7 月 3 日の梅雨前線豪雨による朝日山公園管理用道路法面崩壊の災害復旧に係る市債でございます。

次に、資料の 7 ページをお願いいたします。

歳出分でございます。

目 2．単独災害復旧費、節 15．工事請負費のうち、都市整備課分につきましては、歳入で申し上げました 3 日午前 2 時から正午までに、日降水量 208 ミリ、朝 7 時には最大時間雨量が 46 ミリに達した梅雨前線豪雨により、朝日山公園西側管理用道路法面が崩壊したために、復旧に要する費用でございます。

参考資料の 8 ページをお願いいたします。

朝日山公園の原古賀口のサガン鳥栖階段があるヘアピンカーブから西のほうに管理用道路が伸びております。幅員が 3 メーターでございます——の谷側の法面が延長 8 メーターにわたり崩壊したため、その復旧に要する費用を補正によりお願いするものでございます。

以上、9 月補正の都市整備課の説明を終わります。

### 藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### 中川原豊志委員

ちょっと先ほども関連なんですけど、要はこの管理用道路ですけど、車は通らんとこですよ。で、ただハイキングっていうか、散策とかで歩いてる歩行者の方もいらっしゃるかと思いますが、もう 2 カ月以上たってますけども、安全対策面はどんなふうになされたんですか。

議員おっしゃるとおり管理用道路でございます。管理用に車が通るぐらいで、通常は車止めをしてクローズしております。

安全面につきましては、肩の部分が崩れておりますが、道路幅員３メートルは確保されておりますので、土のうを積んで、山側のほうを歩いていただくような処置をしております。

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

それでは次に、**国道・交通対策課関係議案の審査**に入ります。チェンジをお願いします。

午後 2 時 29 分休憩

~~~~~

午後 2 時 31 分開議

再開します。

国道・交通対策課

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国道・交通対策課分の説明に入らせていただきます。

委員会資料 8 ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

事項、ミニバス基里・旭地区の運行事業委託料。期間、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年。限度額は、契約期間における各年度の運行経費から運賃収入を差し引いた額の総額でございます。

事業の概要は、基里地区、現在、火、木、土、各 7 便、旭地区、月、水、金、各 7 便のミニバスの運行を、平成 24 年の 10 月から平成 27 年の 3 月まで委託を行っております。

今回、9 月議会で、債務負担行為の議決を得た上で、公募により業者選定を行い、協議会委員の承認をもって業者を確定したいと思います。

公募業者によっては、国への許認可や運輸局の審査期間など、期間を要するため、今回、9 月議会で債務負担行為を計上するものです。

参考資料の 9 ページをお願いいたします。

こちらには、鳥栖市ミニバス基里・旭地区運行事業者募集スケジュールを示しております。9 月に議会議決、10 月に公募資料を作成し、協議会、委員の承諾、評価委員会への依頼、11 月に公告、公告を開始、提案書の締め切り、12 月に選定委員への提案書の配付、運輸局申請、1 月から 3 月までを運輸局の審査期間を見ております。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

これで、さきの委員会のときもちょっと触れたと思うんですが、旭地区のミニバスについて、路線の変更、見直し等も検討されてるような話があったんですが、平成 27 年度からの債務負担に当たって、路線は今までどおりという考え方でいいんですか、それとも変更する計画があるのか、ちょっと確認をお願いします。

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほどの旭地区のルートについて御説明をいたします。

現在、今年度、協議会のほうで了承をいただいたのが、今現在、旭地区については、7 便を運行しているところでございますが、それを 6 便にし、マックスバリュのところの停車時間を長く見て、そして停車時間を長く見る計画で今計画しております。

もう 1 点が交通空白地であります山都地区に対して、その停車時間を利用し延伸ということで検討をしているところでございます。

こちらにつきましては、まだ関係者と協議中でありますので、確定ではありませんが、そ

のようなことで協議を進めているところでございます。

中川原豊志委員

今ちょっと話が合ったんですが、マックスバリュに停車時間を長くする、要は停車をしないわけよね、延伸して山都まで行こうかっていう話なんで。

空白地を、今、山都地域があるというふうなことで、その時間を使って行くのは別にいいのかもしれないけども、これは正直言うと、役目済ましの案なのかなというふうにしか考えられんとですよ。旭地区の方が本当に希望されてる路線なのか、また、山都地区の方に行って、山都地区からどういうふうに行くのかわかんないんですけども、またマックスバリュに来るだけ、じゃあ、そこに行って帰ってくるだけのことが、山都地区の空白地区をなくすだけであって、山都地区の方が本当にそれを望んでるかどうかっていうところも、調査されてるんであれば、調査した報告もぜひお願いしたいんですが。

せめて延伸するんであれば、肥前麓駅から山都のほうに行って、新鳥栖駅を経由するとかっていうのがあるのか、もしくは、ひいては市役所まで、もしくはフレスポまで行くような延伸の案もあって、その内容になってるのか、その辺を含めて回答できるんであればお願いします。

小柳 誠国道・交通対策課長

現在、旭地区のミニバスの延伸についての協議状況でございますが、現在、関係の区長さんを初め、そちらのほうとまだ調整をしている段階でありまして、具体的にどこに、地元の方がつないでほしいという要望とか、今後聞きながら対応したいと思ってるところでございます。

中川原豊志委員

今、地元の方の要望を聞きながらということなんで、私が聞いている範囲では、できれば、マックスバリュに行くんであれば、木曜日の日に走ってもらえんやろかという話も聞いております。

その辺のところの変更が可能なのかも含めて検討していただければ助かるんですが、ただ、そういうふうな地元の要望を、今から考慮するに当たって、この債務負担行為を起こすに当たっての業者選定というのができるものなのかどうか、ちょっと再度確認をします。

小柳 誠国道・交通対策課長

今後関係機関の地元のほうと協議は進めていくように計画をしております。

その中で、要望に対して、今のミニバスの制約の条件もありますので、それで、できるできない、そして今後引き続き協議を行っていくことは継続的に行っていきたいと考えているところです。

現在、債務負担行為につきましては、その部分、延伸について、協議が調わなかった場合については、現在、今、7便について6便に減らして、停車時間、マックスバリュで買い物される方の待ち時間を考慮するということは行っていきつつ、山都地区の延伸で協議が調わなかった場合については、契約、4月以降でも、そのルートについては変更が可能でありますので、できる分については対応していきたいと思ってるところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

最後に要望ですが、本当に地元の方の要望、旭地区だけを回るんじゃなくって、やはりせめて新鳥栖だとか市役所だとか、そういったものまで延伸してほしいという声も聞きますので、ぜひそういったものを含めた中で検討してほしいというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

まず委託業者の数って1社ということでもいいんでしょうか。ちょっとこれ確認なんですけど。

小柳 誠国道・交通対策課長

委託業者の数は1社で契約を予定しております。

樋口伸一郎委員

であれば、ちょっと資料に基づきますけど、8ページ、委員会資料のですね。

で、限度額のところの項目、読み上げますと運行経費から運賃収入を差し引いた額の総額ということになりますので、乗車率とかを考えますと、これ現在も旭地区に関しては、もう零点幾つという数値が出てたので、赤字路線ということですよ。基里路線と相殺しても、完全な黒字路線ではないと思うんですね。

で、根拠はもう赤字根拠ってということで限度額に書いてあるようになるんですけども、そういった情報公開っていうか、業者さんに対して――が、また別紙資料の9にスケジュールがあったと思うんですけど、その中を見ていくと、我々がそういった内面的なこと知ってる分というのは、委託事業者さんに関しては、知ることができた上で、このスケジュールが反映されていくということでもいいんでしょうか。

意味はわかりましたか。

藤田昌隆委員長

わかりますか、今の質問の意味。

樋口伸一郎委員

赤字路線っていうところを、今、限度額の説明文の中で、この計算式を想定すると赤字に

なるじゃないですか、現在ですね。

その旨の説明の上でスケジュールの1番から入っていくということでもいいんですか。市報掲載、工事開始っていうところから入っていく、協議会等でもいいんですけどね。そういった情報というのも、提供しつつ入っていくということで。（発言する者あり）赤字っていうか、今現状の路線に関しては、赤字路線ですっていうか、そういったのもちゃんと提供した上で、入っていくんですかね。

ここにミニバスが走ってるっていう状況だけを伝えれば、ミニバス運行事業というのはわかるんですけども、その路線に関して、基里旭地区に関しては、運行経費から運賃収入を引けばマイナスに近い数字になるじゃないですか。

ですので、そのあたりの説明をちゃんと行った上で、事業を、委託事業者を探していくっていう認識でいいんですかっていうことなんですけど。

小柳 誠国道・交通対策課長

今回、業務を公募していく中でそういった赤字路線ですよとか、そういった表記はないですけど、実際、現在ルートを回ってる路線については、赤字というところは、こういった形か、話、公表はしないといけないと思ってるんです。

補足でございますが、ミニバスにつきましては、定員が9名になっているところでございます。実際にミニバスの定員が9名全員乗ったとしても、運行経費から運賃収入を差し引いた額を総額しても、そこについては絶対黒字にはならないというのがミニバスの状況でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

であれば、先ほどおっしゃったように9人乗りのバスに9人乗っていったときの債務負担行為であれば、全然よろしいかと思うんですけども、9人乗りに仮に1人平均して乗ってないような状態での債務負担行為となれば、額も大きくなるっていう考え方ですよ。

仮にですけど、事業委託するときに、赤字の事業をそうやって、うちがしましうっていう事業者さんがいるっていうふうに思われてますか。

委託事業者さんを今後選定していくに当たって、債務負担はいたしますが、こういった形においても、その事業自体では黒字を出すことができないようなことに対して、委託事業者さんがおられるっていう見解をされてるのかっていう確認ですけど。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

ちょっとすいません、ちょっと最初の部分から答弁をお願いします。

例えば、これは公共っていうか、空白地帯、ですから利益にならんと、そいで赤が出た分

は、例えば市が補助するとかね、そういうのもありますよっていうのをまず言わないと、業者は赤でも手挙げますかっていう……（発言する者あり）そこを言わないと、どうも、赤字で引き受けてくれところがあるんですかっていうふうな……。 （発言する者あり）

豊増秀文 国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長

ミニバスにつきましては、繰り返しになりますけども、募集要項及び業務の仕様書ということで作らせていただいております。その仕様書の中で、こういうルートでございますと、距離数的には何キロということで、業者のほうには見積もっていただくと。

月、水、金が旭、火、木、土が基里ということになりますので、142 日ほどずつぐらいの見積もりを合わせたところを出していただくと。

それにつきまして、最終的には、国のほうから補助金が入りまして、あとは利用者の方の利用料が入ると。それに足りない部分につきまして、うちのほうが委託料という形で、いわゆる補助金的な形で補填していくということで、業者が見積もった金額は下回らないということでございますので、赤字にならないという——になっています。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

事業者さんが業者さんが赤字にならないのは、はい、わかるんですけど、そしたらその以降の、行政が今までルートの改善とか、いろんな意味で取り組んできてたと思うんですけど、それを委託された先に、今まで取り組んできたこと自体、考えてきたこと自体もその業者さん任せになるのか、それともこっちで引き続きそういったことに関しては、考えながらその業者さんに対して指導とかをしていくような形になるのかというのを教えてください。

小柳 誠 国道・交通対策課長

ルートにつきましては、バスに利用していただけるように、うちのほうで周知活動を行ったり、そのルートの見直し関係を検討し、そして協議会で、バスの協議会がありますので、それで諮って了解が得られればルートの変更等を行っているところでございます。

以上です。

内川隆則 委員

であるからよ、であるから一つ、私が一般質問で言うたデマンドの方式、ないしは今、中川原議員が言ってるような方式、そういった変更っていうのを見越して、この5年間の契約じゃなくて、1年ごとの契約とかいうふうな方法を取りながら、できるだけ市民の要望にこたえられるように。

しかも乗車率というのをもっともっと上げるためにしていかなければならないというふうに思うので、契約期間をもっと短縮するというふうな方法をとられないのかどうか。

それとよ、もう言ってしまいますが、これはもう担当課の仕事かなっていうふうな思いがずっとですよ。国道・交通課が、3号線の問題だけであたふたあたふたしよつとによ、また、ほかに県道、市道の関係も含めて、駅前開発の問題も含めてあるのに、本当にこの仕事担当課の仕事かなあってというふうな思いであるので、この辺、部長も判断していただいて、いつでも担当課はかえられるわけやけん、そういうやつを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほど質問がありました契約の期間でございますが、現在、今、運行してる鳥栖、田代地区に関しても、5カ年で見ているところでございます。

これについては、ミニバスの車両価格の取得税等を5カ年で償却しているため、今、5カ年としてるところと、あと、例えば1年とした場合にすると、毎年ルートを、定着する前に、ルートを変えることによってなかなか定着がしづらくなるんじゃないかと私は思っております。

それについて、やはりその5カ年はしておりますけど、それについては、やはり状況の乗り込み調査等を行って、それについてルートっていうのは変更が可能ですので、5カ年周知をしつつルートを地元等の要望に合わせた形、そして乗っていただけるような形を検討しつつ対応したいと思っているところでございます。

以上です。

豊増秀文国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長

追加でございますけれども、現在、旭、基里地区のバスでございます。平成20年10月から運行しておりますけれども、その途中、平成25年の4月から、村田町にできておりますマックスバリュのほうにも、一部変更しておりますもんですから、ずっと固定ではないということで、今後も課長申しましたように、聞き取り調査等しながら、随時変更は考えていきたいと思っております。（発言する者あり）

詫間 聡建設部長

今、建設部全体の仕事の話、国道・交通対策課の職務の関係についての御質問でございました。

バスの関係につきましては、従前であれば商工振興課が担当した時期等もございました。そういった中、交通担当部署というところで、都市整備課の中に配置され、国道・交通対策課、現時点において国道3号の関係、都市計画の見直し関係、今後始まるであろう、今回9月補正で提案いたしております鳥栖駅周辺のまちづくり基本構想、これが将来的に担当部署になりますと、当然、国道・交通対策課のほうを担当すべきもの、建設部のほうに移管され

るものというふうに認識をいたしております。

そういった中、建設部3課の中で、この莫大的な業務量になってくるといふような認識は、私自身痛切に日ごろから感じてるところでございます。

委員の御指摘いただいてるところでございますけれども、今後、庁内全体的に協議をしてまいりたいということで思っておるところでございます。

以上でございます。

森山 林委員

先ほどの関連ですけれども、今までほら、平成24年から平成26年の3カ年間で、一応ルートが定着するといった形もあって、先ほど、今言うように、旭地区はバリユかね、あそこまでやってる。ただ曜日です。月、水、金と火、木、土。これ5年間したら、ずっと5年間その曜日でいくとなってくると、さっき、今言うように、木曜日は、旭は例えばとかね。

マックスバリユは火曜日が安かわけよ。(発言する者あり) そいけん、そこら辺たい。(発言する者あり) その5年間。(発言する者あり) 5年間ちね、今言うたけんで。それを3年なり、ずっとこれ、月、水、金、火、木、土は変わらんわけでしょ、ずっと。その点です、ちょっと。

藤田昌隆委員長

答弁、必要ですね。

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほどありました、その曜日についてでございますが、一応基本は、先ほど説明した基里については、火、木、土、そして旭については月、水、金ということで考えているところでございます。

先ほどお話がありましたお店のバーゲンに合わせてっていうことも、確かに乗り込み調査を行ったときに、地元の方たちから、そういったバーゲンに合わせた曜日ができないかという相談を受けているところでございます。

ただ、うちの担当してる課としては、そうすることによって、今まで、基里、旭が回ってる反対側の、反対というか、反対の曜日を基里地区ですね、そちらのほうも今定着をしているところなので、そちらのほうと曜日を変更しないといけなくなってくるですね。

例えば、月曜日に、旭が回っているのを、今度月曜日を基里を回すっていうことになる、曜日が反対になってしまうので、そこがうちのほうとしても、定着してる基里につきましては定着してるのもあるし、そしてお店の状況によって、バーゲンによって曜日を変更してしまうと、例えばほかのルートでも曜日変更とか、ちょっと出てくるので、それでなかなか、実際、要望は伺ってるんですけど、実際、曜日の変更を現在できてないところでご

ざいます。

以上です。

森山 林委員

だから、先ほど言われましたように、5年間、今度やると。ですからせめて、1年1年は、先ほど言われるように難しいですけども、3年間ぐらい、いよいよ今、定着しているという状況ですので、その点も含めて、月、水、金がずっと5年間すると必ず定着すると思いますけども、曜日の変更等が、例えば火、木、土は今度、旭地区とか、月、水、金を基里地区にする場合も、ちょっと5年間、ちゅうと非常に長くないかなという感じもしますので、ちょっと言ってみました。

内川隆則委員

質問の途中ですので。

部長からね、担当課がかわるであろう期待も含めて、もうあなたに余り質問しないほうがいいかなと思ったんですけど、質問の途中は、定着してもらっては困るわけよ。たった0.4人の乗車率でさい、定着してもらっちゃ困るわけよ。

だから大幅な変更をするためには、必ず業者との契約が、大幅に変わる可能性を含めてさい、やらなければならないと思うわけ。

だから今のままで、0.4人で満足しておるならば、それはそれでね、変更する必要ないでしょうけど、これでは、旭地区の皆さん方の要望に絶対にこたえていないっていう証拠ですので、その辺も含めて、考え直しはできないのかということで、5年間は長過ぎるんじゃないかというふうなことで言っておるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、入札の件についても、それくらいはね、2年とか3年とか、3年とは言わん、長過ぎると思うけど、そのくらいで契約したらどうかというふうなことですよ。

藤田昌隆委員長

返答要りますか。（発言する者あり）ちょっと待ってください。今、内川議員の御質問に対して、（発言する者あり）いや即答、即答……。 （発言する者あり）

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほどの御質問にお答えします。

担当課としましても、定着ということでお話しましたが、決して旭地区の利用者が少ないことに対しては、満足はしておりません。

これに関しては、引き続き乗っていただけるように、周知やルートの変更等で乗っていただけるように対応をしたいと考えているところでございます。

そして2点目の契約期間でございますが、こちらにつきましても、5年につきましては、

車両の価格の取得税等を5カ年で償還を計画しているため、またそして、鳥栖、田代につきましても、定着等含めて現在5カ年で契約しているので、引き続き5カ年で今回も検討したいと思っているところでございます。

藤田昌隆委員長

車もそれなりの使用に入らないかんでしょうが、（発言する者あり）そいけん、はい、じゃあ1年で切られたらね、もし切られたら、わざわざ何百……。

内川隆則委員

じゃあ一応そういう契約をしとって、そして、ちょっと2年後にどうしても変更したいという思いがあったならば、契約の改定っていうか、そういうやつを含めて検討がされるのかどうか。

豊増秀文国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長

今の質問でございますけども、現在も毎年4月からの契約につきましては、毎回見積書を取りまして、コースが変わった内容だとか、あとはいろんな、ガソリン代の変更だとかそういうことも含めまして、毎年見積もっておりまして、それで契約をしておるところでございますんで、それは毎年可能でございますんで、回答させていただきます。

藤田昌隆委員長

ということです。

齊藤正治委員

先ほどこからお話聞きよったら、ルートを自由に変更できるっていうお話がありましたけど、それは地区内のルートなのか鳥栖市市内のルートなのか、どうなんですかね。

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほどの質問にお答えします。

ルートの変更については、ミニバスの制約上として、広域線が走ってるのがありますので、それを補うためのフィーダーとして、枝線としてミニバスを走らせておりますので、地区路線、今の現在のルートを基本にルートの延伸等を検討したいと思っているところでございます。

齊藤正治委員

それが何で、旭のやつが山都に行かにかいかん話が出てくるのかなって僕は思うんですけどね。不思議に。

そんなんなったらね、市役所に何でね、旭のやつを市役所を何で回さんとかというような変更ができるんだったら、別に同じ広域路線の路線を走らなきゃいいわけでしょ。単純にそう思うんですけどね。

だから、もうちょっと利用しやすいようにするためには、やっぱり旭地区の人たちは、山都んにきのほうも考ゆっともよかばってんが、それは山都は山都で、麓は麓地区でもうちょっとしっかりした考え方持ってやっていくとか。

旭のやつはやっぱり、そういった行政官庁等ね、行かないから余計利用者が少ない。例えば極端な話は、病院とか、一応ストアーはね、ああいうふうにあそこに寄るようになりましてたけども、そういったところの変更も踏まえて、やっぱり検討してもいいんじゃないかなろうかと思うんですけども。

もともとずっとそういう話が恐らくあったと思うんですけどね。それについては、どのよう。〔「麓はミニバスなかもん」と呼ぶ者あり〕〔発言する者あり〕

小柳 誠国道・交通対策課長

旭地区のルートにつきまして、具体的に先ほど、鳥栖駅につなげないかというお話がありましたけど、今、旭地区につきましては、市内線に、ルートに接合をしております、旭地区を回ってる方は、広域線の34号線にバス停があるんですけど、そちらに乗っていただいて、乗りかえにはなるんですけど、広域線で鳥栖駅に行っていただく計画にしております。

齊藤正治委員

言いよることは、わからんわけやないんですよ。だからわからんわけやないけども、市役所にダイレクトに持っていけばね、鳥栖駅につなぐっていうことは、新鳥栖駅につなぐっていうのは、そぎゃんとはどうでもいいんだけど、要は一番行政官庁である市に対する往復が一番大事な話だと思うんですね、行政官庁にどうやって市民の人たちつないでいくかって。

そういったことは、例えば広域は走らんで、朝日山んところからツーっと真ん中走ってから、バーっと入ってくれば、別に重なるルートっちゅうのは、ないわけですから、そういったことも踏まえて、ルートが自由にできるということであれば、それはそちらのほうがいいんじゃないかなろうかと思えますけどもね。

中川原豊志委員

今回また平成27年度から31年度、要は、この機会に、今の路線だけの感覚でするんじゃないくて、例えば曜日の問題にしたって、何で毎日通らんやろかっち思う人もおるかもしれん。

だから、毎日、旭も基里も通るような路線で、例えば、鳥栖南回りとかいう感じの路線ば、1日に7回も回さんでもよかけんが、そいば4回でも5回でも回して、旭も基里も1日、毎日回るといふうな形をとるとか、何かそういった、今までの概念とちょっと違った形で、この機会に考えてもらって、次年度の予算請求ばしてもらおうとか、そういうふうな考え方って持っちゃなかですかね。

小柳 誠国道・交通対策課長

先ほどの質問にお答えいたします。

こちらのバスのルートにつきましては、先ほど申しましたように協議会に諮りまして了承をいただいてルートの変更等を行っているところでございます。

その場合には、鳥栖市の連携計画を、バスに対して連携計画を立てております。それに沿って回してるところもありますので、今すぐお答えの中で、できますよとかお答えはできないんですけど、今後、連携計画や、そして連携計画をもとに協議会に諮り了解が得られれば、そちらについてはもちろん変更が可能であります。もし、その連携計画の見直しに沿って出てきたときには対応をしたいと思っているところでございます。

中川原豊志委員

だから、連携計画の見直しってというのが、どこから来るのか。要は、担当課のほうかそういう考えもあるよということで出さんことには、進んでいかんわけですよ。

今まで従来の考えしか持たんで、従来の考えしか出さんなら、従来の考えで検討するしかなかったやけんが。

やはり市民の足のことを考えるのであれば、いろんな地域見てもらったら、南回り巡回バスとか西回り巡回バスとかというのを走らせてるところもあるじゃなかですか。ね、ちっちゃい地域の中でぐるぐるぐるぐる回るんじゃなくて、市内全域を見た中で、便数は減らしてもよかけんが、みんなの市民の足になるような、ミニバスを運行させてもらったらどうやらかっていう考え方をぜひ持ってもらいたいな。

できれば、希望になりますけども、毎日、月、水、金とか火、木、土じゃなくって、毎日、旭も基里もバスが通ってるよというふうなものにしてもらって、そういうふうな考え方を持って検討をね、この時期だからこそ行ってほしいなというふうに思います。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

答弁。今の答弁いいですか。

〔発言する者なし〕

なければ。（「部長答えんね」と呼ぶ者あり）考えますとか何か言うてくれんね。

詫間 聡建設部長

貴重な意見をたくさんいただいております。

一般質問中にも、デマンド方式、本当調査研究すべきもの、例えば市内を循環するロータリーバスと、ほかの自治体等でいろんなことをやっているのも今後必要であると、調査研究の必要性は思っております。

こういったところを踏まえながら、今後のミニバスのあり方、あと市内線、広域線とのバスの運行状況を踏まえながら、ミニバス、あとどういった形で導入するのか、市民の足の確

保という意味で、今後調査研究をやっていきたいと思っておるところでございます。

いずれにしろ、今回につきましては、基里、旭地区っていう限定された中での、今回の提案になっておりますけれども、いろんな意見をちょうだいしながら、今後、よりよい交通体系の構築に努めてまいりたいと思っておるところでございます。よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

ありますか。

樋口伸一郎委員

債務負担行為ですので、業者さんに赤字が出ないことはわかるんですね。もうそれがないように、こういうことをされるというのはわかってるんですね。

ただ、今ずっと出てる取り組みとか、改善とかルート面から予算面からいろんな取り組みや改善があるかと思うんですね、今後も。

ここに表記されているように、括弧に基里、旭地区とあります。この基里、旭地区の方々のニーズに、一番こたえられるようにもっていかないといけないって私自身は思ってるんですね。

そういった取り組みや改善はやっぱ私自身は、行政が主体でやっていくべきじゃないかっていうふうに考えております。

これを事業委託することによって、今後、改善等を行いたいときに、考えたことを協議会にお諮りして、協議会から変更にもっていくっていうふうに考えたときに、ワンテンポ今までより遅くなるんじゃないかなっていうふうに、私自身は懸念しているんですけど、その辺どうお考えですか。

小柳 誠国道・交通対策課長

ルートを回していく中で、やはり利用者が少ないことによって、ルート変更等を行って、それについての手続でございますが、こちらについては、手続が遅くならないように、協議会についても、臨時でも開くことは可能なので、早急に対応したいと思っております。

樋口伸一郎委員

今までと変わらないように、これをやったことによって、やっぱり取り組み自体が時間がかかるようになったっていうふうにだけはならないように求めています。

あと、基里、旭地区って書いてあるとおりに、その地区においてのミニバスは、ニーズにこたえられるような形にもっていくのはやっぱり今までどおりしっかり考えていって、協議会を通す通さないに関しても、委託した業者さんがただ任されたっていうふうな状態にならないように、しっかり考えていっていただければというふうに思います。

終わります。

西依義規委員

はい、そうと言っていたいたんで、僕、言うことが……。

このやり方、先ほどからデマンド方式、ロータリー方式っていうのが、いろいろあるっておっしゃったんですけど、要は予算を、5年間もうさきに、もう債務負担っていうことでございますんで、これ1回通ると、もう5年間この方式っていうのは、僕は変わらないと思うんですけど、その辺は、もうやり方自体はこの方式で、5年間進まれるということでいいんですかね。

この、こういう一業者に委託して、不足分を払うという、この大前提のこのやり方がベストというか、いいと思われてるんで、これでまた5年間進まれようとしてるんですよ。

その辺については、いろいろ検討した結果やっぱりこれをおとしてこれなんで、やっぱこうっていう協議とかされたのかなと思って。

豊増秀文国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長

契約の方法につきましては、委託契約という形で5年間は進めていきたいというふうには考えているところではございます。

これにつきましては、収入等につきましては、当然、事業者のほうにまっすぐ入りますし、補助金も事業者のほうにまっすぐ入って、最終的には全体の経費で、不足部分については委託料で補填するという形でしておりますんで、こういう形で進めていきたいと思っております。

西依義規委員

いや、こないだも一般質問……。認識の違いっちゃうか、その4人っていうのはもう多分、さっきの旭の平均の人数とか、(「0.4」と呼ぶ者あり) 0.4っていうのは、もう変わらないんですよ、多分。この委託料とこの方式で、あと、今2年続けて、これ今後5年続けても。

私たちは、変わるっていう期待を込めて、この5年間をする、何か期待感がないんですけど、その辺については何かあるんですかね。

豊増秀文国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長

すいません、先ほどちょっと答え方悪かったんですけども、契約は1年1年の単年度契約はしていきます、委託でですね。はい。

それとあと、現在、旭のほうの利用人数ですけども、1便当たりにつきましては、1年前につきましては、0.4人だったんですけども、最近では0.9人、(発言する者あり) 約1人に届くか届かないかということで、これにつきましてはですね、てきめん結果が出てるのが、先ほど言いました、平成25年の4月からマックスバリュにつなぎまして、それまでは0.2人だったのが、0.75人と。現在、0.99人ということでなっております。

今回、4月から7便を6便にして、利用がしやすくなるということも含めまして、また、利用者がふえるのではないかというふうにはちょっと考えておりますけれども、その後、いろんな意見を聞きながら進めていきたいとは考えているところでございます。

西依義規委員

すいません、失礼な言い方して、ふえないと言いました。

僕は、努力するのは誰かっていう話なんですよ。この0.9を1.2とか2にするのを誰がするのかっていう、その責任の所在が、私は不明確に、要は、その委託業者は何をするんですか。安全に運行することが責務なんですか。委託業者の責務を教えていただきたいと思うんですけど。

小柳 誠国道・交通対策課長

運行業者は安全に運行するのが責務でございます。

それで、利用者をふやしていく努力っていうのは、担当課のところで、利用者の状況を見ながら、どういったことができるかっていうのは検討するのは、担当課だと思ってます、はい。

西依義規委員

いや、例えば、旭に住んでらっしゃるんですね、旭のことは多分、無茶苦茶詳しいと思うんですよ、その辺の部分は。じゃあ基里のことがここ、出身者おっちゃつですかね、基里の方は。その課におっちゃつかどうかわからないんですけど。

先ほどの、果たしてこれがこの課の役目かっていうところにちょっと関連するんですけど、例えばまちづくり協議会とか、毎年、市民協働になるのかわからないんですけど、そういったところに、がばっと移すわけではなくて、本当はそこと一緒に話さないと、私はお答えがなかなか、上辺だけの、ここにこう回したんで、こうなりますっていう。

だから、その委託のやり方も、まち協っていうのを一つ置くかどうかはわかんないですけど、3者で協力しながらふやしていくんだっていうとかは、やっぱできないんですかね。やっぱり委託業者はもう安全だけ、市はやる——きれいにやっぱそこ、わけないかんもんなんですか。

例えば、ミニバスのところに何か紙切れをはって、乗ってくださいみたいな、よくタクシーとかにあるような、もっと広げてくださいと、このミニバスをつていうようなところを、業者さんをお願いしながら、こちらではっていう、何らかの広報とかはないんですかね。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

あのですね……、俺が言うたらいかんか。

西依義規委員

5年間を認めるか認めんっていう、私は大事な議論だと思うんで、もうこれなら2年とか、もう1年しかだめっていう、もしこういう対応だったらですよ。けど。

藤田昌隆委員長

ちょっと私いいですか。言うて。（発言する者あり）でけん。（発言する者あり）答弁。（発言する者あり）いやわかります。何ちゅうか。（「委員長、委員長補足お願いします。すみません」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

いや、補足っていうか、さっきまちづくりの話、出ましたけど、例えばね、毎回言ってますように、お風呂がなくなるとかありますよね、ああいう問題、足の問題。若葉と中央に、今まで田代とか基里とかで行ってた人が、お風呂に入られんごとなった、今度、足がなくなった、ね。

だから要するに、推進センター、お風呂のあるところにミニバスをつなげたがいいんじゃないかとか、それから今、基里と麓ばかりの話が出てますが、田代昌町とか、あの辺もまだ完全に空白地帯なんですよね。

で、私、4年前ぐらいに、何でああいうおかしいルートになってるんかと、変更お願いしたんやけど、全然変更なかった。

で、その何年後かに、本当、旭は田んぼ中を走りよったわけですよ、バスが田んぼ中を。それでもうほとんど、0.4じゃないですよ、もっと低いですよ。

だから変更して、それで何か知らんけどマックスバリュというのが中心になってますが、それでも問題あるんですよ。地元のお店を無視して、マックスバリュだけつけてね、大安売りの日とかさ、何か言われてましたけど、それもちょっといかなもんかと思うんですが。

このバスのルートに関してはもう少し大きな枠で捉えて、大きく変更する必要もあるし、それと先ほどから5年という話ありましたが、やっぱり請け負ったところは、それなりの安全を確保するためにはそれなりのバスも用意せないかんし、これが1年で、はいやめましたって、もうおたくはしませんじゃちょっと統一する意味もないしですね。

その辺も考えていただくと、1回これは先ほど中川原議員が言いましたように、そのルートの大きな目での見直し、一建設部だけじゃなくて、いろんなほかの課との関連もあると思うんで、ぜひ見直しを、大きな見直しを、ルート変更まで含めたことをやってほしいということだと私は思ってますが。

詫間 聡建設部長

今回お願いしております債務負担行為、5年間ということで、平成27年度から31年度まで。金額については限度額という形での明記をさせていただいております。

今回、平成27年度から契約を行いまして、5年間で担保するものと、運行業者との契約で5年間、例えば、先ほど課長が申し上げましたとおり、ミニバス等の減価償却のための5年間の必要経費に算入すると、そういった中で、先ほども委員長言われたように、1年間やりましたけども来年はお前とは契約せんよと、そういった意味のための、今回債務負担行為ということでお願いするわけございまして、毎年、契約の項目は、毎年毎年契約を行うと。見積額に伴って運賃収入額を差し引いた額、これが補助金という額になってきまして、その財源としては国庫補助金を対応するといった中での流れとなってまいります。

そういった契約の中で、過去の路線、例えばルートに関して、変更等も、例えばこの期間の中で、変更やってきた経緯もございます。そういった意味の中で、今回、現在契約を行ってます基里、旭地区が契約が満了になるということで、今回、その契約期間、前段の契約にするための、今回、準備期間等を考慮しまして、9月議会でということで、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

今、各委員さんからの中で、貴重な意見、今後検討すべき課題、ルートの変更、いろんな面で御指摘をいただいておりますけれども、今後この債務負担行為で議決いただきまして、平成27年度の契約を踏まえ、今後、見直すところは見直ししながら、いろんな運行方式、御提案いただいておりますデマンド方式、ロータリー方式等も踏まえながら、この市民の足の確保に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

江副康成委員

この委員会のほうで、ちょっと話すのっていうか、初めてなんですけども、先ほど小柳課長のほうからも御説明にもあったように、結局、このミニバスは空白地帯を埋めるということで、広域とか路線バス、そういうところのフィーダーということで、その乗り継ぎを前提として移動するような、そういうところに非常にこだわられてるんですね。

例えば、村田から鳥栖駅、あるいは市役所と、あるいは西鉄バス、そういうところが、既にそういう乗り方あるでしょうけど、例えば、江島の方がミニバスで村田まで行って、乗り換えて、結局鳥栖駅に行くとか、いろんなところを想定したようなルートなんですよ。

そのあたりはもうちょっとやわらかくしないと、基本的に行きたいところに乗りかえてまで行くような方がどれだけいるのかとやつをやっぱりちょっと考えてもらわんといかんという形で、もうこれ課長とか係長にはずっとお話してたところなんです。

実際どれだけ乗りかえがあるんですかと、調べてくださいという話もしてたんですけども、

そのあたり、ちょっと考え方を変えないと、今のいろんな要求に全然こたえられないんですよ。基本的な概念がそれだったら、フィーダー、フィーダーと言われると。

だからそういったところを、そもそも論なんですけども、やっぱり絶対変えられないものなのか、変えていいものなのか、そのあたりちょっと整理してやってもらわないと、全部それで跳ね返されてしまうもので、なかなか難しくなるんじゃないかと思うんですけど。

ちょっと時間もあるんですけど、もし答えられるのであれば答えていただきたいんですけども。

藤田昌隆委員長

いやいや、今、江副議員のお答えは、質問の前に部長のほうからされました。（「そうですかね」と呼ぶ者あり）柔軟にね、対処するという答えでございましたので、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

江副康成委員

そういう意味で、そのもともとのそのね、これミニバスの、結局国交省ですかね。その採択を受けて補助事業としてことしやられてるんでしょうから、そこも含めて、本当に柔軟に対応できるというようなことで受け取って、これで終わります。

齊藤正治委員

執行部にお願いですけど、16日に鳥栖駅周辺まちづくりについての議論があるようになっておりますけども、その際に鳥栖市総合計画の中に、いわゆる平成24年度から、この鳥栖駅周辺の交通状況等検証し、東西連携の対応と鳥栖駅東地区まちづくりビジョンの構築ということであるわけですけども、それが年度ごとに調査研究及び課題の整理ということですが、その年度ごとに、その検討された内容と、テーマと内容、これについて資料を、どういう方とどういうふうに検討されてきたのか、この3年間のことを、資料を、いただきたいと。

もう一つ、とりあえずとか、まずはということで、駅の前、駅西のところの交通整理、安全対策が行われましたけども、これに対する事業費と、どういうものを背景に、ああいった整備をされたのかっていう、将来計画も含めたところの一つの考え方でされたと思うんですけども、その計画がもしあれば、そういったことも含めて、16日の日の委員会のときに提出をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

提出できますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

– 88 –

平成 26 年 9 月 16 日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則
中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

〃 課長待遇兼衛生処理場長 松田 智博

〃 環境対策推進係長 竹下 徹

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長 森山 信二

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長 成富 光祐

〃 農政係長兼商工課企業立地係長待遇 林 康司

〃 農村整備係主幹 赤司 光男

建設部長 詫間 聡

建設課長 内田 又二

〃 土木係長 三澄 洋文

都市整備課長 野田 浩

〃 課長補佐兼都市計画係長 実本 和彦

国道・交通対策課長 小柳 誠

〃 課長補佐兼道路・交通政策係長 豊増 秀文

〃 道路・交通政策係主査 杉本 修吉

生涯学習課長	佐藤 敦美
文化財係長	久山 高史
文化財係主査	湯浅 満暢

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

陳情協議

陳情第 21 号 要望書（次期ごみ処理施設建設候補地について）

陳情第 26 号 農業・農協改革に関する要請書

陳情第 19 号 要望書（公共工事の発注について）

所管事務調査

J R 鳥栖駅前周辺整備事業について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

よろしいですか。

中川原豊志委員

再度確認ですけれども、用地の選定に当たっての時期的なところ、今年度中にはある程度時期を選定するようなお話も前回聞いたような気がするんですけども、その時期の問題をちょっと再度確認を。

榎原聖二環境対策課長

選定の時期でございますけれども、2町への返答につきましては、議会等でもお話をしておりましたけれども、7月を大体一定めどにしておりましたが、ちょっとうちの検討のほうが遅れておりまして、もうちょっとかかるというようなことで、組合議会のほうで市長のほうが表示をされております。

これにつきましては、新聞記事でも一定載ってございましたけども、一応、今年度中に、候補地をもう確定をさせていただきまして、来年度初めには地元説明会等に入っていきたいと。来年度中にはもう確実に候補地として決定して、あとはもう建設の準備スケジュールのほうにのっていくというふうなことで考えております。（発言する者あり）

森山 林委員

まずはスケジュール、今、11年目に入ったわけですね。ということは、もう20年のときにはもう鳥栖のほうに延長した形をとらないかんということですけども、ほかに、これ今、旭地区から来ておりますけども、当然旭地区の地元も当然了解された中での、これできとっち思うわけですね。地元はもうはっきり江島地区ということで書いてありますので、それも含めてされております。

あと、ほかにこういった要望は来ていないのかということを含めて、また、要望をしていいのかということをお願いいたします。

榎原聖二環境対策課長

1番目の要望につきましては、旭地区のみでございます。

2点目の要望を今後していいのかという点でございますけれども、スケジュール的には、なるべく早い時期に、もうとりあえず市のほうでは候補地を選定していきたいというふうを考えておりまして、候補地決定を、今ちょっと予定では、10月中ぐらいには、もう2町のほうにも、お答えできるような形にしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

内川隆則委員

簡単にえらい言いよるねっていうふうにさっき言ったんですけども、まさにそのとおりです。

こういう要望書っちゅうのは、逆の要望書はいっぱい出るばってん、こういう要望書はまれに出てくる話じゃないわけですよ。場所が場所だけに、江島が江島だけにというふうな思いはあるでしょうけど、これは旭地区全部、区長の名前になっとるが、ほかの区の、区民の人たちは了解しとっとやろうけんね。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

榎原聖二環境対策課長

そこにつきましては、私どもも要望書を受け取る側でございまして、うちのほうから確認はしておりません。

ただ、区長さんの間では江島町のほうでは、ある一定了解をいただいて、あと協議については江島町のほうとしていただいて結構だというようなお話だけはいただいております。

了解についてはちょっとうちのほうも何ともお答えできません。

以上でございます。

内川隆則委員

だから、簡単にそぎゃんよう言うねえっていうふうな含みがあつたんですけども、また蒸し返されるような時間もあるっていうことは、覚悟の上でやっていただかんと、そう簡単にいくもんじゃなからうと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

江副康成委員

今年度中に候補地を確定するというスケジュールの中において、当然、鳥栖市で候補地を決めろということだから、鳥栖市の中で決めるんだと思うんですけども、その決める選定委員会っていいですか、どういったメンバーで立ち上げされる予定なのかなというふうに……。

榎原聖二環境対策課長

検討委員会については、上部組織としては、総合計画委員会というのがございますけれども、その下に関係課長で、関係課長といいますと、私と総務課長、総合政策課長、財政課長と都市整備課長とあと、それと係長が一緒に入りますけども、そのメンバーでまず庁内の検討委員会、幾つか候補地を絞りまして比較検討していくと。

それにつきましては、その後、総合計画委員会という、それは副市長がトップになりますけども、そういう総合計画委員会のほうに報告書として提出をさせていただいております。

次は、総合計画委員会のほうで一定協議をなされた後に、最終的には市長を含めた庁議な

りの中で、最終的な候補地として決定させていただくと。

で、もう庁内検討委員会のほうでは一定絞り込みを終えて、総合計画委員会のほうには報告書という形で報告はさせていただいているところでございます。

江副康成委員

すいません、じゃあもういいです、やっぱり。結構です。

西依義規委員

この要望書の最後のところで、地元住民の同意と用地買収における地権者の同意についてというふうな文言があるんですが、大変これは、これがもう要は、要の文章だと思うんですが、その辺について、市として通常こういった場合は、どういう形で地元住民の同意とかをとっていかれるのが常識っていうか筋っていうか、どういう形でされるのが……、先ほどの全区民から同意が得られたのかと、それはわかりませんといふところなんですけど、こういう場合は、地元住民は、江島町なら江島町だけの住民の同意でいいのか、その沿線とかの例えば、いろんな搬入者とかいっぱい来るようなところまで含めた同意なのかっていう、それはまず地元住民の同意ですよ。

用地買収における地権者あたりはそこにあるとか道を拡張するとかそういったものでしょうけど、この地元住民同意っていうのが、どこまでのどういったことで同意を得られる必要があるのかなっていうのをちょっと聞きたいんです。

榎原聖二環境対策課長

地元同意につきましては、基本的には建設地の町区というふうなことで結構かと思いますが、あと、周辺の町区につきましても、当然、反対、賛成はあるにしても、ある一定の了解はいただきたいというふうなことでございます。

同意ということで、地元協定というような、普通、結ぶ場合は、その町区というふうなことで、今ある鳥栖・三養基の西部環境施設組合のところでいきますと、あそこは香田地区という、もともと中原の香田地区との協定を結んでおられるということで考えますと、鳥栖市の場合は、今回、江島にということであれば、江島町との協定なりのことになるかというふうに思っております。

西依義規委員

あと用地買収における地権者ってあるんですが、例えば鳥栖市がこういう計画をやりましてなったらその地権者の売買っていうのが、まだ、どこまで、ずっと自由なのか、もうなんかのそこで制限っていうか、今年度中に、いつ買うんでっていうのは何かされるんですか。

もうずっと、ずっと自由売買で、ぼんと買われるような形なのかなと、どういうふうに、要は、この、こういうトップシークレットとは言いませんけど、こういった情報というのを、

今の感じだったら、さっさっさと今いつてる状況なんで、あの山かなというふうなイメージなんですけど、こういったのはもう、通常やったら情報をどんどん出されるのかなと思って。

榎原聖二環境対策課長

通常、ほかの自治体等で行っているのが、一つは公募というのも、公募方式というのがあります。

公募というのは、各町区のほうにそういうふうを選定候補地を、もしあれば手を挙げてくださいというふうなことでさせていただくと。

うちのほうとしては、一定の面積が何ヘクタールだとか、とあと、地権者の同意をちゃんともらっているのかとかという条件を出して、公募をする場合があります。

その場合につきましては、当然、そこに想定される候補地については、一定地権者から同意をもうもらっているという前提でうちのほうは受け取ると。

今回の旭地区からの要望書につきましては、市としては一定その分については、町区なり、旭地区のほうで同意をいただけるものとして、考えさせていただくというようなことは、区長さんのほうにもお伝えはしております。

うちのほうが、今回につきましては、市のほうで主体的に候補地を選定しておりますけども、そういう公募にならったような形での江島地区の要望書といいますか誘致といいますか、そういうことであるというふうに理解しております。

西依義規委員

多分、前回というか、香田の地区にも反対みたいなのが立ってたような記憶があるんですが、そういった、江島、もし仮にその町の中で、やっぱりこういった反対とか、じゃああそこにできたけん、こっちの下野の辺の水がどやんか変わったとか、何か、そんなのはやっぱ、そういった調査とかやっぱされてから、されるんですかね。

榎原聖二環境対策課長

候補地選定の時点ではいたしませんけども、当然スケジュール的には、この後、候補地を選定しますと環境アセスというのを3年間ぐらいやらなくてはなりません。

その中で、基本的にこの土地でいいのかどうかっていうのは、判断をさせていただくと。

ただ、その調査をする前のどこにするかっていうのを今、決定している段階でございます。

江副康成委員

そういう選定作業を、やっぱある基準に基づいて、皆さんで採点っていうか、評点して、合議でされてると思うんですけども、今は公開できないとして、将来的にはどういった理由で、どういう評価で、こう決めたという、公開されることを前提に選定作業進められてるんですか。

榎原聖二環境対策課長

基本的には、もしそういうふうな御要望があればお出しできるような形で、選定、評価基準とか評価方法とかを決定いたしまして、それで評価をつけております。

藤田昌隆委員長

では。だめ。よか。はい。

前ね、3カ所ぐらい候補地があると、候補っていうか、いう何かお答えがあったと思うんですが、私、とにかく急ぎなさいと、急いでくださいというお話をした中で、じゃあ、今回こういう要望書が出てきて、ほかの、例えば今まで、候補地、ある程度ここがいいんじゃないかとか、そういう先の処理はどういうふうにするんですか。

やっぱり、例えば今、要望書が出てますんで、ここにしますとか、要望書が出たからするっちゅうわけじゃないでしょうけど、今までの候補地は。扱い。

榎原聖二環境対策課長

こちらのほうで、当然、市側で候補地の選定は、それはそれで行っておると。

最終的には、要望出た分と、市のほうで決定を、決定といいますか、候補地として選定した分の土地について、もう1回ちょっと比較検討なりさせていただいた上で、最終的にどちらがいいというふうなことで、最終的な候補地の選定を行うような形になると考えております。

藤田昌隆委員長

その候補地の決定に関しては、みやき町、上峰、それから鳥栖ということがあるんで、一つはアクセスの問題、それからもう一つは、用地買収、買収の価格、これも大きく影響すると思うんですね。

だからその辺は、きちんと精査した上で、ぜひ、これはもう要望ですがね、ある程度決定をしていただきたいということでございます。

以上です。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、この件につきましては、陳情第21号についての協議を終わります。

引き続き陳情第26号の協議に入りますので、「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）それでは休憩を。はい、じゃあ休憩をいたします。

午前 10 時 15 分休憩

~~~~~

午前 10 時 24 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

陳情第 26 号 農業・農協改革に関する要請書について

藤田昌隆委員長

これより陳情第 26 号 農業・農協改革に関する要請書について協議を行います。

この件につきまして、御意見のある方は御発言をお願いします。

執行部、何かありますか。（発言する者あり）

森山議員、ございますか。

森山 林委員

この要請書ということでありますけども、一応陳情 26 号ということでされておりますし、一般質問の始まった 8 日付で出されておりますので、私のほうから一応追加でお願いをいたしました。

そいけん中身を読んでいただければ、おわかりと思いますので、もう皆さん御了解いただければ……。 (「いっちょんわからん」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員長

大体わかってらっしゃるんですかね。

ざくっと内容を教えていただけます。

〔発言する者なし〕

なかごったつですね。（発言する者あり） ちょっと、はいどうぞ。ざくつとでいいです。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

この要請書の中身をざくっと申し上げますと、国の農政改革に対しまして、農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を尊重していただきたいということで、佐賀県農業協同組合及

以上です。

要するに、J Aのことは自分たちに決めさせてくれということですよね、国の介入なしで。そういう御理解で、（発言する者あり）そうですね。（発言する者あり）はい。

森山 林委員

藤田昌隆委員長

引き続き、陳情第 19 号の協議に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。



それでは、再開します。



再開する前に、今回、鳥栖市建設組合の要望書と、中で、例えば1番が公共工事発注について、2番が公共工事の早期発注、年度繰越工事について、それから適正な予定価格の設定

について、それから4番目、新産業集積エリア造成工事について、それから都市計画の見直しについて、それから6番目、この埋蔵文化財試掘調査費についてってということで、何カ所か関連部署が入ってますので、一応お願いして、生涯学習課の方にも一応一緒に聞いてもらおうというふうに同席をお願いしております。

大変御迷惑かけますが、よろしくお願いします。

それでは、これより陳情第19号 公共工事の発注に関する要望書について協議を行います。この要望書につきまして、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

ないですか。

#### **樋口伸一郎委員**

ちょっと一点、おおまかなところでお尋ねします。

これ、公共工事の発注に関することなんだろうけど、これを受けて、どのような対応っていうか、どういうふうに計画をしていくか、早期発注に関して。そういったのがあれば教えていただけますか。

#### **詫間 聡建設部長**

今回の要望書をにつきましてでございますけれども、建設経済常任委員会で、この要望の処理を行うということになっております。

6項目、先ほど委員長のほうからも御説明ありましたが、1番目の公共工事発注、2番目の公共工事の早期発注、年度繰越工事について、3番目の適正な予定価格の設定について、1つ飛びまして、5番目の都市計画の見直しについてという4項目についてが、建設部の担当でございます。

今御質問がありました分につきまして、順次御説明をしてみたいと思いますけれども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、まず1項目の公共工事発注につきまして、うちのほうの担当課長のほうからまず御説明を申し上げます。

#### **内田又二建設課長**

公共工事の発注についてということで、建設課の分についてでございますけれども、いずれにいたしましても、限られた予算の中で進めているわけでございますが、それぞれの工事の必要性や緊急性を見きわめながら、建設関連の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、補助事業など、国県の予算の配分なども積極的に活用して、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

**藤田昌隆委員長**

続けてお願いします。

**内田又二建設課長**

2 番目の公共工事の早期発注、年度繰越事業についてでございますけれども、これにつきましても、早期発注とともに、年間を通じた平準的な発注に努めてまいりたいと考えております。

国の補助を活用する場合には、所定の手続が必要になってまいりますので、現地の調査、設計図書の作成など、契約手続に必要な時間を要しますことから、年度当初の発注がなかなか難しい状況ではございます。

また、道路側溝整備や道路舗装、単独で行っている分については、要望に応じながら早期発注が可能でございますので、その辺については、早期発注に努めているところではございます。

しかしながら、道路側溝と農業用水等を兼ねておるところもございますので、施工時期についてはその辺を制限される場合も出てきます。

いずれにいたしましても、そういった事情を加味しながら、今後も、可能な限り公共事業の早期発注に努めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）（「まだまだ」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員長**

3 番。ちょっと待ってください。

**内田又二建設課長**

それと適正な予定価格の設定でございますが、これにつきましても、予定価格の設定については、佐賀県が定めております積算基準及び単価の決定要領に基づきまして積算を行っております。

労務単価につきましては、佐賀県の定める統一単価により設定し、資材単価につきましては、佐賀県の統一単価及び市場の取引価格が記載された物価資料等の単価により設定しているところでございます。

佐賀県の統一単価につきましては、平成 24 年度及び平成 25 年度に、それぞれ 7 回の単価改正がっております。物価資料等につきましては、毎月単価が改定されている状況でございます。

これらの改正された労務単価及び資材単価を随時採用し積算することで、適切な工事予定価格の設定に努めているところでございますが、しかしながら、市場との時間差が少なからず発生し、一時的な価格の不釣合いが生じていることも考えられます。



今後はこのような価格の不釣合いを緩和するために、国から指示された特例措置に基づき、本市においても、発注後に単価改正がなされた工事については、設計変更するよう対応をしているところでございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

5 番。

**野田 浩都市整備課長**

5 番の都市計画の見直しについてでございます。

本市は昭和 48 年に線引きを実施し、以後人口及び産業の動向などを勘案し、必要に応じて線引きの見直しを行ってきているところでございます。

今後も、適正かつ必要な市街地規模を推計し、農業的土地利用などとの調和を図りながら、線引きの見直しを行ってまいります。

また、都市計画道路の見直しにつきましても、関係機関との連携、協議を図りながら進めてまいりたいと考えております。

**藤田昌隆委員長**

そしたら 6 番、お願いできますか。

**佐藤敦美生涯学習課長**

生涯学習課でございます。

埋蔵文化財発掘調査費につきましては、年度末並びに年度当初の時期において、調査の予算並びに重機借り上げの契約事務手続などの関係で、試掘調査の開始が先延ばしになることがございました。

調査の予定を早い段階で、できるだけ把握いたしまして、必要な予算を確保するなど、業務に支障が生じぬよう努めてまいりたいと考えております。

また、調査に迅速に対応できますように、建設業者の皆様のほうに、調査依頼の申請を可能な限り早目に御提出いただくよう、御協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、ありがとうございました。

**樋口伸一郎委員**

2 点、ちょっとその説明に関してお尋ねをさせていただきます。

1 番の「変わらず厳しい状況が続いており」というところが、多分全てに関しての要因

かと思うんですね。

それに関して、ちょっと厳しいっていうのを想定した上で、4番と5番でちょっとお尋ねします。新産業集積エリアで地元……（発言する者あり）（「終わりました」と呼ぶ者あり）  
終わり……。 （発言する者あり）（「商工振興課で」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員長**

5番をお願いします。

**樋口伸一郎委員**

分かりました。

じゃあ5番で、今要望に出ている市街化調整区域の見直しをしていただきということで、今、見直しを検討されるっていう御説明だったですけど、これも今まで出てきた質問や答弁の見直しということで、よろしいのでしょうか。

何か具体的な見直しの中身があれば教えていただけますか。

**野田 浩都市整備課長**

都市計画の見直しでございます。

昨年度実施された基礎調査、今年度からおおむね3年をかけて実施いたします市街化区域設定調査業務の中での定期見直しの中での作業より、適正な区域区分の運用を努めてまいりたいと考えております。

**藤田昌隆委員長**

はい、ほかには。

**中川原豊志委員**

1番のところでですけどね、この公共工事については、今年度に入っても、一般質問等でも、たびたび出てきておりますし、またこの委員会でも、もう数年前から同じような話をさせてもらっております。

資料等もね、つけてもらっておりますけども、どちらかというと西高東低、本当に佐賀県の西のほうは工事がいっぱいあるんだけど、東のほうは少ないんじゃないかという話も今までずっと再三してきております。

今年度の土木費が十六億幾らやったですかね。5年前、6年前には三十数億円、土木費があったときもございました。

それから、毎年毎年減少してきている状況でありながら、答弁のほうは今までと同じような答弁が再三繰り返して繰り返してきております。

鳥栖市内の本当に安心した道路情勢というのが、また、環境ができていくかというと、まだまだ問題視するところがあるんだけど、何でこんなに土木費を削らないかんやった状況

にあるのかっていうのが、部長のほうから答弁できますか。

過去5年間からずっと下がってきているものを踏まえた中で。

#### 詮問 聡建設部長

中川原議員の質問でございます。

今回の要望書の中で、資料的な添付書類等がございます。

確かに、市の関係といたしまして、佐賀県内の市の発注額、10市中6番目であると。あと県の土木事務所関係につきまして、7土木事務所管内でも、下から2番目の6番目であると、顕著な数字がここにあらわされておるものと認識をいたしております。

ただいまの質問の中で、土木費の予算、過去30億円あった事業費、予算範囲についても、平成25年度が10%を切っておるような、ということはもう顕著に私自身、昨年度まで予算担当課長としてやってた分で十分に把握をいたしております。

確かに、ここ数年間の土木の事業の中で、新幹線事業関係、道路関連事業とあったところでございます。

建設課所管の中での道路事業につきましては、従来であれば、補助路線関係、3路線関係しているところの、現在においては、大刀洗立石線1路線のみが平成26年、もしくは平成27年では終わっておるというところでございます。

そういった現在建設経済常任委員会の中でも、勉強会並びに各会派の中でもいろんな勉強会をされてある実情等も把握しておるところでございます。

そういった道路事業の中で平成26年、27年で終えんするという中で、確かに言われるように、そういった次の道路事業関係、認可をとるっていう作業を確かに怠った事実等もございます。

そういった中、現在、本市内の中での道路交通関係、いろんな勉強会等もしておる中で、現時点におきましては、都市計画の見直しの中で、1路線だけ久留米甘木線についてが、事業認可に向けたところで着手始めたところではございます。

そういった中、数字上、予算の範囲内、言われるように、10%を切っている土木事業費と十分把握してる中で、今後、そういった対応を進めてまいっておると、4月以降そういった道路事業の見直し関係等も進めながら、都市計画の見直しを含めたところでやっておるものと認識はいたしております。

ここに要望に上がっておるように、県の土木事務所管内の中でも、本市の中での数字、鳥栖土木事務所管内でも少ないという数値等もある中で、本市の予算規模の中でも少ないというところは認識をいたしております。

そういった各議員さんからの指摘等も踏まえながら、今後の土木事業に対して考えていき

たいと思ってるところでございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

ちょっといいですか、その前に。

生涯学習課の佐藤課長、本当にありがとうございました。ちょっともうこの埋蔵文化財試掘調査費についてっていう、要望書が、これ建設組合のほうから来てるんで、これは一つは、早く試掘、予算をとって早くどんどんやって建設しなさいと、したいということだけですよ。ね。

はい、わかりました。ちょっと。(発言する者あり)

**西依義規委員**

その予算不足はどこ予算不足なんですか、これ書いてある、試掘調査費の予算不足による試掘調査先延ばし、これは事実なんですか。ただこの団体がおっしゃってることだけなんですか。(発言する者あり)

**藤田昌隆委員長**

いやいや、もうちょっと退席でよかろう。(発言する者あり) 答えられますか。

**佐藤敦美生涯学習課長**

この予算につきましては、本市生涯学習課が所管している予算でございます。

この試掘については、基本的に市が負担するというものでございます。ただ、国庫補助事業でございまして、一応年度内にどれだけの事業費を見込むかというところで、基本的に年度末までの、現在、要望等、こちらのほうに、調査依頼があつて分につきましては、予算確保をしておりますが、それ以降のぎりぎりの緊急の調査につきましては、予算が確保できなかったという事態が発生したということで、今回このような御要望になったかというふう認識しているところです。

**西依義規委員**

じゃあ、これは今回初めて発生したんで、過去にさかのぼっても、今後もないという意味合いなんですか。前回ただやっただけで、将来的にはこういうことは起きないという今の御答弁でいいんですかね。

**佐藤敦美生涯学習課長**

昨年度ぐらいから、また、急に開発がふえておりまして、できるだけこの調査の、開発行為の届け出というのが、工事前の 60 日前までになっております。基本的に 60 日前までに、届け出をしていただいた場合は、その予算の確保というのは十分にやっていけるものと考えておりますけれども、急に年度内に駆け込みでというか、そういった開発の場合が、予算の

確保できなかったということで、ただ、この件につきましても、今後できる限り対応できるような形で、予算の確保に努めてまいりたいというふうには考えております。

#### 西依義規委員

年度のぎりぎりなところという意味ですね。通常であれば大体できることっていうことですね。

わかりました。

#### 江副康成委員

予算だけの話ですかね。予算があっても、人的に、調査する調査員とかいらっしゃるじゃないですか。調査委員が不足しているからできないとかそういうときの、そっちのほうの問題はないんですかね。大丈夫ですか。

お金さえあれば、いつでも試掘できるんですかね。

#### 久山高史生涯学習課文化財係長

我々のほう、調査員は揃っておりますので、必ず調査には行けるようにしております。予算上の問題だけでございます。

#### 藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

じゃあ御退席をお願いします。ありがとうございました。

〔生涯学習課職員退席〕

（発言する者あり）いやいやいや、じゃなくて、ね、（発言する者あり）いやいやいや、御同席をお願いしましたので。

#### 中川原豊志委員

先ほど部長のほうから御説明ありましたけども、要は、毎年毎年、本当土木費が減ってきている状況を再三再三言っても、なかなか土木費が上がってこない。どこにあんのかなーというふうに思っております。

本当に市民の安全を優先的に考えてるのかなという気がするんですが、答弁としても同じような答弁だったと思います。

平成 27 年度、予算執行に当たり、ぜひ今まで討論した分、議論した分がだんだん形に見えてきてるなというふうな、予算執行にしていきたいという要望をまずしておきます。

それからもう 1 点。3 番目の適正な予定価格の設定についてですけども、先ほどの説明の中に、県とかに準ずるというふうなお話もあったかと思いますが、実際、鳥栖市の建設工事関係の予定価格についての積算について、県と全く準じているのかどうか、まず確認を再度させてください。

### 三澄洋文建設課土木係長

ただいまの質問にお答えします。

本市の積算につきましては、国及び県ですね、そちらのほうの基準書に従いまして、労務単価も一緒ですけども、に従いまして準拠して積算をしている状況でございます。

以上です。

### 中川原豊志委員

改めて、まだ、確認できたんですが、ただ、この前の要望事項の中に、もう1回取り消しっていうふうに書てあるのもあるんですが、最低制限価格等につきましても、見直しをというので、当委員会ではないところで議論をされたと思いますが、最低制限価格についても、県のほうは、鳥栖市よりも高い数値のところ、最低制限価格を設けておられますけども、再度この委員会でも、その最低制限価格の考え方についてちょっともう1回、お伺いしてよかったですか。

### 藤田昌隆委員長

答弁できますか。

### 野田 浩都市整備課長

現在、鳥栖市の契約関係は、契約事務規則の中で、最低制限価格、定められております。所管のほう、契約管財課のほうになっておりますので、ただいまは3分の2と、65と3分の2の中に入っていれば、最低制限価格ですよっていう設定になってるんですよ。

それが県の場合は、90ぐらいまで上がっているんじゃないかなということで、契約管財課のほうに問い合わせたら、何か整理をされているみたいなふうにも聞いておりますので、その辺はちょっと定かでないかもしれません。

### 中川原豊志委員

設計というかね、要は予定価格を設定するのは、担当課のほうだと思うんですね。契約を結ぶのはもう契約管財課なんです。

ですから、設計をつくるときの単価、本当に今の、逆に言うと、本当にこの価格で取ってもらって大丈夫ですかというぐらいのものを、担当課のほうから言うことも必要かなと思うんですよ。

本当に3分の1とかね、65とか、その金額で取られて、業者が大丈夫なのか、本当にちゃんとした仕事ができるのか、いうふうなのを判断するのも、契約管財課がするかもしれないけども、実際担当する現場のね、担当課の方が一番わかるところだと思いますので、その辺は、契約管財課のほうにきちんと、最低制限価格、こいじゃね、業者はやっていけばいい、もしくはちゃんとした仕事ができんばいというふうなことで、その辺の見直しをするように

言うのも、担当課じゃないのかな——というふうに思いますんで、ちょっとできれば、検討してほしいなと思います。

それから予定価格につきましても、県に準ずるというふうにありましたけども、歩掛かりのところで、一部ね、県と違うところもあると思います。その辺もできる限りね、県と同じような形にできるのであれば、ぜひしていただかんと、何で鳥栖だけそがん予定金額の違うのというふうに言われると思いますが、そんなことなかですかね。

再度確認だけ。歩掛かりのところも一緒ですか。

### **三澄洋文建設課土木係長**

積算において、各工種の歩掛かり、国県の歩掛かりについて、準拠して積算させていただいてますけども、基本的には歩掛かりにつきましては、国県と同じ歩掛かりを使っているものと認識しております。

以上です。

### **中川原豊志委員**

後で確認します。

### **藤田昌隆委員長**

じゃあいいですか。

### **中川原豊志委員**

はい。ぜひ、ここにあります本当予定価格の設定等につきましても、物価上昇関係ね、市場の状況を考えてスピーディーな対応をしていただくように要望しておきます。

### **西依義規委員**

整理して、まずこの建設組合さんからの要望書で、まず前文に、「私ども鳥栖市内建設業は、安全安心で地域、災害時には緊急対応し、経済のため」っていうふうに書かれていらっしますが、この建設組合が鳥栖市の、市全体に対してやられてる役割というのがあると思うんですよ。

要はこういう一業態だけを、じゃあ、今こんな経済不況だから、要は仕事をふやして、してくれっていう要望書を取り扱うに、まずあたり、この建設組合っていうこの団体さんが鳥栖市内に多大な貢献をされているのか、そうではないのかっていうのは、そこの認識をまず聞いてから質問したいなと思うんですが、いかがですか。（発言する者あり）（「そぎゃんとは答えられん」と呼ぶ者あり）

一部の組合じゃ、いろんな組合がどんどん持って来ていいとかっちゅう話になるでしょ。よかとですかね。（「よかくさい、要望書やけん」と呼ぶ者あり）

### **藤田昌隆委員長**

いやいや。答えられますか。

#### 西依義規委員

まず、じゃあそこ流して、すいません。

じゃあ1番の公共工事発注について、市と県の土木事務所の数字が出てますけど、これ、市の発注とか県の発注、何か連携とかどんな形でされてるのかなと思うんですけど、例えば県道は今からこうするんで、市道がこうするんですよってという話し合いが行われて、発注がされているのか。ばらばらに土木事務所と市の建設課はいつてるのか、その辺はいかがですか。連携という部分。

されてるのかされてないのか。マルかバツか。

#### 内田又二建設課長

県道は土木事務所が所管しておりますし、市道はうちが所管しておりますし、その辺の市道と県道の取りつけ関係、それから交通量の関係等で県と市と連携しながらやってるところはございます。

また、全体的な都市計画道路になってきますと、都市整備課のほうで県道と市道のバランスを考えた整備がなされているものと思います。

#### 西依義規委員

ということは、業者さんからしてみれば、それが県発注だろうが市発注だろうが、ここの地域の発注がふえればいいんで、ぜひ市が先導して県を引っ張るか、県に引っ張られるかわからないんですけど、そういったぜひ連携をとっていただきたいなと思います。

それと、2つ目が、これ2番目の年度繰り越しが可能な発注形態をとっていただきますようってお願いされてますが、これは今、とられてないという認識でいいんですかね。

#### 内田又二建設課長

繰り越しについては、基本的に、単年度予算でございますので、年度内に完結するように市としても努めております。

どうしても工期がとれない場合、不慮の事故等があった場合、繰り越しをやっているところではございますけれども、繰り越すというよりも、新年度予算を早期発注することに力を入れていきたいとは考えております。

#### 西依義規委員

ということは、このまず2番の要望は受け入れられないというお答えでいいですかね。年度繰り越しが可能な発注形態は、受け入れることができないというお答えでいいですかね。

#### 内田又二建設課長

それは臨機応変に対応していきたいと思いますが、基本的には繰り越しは避けたいと



は思っております。

#### 西依義規委員

多分、業者さんだけでなく、市民の方々の見る目と市役所の常識と、何か少し、ルール上はこうしなければいけないけど、年度末になったらこうなるっていうのは、多くの方がそう思っていらっしゃると思うんですよ。

そういったことの、もちろん単年度の予算なんで、そこで消化するのが当然でしょうけど、その辺は、繰り越したほうがいい場合っていうのがあると考えられているのか、いや繰り越しは絶対マイナス面が多いというふうに思われているのか。その辺はいかがですかね。

#### 野田 浩都市整備課長

建設工事につきましては、業種によって、標準工期日数が大体わかります。

10 月発注で 3 月は全然無理がないような工事の発注形態じゃないかなというのは思いますが、年を、12 月過ぎて、1 月、2 月、3 月の工期とかっていうのは、もう 1 月いっぱい仕事はできませんし、3 月は年度末になれば、幹線道路とかの工事がストップしますんで、その辺は、標準工事日数を考慮して、また、天気の状態とかを考慮しながら、昔ほど、繰り越しがだめよっていう、今、風潮じゃございませんので、昔は 3 月 50 日までであったっていう時代もございましたが、労災とか工事災害の件でもう繰り越しをなさっていうような建設の状況でございます。

#### 西依義規委員

はい、わかりました。

ではじゃあ最後に、僕はこの文章が、要望書なので、この団体の思いを書かかれてるんでいいと思うんですが、例えば 3 番の 4 行目に、「現状の予定価格では全く採算が合わない状況となっております」と書かれておりますんで、この文章読めば、本当にそういった危機的な文章だと思うんですが、鳥栖市さんが、そこで、その帳簿を見るわけもいかんので、合ってるか合っていないかというのは、判断はできかねると思うんですが、こういった声は、ほぼこの建設業界に言えること……。ここはここに聞くことじゃないですね。

はい、わかりました。すいません。

以上です。

#### 樋口伸一郎委員

ちょっともう 1 点お尋ねです。

これ、鳥栖市と他市町の地域格差がありっていうことは書いてありますが、例えばこの発注件数であったり予算面であったり、他の市と比べて、この鳥栖が、まず低いということですよ。低いという前提で、どのあたりにその地域格差っていうのが、あるのか教えていた

だけますか。

例えば、予算がほかのところと比べて極端に少ないとか、発注件数が極端に少ないとか、両方とも極端に少ないとかと書いてあるんで、現状を教えてくださいませんか。

**藤田昌隆委員長**

わかりますか、質問の意味。先ほど……。 (発言する者あり)

**野田 浩都市整備課長**

すいません、回答になるかどうかわかりませんが、本市も工事の進捗によっては、波がございます。ことしで新鳥栖の西の区画整理が完了しますし、また、部長が言いましたように、道路事業の3本あったのが1本、それも平成27年度で終わるっていう波がございまして、一概には言えないと思いますが、来年度には、久留米甘木線、あと新産業エリアあたりが工事のほうが始まってくるようになりますので、波があるっていうことで理解していただければ、ありがたいんですけど。

**樋口伸一郎委員**

そしたら、1番の、例えば今後の工事発注件数及び発注総額の増加をしていただくっていうことは、来年度以降の今おっしゃったような計画等がなければ、その件数等もふえないと思いますし、発注総額も、今の予算からしたらふやさないとできないと思うんですね。

それをこの要望を受けるっていうことになれば、そういった対応ってできるんですかね。件数をふやすとか、総額を増加するっていうことができると思われませんか。御見解をお願いします。

**詫間 聡建設部長**

この建設部所管の中の公共工事の発注の関係、いろんな意見をいただいているところでございます。

まず国、県、市との連携をとりながら、工事の発注に努めてまいりたいという意見もいただいたところでございます。

先ほど都市整備課長のほうも述べましたとおり、道路事業関係について、その谷間にもなってきたおると。国におかれましては、国道3号の関係が、鳥栖拡幅、鳥栖久留米道路に現在着手をしておるところでございます。

県においては、県道川久保線の2期工事に向けたところの新たな地元説明会にも入ってきておると。

本市におきましては、都市計画の見直しの中で、都市計画道路久留米甘木線等の関係についての事業着手に向けておる。

また、商工振興課では新産業エリア、それに含めて、中原鳥栖線の関係で、県のほうでも

行ってきておると。

そういった公共工事の発注全体について、本市のみならず、土木事務所、また、県の関係、国土交通省含めたところでの対応が必要になってくるかと思います。

現時点において、そういった事業に着手すること、認可に向けての認可をとるための作業等も含めておる中で、国並びに県、市とも連携をとりながら、今後の予算獲得には努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

予算案に関してはわかりました。

そしたら件数に関しては、今ある計画の発注件数っていうのは、今ある計画は、多分、ある程度御存じかと思うんで、件数を増加させるっていうことは、やっぱり計画をふやさないといけないんじゃないかなあっていうふうに思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

#### **詫間 聡建設部長**

工事の発注の件数に限った御質問だと今認識をいたしております。

本市の土木の予算の中で道路橋梁費、あと河川費等がございます。その中で、道路維持工事、道路側溝工事、交通安全施設、あと道路橋梁費、あと道路ストックというのが予算の科目になります。

現時点で道路の全体的な計画になりますと、道路橋梁費の中でも、新たな道路新設改良費のほうになってくるかと思います。

そういった中で、ここの工事発注の要望の中での建設工事の等級格付につきまして、各建設業、AクラスからBクラス、Cクラスとランク分け等もされておるところでございます。

そういった事業に着手することによって、工事の発注については、そういった、考慮しながら発注はできると思っておるところでございます。

そういった意味にも、あと国、県ともそういった連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **内川隆則委員**

部長に重ねてお尋ねします。

今まで、皆さんから質問がされて、重ね重ねされてきたんですが、やすやす簡単に、そういう、やります、しますっていうふうに言うけれど、今までがその積み重ねがあって、なかなかしなかったのが、きょうなんですよ。

あなたは立場はかわって、財政課長から建設部長に立場がかわったけん、今からおいどん

も言うばいと、言うて実現さすっぱいっていう意気込みがあるのかどうかですよ。

例えば、毎年毎年、財政調整基金っちゅうのは、9月議会で出さるったいね。そして公共工事整備基金っちゅうのも毎年毎年9月に出るたいね。

これは言うならさい、金が余ったけんね、来年度にね、もう私から言わすんなら、金が余ったけん、来年度の予算にね、回しとこうというふうな思いも含まったやつというふうに理解するたい。

ところがね、公共工事は毎年毎年下がいいよっちゃっか、下がいいよっちゃっか、いっちょん仕事はなかやっかっち、言いながら、一方じゃこりや毎年毎年積み重ねてやらるったいな。

だからほんなってね、ほんなってどぎゃんしたがよかがっちゅうこつばくさい、我々も考えにやいかんかもしれんけんが、一緒に考えていってね、建設課長んごと、ありきたりの答えを出したっちゃくさい、いっちょん解決はせんわけ。

うちにき見てんか、もう道路はね、線のなかつばい、真っ白して。どいがセンターラインかわけわからん。前から言うとおばってん。

だから新規の事業も含めてばってんね、私は、毎回毎回言うばってん、つくったやつは、国、県の補助事業じゃないわけたいね、管理はね、管理は。自前でせないかんわけたい。自前でしきらんごたつこなら、つくんなちって言いよつとたい、昔から。

ところが、つくって、国、県の補助金が出るけん、つくりましたっち。で、ほったらかし。田代・今泉線でんね、拡張ばしたばってん、あんまい長うかかけくさい、現在にはおっつかんやんね。だから佐賀銀行の角とかね、大正町の角てんなんてんな、もう少し拡張していかないかんとかくさい、やっとでき上がったらあぎゃなふうやろ。さっささっさせんもんやけん。

だから、あんたどんが何遍でん、馬鹿の一覚えんごと、そこん道ば、また、都市計画道路ば拡張するって言いよるばってん、こいまた何年かかっちゃい、わけわからんごたつ話やろが、今までの実績からすると。

だからその辺ね、改めて言うばってん、大体、こぎゃな要望書に対して、本気でどぎゃなふうを考えよっかっちゅうこつばくさい、答えてくれんね。

#### 詫間 聡建設部長

内川議員の質問でございます。

冒頭、財政調整基金の関係についての質問がありまして、財政調整基金、言われるように今回、9月補正予算でも積み立てを行っておると思います。

この財政調整基金に対する質問というのが、毎年、総務文教常任委員会の中で質問がされております。その質問の概要といたしまして、現在基金の残高40億円等を超えたところでご

ございます。そういった基金に対してどれくらいの残高が必要なのかという質問もいただいております。そういたしまして、そういった中で、公共施設整備基金の積み立てになりますと、現在老朽化しておる建物の関係の財源に充てるということで積み立てを行っております。

現在ここにある庁舎の関係、あと耐震関係やっていない公共施設に利用するために積み立てを行っておるところでございます。

またあと、財政調整基金に対する積み立て、減債基金に積み立てと、予算執行上必要な財源不足を補うためにという基金等もございます。

そういった中で財政運営をやっている中で、確かに財源不足というのもございますが、公共施設整備基金、ここ数年間、一般質問等の中でも質疑をいただいております中で、建物、例えば土木工事のそういった老朽化に対するもの、内川議員の質問の中でもございますとおり、建てる時建設するときに対しては、国庫補助の採択等が受けれる事業等が数多くございます。

しかしながら現在において、東日本大震災以降、維持管理に対する補助というのが非常に少ないところもございます。

そういったのを、財源を確保するための公共施設整備基金ということで、新たなそういった事業に着手する際には、この公共施設整備基金を使いながら、今後、市内の施設等の維持管理等に努めてまいりたいというところでございます。

まずは、そういった公共施設整備基金の関係についての御質問でございます。

あと道路関係、先ほど言われました今泉田代線、平成2年ぐらいからの着手だというふうに私も認識をいたしております。確かに、本通筋商店街の中に右折車線等もなく、そこが滞留することによって渋滞を招いておるというところも認識をいたしております。

そういった中で、今回の要望の中での公共工事の発注、確かに発注額っていうのは少ないところもございます。予算規模、本市の240億円にかかわる分の土木費っていうのも非常に少のうございます。確かに平成14年から着手いたしました九州新幹線事業に関連した新鳥栖駅西区画整理も終わったところでございます。そういった中での土木費の減少関係等は確かにございます。

そういった中、2項目の中での早期発注、年度繰り越し、ここにも要望書の中にもございます経済対策、国からの緊急経済対策、経済対策等もここ2年間等ございました。年度ぎりぎり年明け等での予算配分等があって、繰越工事が行われた経緯等もございます。

そういった中、3ページの適正な予定価格につきまして、東日本大震災における労務単価の増加、資材等不足の関係に伴います予定価格の設定関係、設計金額等の高騰も見られたところかと思っております。そういった中、平成25年度では、土木全体の中での労務単価の増加に伴います設計変更等に伴っての実施もいたしたところでございます。

今後も、そういった中、予算配分等の指摘等もございましたけれども、適正な予算執行ができるように、土木費の増加、いろんな意味で、私も4月以降、一般質問等で道路の関係等御指摘多々いただいておりますのでございます。

今後努力してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### 藤田昌隆委員長

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

ほかになれば、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ちょっとその前に皆さんにお諮りしたいんですが、今まで閉会中の協議事項であったものを、本日、フリートーキングという形で、一応ここで閉めるか、閉めてフリートーキングの形にして、そして、最終日の総括でしていただいて、総括の中で発言していただいて、それを議長に、正副委員長の委員会報告という形にするか。

もう一つは、このまま建設常任委員会として……（携帯電話の着信音あり）（発言する者あり）すいません。（発言する者あり）

できたら、ちょっとこれ私の提案なんですけど、一回ここで閉めさせていただいて、次はフリートーキングという形にして、それで最終日に、総括の中でまた御意見をいただいて、それをきちんと議長のほうに報告するという形に、さっき言った2つあるんです。

#### 齊藤正治委員

恐らく皆さん方、これお持ちだと思っておりますけども、この鳥栖駅まちづくりについてですね。これ、この東西連携についての議案っていうのが、今回出てるわけですね。

その中で、予算は確かに総務、総合政策に出てますけども、これの担当課は総合政策課と国道・交通対策課なんですよ。

これにつきましては、やっぱ国道・交通対策課の審査をきちんとやっぱり委員会としてしていく必要があるというように思います。

だからフリートーキングとか何とかっていうこともよかですけども、基本的には国道・交通対策課のまず範疇の中の、ここに出てるやつを、どういうふうな内容であるかということのをきちんと審査するというのが私は必要であると。議会としては、それは当然の話だと思うんですよ。

そのためのこれ、2つの担当ということで。

だから便宜上、総合政策課に予算がついているというように理解をしていただいたほうが



こちらには、これまでの経緯として、時系列で並べているところがございます。ポイントだけ、年代を読ませてもらいますと、平成9年に鉄道高架事業の実現について次世代に送るとなっております。

平成17年8月5日に市議会全員協議会で協議をなされ、次世代を凍結とするか事業を断念するかの判断行う、並行して東西地域の連携強化、都市計画道路見直し作業、駅周辺の利便性向上など諸施策について、県などの協議会を立ち上げ早急に検討を行うと協議になっております。

それを踏まえて、平成17年10月27日に第1回JR駅周辺整備推進協議会を設立しております。平成18年2月17日に第2回の協議会を開催しております。平成18年10月26日に、第3回のJR推進協議会を開催し、そのとき出たのが、当面の整備として、駅前の顔づくり事業、駅西側の駅広場の整備、駅前の交差点改良、東口の設置、駅西側の立体駐車場の整備を駅前の顔づくり事業として上げております。

完成の目標はおおむね5年後ということで、新幹線開業年度に合わせ、平成23年度計画していたところがございます。

その後につきましては、平成19年5月に、駅西側の立体駐車場の開業、平成19年12月22日に鳥栖駅前の整備説明会を行っております。

そして一番最後になりますけど、平成22年11月に鳥栖駅前の周辺整備事業を完了、実施しているところがございます。

次に、2ページをお願いいたします。

こちらについては、現在の鳥栖駅の整備事業についてお話をします。

目的につきましては、駅前の交通安全の確保、乗り入れの機能の充実ということで、目的でしております。整備方針は、1から5までありまして、全て抜粋して読ませていただきますけど、まず1番のところでいきますと、駅前広場内の歩行者と自転車を分離し、安全安心な空間の確保など5つの目的、整備方針を目的にし整備しております。

整備内容につきましては、1から3ありますが、まず1つ目が、鳥栖駅前のバス停の周辺整備でございます。2つ目が、鳥栖駅・秋葉町線道路の改良整備でございます。3番目が鳥栖駅前の広場の整備でございます。

3ページ目をお願いいたします。

こちらのほうが、現在整備されております鳥栖駅前の平面図でございます。

4ページをお願いいたします。

こちらは鳥栖駅前の周辺整備、整備前と整備後の完成写真をつけているところがございます。



次に5ページ目をお願いいたします。

こちらは、過去3年間の具体的な取組状況ということで書いております。こちらにつきましては、鳥栖駅周辺の交通状況を調査検証し、現状の課題整理を行い、まちづくりの方向性を検討しますということで、総合計画にうたってあるところですが、平成24年度につきましては、5月に鳥栖駅、新鳥栖駅の乗降者の実態調査をしております。同じ10月には、鳥栖駅西周辺の車両、歩行者の交通状況の実態調査を行っているところでございます。

平成25年度につきましては、平成25年6月に健全化法附則第5条の附則の廃止について総務省で聞き取り調査等を行っております。平成25年10月につきましては、平成24年度と引き続き鳥栖駅西側の周辺の車両の歩行者等の交通の状況調査、そして平成25年11月には、サガン鳥栖戦の試合開始時の利用調査をしております。こちらにつきましては、サガン鳥栖戦のホーム戦、そしてホーム戦じゃない平日の土曜日の実態調査、そして平日の実態調査を行っているところでございます。平成25年12月につきましては、こちらについても、先ほど言いました駅東地区の駅前の利用実態調査を実施しております。

今年度平成26年度につきましても、引き続き鳥栖駅西側周辺の車両歩行者等の交通状況の実態調査を行う計画にしているところでございます。

以上が配付資料の説明でございます。

**藤田昌隆委員長**

今、説明終わりましたが……。

**齊藤正治委員**

鳥栖駅前周辺整備の工事高、総工事高。

それから5ページの鳥栖駅、新鳥栖駅乗降客数の実態調査した、いわゆる新幹線が通る前と通った後の乗降客数っちゅうのは、鳥栖駅の分はわかりますかね、過去数年間。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

まず最初に、鳥栖駅、新鳥栖駅の乗降調査について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど平成24年度5月31日に乗降調査をしております。平成24年度、新鳥栖駅が開業した後に調べた結果と、平成23年度の新鳥栖駅開業前の乗降調査をしたときでございます。これにつきましては、開通後につきましては、1万1,844人の乗降者数がありました。開通前の新鳥栖駅開通前の平成23年度に乗降調査をしているときは、1万1,429名の乗降者数がありました。

おおむね結果としては、横ばいという状況になっているところでございます。(発言する者あり)

**藤田昌隆委員長**

あと1点。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

鳥栖駅の乗降者につきましては、平成24年度に新鳥栖駅の完成前と完成後ということで、平成24年度に調べ、平成25年度、26年度について乗降調査はしておりません。

**藤田昌隆委員長**

してないということですね。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

はい。先ほど繰り返しになりますけど、新鳥栖駅が開通前の平成23年度、そして、開通後の平成24年度ということで調査をし、比較をしているところでございます。（「聞いておりませんやろ。しておりませんやなし、聞いておりませんやろ」と呼ぶ者あり）

はい、先ほどのその平成23年度、24年度につきましては、私たち職員で直営で行った結果の数値を乗降調査を行いました、先ほどそしてもう一つありました平成25年度、26年度の乗降調査についてはJRのほうと今、資料は持ち合わせておりません。

聞いておりません、はい。

**齊藤正治委員**

こないだ6,000人とか7,000人とか、鳥栖駅の乗降調査、確かニュース、新聞報道か何か、それぐらいなってるようなお話やったんですけども、その実態わかりませんか。

**野田 浩都市整備課長**

すいません、資料を忘れて来ております。お昼からでよろしいでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

じゃあお昼からお願いします。

**齊藤正治委員**

もう一つ、さっき鳥栖駅前周辺整備の工事高……。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

その資料も、今手元の手持ち資料として持ち合わせておりませんので、確認をさせていただいて思っております。

**藤田昌隆委員長**

そしたら午後の分、合わせて資料の提出をお願いします。

それでよろしいですか。

はい。ほかには。

**齊藤正治委員**

今回のこの予算の、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の設置と基本構想の策定に伴うもの

ということ、この担当課が似たり寄ったりの、国道対策課が鳥栖駅周辺の整備に関することということで書いてあるわけですが、実際問題としてどういった役割分担になっているかわかりますかね。

**小柳 誠 国道・交通対策課長**

役割分担としましては、国道・交通対策課は鳥栖駅周辺の整備に関することとなっております。

具体的に言うと、設計が出てきたとき、そういった駅の設計が出てきたときには担当課、国道・交通対策課になると考えております。

以上です。

**齊藤正治委員**

今まで、建設……、昨年の松田部長の平成 25 年の 9 月の答弁の中に、駅舎建設についての J R 九州の理解、市の費用負担、建設事業費の問題、現駅舎の取り扱い、虹の橋の強度の問題というようなことから、いろいろ問題、課題があるから、なかなか整備が難しいというような答弁があったんですけども、それについては、もう既に解決済みというようなことで、こういった問題について、新しく東口を設置すると……。

こないだの 4 つの課題を、市長答弁があったんですかね、いわゆる東口のトンネルでつくるかっていう、それが 2 つのやつと、それと高架にするか、それから橋上駅にするかという、その 4 点あったかと思うんですけども、それについて今後検討を重ねていかれるということでしょうけども、トータルとして、鉄道高架は、いわゆる白紙撤回はしないと、しかしながら、ゼロベースで考えろっていう、考えていただくという、ここら辺の整合性が非常に理解しがたいことかと思うんですけども。

しかしながら、この西日本新聞に一昨日ですかね、書いてあるのに、東口をつくることが基本で、駅舎をいじる場合は市が中心となってやることになるというようなことを書いてあるわけですが、これについての担当課としての見解は今どのような見解をお持ちか教えてください。

**藤田昌隆委員長**

答えられますか。

**齊藤正治委員**

あんまり無理なことを質問しよるわけじゃないんですけども、この問題につきましては、もう先ほどペーパー、代表者会のときに、市長と副市長と総務部長と、おみえになったときに、この担当課が 2 つありますから、きちんと説明、答弁されるように説明をしとってくださいというお願いを代表者会の中でしておったつもりですけどね、すでにもう何日も日にち

は経ってるんですけども、それでも、なんとなく下まで連絡がいつてないというように理解せんばいかんということですかね。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

担当課としましては、こちらの、今、駅前周辺まちづくりの基本構想その他に関する委員会等の立ち上げ等が計画をされておりますので、その方向性を状況を確認して、担当課としては対応したいと思ってるところでございます。

**齊藤正治委員**

もういっちょ調べとっていただきたいんですが、もうお昼になるかと思うんですけども、いわゆる検討委員会のテーマ、これを6回されるっていうこの内容につきまして、総合政策課と、再度協議をしとっていただきたいと思います。お昼からの分に出していただきたい。

それから基本構想をいつ発注されるのか。これについても調べていただきたいと思いますけども。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

今、2つあれがありましたが、大丈夫ですか。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

確認をして来ます。

**藤田昌隆委員長**

はい、了解しました。

それは齊藤議員、午後ですか。午後にほしいわけですね、はい。

**西依義規委員**

先ほど齊藤委員から、この前回行った駅前周辺整備の予算っていうか事業費の部分のが、午後からってありましたんで、できましたら、実際この整備内容とか整備方針書かれてますけど、そういった実際そうなったかどうかっていう検証とかされたのか、事業費これだけ使って、要は費用対効果があったのかどうかっていうところを検証されたんであれば、そんな資料があれば見せていただきたいなと思います。

**齊藤正治委員**

すいません、コンサル料の756万円の根拠ですね。これについても調べとってくだ……。

**中川原豊志委員**

ちょっと、はずれたらごめんなさいね。

今回の鳥栖駅周辺整備の構想について、西依議員が一般質問のときも話あったんですけども、要は、そこの専門委員会が考えることというのは、もう駅舎だけのことしか考えないの

かなという考え方がとれるんですが、西依議員ね、やっぱり鳥栖駅周辺の市街地の全体を考えてほしいというふうな提案もされつつあったんですが、そうすると国道・交通対策課もしくは都市整備課あたりと一緒に担当になるのかなというふうに、僕は思っつつあったんですよ。

もう私たちの担当課は、もう全く考えんで、そこにもう振っただけですよ、鳥栖駅周辺の市道構想については、という状況なんですか。言ってることわかります。

要は、もう今回、委員会に設置されたら、都市整備課が考えてるまちづくりとか、国道・交通対策課が考えてる道路網だとかっていうのはもう全く、今回の案には出てこないと、もうそっちで考えた分が、私どんがその後考えないかん。要は——ということですかね。

#### **藤田昌隆委員長**

すいません。ちょっとおかしいっていうか、今、850 万円ですか、出されてる分が、今、委員会とか、具体的な話に進んでますけど、それが承認になるかならんかわかりませんが、そういう前に、具体的にどうのこうのとか言われても、もし答弁をするなら、その辺がきちっと決まったあとで、いろんな考えを聞いていくっていうのが、何か筋みたいな気がしたんですが。

#### **中川原豊志委員**

今回の議案に出てる分に対して、都市整備課なり国道・交通対策課なりという意見の反映は全くないのかな、今回は……

#### **藤田昌隆委員長**

だから、だから、きちんと決まった上で、そん中で、例えば委員会で、じゃあ今度答弁で、委員会できちんと意見を申しますとか、そういう発言が出るんじゃないですか。

#### **内川隆則委員**

今度の 850 万円のね、コンサル料含めたやつが、どこまでの内容なのかっていうことが総合政策課でしかわからんとやろ、あんたどんじゃ。

そいけ、ちょっとそいば昼から聞いてきてからの話でようなか。

#### **藤田昌隆委員長**

そいでよろしいですか。

はい。じゃあそういうことで、もう時間も時間ですんで、ほいじゃ 1 時 10 分からお昼を開催いたします。

これで、一応休憩というふうに入ります。

**午前 11 時 53 分休憩**



万円、ランドデザインの策定に約 130 万円、検討委員会運営補助に約 50 万円、報告書等の取りまとめに約 24 万円、打ち合わせ協議等に約 10 万円、その他管理費、消費税を含めた諸経費に 350 万円ほどあり、計、消費税込みで 756 万円の内訳でございます。

次に、鳥栖駅周辺の整備事業の総事業費についてでございますが、決算ベースでいきますと 1 億 6,400 万円でございます。

次に、鳥栖駅前周辺整備の検証及び費用効果でございますが、こちらにつきましては、午前中お配りした資料の 2 ページと 4 ページを見ながらちょっと御説明をさせていただきたいかと思えます。

2 ページのほうに整備の目的や整備方針等を書いているところでございます。整備方針については、駅前広場の歩行者と自転車を分離し、安全安心な空間の確保ということで、4 ページの資料になりますけど、整備前と整備後にございますけど、こちらのほうで、歩行者と自転車の分離をしております。そして、横断歩道をつけて、信号機をつけているところでございます。

そうした、3 点目になりますけど、3 番目の駅前広場への入り口の限定し、交通の輻輳を低減等、こういった整備目的をもとに、この 4 ページの写真の整備前と整備後とですね、交通安全の対策を行ってるところでございます。こちらについて、数値的な部分ではなかなか示すのが難しい状況でございます。こうした状況でございます。

以上で私の回答を終わりたいと思えます。

#### **齊藤正治委員**

今、検討会とある程度の金額が提示ありましたが、準備でき次第発注という意味は、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうかね。

#### **小柳 誠国道・交通対策課長**

今回、9 月議会で予算を可決した後に、発注準備や発注の手続、公募になるかと思えますので、その手続を早急に入ると聞いているところでございます。

#### **齊藤正治委員**

ということは、構想案につきましては、もういわゆる、今議会が認めれば直ちに発注というようなことと理解をするわけですが、そしたら検討委員会と構想案の発注についての兼ね合いはどのようになっていますかね。

いわゆる進捗、検討委員会の進捗と構想案の進捗ですたいね。これの整合性というのは、どのようにとられてるのかっていうのはわかります。担当じゃないけん、わからん……。

#### **藤田昌隆委員長**

意味は、答えられます。(発言する者あり)

了解、はい。

わからんときは、わからんとはっきり言ってください。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

国道・交通対策課で、その部分についてはちょっと把握をしてないところでございます。

**齊藤正治委員**

基本は、要するに、検討委員会で、先ほど、ずっと1回から5回か、までおっしゃられた経緯とか課題とか、各案を出すとか出さないとかっていう、ブラッシュアップするとかっていうのが、報告書ができるということについて、恐らく毎月1回だと思うんですね。

そうしますと、大体、この検討委員会が終わるのが、2月、5回目はプラスアルファということでございますけども、2月か3月ぐらいまでは、おおよそ順調にいつてもかかるというように理解していいんでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

答えられますか。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

2月、3月のほうで報告書に提出と聞いているところでございます。

**齊藤正治委員**

ということであれば、恐らく、その検討をされた結果の報告書を見ながら、恐らく何か出てくるかと思うんですけども、その中で、いわゆる構想案をつくっていくというようなことが普通の進め方ではなかろうかと思えますけれども、その点についてはいかががお考えか。（「主管課じゃなかけん、部長が答えんね。主管課がおればよかばってんが」と呼ぶ者あり）

**詫間 聡建設部長**

今の検討委員会の質問でございます。

午前中の委員会の中での宿題並びに回答の整理を昼休みにさせていただいたところでございます。

一応、委員会付託に伴います総務文教委員会の中での質疑等を把握したところで、手持ち資料ということで今回持ってきておるところでございます。

冒頭、代表者会議の中で配られた資料ということで担当課、総合政策課のほうで、基本構想並びに計画の策定に関すること、私ども建設部の中での国道・交通対策課に鳥栖駅周辺の整備に関することということで認識をいたしておったところでございます。

したがって、先ほどまで答弁いたしておりました、課長のほうから答弁いたしました内容以上のことに関しましてはちょっと手持ちがないような状況でございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。



## 齊藤正治委員

通常のいろんな構想とか計画とかっていうのを立てられるときに、まずやっぱりその検討委員会の立ち上げを先にやられて、それから構想案というのが、幾つかに絞られた中で、構想案というのがつくられていくっていうのが、大体通常のパターンだと思うんですけども、そうなりますと、この検討委員会が、2月から3月までかかったとすれば、その構想案については、今回の、今議会で承認されたら直ちに発注するということではなくて、来年の3月議会でも当然間に合うというようには思いますけども、その点については、ざっくり、部長お答えができれば。

## 詫間 聡建設部長

齊藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返し等になります。

今議案について、総務文教委員会でも論議をいただいておりますところとお聞きをいたしております。そういった中で、建設経済常任委員会としてお答えできるような材料というのは持ち合わせない状況でございます。

以上お答えとさせていただきます。

## 齊藤正治委員

一般的な、過去いろんな構想案をつくるに当たっての、やはり検討をされて、今回のこの駅周辺に関しては、全くゼロベースとこない話がありましたけども、過去にも大所高所から検討された結果があるわけでございますので、そういったところから含めてみますと、幾つかの検討する課題が、それをこないだ4つと言われましたけども、ほかにも恐らく出てくるんじゃないかなと思いますけども、そういったことを検討された中で、ある程度2つか3つかに絞られた中で、それで構想案をつくっていくっていうのが、普通の通常のやり方、そんなに特別急ぐわけじゃないわけでございますので、それがやり方だと思うんですけども、なぜこう、構想案まで、今回出されてるのかというのはよく意図的にわからないところがあるわけですけども、そこら辺について、お答えできないということでありましたけども、通常のやり方からすれば、それが順当ではなかろうかというように申し上げておきたいと思います。

一応、とりあえず私の質問は終わります。

## 藤田昌隆委員長

ほかには。

## 西依義規委員

僕は周辺まちづくりっていう、このプリントよりも、今、説明いただいたこれまでの経緯

で、駅前整備が、完全にできたかどうかというところについては、未完全っていう認識でいいんですかね。

このこれまでの経緯で、駅前の顔づくりっていうことで、ここにまだ手をつけられてない部分がありますけど、例えば駅前広場整備については、この1億6,400万円かけたことで、整備が完全にできたと思われてるのか、それともこれはやはり交通安全を、交通安全の確保を最優先した、その安全性を重視した駅前整備だったのか、その辺はいかがですか。

要は、これ以上、駅を扱う必要があるのかないのかを聞きたい、扱う必要があるんであれば、今度こっちに進みますけど、扱う必要がなかったら、もうこれで整備できてるっていう認識であれば、もうそれ以上の整備が要るのどうかちょっとわかんないんで、そこも含めて。

#### **小柳 誠国道・交通対策課長**

先ほどの質問にお答えします。

現在の鳥栖駅前の周辺整備については、2ページ目にありましたように、目的のところ、駅前の交通安全の確保、乗り換え機能の充実ということで整備をしているところでございます。

将来的にこちらのほうが整備が必要かどうかというところに関しては、ここはまた状況によって、また、整備が出てくるんじゃないかと考えているところでございます。

#### **西依義規委員**

そういう認識であれば、私も、これは安全、交通安全が最優先としてした整備であって、次に、この4点セットが全てそろうかどうかわかんないんですけど、そういったところでの整備に、これは連動してるって思っているのかどうか、これと今回予算のが連動しているのか、別なのかっていうのはどうなんですかね。

#### **詫間 聡建設部長**

今回、総務費のほうで予算計上している検討委員会整備の関係でございますけれども、今議会の一般質問の中でも市長が答弁いたしておりますとおり、先ほども齊藤委員のほうからもありました。ゼロベースでというその手法に対して、具体的に4つの案があるというふうな答弁をいたしておったかと思えます。高架、橋上駅、東口の延伸、新たな新設と。

このことによって、鳥栖駅の駅自体が、顔が変わってくると思います。そういった中で、当然その周辺整備まで影響してくるものというふうに建設部としては思っております。

例えば、高架等になれば、当然周辺に対する都市計画の道路の関係も当然、一つの例とすればそういうふうに変革してくると思っておりますので、現在、顔づくり事業でやった駅西側の関係、駅舎自体が変われば当然それに伴って変わってくるということで、あくまでゼロベースであるというふうな認識で、この計画策定があった段階で、今後建設部として、国道・

交通対策課が中心となって、整備を行ってくるものと認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

わかりました。

あとじゃあもう一つ。一回、都市計画道路の図をアットたんですけど、あそこに鳥栖駅・山道線やったですかね、都市計画道路、あの整備との優先度合っているか、担当課として思われているあの道がしっかり通るべきなのかどうかというところと、鳥栖駅周辺整備がやはり関連はしていくであろうというお考えでいいですかね。

#### **詫間 聡建設部長**

今御答弁しました、例えば鳥栖駅・山道線、あと高橋にしても都市計画の路線というのが、南側に都市計画決定の路線がありますので、この点に限って高架になった場合、橋上駅になった場合というのが、当然道路の構造変わってくると思います。

確かに山道線の関係については、駅舎自体がどのような形になるのか、西口、東口、東西連携ということで決定された段階で、当然この取り付け道路の一部でございますので、当然そこも検討していくべきものと今後の課題であるということで認識はいたしております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

今、ちょっと話ば聞きよって、特に思ったのが、都市整備課として、鳥栖のまちをつくっていく中で、駅舎の状況がどう変わるかによって、まちが変わるじゃなくて、僕は逆だと思うんですね。こういうふうなまちを構想してるから、駅はどうあるべきだというふうを考えるのが先じゃないのかなと思うんだけど、そういう考え方を立った都市整備っていうのを考えていらっしゃらないのですかね。

#### **野田 浩都市整備課長**

都市計画の関係でございます。

道路につきましては、今、高架を前提とした計画決定になっております。高架がなくなれば、単独でオーバーにするかという、J Rを越える、またぐ分の話が変わってくるだけで、都市計画道路自体は変わらないと思います。

ただ、山道線とか、駅広に直結してる部分については、西の区画整理のときには、若干西側に振って赤垣があった前の県道と十字路で交差するような計画にもなっていた経緯がございます。

根本的に今の都市計画道路は、路線的にはあんまり変わってこないと認識しております。

## 中川原豊志委員

今回の策定にあたってゼロベースということで、高架か橋上駅か、地下道の延伸か新しい地下道かという話、その話だけ聞きますと、鳥栖駅周辺のまちづくりというふうな感じじゃなくって、鳥栖駅の東口だけをどうするかという策定案という考え方でよかったですかね。そういうふうに捉えてよろしいんですか。

## 詫間 聡建設部長

先ほどの答弁の中で、担当部署の関係ございましたですけれども、総合政策課が鳥栖駅周辺まちづくり基本構想その他計画の策定に関すること、国道・交通対策課が鳥栖駅周辺の整備に関すること。

今回、予算が総務、企画費の中の計上ということになっておるわけでございます。予算の審議に関係、総務文教常任委員会の中での審議という中で、今回のこの計画策定に伴って、建設部のほうにどれだけ影響が出てくるのかっていう話だと思います。

そういった中で、名称自体が駅周辺のまちづくり基本構想ということで、一般質問の中でも、この名称に対しての質疑等もあったかと思います。

まちづくり全体ということであれば、当然建設部としても、この建設経済常任委員会の中で審議いただくこともあるかと思っておりますけれども、今回、総務文教委員会の中での予算審議ということに限られておるというふうな認識をいたしておるところでございます。

今後、その計画策定にのって本市がやっております都市計画道路の線形関係、こういった影響があるのかっていう、今、質疑等があつとるものと認識はいたしておるところでございます。

以上でございます。

## 中川原豊志委員

担当課が違うと言われれば、もうそれであれなんです、やはりまちづくりを考える中で、駅だけ駅舎だけということじゃなくて、やっぱり駅周辺を考えた素案づくりをぜひしてほしいという、これはもう要望でございますが、で、委員会のほうが5回、1回目が基礎データ、2回目、3回目あたりにある程度の話があつて、4回目からもう報告書の作成。たった2回、3回ぐらいの委員会で、本当にいい構想案というか、できるのかな、ちょっと心配をします。

たった2回、3回の分だったら、もう今まで十分できてるのかな。わざわざ、2回、3回するために、これだけの議論しなくちゃいけないのかなというふうに思うんですが、本当にやるならば、ぜひ鳥栖のまちづくりのために、真剣に委員会を開いていただきたいと要望でございます。

## 内川隆則委員

代表者会議の資料の中の4番目に、48万円と750万円と分けてあっですけども、これを一つずつやったらどうかという意見だったろうというふうに思います。それもそうだろうというふうに思いますが、今話があるのは、私の理解からすると、この(1)の部分については、48万円の部分については、6回の議論をするという予算だろうと思いますけども。

これについてはもう長い間、議論が歴史的にされてきたわけでありまして、先輩の課長なんか聞きますと、わしは20ぐらい図面ば書いたっち、20種類ぐらい、というような歴史的な経過もあるので、要は、それをどれを選ぶかっていうだけのことだろうというふうに思うわけですよ。

であるから、それをどれだけ慎重に作業を進めるかということで、外部の意見を聞いたらどうかという仕切り直しの話になるのではないかと思うわけで、それでも6回じゃあ少な過ぎっちゅうなら、10回でも20回でもやって、結論出してもいいんだろうと思います。

もう種類はできとっわけですよ。もう歴史的、もう先輩たちがいっぱい図面ば書いたやつが。だからそれをどういう理由、位置づけで選択するかというふうなことだろうと思うけど、その辺のことであるから、一から、もうゼロベースっていうのはゼロベースでしょうけど、図面ば引き直してこいじゃどげんですか、あいじゃどげんですかちゅうふうな話じゃなかろうというふうに思っと思いますが、どうでしょうか。

## 小柳 誠国道・交通対策課長

私もそう思います。

それ以上すいません、そこで、すいません、そういった今後の進め方っていうのは、うちの国道・交通対策課、整備に関することにはなっているので、かかわり合いながら状況を把握し、そして携わっていきたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

## 江副康成委員

今のお話からすると、今までの過去のいろいろ検討した結果、そういったやつは、担当課として国道・交通対策課のほうにストックがあるわけですか、その技術情報とか検討の結果も含めて。

## 小柳 誠国道・交通対策課長

過去の経緯や、過去の現状の課題ということで、検討委員会の中で議題がありますので、そして過去の資料等は、建設部国道・交通対策課のほうにある……、過去に検討した資料はあるかと思います。

## 江副康成委員

であれば、であるとすれば、例えば、市長さんのこないだの一般質問の答弁で、鳥栖駅だけを上に上げるというような案を例示的に示されたりしましたけども、そういった案に対する検証結果みたいなやつは担当課としてあるんですか。

**藤田昌隆委員長**

要するに橋上駅じゃなくて。

**江副康成委員**

高架、高架で鳥栖駅だけを、鳥栖駅の部分だけ、4.3 キロやなくて、鳥栖駅の部分だけを高架にする、その高架の一つの可能性として、長い4.3 キロはだめやけども、短い鳥栖駅を中心として上げるというようなですね……（「橋上駅」と呼ぶ者あり）

高架のほうに言われたと思いますよ。（「一番短い」と呼ぶ者あり）（「高架」と呼ぶ者あり）

そうですね。そういうようなところの検討の検証みたいなやつは担当課としてお持ちなんですか。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

J R 鳥栖駅のところだけの高架の検討結果というのはないですね。

**江副康成委員**

市役所にはないのかもしれませんが、実はそういったやつを検討した結果、J R のほうは非常に高い、勾配がきつくて、実質上高架になるかもしれんけど、運行上不可能だと、電気代もかかってというような結果を聞いたりするわけですよ。

だからそういうふうな、今、内川議員が言われたように、過去いろいろ検証して、こういう案もあるけども、こういう問題があるから難しい、こういう問題があるから難しい、そういうところは、市役所に既にもうストックあるはずなんですよ、本当言うと。

だからそういうところ含めて、それを踏まえて基本構想を御提示されて、市民に聞かれるというならいいんだけども、総合政策課がゼロベースで聞かれるというのは、ある意味じゃ無責任だと思うし、そういったところは担当課として、担当課というのは鳥栖市の過去の歴史から、そういうところをやっぱりどこかが、今までの経緯、過去の先輩たちの経緯を、やっぱりどこか提示してやらんといかんのじゃないかなと思うんですけどね。（発言する者あり）（「それこそ総合政策課の話やろもん」と呼ぶ者あり）

はい、いいですか。

総合政策課、これちょっと自由討議みたいになってしまうかもしれませんが、もともと総合政策課、もう市全般のことやって、あそこ聞くと担当の部分は担当のほうから、計画上げてきて、それを調整するのが総合政策課と。だからこの件に関しては、総合政策課が最終的にはいろんなところと調整しながら進めていくでしょうけども、基本となるのは、こ

ここに書いてあるように国道・交通対策課、そこがお膳立てして、総合政策課と歩調を合わせながらやるというのが本来の姿と思うんですよ。(発言する者あり) (「そいくらいぐらいするくさい」と呼ぶ者あり)

そうですよ。だからですよ、だから今言ったところの情報はあるんですかっていう話です。(「当たり前のこったい」と呼ぶ者あり) 当たり前のことですよ。当たり前のことを、そういう形になってるんですかって話です。

**藤田昌隆委員長**

答弁要りますか。答弁要る。

**江副康成委員**

できれば。調べあとの回答でもいいですけど、よかったら。整理された後でもいいですけど。

**小柳 誠国道・交通対策課長**

先ほど、質問がありましたように、国道・交通対策課としても、総合政策課と連携しながら取り組みたいと思っております。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

今、江副議員さんもおっしゃったんですけど、もともとその構想があって、それをもとにいろんな分野の方から御意見等を聞くっていう流れであれば、例えば、その構想の策定に伴って、基本構想の策定に関連するような委員会を中に設けた場合は、一括してこの額が上げれると思うんですけど、この基本構想がまだない中、その委員会によってこの構想に関して協議をしていくというふうな形ですよ。

構想をつくるための委員会ってことであれば、6 回行う、1 回が予備っていうことなんですけど、この事業の内容のところに平成 27 年の 8 月めどに基本構想とするっていう文章がございすよね。そしたら、この 6 回を行って構想に関連づけていくっていうことを踏まえて考えると、これ何か 2 つのことを一遍にやってるような認識をしてしまうんですけど、そのあたりって、やっぱ議長も先ほどおっしゃったように、普通の順番でいけば、委員会でみっちりその構想に関しての案を練って、具体的な構想案というのをつくるのが順序なのかな、一般的な順序なのかなあというふうに、私は考えているんですけど、そのあたりはいかがですか。えらい過密になってるようなイメージもあるんですけど。

**詫間 聡建設部長**

まず基本構想の委託料の関係の内訳、国道・交通対策課長が述べたところでもございます。

その積算の中に、検討委員会の運営補助 50 万円という積算等がございます。そういった中

で、委託料と、この委員会が同時進行ではないかという質問だったかと思いますが、そういった委員会の運営補助の中での委託料の中身等もございます。

そういった中で、先ほどから質疑いただいとる中での検討委員会のメンバー、学識経験者1名、自治会代表3名、商工代表2名、観光代表1名、市民代表2名、この方々9名からなるわけでございますけれども、先ほど質問いただいた中で、いろんな図面等を書いた経緯があるのじゃないのかと、全くゼロベースじゃないんじゃないのかと、いろんな図面何十枚もある中だと、そういった意見もちょうだいしたところでございます。

確かに、冒頭の中で、これまでの経緯で、昭和62年での駅周辺の市街地整備策定があり、平成9年度の次世代送り、あと平成18年の白紙撤回というふうな経緯を踏まえながら今日まで至っているところでございます。

そういったことを踏まえ、この検討委員会での決定並びに委託料等の中での基本計画の策定等があり、新たに今できることをすべきではないかという判断の中で、今議会が提案なされておると認識しております。

そういったことを踏まえ、私ども建設部として、こういった基本計画が策定した中で、今まで塩漬け状態になっております都市計画道路の関係、確かに久留米甘木線1本は動くようなことになりましたけれども、優先順位としまして、山道線の関係、これ2番目になりますけれども、そういった見通し、鉄道高架なのか橋上駅なのかによって、宿町・酒井西線という路線の関係が新たに進むものと見ております。そういったことで、建設部としても、今後取り組むべきことがふえてくるものと思っておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

#### 樋口伸一郎委員

だとしたら、例えばこの(1)がなくて、具体的な基本構想が今現在あったと仮定をさせていただきます。その基本構想が、具体的なイメージが一つあって、その中にその構想が充実する……、この資料です、すいません。

4番のどこなんですけど、例えばその(1)を、これ仮定ですけど——がなくて、2番目の基本構想の案が具体的に今あったとして、その基本構想を充実化させるような、実行委員会的な委員会が中にあるのであれば、何か具体的な説明もできるのかなと思いますけど、まずその委員会っていうところ、検討委員会っていうところで、この構想に向けて、協議をしていくっていうことになると思うんですね。

その検討委員会の中で、過去の経緯からたくさんの図面等があって、具体的にその中から一つを選ぶっていうふうに考えるとしたら、こんな6回も7回も逆にかかるんですかね。今度は逆にですね。



ゼロから全部協議していくのであれば、これ過密じゃないですかっていうお尋ねだったんですけど、今度逆にそういうたたき台のようなものがあって、それを専門的な知識の方々で選ぶのであれば、この回数が要るのかなあっていうふうに思うんですね。

その回数が少なくなれば、基本構想が前に来るんで、例えば年内に計画が立てれるとかいうふうになると思うんですけど、やっぱりこの過去の経緯の中から選ぶだけ以外のこともあるのかなというふうに思うんですけど、そのあたりはいかがなんですかね。

#### 詫間 聡建設部長

先ほどの事例の関係、図面等何遍も変えた。その中で選べるんじゃないかと、そういったことも描いてきて、私どもも鳥栖で生まれ育って、役所の中で仕事し、鳥栖駅がどういうものであって、将来的にどうあってもらいたいという意見は持っております。

そういった中で、過去のいろんな計画を策定する中で、一回線を引いてきたのじゃないかなっていうことでございます。

ということで、この委員会の回数については、検討する中で、最低限これだけは必要だという意味で捉えております。

だから決定したものであれば、だから過密であるとか、緩やかであるとかじゃなくって、皆さんそういった地元の方もいらっしゃる、都市計画の専門家の方もいらっしゃいますし、観光の関係、商工の関係もいらっしゃいますから、そういったイメージ的には湧くのではないのかっていう意味で申し上げたところでございました。

#### 樋口伸一郎委員

そしたらやっぱり、今までの経緯を踏まえた上で、いろんなこれからのことも考えつつ、協議をしていくというふうに考えられると思うんですけど、やっぱりそしたら、無理にじゃないですけど、その6回で仮に協議が終わらなかったとしても、打ち切って構想の策定に入っていくっていうことになるんですかね。仮にその予備の回まで使った上で。

#### 詫間 聡建設部長

総務文教委員会の中でも答弁があつとるかと思いますけれども、6回程度の予定をいたしておるといふような答弁をしたと聞いておるところでございます。

その進捗状況を見ながら、経緯、現状の課題から報告書案の検討まで、承認、提出というふうなスケジュールでまいりたいと思いますので、そのあたり等で日程等が厳しいのであれば、その分ふえることもあるかと思っておりますし、現時点で答弁できること、6回程度を予定をしておるところでございます。

以上でございます。

#### 江副康成委員

ちょっと本来的に聞きたかったこと一つありまして、先ほど、野田課長の御答弁だったですかね、今回、都市計画道路の問題とか頓挫していて、今回それのが一つ解消されるというような期待もあるというふうな御答弁っていうか、あったと思うんですけども、新聞報道とかで、東口設置へという形で報じられておりまして、東口できたやつが、できることは皆さん望んでると思うんですけど、もう私も本当望んでるんですけども、これが本当に暫定なのか、本格的に設置するのか、非常に皆さん悩んでるっていうか、思われてるんですよ。

そのあたり、例えば一番簡易な方法で、幾つか4つぐらいパターンみたいな示されていますよね。そのときに、トンネルの延伸で東口設置する、それでも結局暫定じゃなくて、高架を断念して、例えば高架を断念して、都市計画道路がオーバーかアンダーか知りませんが、そういった形は動くというふうに担当課としては思われてるんですか、そのあたりをちょっと確認したいんですけど。

**野田 浩都市整備課長**

都市計画としては、暫定っていうことじゃなくて、確定するというふうに考えております。

**江副康成委員**

確認ですけども、4つの案のどの案でも確定するというふうに思われてるわけですね。

**詫間 聡建設部長**

今回の鳥栖駅周辺の整備の関係につきまして、議会答弁でありますとおり、今回、総合政策課の中で政策決定がなされるものと思っております。

そういった中で、決定が、今、具体的な4つの案をどうするのかっていう、一般質問の中でもありましたけども、これは私どもとしては、確定として思っております。そのことによって、今後の都市計画道路のあり方が影響してくるということも先ほど答弁いたしましたとおり、そのように認識をいたしておるところです。

**森山 林委員**

今までいろいろ意見が出されましたけども、今回、まずもってこの提案。市長が、これ鉄道高架ということをやらずと掲げながらきて、これを降ろさないままですとこられましたので、各関係機関との協議もできなかったと。そしてここに今7年半たった中で、唐突に今回出された中で、庁内会議は何かどういった意見が、何か出らんやったですか。庁内会議。これをするためには、今回の提案についてですよ。

その点ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、まだ言います、あと半年しかない中で、今回の提案されたこと。

**詫間 聡建設部長**

森山議員の質問にお答えいたします。

庁内会議ではどのようになされたのかということになりますと、私、当然建設部長として、その会議に入るわけでございますけれども、具体的に今議会、9月議会に提案するというところで話を伺っ……、鳥栖駅周辺まちづくり基本構想策定については、8月20日の総合計画委員会、この中で、私のほうが伺って、9月議会に提案をなされるというところを伺っております。

こういう中で、今、御審議いただいております駅東口、東西連携の話を進めてまいると、この基本構想を委託に出したところで、今後の鳥栖駅のあり方、それに伴って建設部として、それに伴います都市計画道路の関係っていうのが出てくるものと認識をいたしております。

以上でございます。

### 森山 林委員

それで、あと半年残した中で、基本構想の素案までするというので、出されております。

しかしこの件は、市長が鉄道高架についての具体的な撤回なり、何もされないままの状態です。今回の一般質問出しましたけども、自分の公約、これは関係なしに、この検討委員会でゼロベースでしていただくということですけども、先ほどから出ておりましたように、今日までいろいろ議論もされてると思います、ここ何年にですね。この東西の問題しかりですけども。

それで今回、市長が出された中で、私どもは、そう慌てて基本構想までやなしに、十分検討していただくということが一番いいんじゃないかと思うとるですよ。

もう当然、市長の任期も来年はもう3月は任期になっております。また改めて、されればされることでいいということをおっしゃっておりますけども、まずはこの半年間、検討を十分していただくと。そして、それを基づいて基本政策を、基本構想を出していただくというふうなことが一番いいんじゃないかと思っております。

なしかっちゅうと、鉄道高架のあれについて、何らもう今日までどうするかとかもしてこないまま、知ってあるように、鉄道高架の用地2万8,000平米あります。こい12億6,000万円ぐらいあつですよ、金額になおすと。全然動いとらん。スタジアムに貸しとつとが1万7,000平米、第1と第2の駐車場、ね。そすと、あとは鉄道運輸局、これが2反ぐらい貸してあると思います。

結局、無償で第1、第2駐車場のあれは確か1万7,000平米あると思います。今、2万8,000平米の中からですよ。金額に直しても、2万8,000平米は12億5,800万円出ると思います。この7年、7年と5カ月出してある中ですよ。

ですけど、これはもう都市整備課の管轄のもとですので。ですから、今日までこういったのが、今突然、このあと半年残してされると、内容はわかります、自分の任期のうちに一つのめどをつけたいという市長のあいはわかりますけども、これをもう少し、基本構想ま



平成 26 年 9 月 17 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

商工振興課長 佐藤 道夫

〃商工観光労政係長 向井 道宜

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

上下水道局次長兼事業課長 辻 易孝

建設部長 詫間 聡

建設課長 内田 又二

〃参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高

都市整備課長 野田 浩

国道・交通対策課長 小柳 誠

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

現地視察

学校給食センター（蔵上町）

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（みやき町）

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（みやき町）

自由討議

議案審査

議案甲第 24 号 鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

議案甲第 27 号 市道路線の廃止及び認定について

議案乙第 19 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

〔総括、採決〕

鳥栖駅周辺整備に関する決議案について

〔提案理由説明、質疑〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



自 午前 9 時 30 分

## 現地視察

学校給食センター（蔵上町）

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（みやき町）

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（みやき町）

至 午前 11 時 30 分

~~~~~

午後 1 時 8 分開議

藤田昌隆委員長

それでは、ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

今回、当委員会のほうに、中川原豊志議員から鳥栖駅周辺整備に関する決議案が出ております。これは、あとで、その趣旨説明とかその辺を提出議員からお願いします。



自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、自由討議ということで、これより委員間での自由討議を、今回付託された議案を含め委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いします。

また、御発言は、委員長の指名を受けてから御発言されるようよろしくお願いします。
それではよろしくお願いします。

〔発言する者なし〕

無理に自由討議する必要はありませんが……。

中川原豊志委員

自由討議という形なので、自由討議で言った方がいいのか、総括で言ったがわからないんですけども、平成 27 年度以降の債務負担行為で、ミニバスの件が出ておりましたけども、委員

会の中でもいろいろ意見が出たと思いますが、できれば総括の中で、特に旭地区の分ですが、路線の変更だとか、路線を延伸するとかいうふうなことの対策じゃなくって、本当に利用者がふえるためにどうしたらいいかというのを真剣にもうちょっと考えてほしい。

例えば、基里と旭を1日1日交替交替じゃなくって、もう毎日両方とも走らせるとか、鳥栖とか市役所とかまで延ばしてあげるとか、そういった方向で具体的に、予算がかかっても構わないと、それだけ、地元の足として密着するようなミニバスにしてほしいというふうな考え方を、もっと深く執行部に要望したいなというふうには思うんですが、いかがでございましょうか。

こういうふうな自由討議でもよかのかなと思いつつながら。

藤田昌隆委員長

それはもう何でも。

ちょっと私も意見言っていていいですか。

私は旭地区は恵まれてると。ね。理由は、前は田んぼん中走ってて、それでお店ができたからね、あっちに回しましたとかさ。

田代昌町とか鳥栖のインター、高速道路を下りて、あのパチンコ屋の裏のあれ、何町だったですかね。あそこなんか、足がないんですよね、足が。

それで田代昌町から今町のほうに向けても、前、ぜひあそこに一回、農協のところでUターンするんじゃなくて、もうちょい先まで行ってくれということで、お願いしたところ、はっきり言って、できませんっていうか、次回考えますということで、結局変えてもらわなかったんですよね。

それで、旭地区は、その点からいったら、確かに、0コンマ、1人も乗っとらんようなバスが田んぼん中走ってね。

そこは、そこまではよく理解できたんですが、もう一つ、不思議に思ったのは、あその駅周辺にお店があるのにね、わざわざその、あれ何やったですかね、ダイレックスじゃなかった、「マックスバリュ」と呼ぶ者あり）マックスバリュ、そこまでマックスバリュが中心あるからバスをこう変えた、路線を変えたって、ちょっと不思議でならなかったんですよね。そういう、私、前のいきさつがあるもので。

この前の話からいくと、もっと時間帯、ふやさないかんのやけど、一つはバスに乗る気持ちを高めるためにはバスの日とかあるんですよね、バスの日。皆さん乗りましょうという気持ちが地元の方にはないのに、幾ら路線を変えても、そうふえんのじゃないかなっち。

もう一つは、バスを使わなくても、ちゃんと車があつたりね、その辺がきちんとなつとるけん少ないんかなっち。本当の交通空白地帯かなという、ちょっと疑問も感じたんですよね。

そういうことで、もし便数をふやすんだったら、一回全部見直しをすべきだと思うんですよね、旭地区だけじゃなくて。

少ないっちゃうことは、さっき言った、車のほうが、そういう足の機能をきちんと持っているから、だから使わない。ルートも変えた、それでも大きくは伸びない。何かあるんですよね。

やっぱり乗り手、こういうのは、ちゃんと提供してますから乗ってくださいと、じゃあ乗ろうかというお互いのあれがちょっとできてないんじゃないかなっち——と私は思ったんですよ。そういうことです。（発言する者あり）だから、はい。だから、変えるなら、私は一回、全部路線を見直して、それでさきほど言われた、便数を毎日出すとかね、そういう形でも私はいいと思うんですよね。本当に高齢者の方とかね、そういう足を確保できるならですよ——と私も、そこは意見は一緒です。

あと総括の中で、きちっと要望ということで言っていたいただければ、いいかなと。

江副康成委員

まさしく中川原議員が言われるような、委員長が言われるようなところ、今の制度の中で改善せんといかんというのは、当然だと思うんですよね。

国交省の補助でやってるわけだから、あまり制約があるかもしれんけども、やるということのほかに、根本的に、例えばこのバスの日に、オープンの2階建てバスとか来るじゃないですか。都会のところ、鳥栖駅、新鳥栖に来てから、例えば、アウトレット、くすり博物館とかいろいろ皆さんが行きたがるところよ、外から来て。そういうところを回る、ロータリーバスみたいなやつ、概念があってですね。そういうことを商工振興課のほうはちょっと検討しているという話もちょうと聞けたんですよ。

だから、そういうふうな外からのフィーダーっていうか、その後の二次交通の整備という形のやるやつと、あと一つは、高齢者の免許証の返納っていうか、今まで車で移動してたときの足のかわりに、内川議員が言われたデマンドバスも非常に有力だと思うんですけども、今までの自分のマイカーのかわりに、自分の行きたい人のところに、絆バスっていうか、地域の密度をさめるような、福祉バスのようなやつに発展していく。

やっぱり国道・交通対策課という、あそこがやるには余りにも中途半端で、お役所仕事みたいなことしかできんから、目的に合わせて発展的に、分化して、延ばしていただきたいなというのがね、私の希望でございます。

藤田昌隆委員長

すいません、私と討論しているわけじゃなくて、皆さん、皆さんに討論をぜひよろしくお願いします。（「委員長は議員内閣制じゃなかけん。執行部んごと、答えんっちゃよかつちゃ

けん」と呼ぶ者あり)

いやいやいや、こっち見て言わっしゃっもんやけん。(発言する者あり) いやいやいや。

ほかに。

西依義規委員

本当、バスの関係で、この委員会としてのお答えは、結局、結論はどう……、債務負担行為に対してはどういうことになったん……、皆さんが各自言って、この5年間をもう了解したっていうふうな議論になったんでしたですかね。

藤田昌隆委員長

別に大きな異論っていうのはなかったですよ、反対とか。(発言する者あり) どうぞ。(発言する者あり) いやいや、何でもいいですよ。(発言する者あり) もうテーマは移りましたちゅうことで。(発言する者あり) 誰もとめませんから、ね。

齊藤正治委員

建設経済ですから、いわゆる都市計画の線引きの話を出しておりますので、それはそれでいいんですけど、いわゆる河川と道路ですたいね。これについて、いわゆる国と県と市とあるわけですけども、いわゆる例えば、市街化区域内の、今、農地があったり、そこがずうっと家が建ってきたときに、じゃあ道路はどう整備していくのか、河川は当然ね、どう、もうちょっと広げていかにやいかん話ですけど、そういったところをどうしていくのかっていう、一番おくれてるのは市の対応だと思うんですよ。

だから市の対応についてやっぱり計画は、都市計画道路はあるけどもそれはストップしてる。だけどほかのじゃあ整備せにやいかん道路とか河川とかのあるはずですけども、それは手つかずで維持管理の範囲の中で、ちょこちょこちょこちょこやってるっていう、そういったやり方が、結果的に言うとかえって高くついたり、いわゆるいろんな河川のはんらんが起きたり、道路の事故が、狭くて事故が起きたりという、起こっているわけで。

やっぱりうちの委員会としては、そういったことをやっぱり国と県に要望するとはよかばってん、それを要望していく中で、やっぱり市は、うちはどうやって、こういうふうに対応しますから、市も県も、国も県もね、しっかりと取り組んでくださいと、もう早急のですね。

そうしないと、やっぱり国も県もやっぱり動かす一つの方法としては、やっぱりそういったことが、やっぱり一番出てくるのではなからうかと思うんですよ。そういったことについて、今後やっぱり担当課とともに建設部全体としてやっていかなければいけないんじゃないかと思う……。

藤田昌隆委員長

私、ちょっと感じるんですが、やっぱりなかなかね、腹割って、いや、はっきりとものを

言うっていう部分が、何か少なかったんじゃないかなっち。要するに、執行部も何か遠慮したごたっ感じもあるし、そいで問題点というか、それをはっきりいつまでにとか、誰がっていう部分がどうも足りんっていうような感じを受けるわけです、非常に。

そいけん、今後はもうこないだからもずっと言ってますけど、そういうのをはっきり執行部にも言わないかんし、執行部も言っているわけですよ、でけんものはでけんっち。

どうもね、そこがお互いをこう、何かこうじっくりいってない部分かな、だから前に進まない。進まないっちゃうことは、結局、お金が予算がつかない、意見が県に届かない国に届かないっちゃう部分かなっち、と思うんですよ、私も。

そいけん、やっぱり今後はもうお互いある程度きちんと言っていて、それでせないかんことをはっきり、じゃあ陳情なら陳情、要望書を出すなら要望書。それから一般企業まで含めてするんやったら商工会議所、商工センター、あの辺まで全部含めてやっていく。議会だけでもいかんし、執行部だけでもいかんし。

そういう考え方の陳情をぜひしたほうが、私はいいんじゃないかなっち。

どうもね、独立なんですよ。市は市でしよるっち、議会は議会でしょうっちゅう感じになってるんですよ。

齊藤正治委員

具体的なことを言いますと、3号線がいわゆる拡幅になりますよね。3号線が拡幅になると中央分離帯ができますよね。そしたら右折路線がないわけですね、右折路線が。

じゃあ右折路線がないということは、じゃあ地元住民はどうしていかっていうことになると、やっぱり市道でカバーしていくしかないわけですね。だから市道の中で迂回路をどうやってつくっていくか。

今回また鳥栖久留米道路も、下り口が市道に入ってきますけども、あれもかなりの交通量になって、とても今の市道の幅とか、安全性も歩道もない、そういったところですので、要するに安全対策とか、交通量の渋滞とか、そういったことも含めて、やっぱり市はもうちょっと、ここにこうしてもらったしたら、やっぱり市もこうせんばいかんというようなことを、それは地元住民の安全性を確保したり、全体的な交通量の確保したりするわけですので、そういったことを具体的に、もうそれこそ3号線の拡幅もはよせればよせれって言うばってんがじゃん、現実にはね、そういうふうにやっぱり、うちとしてはどがんすってねっていう話がないと、また、恐らくこの問題、基山も20年か30年間かかるとるわけでしょ。同じごととやっぱり中央分離帯の問題でそれだけかかるわけですよ。

だからそういったことにならんごと、やっぱ早目早目に国道の管理にしては、直近ではそういうのはありますけど、まだ県道がずっと整備されてもそうですけど。

そういったことやっぱり、道路のデザインを、どういうということをきちんと考えてからやっぱやっついていかなければいけないと思います。

藤田昌隆委員長

ほかには。

樋口伸一郎委員

何でもいいんですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。何でもいいっち。これに、大きくずれんでね、（発言する者あり）もちろん、そんならいいです。（発言する者あり）向こう向いて、皆さん向いて言ってください。

樋口伸一郎委員

災害の、一般質問でもあったんですけど、災害のことでお話が出てまして、今回、常任委員会の中でも、被災地とかの写真が出てきて、その復旧に向けたような予算組まれておるんですけども。

佐賀県のほうで、つい先日、見直しが行われて、今後、9,400カ所前後だったと思うんですけど、その中に鳥栖のことも含まれて、一般質問のほうではそういったハザードマップの件とかに関して出てたんですけど、そういったのが今後、多分、今から鳥栖も変わってくるようになるんで、そういった情報っていうのを、この常任委員会の中で整理して、例えばマップができたときのと、現在の鳥栖の道路とか、山間部に関しての情報っていうのは、この常任委員会で想定の上、話し合っていったりできるのかなあと思ひまして、ちょっと発言させてもらったんですけど。

できれば、したいなっていうふうに。

藤田昌隆委員長

ちょっと、質問の意味を、ちょっとここでいいか確認しますね。

ハザードマップとかができる前に、いやこういう形になりますよっち、ね、そん中で一緒に入ってやりたいっちゃうことですか。じゃなくて。

樋口伸一郎委員

できれば、そういうことですね。

藤田昌隆委員長

そういうことですか。

樋口伸一郎委員

多分そういった場所とかの指定とかは県のほうから、鳥栖市のほうからも多分行かれてると思うんですね。その県のほうに、そういった今後の災害に備えてのあり方の説明とかは聞

きに行かれてると思うんですけど、各市町の自治体の方から代表者が行かれて、その説明を受けてきていると思うので、今後鳥栖も指定のあった場所に関しては多分、現状から変えていかないといけないと思うのでですね。

その中にやっぱり今までとはちょっと違うふうになってくるかと思うんで、その中に一緒に参加して、参加っていうか。

藤田昌隆委員長

違う、違うっていう意味やろ。違う。今後は違う。

樋口伸一郎委員

いや、災害に対するもう施策は今までと変わってくると思うんで、その情報をちょっと共有させてもらって、一緒に協議できればなと思ってのんですけど。

藤田昌隆委員長

今、そういう御意見がございましたが、何かありますか。（「何のために」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

今まではこういう、起きてから、現状の災害が起きてから処理をするという形だったんですけど、そういう新しい場所とかの指定があれば、またその場所に対する危険とかも事前に察知できてたりするのかなと思ひまして。

藤田昌隆委員長

ハザードマップは、あれ、いろんな地区にもおろして、いろんな情報を集めた上で、あれ実際つくってるんですよ、県がどうのこうのじゃなくて。

ですんで、今、鳥栖市にあるハザードマップはあれ、かなりレベル的には高いほうだと思うんですよ——と思うんですが、それを。

樋口伸一郎委員

はい、委員長おっしゃるとおり、本当に地域からの情報をもとにでき上がってる本当細部なものだと、私もそういうふうに認識してます。

ただ、それにかわるプラス的な、現行のままであればそれでいいんですけど、もし変わるようであれば、県からの要請に対して、また地域から新しく上がったりしたとしたら、そういう新しい部分に関してが、できれば情報を得て考えたいなというふうに思ってるんですけど。

藤田昌隆委員長

分かりました、一応、意見として聞いときます。（発言する者あり）あそこん山のね、どんどん、ひょっとしたら雨で裏山が落ちるばいっち、土砂崩れなるばいとか、そういうときは、どんどん下の担当課……。 （発言する者あり）

樋口伸一郎委員

多分呼びかけがあつてゐるんで、多分もしそれを知られた方がそうやって地域の声っていうか、そういうのもまた上がってくる可能性があるのかなというふうに認識したもので、ちょっと発言させてもらいました。

藤田昌隆委員長

じゃあ私のほうからいいですか。

最近、車の瑕疵、どんどん金額が上がってきてるんですよね。二、三万円から10万円とか。

そいでこの前も、2週間ぐらい前にも3カ所ぐらい気づいて、手帳に書いとして、そいで連絡したんやけど、どうも納得い……、何遍も言いますけど、こんだけ市の職員が毎日道路行つとして、道路通つとして、それから議員さんたちもいっぱいおつて、それで、それが全然上がつてこんで。

誰も普通通らんような穴ぼこやったらしょうがないと思うんやけど、結構大きな通りで、なるちゅうのはね、もう本当、私、不思議でならんのですよね。

一回パトロールの日程も見せてくださいと、大体どぎゃんして回りよつとかい、ピクニック気分で回りよつとじゃないかいつて、2人で回ってますっちゅうけん。

ちょっと最近、金額もふえ、ね、金額がふえたけんどうのこのじゃ……、そういう管理ができていない、システム、郵便局に頼んでます、どうのこのつちや言いよるけど、だつて市の職員がこんだけおつてね、上がつてこんっち、毎日どっか通りよつはずですからね。

そいけん、その辺の強化をね、もう一回お願いしたいなあと、ぜひ。議員の皆さん方も、気づいたら、もう忘れるけん手帳にこことか、あそこん店ん前とか、書いて、そいで下に連絡していただくと、本当、こういった瑕疵がだんだん少なくなるんじゃないかなと思います。

ひどかですもんね。

齊藤正治委員

恐らく、どういうふうなローテーションで回りよつか知らんばつてん、2人1組で回りよるわけですよね。恐らく、こげん太か穴があるやないですか。あれが同じ人間が回つと、だんだんだんだん小さくなってくるんやと思うんですよ。イメージ的にね。

だから人を変えて、やっぱり新鮮な目で回らんとやっぱり僕はいかんとかなと思うんですよね、やっぱり。

目が慣れてきて、大体、こないだのセンチュリーがしたっちゅうのが、かなり大きなあれですけどね。

だけど、そういったところが気づかないっていうのは……。それとも回ってないか。車でぼんぼんぼんぼんで、キロ数さえ処理すればいいけんがっちゅうてから、回りよるのかです

ね。

そこら辺たいの回った距離とあれと一回チェックするっちゅうたらいかんばってんが、そぎゃなことばせんないかんかな……。 (発言する者あり)

藤田昌隆委員長

確かにね、一番びっくりしたのは、下野、信号機から左に曲がって、下野を久留米のほうに行くでしょうが、あすこのね、穴をほげた大きさがもうぼこぼこしとっわけですよ。

それで、俺、電話して、おい、ほげとるぞっち。いつときしよったら、補修はしちゃった。ばってんまた次に、ほかんとこあるわけですよ。あったでしよ、ほげとつとこが。

そいけん、ある程度太くなる前に、早う、ありゃパテと一緒にすもんね、ちょちょつと練って、ぺとつと置きよっだけやけん、しょっちゅうね、穴がほげつとつとこは、もうある程度ぱさつと、がさつとしたがいいですよっち。その辺もしてないですもんね。

西依義規委員

例えば、今のSNSとか、フェイスブックとかにカシャつと撮って、役所のどっかにピュつと送っ……。要は、僕らやったら気軽に電話さるっけど、市民の方々、多分気づきよっばってん、区長さんに言うのが、3日遅れ、じゃあそっから区長さんがまた3日っていうよりも、手軽にできるような方法とかを、市役所のほうに検討していただくとかいうのは今まで何かされたことはあるんですか。動画を撮るとか、車載カメラやないけど、 (発言する者あり) 保険代、幾らぐらい、結構払いよっちゃつとですか。そうですね。 (発言する者あり)

藤田昌隆委員長

そいけん、みんなで意識持てば、もう、こんだけ人数おるっちゃけん、意識を持つ、 (発言する者あり) いや、お願いしてるんですよ。お願いしとるんやけど、いや、もう今の郵便局は、もう秒速ですよ、秒速。 (発言する者あり)

いや、わかるはずですね。 (発言する者あり)

大体、その議員が、議員駐車場、あそこにも穴ほげつととにも、何も言わんっちゃけん、おいほげとるぞっち、おい、ね、こんだけ、あれもおかしいっち。要するに、意識が足りんっちゃん、まだ——と思います。 (発言する者あり)

そいけん、今たまたま、あれ久留米んもんとかね、小郡んもんとかやけど、これが鳥栖の人が続けてやって、ほいじゃ5万円とか10万円なったらね、これはもうね、実際穴じゃなくても、もういろんな、これ言っているのかわからんけど、いろんな問題が出てくるんじゃないかな。だから早く。 (発言する者あり) そうですね。 (発言する者あり)

高級自転車やけっちゅうて。やっぱ。 (発言する者あり) 要するに、意識を、議員ももちろんそうやけど、市の職員も、いろんな外回りをする人も意識を持たないかんし、特にパトロ

それと、箇所は大体決まってるでしょ。穴ぼこがずっとほげる。そいけんそこは余計注意して見るとかね、そういうのを意識を向上してもらいたいなということです。(発言する者あり)

青パト、青パトね。(発言する者あり)

ということで、いろんな、もう一回きちんと、そういう防犯とかのお願いしたいと、お願いしてくれという要望っちゃうか、お願いをしたいと思います。

それではちょっと時間もあれなりましたので、中川原議員から提出されてます……（発言する者あり）

次に総括、採決を行いますので、暫時休憩をいたします。



藤田昌隆委員長

それでは、再開します。

~~~~~

総括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

いします。

それではよろしくお願いします。

**森山 林委員**

お尋ねをいたします。

この委員会の件ですけれども、下水道事業、これの進捗状況といいますか、今、大分ほとんど進んでると思いますけれども、ただ、立石、牛原、河内、この件がまだ全部上まで行っていないので、今後の考え方も合わせて、ちょっとお尋ねをいたします。

まず水、水路。

**辻 易孝上下水道局次長兼事業課長**

ただいまの御質問でございますが、下水道に関しましては、本年をめどに大体計画区域内の整備を完了する予定でございましたけれども、国庫補助の削減に伴いまして、若干残る部分が発生すると思われます。

水道に関しましては、今現状、これ以上、未給水地区に上げていくということは、高さ上ちょっと問題がございますので、そこら辺は、まだ検討の余地があるのかなとは考えてますけれども、現状のところは、既設の配水管の布設替えというところに重点を置いてやっております。だから未給水地区は、今後の課題ということで考えておるところでございます。

以上です。

**森山 林委員**

はい、ありがとうございます。

いや、やはり今全て、ポンプアップしてでも、例えば立石と牛原、その間に、例えばして、そういった対応的なことも今後、今の意見では、検討なしということでございますけれども、ぜひそこら辺も、これが全部全てこちらのほうが済んだならば、今の予定なり、計画が済んだならば、立石と牛原の間に、どっかポンプアップしてでもできる対応をお願いしたいなという、これは要望でございます。

それからもう一つは、下水道、下水のほうの進捗状況をお願いします。

**辻 易孝上下水道局次長兼事業課長**

先ほども申しましたように、本年度、計画区域内の完了を目指しておりましたけれども、国庫補助金の若干の削減ということがございまして、一部残る部分が出てくると今のところはおわれます。

以上でございます。

**森山 林委員**

はい、わかりました。

そしたら、とにかくさっき言いましたようなことも、検討を合わせてお願いいたします。  
不平等になるのかなと思っておりますので。

**藤田昌隆委員長**

はい、ほかに。

**中川原豊志委員**

今回の委員会の中での、建設部関係の資料 8 ページの、平成 26 年度の方で、国道・交通対策課の方で、平成 27 年度から 31 年度まで、債務負担行為とされてるミニバス運行委託料の件でございますけども、委員会の中でも、いろんな提案といいますか、話をさせてもらいましたけども、このミニバスにつきまして、特に利用客が少ない路線等につきまして、やっぱり利用客の増を目指すための施策として、単なる路線の延伸とか、交通空白地をカバーするだけという考えではなくって、地元の方が本当に利用しやすい路線とか、または、運行の日程も含めた、総合的なミニバス運行の事業についての考えを持って、平成 27 年度から取り組んでいただきたいというふうに強く要望をしておきます。

**藤田昌隆委員長**

はい、ほかに。

**西依義規委員**

商工振興課のプレミアム付商品券発行事業補助金について、今議案の一般会計自体の 1,100 万円については、異論はありませんが、先日の委員会でも申しましたとおり、やはり、私はこのやり方が、ここに書かれております消費喚起と市内商工業の振興、そして経営基盤の充実を図るための最良な策ではないような、私は思いがありますんで、ぜひ来年また、けど消費税が 10%とか、いろんな社会動向を見ながらという判断でしょうけど、しっかり鳥栖市としての判断のラインを持っていただきたい。ちょっとうがった見方すると、要望書が、商工会議所から出たんで、はい出しますよっていうふうに見られんこともないんで、そういったことも含めて、今後、来年、再来年、もしこういったことがあったときにはちゃんと庁内のしっかりと判断した基準をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

すいません、同じくミニバスの件になるんですけど、債務負担があるんで、委託した業者さんと行政が 2 つになるという考え方から、ただ委託して、債務をしてるっていう状態じゃなく、行政側からもしっかりとニーズに沿うような運行になるように、できれば債務がなくなって、もう事業自体が黒字になるようなふうになれば、事業者さん自体も楽になりますし、行政の負担も減るっていうところの観点で、両者がもうとにかく連携して一緒に双方ともよ

以上です。

よろしいですか。

先ほどこっちとフリートーキング、自由討議の中で話しましたが、最近の道路による瑕疵の事故、非常に多いということで、これは要望です。議員はもちろん、それから、何遍も言いますよ、これ。市の職員の方、日ごろ通勤されてるときに、穴ぽこがあったら、きちんと報告する、そういう仕組みを一回庁内でもつくってほしいし、それと郵便局とかにお願いしてるという、前、御答弁もありましたが、今、「青パト」と呼ぶ者あり）青パトの方も随分回られておりますので、これ委託をされてますよね。そういう中で、きちんと報告書の中にも、道路瑕疵についての報告欄もぜひ入れていただいて、やってほしいと。

以上です。

なければ、それでは総括を終わります。



藤田昌隆委員長

これより、採決を行います。



藤田昌隆委員長

– 155 –



本日、中川原委員より、鳥栖駅周辺整備に関する決議案が提出されております。

この件についてお諮りしたいと思います。

まず、提出者の中川原委員に提案理由の説明を求めます。

#### **中川原豊志委員**

今回、当委員会の所管であります国道・交通対策課の所管事務の中に、鳥栖駅周辺整備という項目がございます。

この鳥栖駅周辺整備に当たりましては、今回、他の所管で予算審議をされておりますが、鳥栖駅周辺整備まちづくり基本構想の委員会というのを策定するというふうにあります、その中でも担当の委員会にも、国道・交通対策課があるというふうなことで、関連で提出をさせてもらうわけですが、今回のまちづくりや鳥栖駅周辺の整備計画のお話を聞きますと、鳥栖駅の駅舎並びに東口を中心とした、局所的な改善整備というふうに聞き取れるような感じでしたので、ぜひ所管事務としましては、今後の鳥栖駅の継続的な発展を見据え、鳥栖市の中心市街地として、鳥栖駅周辺整備を有効的に、かつ長年の懸案である東西連携を確かなものにするための委員会として、十分検討され有効な整備を行っていくことを要望したいというふうに思い、今回決議を出させていただいております。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

それでは質疑を行います。

#### **内川隆則委員**

こういう決議の仕方っちゃうのは、初めて見るんですけども、例えば、建設経済常任委員会で、みんなの総意で出そうかというふうな内々の話があったとすれば、今までにもあったことですけども、個人的にぽっと出されてこれはいかがかというふうなやり方というのは、初めて知ることですけども、そういう唐突さもあるんですけども、一般質問の中での話も聞き、そしてこれは代表者会議の中で、出された資料もあるけれど、私は今の説明のような理解の仕方は一切していなかったんです。部分的な駅舎の部分とか、東口の部分とか、そういう小手先だけの事業の構想というのが練られるというふうには、まったく理解していなかったんですけども、そういう中であって、あえてこうした問題を、取りざたされているということは、もう少し執行部の意見や皆さんの意見を聞きながら、私は、ならば改めなければならぬ問題もあるかと思えますけども、執行部からの意見も改めてしていきたいと思えますけども。

#### **藤田昌隆委員長**

執行部、何か今の内川議員に対する。（「答えられんなら、答えられんって言わんね」と呼

ぶ者あり)

#### 詫間 聡建設部長

本決議案、今、提出をさせていただいたところございまして、この内容についてのちょっとコメントというのは、委員会付託外でございますので、今回、コメント、答弁等は差し控えさせていただきたいと思います。

#### 中川原豊志委員

建設部長からそういうふうにお話をされたんですが、今回の議案の中で、議案の中でいいですか、先日いただきました鳥栖駅前周辺の資料につきまして、担当課ということで、一番下のほうに国道・交通対策課が、担当課というふうにあります、その担当課が鳥栖駅周辺整備に関することということで、担当されてるというふうなことから、ぜひ国道・交通対策課の所管事務として、鳥栖駅周辺整備を考えていかなきゃいけない、それに当たっては、ここに書いているような状況で、要は駅周辺を、ぜひ駅周辺を含めた、まちづくりを担当課として考えていただきたい。そこを切に願い、今回できるであろうといいですか、委員会等につきましても、ぜひ駅前周辺を考えた局所的な構想じゃないように、積極的に推進してほしいというふうな意見でございます。

#### 詫間 聡建設部長

ただいまの中川原議員の質問にお答えをというか、要望の関係についてお答えいたします。

先ほどお示していただいた代表者会の中での鳥栖駅周辺まちづくり東西連携についての資料ということで伺っております。

その中の担当課の中に、国道・交通対策課、鳥栖駅周辺の整備に関することというところで明記がされておりました。

このことにつきましては、先日の委員会の中でも、今回の総務文教常任委員会の中で審議をいただく中で、今後の鳥栖駅周辺に対することについては、先日の委員会の中で御答弁をしていたとおりでございます。

以上でございます。

#### 内川隆則委員

であるならば、あえてこういうやつを出す必要があるのかなというふうに思っていますけど。

#### 齊藤正治委員

出てるわけですから、それを、出たのを審議するのが委員会でございますので、採決を採ってもらえば、それはそれでいいんじゃないかと……。

#### 内川隆則委員



できるなら、こうした委員会に出された決議っていうのが、できるなら全体の総意でやるのが一番効果的であるし、スムーズにいくようなことだろうと思うので、反対、賛成が多数決で決まるというふうなくらいの決議じゃ、それに対する迫力というのは薄かろうと思うわけですよ。

だから最初言ったように、根回しも何もしないでこのようにやり方っていうのは、果たして、私は経験上初めてだから、こういうふうに言ってきたんですけども。

だから、採決を採るなら採ってもいいです。だから、これが本当に真意が伝わるようなものであるかというふうなことが疑問になるから、私はきのうやった議論の中の範囲からすると、必要ないじゃないかというふうに思うし、だからどうしてもやらなきゃいかんというなら、もう採決をとる以外ないけど、果たしてこういうやつが意味あるものなのかというふうな疑問が持ちます。

#### 中川原豊志委員

説明不足のところもあろうかと思いますが、要は、今回の一般質問から委員会の審議をするに当たり、東口をつくるための今回の特別委員会みたいな、まちづくり推進の委員会をつくるようなふうに聞こえてきておりましたものですから、やはりせっかくつくっていただく委員会であれば、ぜひ鳥栖駅に固執することなく、鳥栖駅を含めた、東西連携を含めた鳥栖駅周辺、もしくはもっと広げた鳥栖の中心市街地、その辺も含めた鳥栖のきちんとした、どういうふうな鳥栖のまちの形がいいのかっていうのを、ぜひその委員会で考えてほしいと。

要は、担当委員会、国道・交通対策課も入っておりますんで、その中で、きちんとしたビジョンをつくっていただきたい。そういう気持ちを込めて、今回出させていただいております。

せっかく有識者等の集まった委員会であろうと思いますんで、できれば四、五回の委員会じゃなくって、何回もかけても構いません——と僕も言うのも何ですが、ぜひ鳥栖駅周辺整備を含め、本当に駅舎だけじゃなくて、広い範囲で考えていただきたいと、そういうふうな願いをちょっと込めて今回出させていただいてるところでございます。

#### 西依義規委員

私も内川議員のおっしゃるように、経済常任委員会としての決議ができればベストかなと思うんで、文書を読ませていただくと、これが事実かどうかには僕はちょっと疑問なところがあって、1行目、2行目の「鳥栖駅舎や付帯設備のみの局所的な一過性の改善整備にとどめることなく」っていうこの文章は、私も今回中心市街地について質問をするに当たり、この構想についてのお話を聞いたんですけど、ここかなと思わせるけど、ここをこうするっては、執行部側はおっしゃってないんで、ここの文章をどう読むかによるんですけど、ここでやめる

なよってという文章なら、事実誤認がもしあるのであれば、そこは……。

これがなければ、また違って、あとは今後の継続的な鳥栖市の発展なんで、これにだめって言う人はいないと思いますけど、ここの部分は何らかの調査が入ってこういう事実を知られて書かれたのかってという点については、ちょっと質問したいなと思いますけど、いいですか。

#### **中川原豊志委員**

調査とかじゃなくって、今までの一般質問とか、それから委員会での質問とかの中で、私がそういうに受取れたというところで書かさせていただいてます。間違いがあったら、ちょっと訂正……、逆に、というとおかしいですけど。

#### **内川隆則委員**

であるならば、私は、かえってしたほうがまずい結果になるんじゃないかと。あえて言うて刺激を与えるようなですね。

だから、きのうも私言ったように、過去の歴史的な課長たちは、20 も幾つも青写真をつくってきた人もいます。だからそういう青写真を、どれを選ぶかが今回のその検討委員会の仕事になるんじゃないかと。もうそれくらい今までの、いろんな作業も、検討もしてきた歴史的な経過があるので、きのう私は言ったつもりなんですけども、それに執行部は、反対の反論もなかったわけですので、ですから、それを選ぶような状況の判断の検討委員会ならば、あえて1行目みたいなやつがなぜ出てくるだろうかというふうに思うんですけども。

#### **樋口伸一郎委員**

執行部にちょっとお尋ねなんですけど、鳥栖駅周辺整備に関してなんですけど、鳥栖駅周辺整備につきまして、鳥栖駅舎のみをやることが、鳥栖駅周辺整備と考えてあるのかが1つですね。

2つ目が、鳥栖駅周辺地域を活性化させるための1番目のステップとして、鳥栖駅舎をやらなければならないっていうのが2つ目で、どちらのお考えに近いのかっていうのは執行部のほうからお答えできますでしょうか。お尋ねです。

#### **詫間 聡建設部長**

先日の委員会の中で、鳥栖駅周辺整備の関係についてのこれまでの経緯から現在の鳥栖駅周辺の整備について、過去3年間の具体的な取組状況というのを説明させていただいたところでございます。

その資料の中の2ページの中に、整備方針ということを明記させていただいております。まず目的といたしまして、駅前の交通安全の確保並びに乗換え機能の充実という大きい目的を掲げながら整備方針として、5項目を上げさせていただいたところでございます。

そういった中での駅前広場の関係等も優先的にやっていくというふうな項目等があったところでございます。

そういった中での整備内容についてというところで、鳥栖駅前のバス停の周辺整備、鳥栖駅秋葉町線道路改良事業の整備、鳥栖駅広場前の整備というふうな項目での経過報告等含めた中での説明に至っておったかと思っておるところです。

今回の鳥栖駅周辺のまちづくりの関係について、総務文教常任委員会の中での審議が今回行われている中で、本建設経済常任委員会でどれだけ影響があるのかということでの質疑等をいただいたところでございました。

先ほども、昨日も御説明をいたしておりますとおり、今後その総務文教常任委員会の中で今回予算計上しておいとる分での、今後、建設経済常任委員会、また、建設部の中、国道・交通対策課の中で今後取り組むべきものというふうなことで、御答弁をさせていただきますので、再度の今回、きょうの答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、今の答弁で私の理解なんですけど、ということは、予算面から対すれば、鳥栖駅舎、付帯設備に関連することの予算で5つ6つの項目を立ててあるということに関しては、現在でできること、できる範囲であればやっぱり駅舎の付帯設備になるということで、1番目の答えに近いっていいんですかね。

#### **詫間 聡建設部長**

鳥栖駅周辺の全体的な整備につきましては、駅を中心にやって東西連携という、総合計画中でも明記をされております。

それに伴いまして、今回の新聞報道並びに委員会の中で上げております東西連携、つまり東口、東側からの出入り口を確保することによって、私どもが担当いたします都市計画、都市計画道路の位置づけ関係、それまで当然影響するものというふうに認識をいたしております。

再度の昨日からの同じような答弁になりますけれども、そういったことを含めながら、鳥栖駅前の周辺整備について取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

だとしたら今、この担当の部分においては、ということでわかりました。また、総務文教のほうではその担当外といいますか、また、大きな範囲での議論が行われてると思うんです

全体を見れば、もっと駅は、今回の予算、予算っていうか、今回できることの範囲では、この2行目の分は該当はするんじゃないかなと思うんですけど、担当部署からすればですね。その辺はいかがですかね。

質問の意味わかりますか。

詫間 聡建設部長

樋口議員の質問でございますけれども、こちらの決議案の中においての鳥栖駅舎や付帯設備のみの局所的なということの意味合いということでよろしゅうございますですね。(発言する者あり)

はい、今回の分についての、先ほど中川原委員のほうから言われております担当課、国道・交通対策課については、鳥栖駅周辺の整備に関することというふうなことははっきり明記をされて、代表者会議にあっておりますので、建設部といたしましては、鳥栖駅周辺の整備、過去の経緯等も先ほど説明をいたしたところでございますので、今後も鳥栖駅周辺整備については努力してまいりたいというふうな認識では変わってないところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうすれば、今、中川原議員さん出されてあるこの決議に関しても、全体というか、この部分に、ここに関しては、ある意味合ってるのかなあっていうふうにも考えれるんですけど。

これ全体のことですよね。全体もう、総務文教がやられていること、もう全体の鳥栖駅周辺整備に関してなのかなですね。ここの都市整備課に関して部分、のみの部分なのかなですね。で、多分対象が変われば、例えば都市整備課に関してのこの決議案だと、僕はそんなここの部分は、今回、今御説明あったとおりでと思うんで——と思うんですけど。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

ちょっと、はい、休憩します。

午後 2 時 26 分休憩



午後 3 時 49 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開をいたします。

先ほど中川原議員のほうから提出されておりました鳥栖駅周辺整備に関する決議案ということについて、休憩をさせていただいて、それで、再度検討するというところで結論が出ましたので、中川原議員より御報告をしていただきます。

中川原豊志委員

先ほど鳥栖駅周辺整備に関する決議ということで、案を提案させていただいたんですが、若干、文面の中に、私の主観的なところが入ってるのかなっていうふうなところで、一部文面を変更させていただいて、なおかつ、委員会の皆さんの同意が得られるのであれば、決議ではなく、委員会総意ということの要望というふうな形をとらせていただきたいということで、再度資料の提出をさせていただいております。

文面につきましては、鳥栖駅周辺整備に関する要望書ということで、鳥栖駅周辺整備に当たりましては、今後の鳥栖市の継続的な発展を見据え、鳥栖市の中心市街地としての鳥栖駅周辺地域を有機的に捉え、かつ長年の懸案である東西連携を確実にするために、十分検討され、有効的な整備を行っていくことを要望いたしますということで、変更をさせていただきたいというふうに思っております。

藤田昌隆委員長

はい、ちょっと文章が効果的ですよね。ちょっと違いますが、はい。

ということで、要望書という形で、再度提出をしていただきました。

それでは、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

藤田昌隆委員長

以上で全ての日程が終了しました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時 52 分閉会

平成 26 年 9 月 30 日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

〃 環境対策推進係長 竹下 徹

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長 森山 信二

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長 成富 光祐

〃 農政係長兼商工課企業立地係長待遇 林 康司

〃 農村整備係主幹 赤司 光男

商工振興課長 佐藤 道夫

〃 商工観光労政係長 向井 道宜

〃 企業立地係長 下川 広輝

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

〃 課長補佐兼業務係長 野下 隆寛

〃 総務係長 楠 和久

上下水道局次長兼事業課長 辻 易孝

〃 参事兼課長補佐 今村 利昭

〃 参事兼課長補佐 前間 修

〃 課長補佐水道事業係長 日吉 和裕

〃 浄 水 ・ 水 質 係 長 松雪 秀雄  
 〃 下 水 道 事 業 係 長 能富 繁和  
 〃 下 水 道 事 業 係 長 待 遇 中牟田 恒

建 設 部 長 詫間 聡  
 建 設 課 長 内田 又二  
 都 市 整 備 課 長 野田 浩  
 国 道 ・ 交 通 対 策 課 長 小柳 誠

#### 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

#### 5 審査日程

審査日程の決定

環境対策課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

農林課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

商工振興課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

上下水道局関係議案審査

議案乙第 22 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第 23 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第 24 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し



午前 9 時 56 分

藤田昌隆委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会します。



## 審査日程の決定

初めに委員会の審査日程についてお諮りします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

審査日程なのですが、本日は、環境対策課、農林課、商工振興課、上下水道局、この4課を審査をいたします。

引き続き、現地視察について、副委員長から説明をいたします。

現地視察は3日目、10月2日午前10時から予定しております。

なるべく希望に沿ったところで行いたいと思いますので、今まだどこということは決めておりませんので、御希望のところをなるべく早目に言っていていただいて、執行部のほうに御提案いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは確認いたします。以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは審査日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午前 9 時 57 分休憩

~~~~~


斎場、環境保全などの事業に取り組んできたところでございます。

具体的な詳細についての業務の執行状況、執行額などにつきましては、担当課長よりこの後御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

榎原聖二環境対策課長

それでは環境対策課関係分につきまして、初めに歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

それでは、決算書の 57、58 ページをごらんください。

まず最初に、款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 3. 衛生使用料、節 2. 環境衛生使用料の斎場使用料 180 万円につきましては、斎場利用 627 件のうち市外の方の有料使用が 27 件あり、その使用料でございます。

続きまして、61、62 ページをお願いいたします。

項 2. 手数料、目 2. 衛生手数料のうち、節 2. 環境衛生手数料 197 万 6,270 円は、狂犬病予防注射の注射済票や、新規登録時の鑑札の交付などに係る手数料でございます。その他、注射済票と鑑札の再交付手数料等が入っております。

続きまして、その下段になります節 3. 清掃手数料のうち、備考欄のごみ処理手数料 1 億 2,813 万 3,000 円は、指定袋の販売実績による手数料でございます。また、下の廃棄物処理依頼手数料 270 万 9,800 円は、粗大ごみの 2 トン車による臨時収集や小動物死骸の処理に係る手数料でございます。

次に 71、72 ページをお願いいたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費県補助金、節 2. 清掃費県補助金 133 万 4,922 円は、不法投棄物の撤去や警告看板、監視カメラ借上料、警告看板製作費など不法投棄防止啓発事業に対する県補助金でございます。

次に 75、76 ページをお願いいたします。

款 17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 財産貸付収入、節 1. 土地貸付収入のうち、環境対策課関係分といたしまして、備考欄中の 4 段目、廃棄物処理施設敷地 524 万 5,612 円につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約 4,900 平米を有限会社鳥栖環境開発綜合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。契約期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

次に 87、88 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、環境対策課関係の主なものについて御説明します。

88 ページの備考欄中段の衛生雑入のうち、指定ごみ袋広告収入 60 万円は、平成 18 年度より導入しております指定ごみ袋への広告掲載料でございまして、掲載料は 1 件 20 万円で 1 年更新となっており、市内 3 事業所より掲載をいただいたものでございます。

その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入 1,711 万 8,271 円は、本市から鳥栖・三養基西部環境施設組合へ派遣している職員 2 名分について、組合側から人件費分の戻し入れを受けたものでございます。

次の平成 24 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金 3,333 万 5,106 円は、平成 23 年度分の同組合負担金の精算に伴う返還金でございます。

以上、歳入についての御説明を終わらせていただきまして、引き続き、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書の 157、158 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費、節 13. 委託料のうち、中段になりますけれども、残土処理委託料 435 万 9,600 円は、各町区で行っております側溝等の清掃活動に伴うしゅんせつ残土を収集運搬処理するための委託料でございます。

引き続きまして、目 2. 斎場の斎場費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、斎場職員 2 名分の人件費でございます。

次に、節 7. 賃金 199 万 7,700 円は斎場嘱託職員 1 名分の賃金が主なものでございます。

節 11. 需用費のうち主なものといたしましては、備考欄の燃料費 451 万 4,272 円及び光熱水費 360 万 2,748 円は、火葬に要した灯油代や電気料で、次の修繕料 329 万 697 円につきましては、火葬炉の耐火物改修や火葬台車の修繕に要した費用でございます。

次に、節 13. 委託料のうち、備考欄の施設運營業務委託料 489 万 5,100 円につきましては、火葬炉の運転及び受付業務補助に係る委託料でございます。

また、施設管理委託料 338 万 5,697 円につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務が主なものでございます。

次に、159、160 ページをお願いいたします。

項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までの合わせて 7,315 万 3,629 円は、環境対策課職員 10 名分及び鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣職員 2 名分の人件費でございます。

また、節 19. 負担金補助及び交付金 11 億 6,744 万 4,000 円は、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金や管理運営費などに対する負担金でございます。

続きまして、目 2. 塵芥処理費、節 11. 需用費のうち、消耗品費 3,873 万 9,276 円は、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

次に節 12. 役務費 1,286 万 2,875 円の主なものといたしましては、販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

続きまして節 13. 委託料 3 億 139 万 3,405 円のうち主なものについて御説明します。備考欄の指定袋配送等委託料 315 万 1,230 円は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

次の塵芥収集運搬委託料 1 億 9,399 万 8,000 円は、家庭から排出される生ごみ等の適正な処理を行うため、月曜から土曜まで各家庭から排出されるごみの収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、粗大ごみ収集運搬委託料 693 万円は、家庭で不要になったたんすやベッドなど粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

次に、資源物回収指導業務委託料 507 万 3,600 円は、衛生処理場内資源物広場での利用者への分別指導や補助業務に係る委託料でございます。

次に、資源物分別コンテナ収集運搬委託料 8,897 万 7,000 円は、各町区で行う空き缶、空き瓶など分別コンテナで集めた資源物の収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、その下の廃棄物特別処理委託料 258 万 445 円は、不法投棄物や町区の清掃活動等で出たボランティアごみなど臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

次に 161、162 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料のうち、備考欄中の施設管理委託料 56 万 9,310 円は、事務所等の清掃や管理等の警備、自動ドア保守点検等の業務を委託しているものでございます。

また、浄化槽汚泥処理委託料 27 万 3,702 円は、単独浄化槽や合併処理浄化槽から出る汚泥の処理を委託しているものでございます。

その下のし尿処理業務委託料 224 万 7,000 円は、施設全般の運転管理業務に係る委託料でございます。

続きまして、節 15. 工事請負費 442 万 4,700 円は、衛生処理場の前処理機と呼ばれるし尿からし渣類を取り除く機械の点検及び整備に係る工事費でございます。

次に、項 4. 環境対策費、目 1. 公害対策費の主なものについて御説明いたします。

節 13. 委託料のうち水質汚濁測定委託料 43 万 4,700 円は、工場の排水や主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

また、自動車騒音測定委託料 102 万 9,000 円は、自動車騒音測定に係る委託料でございます。

以上、環境対策課関係分の歳入歳出の主なものについての御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明のほうが終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

説明のほういただいたんですが、とりあえず環境対策課としまして、平成 25 年度、主にどのような施策等をもって業務に取り組んできて、その成果としてどうだったかと。

例えば、ごみ処理関係、塵芥処理関係につきましても、ごみの量をね、やっぱり少しでも減らそうという取り組みをされたと思うんだけど、その成果として、例えば、ごみの減量もしくは、塵芥処理の費用、そういったものが、前年、前々年度に比べて、改善されてるのか、どうだったかっていうところの把握ができているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

榎原聖二環境対策課長

環境対策課につきましては、今、委員のほうから申し上げられたとおり資源物回収、塵芥処理、そのほかにし尿処理、斎場などの業務について担当しております。

その中で、私ども平成 25 年度につきましては、まず最初取り組みましたが、斎場の見直しと、斎場の管理運営業務の見直しということで、平成 25 年の職員の退職等に伴いますことから平成 26 年度に向けた管理運営体制を見直したということでございます。

今、おっしゃられた塵芥処理費等についての取り組みということで、私どもといたしましては塵芥処理については委託ということで、鳥栖環境開発総合センターさんのほうに委託業務をしておるということで、その経費につきましては、昨年と同額の予算ということになっております。これにつきましては、一定のやはり適正な塵芥処理業務ができるような価格での委託をしなくてはいけないというような廃掃法等の規定がございまして、私どもといたしましては昨年と同額の金額ということですが、実際のところは収集運搬の収集ポイント、各町区にあります収集ポイントについては年々多くなっていると。そういう中で同額での委託をさせていただいてるというふうに感じております。

特に塵芥については、そういう適正に、事故がないようにしなければならないという点に重きを置きまして、そうした取り組みのほうを行ってらっておりますと。

逆に、ごみの減量化という面につきましては、当然市民の皆様にご啓発活動ということでさせていただいております。その中でチラシの配布で、私ども資源物回収広場を移転した関係で、資源物の回収量はそこで減ってきたというようなこともありまして、民間の団体の、民間の業者さんの資源回収品目等について、それを全戸配布でチラシを配布して、資源物広場以外でもそういうところで回収をやっているというようなことを呼びかけてまいったということで、ごみ減量化については取り組んでまいったところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

西依義規委員

お話出た、斎場の人件費の2名分と1名分と委託先の委託料があるんですけど、これ、どういうふうな計算っていうか、違いがあるんですかね。例えば2名と臨時さん1名と。例えば同じ仕事なのに違う時給とかを払ってたりはしないのかという質問です。

榎原聖二環境対策課長

人件費につきましては、給料、職員手当、共済費というのは職員2名分でございます。

賃金というのが市のほうで直接に嘱託職員として雇っております1名分の人件費ということになります。

委託料につきまして489万5,100円というのは、これは昨年度まで、鳥栖環境開発総合センターさんのほうに業務の一部委託ということでお願いをしております、その鳥栖環境開発総合センターさんに対する委託料でございまして、特にうちのほうが人件費で、鳥栖環境開発総合センターさんは派遣をされますので、基本的には2名、あちらのほうに配置をされてたということになっておりますけども、私どもとしてはセンターさんのほうに業務の委託と、一部業務の委託ということで、火葬業務であったりとか受付業務の委託をしていたということで考えております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、今までは見方としては、鳥栖市の財政的から考えれば、どんどん安くなったほうが、それは市民のためと思うんですけど、実際このやられてる方々にとって、同じ市役所職員がされてた仕事を、同じするのに、時給、値段が下がるという結果にはなってるんですよ。それはどういうふうに捉えればいいのかなどと思って。

榎原聖二環境対策課長

主要な責任がある部分については、市の職員のほうが今まで担当しております、それに対する一部業務の委託ということで、一部補助的な役割で職員の方がついていただいたと、業務を委託していたと。後は、退職、市の職員としておられた方が退職された分が賃金という形で、嘱託職員という形で、再雇用といいますか、1名雇っていたということでございます。

西依義規委員

ということは、鳥栖市の職員さんはもうしっかり責任がある主の業務はされて、その補助

だから時給としては違うという考え方でいってということですかね。

榎原聖二環境対策課長

時給という考え方がどうかというのは、私もちょっと申し上げられないんですけども、職員と、当然うちのほうはセンターさんのほうはセンターさんのほう、業務として委託してますんで、センターさんのほうがそれに見合う業務がこなせる、人員として2名派遣していたと。

だから、1名でできれば1名ということで、1.5人でよければ1.5人ということですので、鳥栖市としては、業務を委託して、その業務をできる人員をセンターさんのほうで勘案されて、派遣されていたというふうに考えております。

西依義規委員

いや、要は使う方々の、ここに書いてある例えば、最後の別れにふさわしい施設に近づけているのかどうかっていうのがわかればいいんで、大丈夫です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

齊藤正治委員

直接って言ったらかしいけど、今、その斎場費が出ておりますけども、この指定管理者に出したときの、最初言ったこの、節の項目の、今ほとんど給料から、14、15までありますかね。工事費とかになるなら別でしょうけども、これがほとんど指定管理者に出てるというように理解していいのか……。

榎原聖二環境対策課長

今回につきましても指定管理者ではなく業務委託ということで、斎場の施設内については完全に業務を委託したという形になっております。

そういうことで、今回、平成26年度につきましては、当然、職員の給料、職員手当、共済費等が、賃金等はいなくなるということで、委託料の中に、施設管理業務委託ということで、そちらのほうが増加するというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

関連。

やまびこ山荘が指定管理者になったったいね。指定管理者になる前までは、畳1枚すらもなかなか金がなかつちゅうてかえてくれんやった、直営のときにね。指定管理者になった途

端、請負金額というかな、指定管理者にやる金額はトータル的に下がったかもしれんけど、そういうふうでね、何でもかんでもあれかえろこれかえろ、これは新しゅうせろっていうふうな指定管理者になってしまえば、一体全体指定管理者って何かというふうな思いがしてきてならんやったわけたいね。

やまびこ山荘に畳破れよったっちゃでん、かえんかいって言うたっちゃ、お金んなかけんかえられせんっち。表がえがでけんで、こういうふうな状態やったったたい。

今度、斎場ばそういうふうにしてしもうてね、あそこも修繕すつとこも、建物も古かけ、修繕するとかいっぱいあると思うったい。そういうやつについては、どういうふうな考え方持っとつですか。

榎原聖二環境対策課長

今御指摘の修繕等につきましては、それは、今回委託したのは、あくまでも業務等について委託をしております。一般的な消耗品、ろうそくであつたりとかお線香であつたりとか花とか、そういう分については、委託料の中に含んでいると。

しかし、施設の当然修繕とかに係る分については、直接市のほうでもちますということで、その分については、必要があれば市のほうで予算化すると、業務についても、何でその指定管理者というふうな形にしないかというのは、一つは料金徴収が発生すると。その料金徴収については、うちのほうは市民課のほうで死亡届を御提出いただいたときに料金をいただくとか、使用許可証というのは市民課のほうで発行しております。

そういうふうな許可証とかについては、責任を持って市のほうでやっていくということで、今回、斎場における業務についてだけを委託しているということでございまして、それで、こちらのほうに、決算書のほうに書いております施設管理委託料 338 万 5,000 円と今回、記載しておりますけども、それにつきましては、平成 26 年度も発生しております、市のほうですね。業務の保守点検等についても市のほうで行っていくということで考えております。

以上でございます。（「そりゃわかっとなつちゃん」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

わかっとなつちゃん。やまびこ山荘もそうじゃん。同じような、施設管理のね、部分については、指定管理者は、市が直営、直接管理するわけやけん。ただ、内容についての業務だけを委託するのが、指定管理者制度やけん、そりゃわかっとなつちゃん。

わかっとなつけんがこそ、その委託された業者から、ああせいこうせいっていうふうに言われたら、どんどんどんどんするかいて、いうふうなことを聞きよるわけ。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

榎原聖二環境対策課長

当然、御指摘のように、斎場については、施設、非常に長年、年数を経過しておりまして、いろんな意味で、修繕が今後必要になるというふうに考えておりまして、それにつきましては、鳥栖市のほうで責任を持って修繕等を行っていききたいと、適切な修繕を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

内川隆則委員

はい、わかりました。よくお聞きしておきます。

次の質問ですけど、大体ごみの全部でかかる費用っていうのは、建設負担金とか減ってきよっけ、減ってきよっけ、減ってきよっけ、幾分年々違うけど、この平成 25 年度で言えば、幾らぐらい総トータル、ごみに関する、ごみ袋とかなんとか、そげんとは計算したことある。ごみ袋とかも全部含めて、ごみに係る費用、リサイクルも含めて。

わからんなら、よかけど。

藤田昌隆委員長

榎原課長、すぐ答えられますか、時間が要るんだったら、あとでも。（発言する者あり）

内川隆則委員

なぜ聞きよっかというとな、今わからんならわからんでもよか。

これから先、この委員会がね、20 年たったら、新しい施設を建設するというために、いろいろ協議を今からしていかないかんていうふうな話にあるが、今までどういうふうなもので金がかかったかっていうのは、今、中原にあるやつが一番新しい初めての仕組みやけんが、そういうやつで、例えば鳥栖に置いた場合には、どういうふうなお金がどのくらいかかるのかっていうふうな、中原よりも高くなるのか安くなるのかとかいうふうな話もしていかないかんというふうな思いがあって、今聞いたわけですけど、なかったら後で教えてください。

榎原聖二環境対策課長

ちょっと今、正確な数字のほうはお出しできませんので、後ほどそういうものについては、お出ししたいと思います。

藤田昌隆委員長

よろしくお願いします。

ほかに。ありますか。

江副康成委員

一つだけですけども、76 ページ。土地貸付収入で、鳥栖環境開発さんに借地料をいただいとると思うんですけど、先ほど 3 年間契約という話されたんだと思うんですけども、その借

地の考え方というのは、こういった形で考えられてるんですか。

榎原聖二環境対策課長

借地料につきましては、鳥栖市の公有財産規則第34条ということで、固定資産税の路線価と、あと一定の倍率を掛けて、相続税評価額から算定をさせていただいております。それにつきましては、公有財産規則のほうの計算に基づいて算定した金額でございます。

江副康成委員

すいません、聞き方が、ちょっと私が漠としてるもので、何を聞きたいかとなると、聞きたいかという、その短い期間をずっと更新されてやって、途中に政策の変更とかあったら、そこはもう借地をしないというな選択も含めて、短く切られてるのかどうかという話を聞きたかったんですけども。

榎原聖二環境対策課長

この固定資産の評価額のほうが、当然3年に一度評価替えというのがございます。それに合わせて、借地料についても見直しを行うということで、3年に一度で契約を更新するというふうに考えております。

江副康成委員

よく算定の根拠わかりました。

何でこの質問したかという、今、西部環境のほうの移転の問題、あるいは衛生処理場のほうに、大きな余剰の、余剰といいますか、土地もあるということで、この施設は今のところずっとあったほうがいいのかどうか、例えば、今のところはやっぱり、あそこ、水素を発生させたり、いろいろガス処理されてる関係で、大きなおいを周辺に影響を与えたとか、いろいろする部分ありまして、本来的にあの施設があその場所にあったほうがいいのかどうかというものも含めて、そういう、今後、最適なところに集約していくということも執行部として、今後、今まで考えたことないと思うんですけども、今後考えられてもいいのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

榎原聖二環境対策課長

鳥栖環境開発総合センターさんについても一民間企業であるということで、その辺の経営についてまで踏み込んだところになりますと、それはもうセンター側のほうで御検討いただくものというふうに考えております。

江副康成委員

当然、センターのほうの考え方もあるでしょうけども、当然、公有地を貸す場合において、センターさんの意向も考えながら、公益的に望ましい場所が希望されるならば、そういったところには応じるというような考えも柔軟性を持ってですね。

センターさんの決めたところだから、行政はタッチしないというんじゃないくて、そのあたりはちょっと考慮に入れて、今後考えてもらったほうがいいのかなという、最後は意見要望でございます。

藤田昌隆委員長

要望でよろしいですか。

齊藤正治委員

ごみ減量化の問題なんですけども、いわゆる、今、分別は、12 か 14 かされてると思うんですが、紙類ですたいね、紙類、要するに資源化できるやつ、今後、どういうふうな形で資源化していったって、ごみを減量していくというような対応を今後進めていく必要があるのかなというのが、一つと。

もう一つ水切りの問題で、いわゆるディスポーザーを下水道の中に取り入れるか取り入れないかっていう、その問題が大きくは2つあると思うんですけども、それについて、いつまでも議論ばかりしてるわけじゃなくって、実際問題できるのかできないのか、するのかしないのか、そういったことも含めて、ある程度の結論を出しながら進めていく必要があるのではなかろうかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

ディスポーザーの件について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

これについては、今年度調査をしておりますので、早い時期に、これも結果を出していかないといけないと思ってます。

特に老人世帯とか、そういうところでごみを、マンションとかいろんなところでごみを出すのができない人たちもいるようなことも聞いておりますので、ディスポーザーの導入を前向きに早期にやっていきたいというふうに考えております。

時期については、ちょっとまだお答えはできませんけど、早目にやりたいということで考えております。

以上でございます。

楨原聖二環境対策課長

もう一つの紙類等の資源化ということでございます。紙類の資源化につきましては、これは鳥栖環境開発ではないです。鳥栖・三養基西部環境施設組合のほうの調査によりますけども、可燃ごみ組成割合というのがございます。そのうち、ごみ量を100とした場合の資源化できる可能なごみの量っていうのが、平成25年度で15.8%入っているということでございます。

これにつきましては、当然、廃品回収といいますか、古紙類の資源回収ということで、回

収できる可能な数字であるというふうに考えております。

今、啓発等というのが主な施策ということになっておりまして、何らかの、それについては、できるだけその 15.8%という数字を小さくするような形での取り組みを今後、真摯に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

よかです。

中川原豊志委員

決算書の 163、164 の公害対策費の中の委託料。ここに大気汚染測定委託料 21 万円ってあるんですけども、決算資料の中。

で、こっちの成果説明書の中の 83 ページに、下から 3 番目のところの（２）大気汚染測定については市内 3 カ所に測定地を設けるというふうな形で書いてあるんですが、まず一昨年ぐらいから、特に中国 PM2.5、かなり飛散してきております。その測定もこの中に入ってるのかというのと、それから、その PM2.5 に対しての測定の結果とか、予測についての市民等への周知方法並びにひどいときの対策については、担当課でどのように把握というか、検討されてるのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

楨原聖二環境対策課長

PM2.5 につきましては、この大気汚染測定委託料の中には含まれていないと。PM2.5 につきましては、県のほうで、市役所のほうに測定器を設置しておりまして、その数値を公表しておるような状況でございます。

鳥栖市の場合は市役所別館と田代小学校、青少年ホーム 3 カ所のところで、大気汚染、窒素酸化物というのが NOx の測定が主にやっているところでございます。

危機管理といいますか、PM2.5 の測定値についての情報については、昨年末ぐらいに、私どものほうから各家庭のほうに、どういうところで測定値を見てくださいと、一つは県のホームページ、一番早いのは県のホームページに随時更新をしておりますと。そのほかに NHK のニュースの中の何時と何時のときのニュースでお知らせをしていますとか、ラジオでは何時から何時ですとか、そういうふうなところで情報をとってくださいというふうな御案内を差し上げております。

と、危機管理につきましては、当然県のほうから数値が高いとき、基準値を超えるような場合については、鳥栖市のほうにファックスなりで通知があるということで、特に非常に危

険な場合については、やはり鳥栖保健所と一体となって、その辺については、緊急な場合には、当然広報しなければいけないし、そういうふうな情報をとっていただくような形でお知らせをしていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

西依義規委員

決算書の 160 ページの不法投棄防止パトロール委託料、説明書にも 78 ページにあるんですけど、この委託、夜間の委託内容、どういったことの内容を委託されてるのかと、次のページの監視カメラ借上料の、これ場所とかは言えるんですかね、とか何カ所とか。

あとは同じ説明書 78 ページの電動生ごみ処理機の 15 基っていう、この数字の根拠。教えてください。なぜ 15 なのかって。

榎原聖二環境対策課長

まず最初の不法投棄の防止パトロールの委託料につきましては、夜間のパトロールを、これは警備会社のほうに委託をしているということで、その委託料でございます。

1 カ月ごとに報告書をいただきますけれども、夜間 11 時ごろとか 12 時ごろ、不法投棄が夜間多いものですから、そうしたときに高速道路の側道とか、山間部等についてパトロールをしていただいているということでございます。

続きまして、監視カメラにつきましては、4 台ということでしておりますけれども、実際に監視カメラは、あるのは 2 台と、あとは 2 台はダミーの監視カメラになっております。2 台について、場所はある程度高速道路の側道等ということになっておりまして、山間部ということで、江島、山浦、立石、永吉ということで、あちらのあたりの不法投棄が結構見つかる場所に設置していると。どれが本物でどれがダミーかというのは、ちょっとお答えできないということになっております。

電動生ごみ処理機を 15 台につきましては、予算の範囲内で補助をするということで、1 基につき 2 万円の補助をさせていただいております。予算が 30 万円ということで、今回、今年度、平成 25 年度については 15 台ということで、補助をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

西依義規委員

もちろんお金ありきでその次に事業だと思うんですけど、普通は事業こうだから、それに予算をつけてくださいというのが筋だと思うんで、パトロールもそうですよね、例えば、たったちゅうたらいかんですね、年間 30 万円で、じゃあ、何週間あるかわからないですけど、じゃあ何回周って採算が合うかどうか、僕は安いか高いっていうその辺の判断は、市役所の

中で、ちゃんとされてるのかどうかっていうのと、15 基に関しても、本当にこれごみ処理が必要なのかどうかっていう、30 万円ぐらいだからじゃなくて、もう推し進めるかやめるかっていう、こう何か、その辺の判断は僕は必要だと思うんですけど、その辺の考え方、もう今実施されて何年かたってますよね。例えば生ごみ処理機の事業として、その事業検証、ちょっと 2 つまた追加でいいですか、質問。

榎原聖二環境対策課長

不法投棄防止パトロールにつきましては、週 1 回の約 1 回が 3 時間程度のパトロールで、委託をしているということでございます。

電動生ごみ処理機につきましては、平成 12 年から補助をさせていただいております、当然これについては、今後もやっていくのか、私どもが考えているのは、電動生ごみ処理機にかわる減量化の補助ということで、先ほど御質問もありましたように、ディスポーザーを導入を可能ということになれば、ディスポーザーへの補助等に移行していきなり、今、ちょっと検討しているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

その説明書の次のページ、79 ページの、ちょっと教えてほしいんですけど、参考っていう書いた分があって、金属類、スチール、アルミ缶が、とかビン類とかペットボトルとかも、ほとんど倍ぐらいになってるんですよ、平成 24 年度と 25 年度。これは何か要因があるんですか。数が、4,190 キロから 8,401 キロになってる、スチール缶、アルミ缶とかペットボトルも倍になってるんですけど。

榎原聖二環境対策課長

これにつきましては、資源回収団体ということでなっておりますけども、やはり平成 24 年度から 25 年度の資源物広場が移転をしたということで、当然、町区のコンテナ収集についても 125% ぐらいで回収がふえていると。それとあわせて、資源回収団体等についても、そちらのほうに、あちらまで持って行くよりは、そちらのほうで回収をというようなことで、やはりふえているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。ありませんか。

それでは環境対策課関係議案の質疑を終わります。

次に、農林課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前 10 時 46 分休憩

午前 11 時開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

~~~~~

農林課

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

次に、農林課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

農林課の決算概要について、私のほうから御説明を申し上げます。

平成 25 年度の事務の執行に際しましての職員数は、課長以下 15 名で事務の執行に当たっております。内訳といたしましては、農林課関係が 9 名、農業委員会関係の兼務者が 6 名で、合計の 15 名体制で事務の執行を行っております。

決算概要につきましては、一般会計農林水産業費でございまして、予算現額 4 億 4,681 万 1,000 円、支出済額が 4 億 3,803 万 7,000 円、翌年度繰越額が 731 万 5,000 円、不用額 145 万 8,000 円、執行率 98%でございます。

平成 25 年度に取り組みました農林課の主な事業は、農業振興、農業生産基盤整備、農地保全、林業振興などの事業に取り組んできたところでございます。

具体的な業務の執行状況、執行額などにつきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

すので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私の概要説明とさせていただきます。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

農林課長の井田でございます。よろしくお願いします。

決算書に基づき、順次説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の 55、56 ページをお願いいたします。

款 13. 分担金及び負担金、項 1. 分担金、目 1. 農林水産業費分担金、節 1. 農業費分担金の老朽農業用水路改修事業費分担金 39 万 9,629 円は、老朽農業用水路 7 カ所の改修工事に伴う地元分担金でございます。

次に、71、72 ページをお願いいたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 5. 農林水産業費県補助金、節 1. 農業費県補助金のうち主なものについて御説明いたします。

まず、備考欄 1 番目に記載の農業委員会交付金 232 万 1,000 円は、農業委員 22 名分の手当及び職員 6 名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

次に、備考欄の 6 項目めに記載の中山間地域等直接支払制度交付金 263 万 6,368 円は、中山間地域において、農地の保全と農業生産の維持を図るための、神辺、河内、牛原地区の農業者に対する県からの交付金でございます。

次に、備考欄の下から 3 項目めに記載のさかの強い園芸農業確立対策事業費補助金 352 万円は、園芸作物、ジャガイモ生産の収益性の向上に取り組む農業者で組織する任意団体に対して、機械の購入費用に対する県からの補助金でございます。

次の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金 696 万円は、鳥栖市農業再生協議会が行う直接支払推進事業費に対する県からの補助金でございます。

次の青年就農給付金事業交付金 525 万円は、45 歳未満の新規就農者に対して交付される県からの交付金でございます。

次は、75、76 ページをお願いします。

款 16. 県支出金、項 3. 委託金、目 2. 農業水産費県委託金、節 1. 農業費委託金の河内防災ダム管理委託金 396 万 8,000 円は、河内防災ダムの管理に伴う県からの委託金でございます。

次ページ、77、78 ページをお願いいたします。

款 18. 寄附金、項 1. 寄附金、目 3. 農林水産業費寄附金、節 1. 農業費寄附金の鳥栖基山農業公社寄附金 1,230 万 3,391 円は、鳥栖基山農業公社の解散による事業の承継及び残余財産の寄附に関する協定に伴う寄附金でございます。

次は、87、88 ページをお願いします。

款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入の農林水産業費雑入につきましては、備考欄の中ほどからの記載となっております。主なものとして、筑後川下流用水事業助成交付金 307 万 2,459 円は、佐賀揚水機場建設などに伴う負担金に対する償還利息の一部助成でございます。

次に、市民の森ネーミングライツ料 210 万円は、鳥栖市民の森のスポンサー企業であるコカ・コーラウエスト株式会社との年間分の契約料金でございます。

次は、91、92 ページをお願いします。

款 22. 市債、項 1. 市債、目 6. 農林水産業債、節 1. 農業債の県営水利施設整備事業 1,090 万円は、県営かんがい排水事業鳥栖南部地区に伴う起債でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

165、166 ページをお願いいたします。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 1. 農業委員会費の主なものについて御説明いたします。

節 1. 報酬の農業委員報酬 914 万 4,000 円は、農業委員 22 名分の報酬でございます。

次に、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、農業委員会職員 6 名分の給料等でございます。

次ページ、167、168 ページをお願いします。

節 9. 旅費の費用弁償 106 万 1,510 円は、農業委員の研修旅費及び定例農業委員会の出席委員に対する出席費用弁償でございます。

続きまして、目 2. 農業総務費について御説明いたします。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは農林課職員 8 名分の給料等でございます。

次に、節 13. 委託料の生産組合運営委託料 95 万 8,200 円は、生産組合の育成強化や、農家間の連絡調整等を行っていただくための委託料でございます。

次の生産組合長業務委託料 225 万 100 円は、農業関係の各種調査や農家の意向の取りまとめ等を行っていただくための委託料でございます。

次ページ、169、170 ページをお願いいたします。

次に、目 3. 農業振興費の主なものについて御説明いたします。

節 13. 委託料の土鳩等駆除委託料 53 万 4,000 円は、カラスや土鳩、イノシシ等の農作物被害対策として、佐賀県猟友会鳥栖支部への駆除委託料でございます。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金のうち主なものとしましては、備考欄の 4 項目に記載のさかの強い園芸農業確立対策事業費補助金 457 万 6,000 円は、園芸作物、ジャガイモ

生産の収益性の向上に取り組む農業者で組織する任意団体に対し、機械の購入費用の補助で  
ございます。

次に、備考欄の下から2項目めに記載の青年就農給付金525万円は、45歳未満の新規就農  
者に対して交付する給付金でございます。

次に、備考欄最後に記載の中山間地域等直接支払制度交付金395万円4,552円は、中山間  
地域において、農地の保全と農業生産の維持を図るための神辺、河内、牛原地区の農業者に  
対する交付金でございます。

続きまして、目5. 農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

次ページ、171、172ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費の老朽農業用水路改修工事費799万2,600円は、老朽農業用水路7カ所  
分の改修に要した経費でございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金の主なものとしたしましては、備考欄1項目めに記載  
のかんがい排水事業推進負担金450万3,000円は、県営かんがい排水事業で施工された施設  
の維持管理に要する経費を、鳥栖市土地改良区に負担するものでございます。

次に、備考欄の3項目めに記載の県営水利施設整備事業鳥栖南部地区負担金2,750万円は、  
県営かんがい排水事業鳥栖南部地区、幸津、轟木、真木地区の農業用排水施設の整備を行う  
県営事業の負担金でございます。

次に、備考欄の7項目めに記載の筑後川下流用水事業負担金3,136万9,140円は、水資源  
機構が施工した佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を、平成10年から平成34年までの  
25年償還で負担するものでございます。

次に、備考欄の下から3項目めに記載の農地・水保全管理支払交付金負担金376万570円  
は、農業者と地域住民が連携して行う農地、農業用水等の保全管理にかかる経費を支援する  
ため、佐賀県農地・水環境保全向上対策協議会へ10組織分の事業費の負担金でございます。

次に、備考欄の最後に記載の小規模土地改良事業補助金149万9,950円は、井堰や用水施  
設等の修繕など8件の工事に要した費用を交付規則に伴い、各組織に補助を行ったものでご  
ざいます。

続きまして、目6. 農村整備費、節28. 繰出金1億7,192万6,135円は、農業集落排水特  
別会計への繰出金でございます。

次に、目7. 農地等保全管理費の主なものについて御説明いたします。節4. 共済費と次  
ページ、173、174ページの節7. 賃金は、河内ダム嘱託職員1名分の社会保険料及び賃金と  
河内河川プール監視員の賃金が含まれております。

次に、節13. 委託料の河内ダム施設管理等委託料407万4,000円は、河内防災ダム事務所

の機械警備業務やダム堤内の整備業務及びダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要した経費でございます。

次は、目 8．米需給調整総合対策費、節 19．負担金補助及び交付金の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金 696 万円は、農業者戸別所得補償制度の推進事業として、鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

次は、目 9．農業研修施設費、節 13．委託料の滞在型農園施設等指定管理料 2,939 万 6,000 円は、とりごえ温泉栖の宿等の指定管理料の年間分の経費でございます。指定管理期間は平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 5 カ年でございます。

次ページ、175、176 ページをお願いいたします。

次に、節 15．工事請負費の営繕工事費 127 万 500 円は、滞在型農園施設のテラス改修工事に要した経費でございます。

続きまして、項 2．林業費について御説明いたします。目 1．林業総務費、節 2．給料から節 4．共済費までは農林課職員で林務を担当しております 1 名分の給料等でございます。

次に、目 2．林業振興費、節 12．役務費の森林国営保険料 34 万 7,649 円は、市有林の火災、災害等に対応する森林国営保険の保険料でございます。

次に、目 3．林道事業費、節 13．委託料の測量等委託料 105 万円は、林道九千部山横断線の権利者確認調査業務に要した経費でございます。

次に、目 4．治山事業費の主なものについて御説明いたします。

次ページ、177、178 ページをお願いします。

節 13．委託料の市民の森管理委託料 91 万 1,400 円は、市民の森のトイレ管理、浄化槽の清掃及び草刈り業務など管理業務に要した経費でございます。

次に、節 15．工事請負費の市民の森整備工事費 109 万 9,350 円は、市民の森内の見晴らしの丘の芝張り工事に要した経費でございます。

続きまして、245 ページ、246 ページをお願いいたします。

款 11．災害復旧費、項 1．農林水産施設災害復旧費、目 2．単独災害復旧費、節 15．工事請負費の災害復旧工事費 68 万 5,650 円は、平成 25 年 7 月の大雨により被災した宮ノ下水路及び林道鬼迫線の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上で農林課関係の説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

ないですか。



#### **樋口伸一郎委員**

青年就農給付金でお尋ねです。

ページはこっちの説明書のほうでは 88 ページですね。こっちは百……、この説明書のほうの 88 ページのほうが細かいこと書いてあるので、こっちからでいいですか。

平成 25 年度の実績書いてありますが、元町青年就農者と水屋町青年就農者 75 万円で、幸津町夫婦共同申請ということで、112 万 5,000 円の 2 回となっておりまして、これ、申請によって金額がまちまちなのか、それともこの一定額ということで、75 万円というふうに決めているのかをまずお尋ねします。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

樋口委員さんの御質問にお答えさせていただきます。

主要施策の 88 ページに記載されてあります青年就農給付金の中の平成 25 年度実績につきまして、夫婦共同申請の場合が、夫婦で 225 万円の給付ということとなっております。青年就農者 1 名が年間 150 万円の支給というふうになっております。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

だとしたら、これ、1 名の方で 75 万円っていう理解をしたんですけど、このバランスっていうか、例えば 75 万円で振り分けたときに、夫婦で共同申請した場合は 40 万円弱ぐらいになると思うんですね。で、夫婦で 1 カ所でやってるっていう考え方になるんでしょうけど、バランス的にはそういった 2 人でやっててちょっと少ないとか、1 人だとこれで……、1 人の基準が 75 万円としたら、2 人だと割合が低いとかいう、そういった案件ってないですか。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

幸津町の夫婦共同申請の方はアスパラをされております。それで国の基準で、片方の主体となる方が幾ら、補助的な役割をする方になるんですよね、奥さんのほうがですね、ということ額が決まっております。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

もう 1 点ちょっとお尋ねなんですけど、仮に、その上の 88 ページの上の、中山間のほうを見ていただくと、平米数といいますか、交付単価があって、面積の平米数で掛けてあるような計算なんですけど、それを踏まえて青年就農給付金のほう、仮に同じ場所で、これ夫婦で申請するとこうなるんでしょうけど、区画を 2 つに割って 2 人で申請することとかもできるんですか。これお尋ねなんですけど。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

それぞれ夫婦で、共同体、申告等とも一緒にせざるを得ないってということもありますので、夫婦でされる場合、もう1戸の世帯ということで共同申請ということになります。

**樋口伸一郎委員**

じゃあ基本的に、もう決まりごとがあって、この額面上はもうどうしようもないというか、この固定額で出すしかないってということですよ。

何か夫婦でされる方にとってが、比率的に何か損してるような気がしたもんです。そのあたりのバランスがきちんととれてあるのであれば。はい、わかりました。ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

はい。2点あります。1つは市民の森、コカ・コーラウエストがずっと市民の森、ネーミングやられてますよね。あれ契約年数っていうのは5年間ですか。毎年更新ですか。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

今回3年の契約になっております。

**藤田昌隆委員長**

3年ですか。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

はい、平成26年から平成28年でございます。

**藤田昌隆委員長**

平成25年から平成28年。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

平成26年から。

**藤田昌隆委員長**

平成26年から平成28年度。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

はい。

**藤田昌隆委員長**

これは、はい。(発言する者あり)

林係長、これは公募っていうか、あれはされてるんですかね、平成26年っちゅうともう来年度分、もう決まってるんですかね。平成26年から平成28年と言われましたけど。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

はい、ネーミングライツの契約、平成26年度ですよ、今年度ですね、もう契約……

**藤田昌隆委員長**

されました。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

されて、はい。

**藤田昌隆委員長**

いや、だから、はい。

公募はされたんですかということです。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

コカ・コーラさんにつきましては、現在、平成 25 年までお願いをしておりましたが、再度お願いをしたところ、また、平成 26 年からも更新をするということで、御了解いただきましたので、再更新ということで 3 年間、平成 26 年、27 年、28 年の再契約を今年度やらせていただきました。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

私が質問したのは、例えば、コカ・コーラウエストが 210 万円お支払いしますよね。それと、市民の森管理料とかいろんな整備とか、約 210 万円ぐらいでおさまっていますよね。

ということは、コカ・コーラウエストさんにとっては、そのネーミングライツ料、十分効果はあると思うんですよね。ですんで、ほかの企業だって、例えば、管理料とか要らないならしたいという企業が出てくるんじゃないかと思ったから、質問したわけですが、これは公募のほかに公募する意思はないわけですか。

例えば、コカ・コーラウエストさんにずっとお願いして、いや継続しますということだったら、ずっとそのままいくつもりですか。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

コカ・コーラさんで、市民の森のネーミング料ですので、ある程度 P R も、うちのほうもイベントとか行う場合に、コカ・コーラ市民の森という P R もさせていただいておりますので、市民の方にも、市民の森に対しては、コカ・コーラがスポンサーというところが浸透するということで、なるべく長期的な継続をしたほうが最も親しみやすいネーミングにもなるのかなと思っておりますので、そういう方向で進めさせてもらっております。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

効果があると。もちろんずっと継続してされたほうがね、コカ・コーラウエストさんも効果があるからずっとされてるんだと思うんですが、効果があるなら、ほかの企業も出てくる

んじゃないかというような、手を挙げるところが、という感覚を得ましたので、公募の意思はあるのかどうかをお聞きしたわけです、はい。

ないということですね。基本的には、今までやってるところが優先的になるのか、その辺だけ御答弁をお願いします。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

平成 26 年まではコカ・コーラさんで決定しておりますので、またその直前ぐらいになれば、またそのような方向で検討をしたいと思います。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、よろしくお願いします。

とあと 1 点、農業委員会、この予算書で 72 ページですね。県の支出金で、農業委員会交付金が、232 万 1,000 円。内訳としては 22 名、農業委員 22 名プラス 6 名、職員が 6 名ですね。28 名とということで、232 万円、県のほうからいただいと。

ほいで、あと農業委員会の何ページでしたかね、支出のほうで、何、すいません。何ページやった。農業委員会の、「165」と呼ぶ者あり）165、はいすいません。

農業委員報酬で 22 名で 914 万 4,000 円ということで、残りはあれですか。市が負担してるってということになるんですか。

**森山信二農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長**

ただいまの御質問でございますけども、今、委員長言われてますとおり、残りにつきましては、市の単独費ということになっております。

**藤田昌隆委員長**

はい、わかりました。

はい。もう 1 点。

農業委員会のメンバー数っていうのは、今 22 名と、前、議員とほぼ同じ同数でいくということなんですが、実際に農業からどんどん離れていらっしゃる方もかなり多いし、農業委員会のメンバーでも、実際にもう田んぼをほかの人につくってもらったりっていうところも結構多いんですよね。

だから、例えば農業委員会のメンバーを減らすという場合は、すいません、ちょっとどういう形をとれば減らせれるのか。もし答弁できるならちょっと御答弁をよろしくお願いします。

これは国で決まってることだから、そう簡単には減らさないと。（「手続の話でしょ」と呼ぶ者あり）手続の話。どういう手続を踏めば、農業委員会のメンバーを減らせるか。御答弁

をよろしくをお願いします。（発言する者あり）

すいません、発言は挙手をお願いします。（発言する者あり）暫時休憩……、すぐ答えられますか。

**森山信二農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長**

ただいまの御質問ですけども、平成 20 年度に 1 度、定数の削減をやっております。

5 名ですね、5 名削減をしております。現在 22 名ですけども、27 名、委員が平成 20 年度までいらっしゃいまして、そのあと、議員の、市議会の削減に伴いまして、鳥栖市の農業委員会の定数も削減をしたところでございます。

**藤田昌隆委員長**

はい、ありがとうございます。ということは、議員の数と農業委員会の数は連動してると。ばらばらで、例えば議員は減らさずに委員会だけ、委員会のメンバーだけ減らすということはいできないわけですか。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

はい、それは可能です。

**藤田昌隆委員長**

可能ですか。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

はい。

**藤田昌隆委員長**

はい。（「藤田委員」と呼ぶ者あり）

可能でしたらどういう手続踏めば、いいわけですか。その手続は。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

申しわけございません。後ほどちょっと御報告させていただきたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、期間内に報告をよろしくお願いします。

私のほうから以上です。

**西依義規委員**

決算書の 176 ページの修繕費 127 万 500 円ですが、これは、とりごえ荘ですか——の修繕費は、これまで、どれぐらいの修繕費をかけられたかってわかりますか。

毎年 120 万円、去年終わったら、735 万円だったり、ずっと修繕をされてきていると思うんですよね。それを、どれぐらいかけて、今後また、例えばどの場所を修繕せないかんとか、そういう長期計画があるのかどうかというのの質問。

ともう一つ、市民の森のほうもそうなんですけど、丘の芝生をしたり、整備を毎年されて、これも、今後、これはこれまでっていうよりも、今後どういう整備をされていく予定があるのかと。

あともう一つ、さきほどネーミングライツがあったんですけど、ネーミングライツの契約書は、どういうことに、例えば、コカ・コーラさんもネーミングライツになるかわりに、市民の森をある程度こういうふうにきれいにしてくださいよとかいう文言があるのか、それともただ名前だけのネーミングライツなのか、その辺の契約内容がわかれば、3点お願いします。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

まず指定管理の、滞在型のテラスの工事の件ですけれども、今後につきましては、指定管理者等との話し合いながら、あくまでも計画ではございますけれども、浴場の改修等々をできればしていただきたいというような要望も出てるんですけれども、これまた、予算も伴いますことですので、お諮りしながら計画しながら進めさせていただきたいと思っております。

それと、市民の森の先ほどの見晴らしの丘は、ネーミングライツ料の中から工事を施工させていただいているものでございます。

あと、コカ・コーラさんとの契約の内容ですけれども、ネーミングライツで、市民の森の愛称を命名する権利を付与することを承認するということがありまして、目的につきましては、コカ・コーラさんがネーミングライツを有して、自然環境保全と魅力あふれる森づくりを行うため、協力して、円滑に推進していくことを定めるものとするということで記載されてあります。

以上です。

#### **西依義規委員**

したら、一番最初に言ったやつ、よかったら、今、あの施設にどれだけのお金をかけているのかっていう一覧があれば、ここ、今、私2年分しか見れないんで、例えば、今までどこをどうやって、やり過ぎているのか、ちゃんと適正なのかっていうその評価は、ちょっとその数字を見てから、今後、お風呂とかをっていうような議論に入るのかなと思いますんで、ぜひとも、後ほどでいいんで、いただけたらと思います。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

今の御質問について、つけ加えさせていただきますが、もうかなり施設も古くなっております。経年劣化している分と突発的な破損については、当然、お客様利用の観念上、修理をしなくちゃいけない分については、過去対応しておりますが、今、修繕関係の、過去の、過去まで戻っての資料等は今、手持ちございませんので、ただ、今まで私がちょっと記憶の中

で思い出すのは、ポンプの故障とか施設の老朽の板張りの修理とか、そういう、お客様に支障のあるものについて修繕等をやっております。

大きいものとしては、今のところ発生しておりませんが、やっぱりかなり施設も古くなっておりますので、今後、大きい費用面が出てくる可能性はあると思います。

以上です。

#### **西依義規委員**

っていうことは、大きいものはここ最近の一、二年ぐらいで、大した修繕はやってないということですね。

いや、もう今後、どんどんどんどん修繕がふえていくと、果たしてこの施設をおいとしたほうがいいのか、ひよっとしたら、つぶしたほうがいいのかっていうところも含めて、そういったところも議論もなるかなと思うんで、お風呂ににどれだけの修繕費がかかるかによってでしょうけど、そういった意味で質問させていただきました。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかには、ございませんか。

#### **内川隆則委員**

ちょっとそのことで関連して、言うまいかと思ったばってんが、西依議員が言ったから、ちょっと言わざるを得んですけども。

立石部長はいらっしゃったから、さっきの環境対策課のところで、指定管理者に、火葬場になったわけですが、やまびこ山荘のときは直営でやっていたときは、畳が破れとったっちゃ金んなかつちゅうてかえんやった。

ところが、指定管理者になった途端、ああせいこうせい、こうせいああせいでね、どんどん言われるがままにどんどん金使うていくのかというふうなことで、西依議員もそれに似たような質問したと思うんだけど、火葬場もそういう経年劣化が生じてきている現在で、言われるがままに金使うて今から先行くのかというふうなことで、さっき質問したけども、その辺のところでもね、直営のときは、畳の破れよったっちゃでん金んなかつちゅうてかえんでね、指定管理者になった途端、何でんかんでん、ああせいこうせいで金使うかというふうな考え方に立つのかというふうなことでね、思いがするので、その辺の、立場のわきまえ方はどういうふうな考え方でいくのか、ちょっと聞かせてください。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

立場のわきまえ方ということでございますが、一応、月に一遍いろいろな打ち合わせ協議は指定管理者とやっております、現在もですね。

それで、費用面で大きくなるような物件につきましては、検討を十分に行い対応をしていく所存でございます。

以上です。

#### **内川隆則委員**

この辺になつとね、はっきりものが言えんじやろうと思うけ、抽象的な話しきやならんと思うけども、例えばね、火葬場がコスモホールになった。コスモホールはいっちょん言いなされんっていうふうに、仮にたいな、なった場合には、なら、経年劣化の状態でも、同じようなペースでね、やまびこはどんどん修繕して、言われるがままにしていく。火葬場はいっちょん言いなされんけん黙っとく。こういうふうなペースになりかねんというふうに思うわけたい。ね、指定管理者のやり方によっては、言い方によっては。

だから、そういうふうなことがないようにね、やっぱ考えていかんと、何のために指定管理者にしたのかっていうふうなことがさっぱりわからんと思うわけよ。ただ安くなりますっていうふうなことであっても、いっちょん安ならんわけよ。畳1枚表がえせろって言うたっちゃでん、しやせんとな、今度のなった途端、どんどんどんあちこち修繕していくなら、金は要るがままに使うていって、いっちょん安つきやせんわけよね。

だから、その辺わきまえてやっていただきたいという思いでありますので、あんまり具体的に言うとね、よろしゅうなかろうけん、この程度にしときます。

#### **藤田昌隆委員長**

はい。ほかには。

#### **齊藤正治委員**

地産地消並びに高齢者対策じゃないですけど、農業者の活性化の観点から、今回、給食センターができたわけですけども、それに対して、いわゆる農林課として、地元の生産した野菜とか米とか、そういったものはどういうふうな、現在のところなっておりますか、ちょっと。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

地産地消の取り組みだと思いますが、給食センターが開設をしております。

それにつきましては、食材関係、地産地消の取り組みということで、要するに地場産の野菜関係を使っていただくように、私どもは農林課としては進めておりますが、従来の地域にあった小学校では、規格とか量的なものは、その地域で調えることができたということですが、今度センターになりましたので、そこら辺の機械関係もかわっておりますが、規格とかが統一したものじゃないといけないとか、そこら辺はこないだ教育委員会のほうとも話をさしてもらいましたが、私どもとしては当然、地産地消をお願いしたいという立場でございます。



すので、教育委員会さんにも、そういうことで、同じ認識でお話をさせてもらって、なるべく地場産の園芸作物を使ってくださいということで協議をしております。

今後も、何かと取り組んでいただくような、取り組みを協議をしていきたいと思います。

ただ、鳥栖市の状況といたしましては、ちょっと野菜的な団地とか、そこら辺が集合した地域がございませんので、なるべく鳥栖でできないならば、鳥栖近隣の佐賀県内産のものを使っていただきたいということで、お願いしております。

以上でございます。

#### **齊藤正治委員**

今までは、消費地をどうするかっていうことで、一生懸命、生産者、考えておられたかもしれませんが、こういった大きなセンターができますと、年間どういう種類のものをどれだけ使うかというのも、全部、計算で出てくるわけですね。

だから、品種ごとでもいいけども、それぞれの集落が、結構お年寄りとか、若い農業者とかおられると思うんですけども、そういったものを振り分けてでも、ずっとつくって計画的につくらせていく。そうすることによって、やっぱり農業そのものが活性化していくのと集落が活性していく。そういったことは、大変利点がたくさんあると思うんですけども、そこら辺をもう一回、今、野菜を納めている八百屋さんってのは、もう恐らく市内にはそうないはずでございますので、だから、全体的に見直して、計画的に生産ができるような方向で、教育委員会と打ち合わせをしていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかに。

#### **西依義規委員**

説明書の 92 ページの農業者戸別所得補償推進事業を補助している鳥栖市農業再生協議会という団体について、少し簡単に説明をしていただけませんかでしょうか。

ここには、農家の申請書類の受け付け、作付面積等の確認事務を行うって書いてあるんで、この再生協議会がどこに……。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

鳥栖市農業再生協議会の構成につきましては、鳥栖市の生産組合及び農協と市が主な構成員でございまして、国からのこの補助金を受ける団体として組織されてあるものでございます。

#### **西依義規委員**

で、これ実務は、いろんな人が入ってますけど、誰がしてるんですかね。

**林 康司農林課農政係長兼商工課企業立地係長待遇**

事務局は鳥栖市並びに農協さんになっておりますが、主な作業については、農協さんのほうにお願いしております。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**江副康成委員**

すいません、2点ほど。

一つは、主要施策の91ページに水環境施設管理経費とございまして、そこにトイレ浄化槽保守点検整備業務及び、こちらの決算書の178ページの委託料の市民の森管理委託料のところのどこなんですけども。

トイレが、沼川の両サイドに、それぞれあると思うんですけども、そのトイレの、ちょっと細かいんですけど、男子トイレ、女子トイレの数及び水洗かなんかの状況及びどのくらい経ってるかとか、そういったところのトイレの状況、わかるような、簡単に説明してもらっていいですか。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

市民の森のトイレにつきましては、今のトイレの状況といたしましては、男子トイレに小便器が2つと、女子トイレに、多目的洋式トイレが1つございます。

それで、一応あそこに休憩所とかありますので、市民の森を活用された方が、そこに来て利用していただいていると。近くにはとりごえ荘もありますし、河内の河川プール側のほうにも、まかなう程度のトイレ施設はございますので、一応、急用、急場をしのぐ程度のトイレという位置づけぐらいに思っております。

以上でございます。

**江副康成委員**

例えば沼川の河川プールは年間に2万1,286人と、利用者があるということで、そういったトイレ設備が、施設があるという認識を、ちょっと確かめさせてもらって、別の課のところの、またちょっと質問させてもらいたいと思ってお聞きしました。

あと1点あります。76ページに、ふるさと水と土保全基金利子があるんですけども、その基金の御担当の課は農林課でよろしいのでしょうか。

**成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長**

農林課になっております。

**江副康成委員**



午後 1 時 6 分開議

**藤田昌隆委員長**

それでは再開をいたします。

商工振興課の説明に入ります前に、環境対策課のほうから追加資料が出てます。その説明を受けます。

よろしくお願いします。

**榎原聖二環境対策課長**

こちらのお手元のほうに、資料のほうをお配りしております。

1 枚開いていただきまして、平成 25 年度ごみ処理関係経費ということで載せさせていただいております。

これにつきましては、歳出と歳入と分かれておりまして、歳出合計から歳入を引いた分の残りの 13 億 5,433 万 3,907 円というのが基本にごみ処理関係の経費ということで理解をしております。よろしくお願いいたします。

2 ページ目をお開きいただいてよろしいでしょうか。

平成 25 年度の鳥栖市ごみ排出量調査ということで載せさせていただいております。

総排出量が 2 万 9,933 トンと、これにつきましては 3 月議会のほうで御答弁をしております。民間団体、民間による回収も含めたところでの総排出量等を、わかれば示してくれというようなことがありまして、それについて、今回、委員会のほうで御報告をさせていただきたいと思います。

内容につきましては、市の収集による可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみとあります。あと資源回収団体と民間による回収というふうに掲載させていただいております。

そのときに一番心配だったのが、古紙の回収量ということで、古紙についてどうなっているのかということで、中段に書いておりますけども、古紙類につきましては、資源広場のほうで平成 25 年度が 746 トンと、昨年度が 1,143 トンということで 397 トンのマイナスということになっております、平成 24 年度に比べまして。

下のほうを見ていただきますと、資源回収団体のほうでの新聞、雑誌、段ボールの回収は、全体でいきますと、新聞につきましてはマイナス 14 トン、雑誌類はプラスの 29 トン、段ボールがマイナスの 19 トンというふうになっております。

このほかの民間回収というところ、一番下の段になりますけども見ていただきますと、古紙類については 590 トン、昨年度が 217 トンで 373 トンのプラスということで、右のほうを



などの事業に取り組んできたところでございます。

具体的な業務の執行状況、執行額などにつきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、私の概要説明とさせていただきます。

#### 佐藤道夫商工振興課長

それでは、商工振興課、まず一般会計の分について御説明させていただきます。

資料は 71 から 72 ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 4. 労働費県補助金、節 1. 労働諸費県補助金の備考欄中の緊急雇用創出基金事業費補助金 1,023 万 4,238 円は、失業者等の一時的な雇用就業機会の創出を行った 2 事業と、失業者を雇い入れて安定的な雇用受け皿を創出した 1 事業に対する県からの補助金でございます。

次に、75、76 ページをお願いいたします。

款 17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金、節 1. 利子及び配当金、備考欄中一番下の段でございますが、鳥栖ガス株配当金 80 万円につきましては、本市が所有いたします鳥栖ガス株式会社の株の配当金でございます。

次に、79、80 ページをお願いいたします。

款 1. 諸収入、項 3. 貸付金元利収入の収入済額合計は 4 億 2,300 万 3,241 円となっております。これは目 1. 労働金庫預託金収入から次のページの目 5. 市小口資金融資預託金元利収入までの各種制度融資などとして各金融機関に預託を行った元金と利子でございます。

次に、87、88 ページをお願いいたします。

項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、備考欄中の下から 3 行目でございます商工雑入のコミュニティ助成金 200 万円は、山笠において東町が法被の作成に要する経費について、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受けたものでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

次に、165 から 166 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款 5. 労働費、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費、節 14. 使用料及び賃借料 104 万 5,800 円は、つばさ鳥栖による電波障害地区へのケーブルテレビ設備使用料でございます。

次に節 21. 貸付金 8,500 万円は、市内の勤労者の生活の安定及び福利厚生を図るため、九州労働金庫へ預託を行ったものでございます。

次に 177 から 178 ページをお願いいたします。

款 7. 商工費、項 1. 商工費、目 1. 商工総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつ

きましては、環境経済部長及び商工振興課職員、合わせまして 12 名の給料等でございます。

続きまして目 2. 商工業振興費、節 13. 委託料、工業団地樹木管理等委託料 149 万 9,400 円は、西部工業団地や、鳥栖流通業務団地などの広場の樹木管理、草刈りなどの維持管理経費でございます。

次のページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金、備考欄のうち、上から 5 行目、企業立地奨励金の 1 億 622 万 6,800 円は、本市と進出協定を結び、市内に進出されました企業 8 社に対し交付したものでございます。

次に環境保全等奨励金の 898 万 2,000 円は、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖に進出され、敷地内に緑地等を整備された企業 2 社に対して交付したものでございます。

次に創業革新セミナー事業補助金 110 万円は、市内での企業者の育成や既存事業者の経営改善を支援するため、創業革新セミナーを開催いたしました鳥栖商工会議所に対して交付したものでございます。

次に、5 行飛ばしまして下から 4 行目、イルミネーション事業補助金 100 万円は、中央公園一帯で開催されておりますハートライトフェスタの開催経費の一部を鳥栖商工会議所に交付したものでございます。

次の商工会議所補助金 260 万円は、市内の商工業の育成と福祉増進などを図る鳥栖商工会議所に対し交付したものでございます。

次に鳥栖中小企業相談所補助金 390 万円は、市内の小規模事業者に対する金融、経営、経理等の経営相談指導等を推進する鳥栖中小企業相談所に対し交付したものでございます。

次に節 21. 貸付金、支出済額の 3 億 3,800 万円は、市内の中小企業者の経営の安定を図るため、融資の原資として、佐賀東信用組合や、市内 9 金融機関、商工中金に預託したものでございます。

次のページをお願いいたします。

節 22. 補償補填及び賠償金の 704 万 7,482 円は、中小企業者の負担軽減を図るため、鳥栖市中小企業小口資金融資に伴う信用保証料について、全額負担したものでございます。

節 28. 繰出金 3,665 万 3,719 円は、産業団地造成特別会計への繰り出しでございます。後ほど、特別会計の中で御説明をさせていただきます。

次に目 3. 観光費、節 7. 賃金の 148 万 9,400 円は、夏休みに開設しております四阿屋遊泳場及び沼川河川プールの監視員の賃金でございます。

節 11. 需用費、支出済額 149 万 4,963 円は、観光 P R 用パンフの印刷費や市内観光地の維持管理に要した経費でございます。

節 13. 委託料、観光地等管理委託料 367 万 3,169 円は、九千部山や杓子ヶ峰、御手洗の滝、四阿屋等の草刈り、清掃などの維持管理費でございます。

次に観光集客促進イベント事業委託料 107 万 1,000 円は、本市への観光集客と物産の振興を図るため、ラ・フォル・ジュルネ音楽祭と同時に開催した観光物産展に要した経費でございます。

観光イノベーション事業委託料 469 万 2,089 円は、緊急雇用創出基金事業を活用し、本市及び周辺地域を生かした、新たな情報発信や観光資源の提案、または、継続的な観光 P R などをを行った経費でございます。

次に節 19. 負担金補助及び交付金、備考欄中の下から 3 行目でございます。コミュニティ事業補助金 200 万円は、先ほど歳入の部で御説明しましたとおりでございます。

それから最後の行でございます。新鳥栖駅観光案内事業補助金 500 万円につきましては、新鳥栖駅観光案内所に案内スタッフを配置いたしまして、観光案内や P R などに努めた経費でございます。

次のページをお願いいたします。

コンベンション等開催補助金 115 万円は、市内に延べ 50 人以上が宿泊する大規模なスポーツ大会や、福祉関係の研究会を開催した 5 団体に対し交付したものでございます。

次に鳥栖観光コンベンション協会補助金 546 万 8,932 円につきましては、本市を代表する観光イベント、祭りなどを開催する経費として、鳥栖観光コンベンション協会に対し交付したものでございます。

最後に観光コンベンション事業補助金 1,080 万円は、本市の観光誘客のため、観光 P R や情報発信などを行うとともに、地域経済の活性化に寄与する大規模な集客が見込まれます会議や、スポーツ大会などの誘致や開催支援などを行う経費として、鳥栖観光コンベンション協会に対し交付したものでございます。

以上、説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ないですか。

**西依義規委員**

これは説明書の 94 ページに商工振興対策事業で、補助金がずっと 40 万円、ハートライトに 100 万円、商工会議所に 260 万円とずっとあるんですが、これ、毎年、昨年も同じ額なんですけど、これはどういう基準で、この助成額っていうか、補助金額は算定されてるのかお聞かせください。



**佐藤道夫商工振興課長**

例年、同額を補助いたしております。

これ、あくまで補助金交付要綱に基づくものでございまして、例えば商店街の活性化の推進事業について 40 万円となっておりますけれども、会議所のほうも 40 万円ということで負担をされております。基本的には 2 分の 1 ずつの負担という形で進めております。

ハートライトフェスタにつきましては、この事業については基本的に定額の 100 万円ということで、毎年交付をさせていただいております。

以上でございます。

**西依義規委員**

効果を計るのは難しんでしょうが、例えばその補助金 100 万円に対する効果っていうか、1 年目 2 年目ずっとされていて、何らかの、100 万円出すに値するか、もっと言えばもっとしたほうがいいのか、減らすべきなのかっていうのは、何かどういった基準か何かあるんですか。

それとももう例年 100 万円だからっていう基準でされてるのか。

**向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

ハートライトフェスタを一つ例にとりますと、補助金交付要綱の中には、補助対象経費の 2 分の 1 を助成すると。ただしその限度額は 100 万円ということになっております。

ハートライトフェスタについては全体経費が 900 万円程度毎年かかっておりますので、それからうちの限度額の 100 万円を今のところ歳出しているということになります。

以上です。

**西依義規委員**

じゃあ、もう一つ。

先ほど、中小企業育成対策の、商工会議所に対して 260 万円と中小企業相談に対する 390 万円は、これも毎年同じ額っていうのは何か理由があるんですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

はい、これにつきましては、もうここ十数年、20 年といいたしましょうか、長い期間同額で補助を出しております、要望額もこの金額でいただいております。

中小企業相談所については、国の補助等が入っておりますので、最低限の金額を補助させていただいているというところでございます。

以上です。

**西依義規委員**

いや、僕、多い少ないとか言ってるんじゃないくて、もう十数年、二十数年同じ額っていう

のが、果たしていいことなのか悪いことなのか。選択と集中ってよく使われるんですけど、その辺をされてるのかどうかちょっと、もうちょっと中小企業に対して育成するんであれば、もうちょっと増額、けど本当にこの 260 万円が、中小企業の育成に使われてるかどうかも含めて、じゃあ減額とか、何かそんなのが、検討はされてるのか、その辺は何かそういう資料、何かを見てとか、商工会議所と話し合ってたかというのはあるんですかね。

#### 佐藤道夫商工振興課長

補助金に関しましては、特に会議所と議論した経緯はございません。

他市の事例を見ますと、事業費に対しての割合とか、割合というか補助率を定めて交付しているケースも見受けられますけれども、本市の場合は、この定額で補助させていただいておりますし、会議所の総事業費を見ますと、約 2 % 程度ぐらいしか、ぐらいと言ったら失礼ですけども、2 % 程度の補助で今推移しているという状況です。

ですから、そういった根拠は基本的にはないということになります。

もう一つつけ加えれば、例えば創業革新セミナーとかいうものについては、特別にまた別途、会議所さんのほうに新たな事業として補助を出すといった形でやっております。ですから基本的には、今、260 万円、390 万円のお話が出ましたけども、これはあくまで定額ということとさせていただいているという状況でございます。

#### 西依義規委員

鳥栖市にいらっしゃる中小企業を育成するんだよってというような、そういう力を入れられたときは、これプラス別の何か科目で何か補助をするんで、これはこれの定額、最低レベルっていうか、そこを維持されてるという考えでいいですかね。

#### 佐藤道夫商工振興課長

はい、そのとおりでございます。

#### 樋口伸一郎委員

決算書の 182 ページと 184 ページで 2 点質問をいたしますので、順番に行きます。

182 ページの一番上なんですけど、中小企業の小口資金融資保証料ありますが、これどこを対象にした保証料であるのかと、数ですね、対象となった、対象とした数がわかれば教えていただきたいんですけど。お願いします。

#### 佐藤道夫商工振興課長

今、御質問がございました平成 25 年度の保証の件数でまずございますけども、77 件でございます。対象企業は、これは市の中小企業小口資金融資を受けられた企業さんでございます。基本的には市内で創業する中小企業さんでございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

今、件数はわかったんですけど、これは、例えば、保証協会さんに対する保証料とか、多分さまざまな保証料関係あると思うんですけど、そういったのも具体的にどこっていうのがあれば、教えていただきたいんですけど。保証料に関するもの全てっていうのか、例えば、政策金融公庫さん、保証協会さんの保証料に限ってとか、そういう例があれば教えてください。

**佐藤道夫商工振興課長**

あくまで市の制度融資であります市の小口資金に関する保証協会による保証分のみでございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

これ、前年度比といいますか、過去から見て、この保証料の額っていうのは、どのような推移になってるのか教えていただけますか。

**佐藤道夫商工振興課長**

平成 21 年の過去 5 年分ということで、御説明させていただきます。

平成 21 年が 1,130 万円程度でございます。平成 22 年が 1,000 万円程度、約 1,000 万円、平成 23 年度が 870 万円、平成 24 年が 670 万円。年々右肩下がりの傾向かと思えます。平成 21 年をピークに右肩下がりになっております。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

今、だんだん保証料に関しては、下がってきてるってということなんですけど、見方としては、経済が市内では活性化をしてきて、保証料の減額につながったっていうふうに捉えてもよろしいですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

経済状況といいますよりも、保証料の率が、やっぱり下がってきているという状況もあるかと思えます。経済状況としてはそんなに上がっているとは考えておりません。

恐らく弾力的運用という形で、保証料が柔軟に対応されていると、逆に低くなっているという状況も見られますので、そういったものが大きな要因だろうと考えてます。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

じゃあ 2 番目の質問に行きます。

184 ページの、これまた一番上なんですけど、コンベンション等の開催補助金で 5 団体と

いうふうに先ほど御説明いただいたんですけど、具体的な団体名がわかれば教えていただきたいんですけど、内容でもいいです。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

主要施策の 99 ページをごらんいただきたいと思いますんですけど、こちらのほうには補助金交付実績として、名称、イベント名が記載されているかと思います。

クロスロード I N 鳥栖につきましては、高校野球の交流試合が毎年ゴールデンウィークに開催されておりますので、去年は、鳥栖高校の平野前監督、亡くなりました監督の実行委員会のほうに支出させていただいております。

和同会の西日本地区の合宿につきましては、和同会西日本地区合宿実行委員会というのが、鳥栖の方ですけども、そちらのほうに支出をさせていただいております。

全九州市役所対抗親善バドミントン大会につきましては、全九州市役所対抗の実行委員会が組織されておまして、そちらのほうに交付をしております。

それから九州ネットワークフォーラムにつきましては、九州若手福祉従事者ネットワーク協議会というのがありまして、その事務局に対し交付をしております。

それからドリームカップにつきましては、ドリームカップ 2013 大会実行委員会というのがありまして、これ鳥栖のバレーボール協会が実質的には運営されておりますけど、そちらのほうに交付をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

内容は、はい、わかりました。

これ、例えばそういった市内で開催して、宿泊施設等で宿泊した場合ということなんですけど、こういった団体さんは、これ自体をどのように知られてるのかっていうところと、また、こっちのほうから、行政のほうからそういうお知らせとかをしてるのであれば、その方法っていうか、現状のあり方というのをちょっと教えていただけます。

この実績で、基づいてでいいです。この平成 25 年度の。

#### **向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

お答えします。

コンベンションの広報の仕方につきましては、1 つはホームページのほうに上げさせていただいております。

それと、各文化団体というか、文化芸術振興課だったりスポーツ振興課だったりといったところに、うちのほうから説明をして、該当すればということで、そういうアナウンスはしておりますし、例えば、ここの九州ネットワークフォーラムっていうのは、福祉団体の大会

でございました。これにつきましては、うちのコンベンション協会のほうがチラシ等をいろんな場面で配って、そこで御説明したところ、じゃあ開催したいということで来たものでございます。具体的にはですね。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

ってことは、市内及び近隣の市町内で、コンベンション等開催と書いてありまして、主催者に対して補助をしているというふうに書いてあるんですけど、この主催者に対しては、別に鳥栖市内とかそういう制限っていうのはなく、市内でコンベンション等開催する、その内容的なものでされているものというふうに理解してよろしいですか。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

そのとおりでございます。

#### **中川原豊志委員**

すいません、毎回、お尋ねをしてるとこなんですけども、182 ページの観光費の委託料、この分の観光イノベーションの委託料について、説明書にもあるんですけども、実際、イノベーション事業委託料として鳥栖市のほうから、こういうことをやってほしいということで委託をされたと思うんですけども、その内容とそれからその成果について、まず確認をさせてもらえんですか。

#### **向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

イノベーション事業につきましては、言葉が非常にわかりづらいんですけども、地域資源を生かした新たな観光に対するものをつくってくださいということを具体的に観光協会のほうにはお願いをしております。

それに基づいて、平成 25 年度につきましては、ノルディックウォークというスティックを使ったウォーキングなんですけども、そのコースづくりをしていただいております。

これについては、協会の職員が講習を受け、研修会に参加してノルディックコースを現在のところ、3カ所で設定をしております。

成果としましては、それプラスあととりこんどかそういう、新しいといいますか、食の分のPRに努めているところです。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

そのノルディックですか、コースをつくったというふうなことなんですけども、コースをつくって、じゃあそこに実際、それに大会なり何かの催し物をして、開催をして、そこに参加をした方っていうのは、平成 25 年度はいらっしゃるのか、また平成 26 年度も、引き続き

やってらっしゃるのかというのを教えてください。

#### 佐藤道夫商工振興課長

今、ノルディックウォーキングというのが出ております。これは平成 25 年度に初めて取り組みをさせていただいております、まずノルディックウォーキングを今後普及推進していこうという中では、やはりその指導者ということで、指導者の養成が必要だということで、観光協会やボランティア団体の方に、ノルディックについて指導ができるような形を取り込もうと、それをもって適したコースをつくろうということで、平成 25 年度は取り組みをしています。

平成 26 年度はこれからでございますけれども、一応企画しているのが、例えば長崎街道まつりが今度企画されておりますし、そういった中で紹介をするとか、あとスポーツ振興課のほうでもノルディックウォーキングを取り上げていただいて、市内の愛好者をまずふやしていこうと。その愛好者の中から、例えば今後、ノルディックウォーキング大会とかを開催したいという計画を持っておりますので、そういったボランティア、運営をしていただけるような方を、人材を育成しようということを今現在取り組んでおるところでございます。

さらに、間もなく発表する予定にしておりますけれども、新鳥栖駅案内所に、ノルディックウォーキングの、登山用のスティックが必要なわけですが、それをちょっと貸出しをしようではないかと、手始めにですね。例えばコスモスロードが近くにありますから、そういったところを歩いていただこうとか、そういったことを今計画しております。

それから愛好者をふやして、できれば九州で初めて、そのノルディックウォーキング大会を実施するとか、そういったことに広げていきたいという計画を持って今取り組んでるところでございます。

以上です。

#### 中川原豊志委員

ありがとうございます。

ただこの 98 ページの説明資料によると、既存の観光資源を生かしながら、市外の観光地を含めた新たな観光テーマの創出、顧客ニーズに対応した企画、企画はそこなんでしょうけどね。情報の発信等を行い、鳥栖市の魅力をアピールし、観光客の増加につなげたとあるんですが、このイノベーション事業を行って、実際観光客というのがふえたかどうか、再度ちょっと確認をさせてください。

#### 佐藤道夫商工振興課長

イノベーションにつきましては、ノルディックウォーキングも取り組みながら行っておりますけれども、ほかにもいろんな観光イベントに参加しております。

ただ具体的に人数がふえたとかいう手持ちの資料はないんで、あくまで感覚的な話なんですけども、イベントやって、そこそこ継続性してきた中で、来場者が多かったということでございます。

以上でございます。

#### 中川原豊志委員

ぜひね、イノベーション事業って何かわかりづらい、僕もわかりづらいところあるんですけども、せっかくね、やっぱりそういった取り組みをされるのであれば、ぜひね、やっぱり観光客っていうか鳥栖市に来られる方をふやすために取り組みをされてらっしゃると思うんで、ぜひこの事業をやって、やっぱりどういう成果があったというふうなものを持っていたきたいと、確認していただきたいと。

単に補助金だとか委託金をやって、そういう事業ばしたけんが、そいで終わったねえじゃなくて、やっぱり平成 25 年度はね、具体的には来客数にはそんなにわからんやったばってんが、平成 26 年、27 年とつなげていくに当たって、やっぱりこの前やった事業がよかったねという成果をぜひね、求めていただきたいというふうに思っております。

その次のページなんですけども、同じく観光コンベンション事業補助金、ここにつきましても、同じようなことが言えるかと思うんですが、実際、この補助金を観光コンベンションのほうにお渡しされてると思います。そこについてそのね、協会のほうがどのような動きをされて、この 1,080 万円というものが有効に使われたかどうかいうところもやっぱり確認をしなくちゃいけないと思うんですが、その確認等はきちんとされてらっしゃるかどうか、答弁願います。

#### 佐藤道夫商工振興課長

観光コンベンション事業、イノベーションも含めてですけれども、定期的に観光協会のほう、事務局と、定期的に今の進捗状況、それから今御指摘ありました成果については、確認をさせてもらってますし、今後の計画についても市のほうと協議しながら、連携して事業進めているという状況でございます。

以上です。

#### 中川原豊志委員

このコンベンション事業補助金というのは、鳥栖市で学会だとかスポーツ大会とか、ある程度大きいそういうふうなものを呼ぼうというふうに企画をされて、そういうふうなものを目的として、補助されてるというふうにお伺いしたんですが、これもね、やはり、ことし始めたからすぐ成果が出るというものではないと思うんですが、実際じゃあどういふうなところでどういふうな働きかけをされて、今年度は、平成 25 年度は、まだまだ難しかっ

たけども、平成 26 年、27 年にどういうふうな動きが出てきてるとか可能性があるとか、そういったところまで把握をされているのかどうか、再度ちょっとお答え願います。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

平成 25 年度につきましては、特にコンベンションに関しましては、旅行会社、広告代理店、もしくは大学等へ P R を、営業活動をさせていただいております。また、大きなイベントにも参加いたしまして、そういった市でやっているコンベンション事業についても P R をさせていただいております。

営業活動につきましては、昨年は関東、関西、中国地方まで大きく手を広げて営業活動がされておりますけども、あまり脈がないといいましょうか、非常にちょっと厳しい状況がわかりましたので、平成 26 年度からは、九州を中心として、再度、営業活動を重点的にやっていこうということでやっております。

あと、また県も、東京、関西で、そういった P R やっておりますので、そういったところはもう県のほうにお任せしてやっていただくと。市としては、九州を中心に、重点的に営業活動を進めていくという形で今やっているところでございます。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

営業活動をね、積極的にということですが、結構大きい金額を、観光コンベンション協会のほうに補助されておりますんで、やっぱり何度も言いますが、その事業の成果につなげてもらわんと、こがんとしたばってんできんやった、こがんとしたばってんできんやったというふうな補助金では困るのかなというふうに思いますんで、その辺は、協会と一緒に本当に真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

#### **西依義規委員**

じゃあ今のちょっと関連で、結局、この観光イノベーション事業委託料と鳥栖観光コンベンション協会補助金と観光コンベンション事業補助金、名前は 3 つありますが、これは、要はその観光協会に委託っていうか補助をしてる、これ全部総額、観光協会にはこれ、3 つ足した分だけをですかね。ほかにも何かありますか。委託とか補助金。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

今おっしゃられたイノベーション、コンベンション、それから観光協会、新鳥栖駅案内所も含んだところ 4 つ、4 本が観光協会のほうに補助もしくは委託という形で支出をさせていただいております。

以上です。



## 西依義規委員

いや、はい、観光を、このイノベーション事業っていうのはもう本当、先行投資みたいなもので、とてもいいことだと思うんですけど、これの、前回のとりこどもそうですけど、結局、市民から湧き上がったものでなくて、何かこうブツっと思いつきがブツっとのぼり旗になって、それが……、では、市民全体の観光おもてなしみたいな——にはつながらないような気がするんですが、その辺については、鳥栖市としてどうお考えなのか、そういうことは観光協会に言えないのかどうか、その辺は。

この例えば、ノルディックウォークのやつについて、どういう順序でそれが出てきて、どう広めていこうと思う……、観光協会のやり方っていうのが正しいかどうかっていうのも、僕はちょっと疑問なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

## 佐藤道夫商工振興課長

確かにそのノルディックウォーキングというのは新たな取り組みでございまして、これに至るまでにはいろんなものを検討されております。

例えば、武雄のほうでオルレという、韓国ではやってますけども、そういったものを取り入れようとかいう検討もなされておりますけれども、オルレについては鳥栖市ではちょっと困難であるという判断を受けましたので、それにかわるものとして、鳥栖市は、まれに見る自然に恵まれているという状況でございますので、そういった中で、オルレに似たようなものということで、ノルディックウォーキングを取り上げてみようという発想でございます。

これが正しいかどうかは、やってみないとわかんないということで、いろんな切り口があるかと思いますが、今回はノルディックウォーキングをテーマに、スポーツ関係を切り口とした、観光誘客を目指そうということで、今進めているという状況でございます。

## 西依義規委員

わかりま……、じゃあその観光イノベーション事業委託料の 469 万 2,000 円の内訳というか、大体どういうのに幾らぐらいっていうのはわかりますかね。

## 佐藤道夫商工振興課長

イノベーション事業につきましては、こちらは国の緊急雇用事業を活用しております。この事業は基本的には 2 分の 1 が人件費がみられますということでございまして、このうち約 230 万円が人件費、約パート 1 人分ということでございます。

あと、そのほかに事業実施経費といたしまして、200 万円でございますが、200 万円の内訳としましては、研修費とか広告宣伝費、そういったものに使わせていただいております。

そのほか事務経費として約 40 万円、これは役務費、需用費、消耗品関係ですけども、そういったものに使わせていただいております。

あと、当然、消費税というのが含まれますけども、そういったものが主な事業費でございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

ということは、同じように例えば、鳥栖観光コンベンション協会補助金や観光コンベンション事業補助金にも、そこでも人件費が何%で、広告費、宣伝費で、全部3つとも、これ結局、仕事を、じゃあイノベーションの方はイノベーションだけをするってということなんですか。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

予算上はそういうイノベーション事業は1人、コンベンション事業は3人とか、そういう割り振りをしておりますけども、基本的には観光推進して、市内の誘客、地域経済の活性化に向けておりますので、やることは垣根はなくやっていただいております。

あくまで、事業の中で人件費をこの分、1人分、2人分とか、そういう分け方はさせていただいております。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

#### **西依義規委員**

ということは、国とかの補助金の関係で、これ3つに分けざるを得なくて、実質は例えばまとめて2,000万円でもおかしくないっちゃうことなんですか。

#### **向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

おっしゃられてる、まず一つは、イノベーション事業、これ委託料ですね。これは先ほど申したとおり国の緊急雇用の分でございます。

2つ目の観光コンベンション協会補助金の540万円、これは山笠とかまつり鳥栖とか、弥生まつりというそれぞれ祭りがございます。そのまつりの実行委員会のほうに流していくという、1回協会が受けるんですけども、協会の仕事としてではなくて、各実行委員会に流れていくものでございます。当然、山笠も含まれますけど。

観光コンベンション事業というのが、いわゆるその観光協会の中で、職員を割り振って、コンベンションの誘致等を行っているものがございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

わかりました。

**藤田昌隆委員長**

そしたら……。

**江副康成委員**

すいません、成果の説明書の 99 ページの 3 の観光地の開設及び 4 の観光地の維持管理、その部分について、ちょっと合わせて質問したいと思ってるんですけども。

四阿屋遊泳場、御手洗の滝キャンプ場及び沼川河川プール、これ来場者 4 万 4,000 人ということで、内訳半々として、かなりの数の来場者がみえるんですけども、そういった中において、観光者からして、トイレのよしあしっていうやつは、非常に評判に影響するんですけども、その部分のトイレの状況を教えていただけないでしょうか。

**向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

四阿屋遊泳場につきましては既設のトイレがございまして、夏場につきましては、臨時のトイレを配置しております。御手洗の滝のキャンプ場については、キャンプ場周辺に 1 カ所と下の駐車場に 1 カ所あります。

と、沼川河川プールにつきましては、沼川河川プールの駐車場に 1 カ所配置しております。おっしゃられるように、夏場のお客さんの多い時期につきましては、今のところ臨時のトイレで対応、四阿屋とかは対応させていただいている状況です。

**江副康成委員**

そのトイレの配置はまさしくそうなんですけども、その容量といいますか、男子トイレ、女子トイレの数とか、あるいは築何年というか、新しいのか古いのか、水洗とか、そういったところを簡単でいいから、ちょっと概略教えてもらえないでしょうか。

**向井道宜商工振興課商工観光労政係長**

建築年数についてはちょっと今のところわかりませんが……。

四阿屋遊泳場については、循環型の浄化槽で対応しておりまして、男子が 2、大が 1 です。

御手洗の滝のキャンプ場につきましては、小が 3 で大が 2。循環型でございます。

で、御手洗の滝のキャンプ場の駐車場につきましては、大が 2 で、ここも循環型の浄化槽です。

沼川の河川プールにつきましては、大が 1、小が 2 の汲み取りでございます。

以上でございます。

**江副康成委員**

ありがとうございました。

先ほど、農林課のときにも、実は沼川ですね。

**藤田昌隆委員長**

市民の森。

#### 江副康成委員

そうそう、市民の森と、河内のほうのトイレの状況をちょっとお聞きしたんですけども、それと比べて、余りにも劣っているのかなというふうな感じが受けます。

実際、そこでの利用者の数からすると、例えば、四阿屋のほうでは、女性の方が着替えるのも女子トイレのほうですけども、1つしかなくて、トイレの中でゆったりとか、そういった非常に、観光地と言いながら、特に市外、県外の方が来られて、鳥栖のイメージを、せっかく無料で提供されて、自然を見てもらって、いいイメージで帰ってもらわんといけないんですけども、いかんせんトイレとか、そういうところの設備が非常に劣悪だという評判を、私のほうもいろんなところから受けております。

そういったところの改善を、是非していただきたいなという意見、要望と、あと一つ、改めてっていうか、次の話なんですけども、今、河内、御手洗の滝、沼川、3つの、大きな自然を使った観光地がありますけども、今後、広域林道という形で、車で横も移動ができて、非常に、一つの鳥栖の自然を楽しめる、水場のある避暑地っていうか、涼を求められる、そういうところあるもんで、そういったところの何かトータル的な、何か観光を意識したところの整備計画みたいなやつを今後立てられるような予定はないのかどうか、ちょっとお聞きしたかったんですけど。

#### 佐藤道夫商工振興課長

御提案ありがとうございます。

基本的には四阿屋については国史跡の範疇でございますので、そこは勝尾城の筑紫氏遺跡の周辺環境整備になりますので、そこと一体的に何かうまくできればなあと思っております。

今言われたその点と点と点を結ぶようなネットワークについては、我々のほうでソフト面から整備を図っていければなあと思いますし、ハードについて、また今後の課題として、重く受けとめて、今後の課題とさせていただければなあと思っております。

以上でございます。

#### 江副康成委員

ありがとうございました。

#### 中川原豊志委員

すいません。184 ページの一番下のところに、筑後川花火大会補助金、あるんですけども、この説明資料の 99 ページにも書かれております。筑後花火大会に 70 万円の助成を行ったということで、久留米市との共同開催、観覧会場下野運動広場に約 8,000 人が来場したという

鳥栖会場という形で、今年度も下野の運動広場のところに設置をされておりました。

検討できるかどうかわかりませんが、お答えできるならお願いしたいと思います。

確かにおっしゃられるとおりでございまして、駅からとかバスとかで、来るアクセスがないというのは私も感じております。

そのほかには、久留米駅か旭駅からの徒歩というのがちょっと今手段がないということで、私もちょっとバスの、シャトルバスとか、そういったものもちょっと考えたらどうかなどは思っているんですけども、ただし下野の道がちょっと狭いというところと、Uターンができる場所がないとかいった課題もあるものですから、そこがどうなのかなというのはいちよっと思っております。

課題として、多くの方に、できれば見ていただきたいなという思いありますので、そこはちょっと来年度に向けて検討していきたいなと思います。

以上でございます。

はい。ちょっとないですね。休憩しましょうかね。議案乙第 30 号はありますが、ちょっと  
暫時休憩をいたします。



– 219 –

再開します。



藤田昌隆委員長

議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題としま  
す。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

それでは、平成 25 年度産業団地造成特別会計の決算、歳入歳出決算書について御説明いたします。

資料は 319 ページ、320 ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金 3,655 万 3,719 円は一般会計からの繰入金でございます。

次に款 6. 市債、項 1. 市債、目 1. 工業用地等造成事業債、節 1. 工業用地等造成事業債 4,300 万円は、事業に要する経費について記載したものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 事業費、項 1. 事業費、目 1. 新産業集積エリア整備事業費、節 13. 委託料 4,273 万 7,100 円は、新産業集積エリア整備事業の工事实施に向けた、測量調査、地質調査業務、実施設計業務に要した経費でございます。

次に款 2. 公債費、項 1. 公債費、目 1. 元金、節 23. 償還金利子及び割引料、地方債元金の 3,071 万 4,284 円は、西部第 2 工業用地造成事業に伴う地方債の元金でございます。

次に目 2. 利子、節 23. 償還金利子及び割引料、地方債利子 593 万 9,920 円は西部第 2 工業用地造成事業及び新産業集積エリア整備事業費に伴う地方債の利子でございます。

以上、御説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

今説明あったんですけども、これ、新産業エリア並びに西部工業団地の現在の進捗状況をちょっと確認をさせてください。

## 佐藤道夫商工振興課長

まず、西部第2工業用地につきましては、約3,000坪の2宅盤を分譲中でございます。

引き合い等についてはございますけれども、その引き合い企業と我々が提供する団地の広さがうまくマッチしないということから成約に至ってないという状況でございます。

これまで、ことしに入りまして約 20 件程度の引き合いがあります。その中でも今申し上げましたように、やはり面積が合わないとか、高速からちょっと時間がかかるとかといったことで、成約に至ってないという状況にあります。

それから新産業集積エリアにつきましては、今委員会の中でも御説明をいたしましたけども、現在、用地買収単価を地権者の方に提示をいたしまして、その単価に対する同意の取得中というところで、約9割程度の賛成ということでございます。

あと残りが、態度保留といいいましょウか、反対の方もいらっしやいますけども、そういった状況でございますので、その残りの方の、今、調整中という状況でございます。

早ければ、前回も御説明させていただきましたけども、用地費を 12 月、工事費も 12 月に補正予算を計上させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ないようでしたら、それでは商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩をします。

午後 2 時 20 分休憩



午後 2 時 22 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開をいたします。



## 上下水道局

議案乙第 22 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第 23 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

### 藤田昌隆委員長

これより上水道局関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 22 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第 23 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

### 立石利治環境経済部長兼上下水道局長

それでは、水道事業の概要について私のほうから御説明をいたします。

平成 25 年度の事務の執行に際しましての職員数は管理課 16 名、事業課 20 名の 36 名体制で事務の執行に当たっております。

水道事業は公営企業として経済性を重視するとともに、市民生活に欠かすことのできない水道水の確保と良質で安定した水道供給に努めているところでございます。

平成 25 年度の給水状況といたしましては、給水戸数 2 万 8,099 戸、昨年度より 527 戸増加をしております。普及率は 97.6%。給水量は約 728 万立方メートルとなっているところでございます。

次に財政面でございますが、収益的収支において約 2 億 8,500 万円の純利益を計上することができております。

この利益処分につきましては、1 億 8,500 万円を減債積立金に積み立て、1 億円を建設改良積立金に積み立てることといたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

この後、担当の課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私の概要説明とさせていただきます。

### 岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは水道事業の概要について、決算の概要について御説明させていただきます。

お手元の鳥栖市公営企業会計決算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず開きまして、議案乙第 22 号及び議案乙第 23 号ですけれども、それぞれ関連しておりますので、一括して御説明をさせていただきます。



初めに、平成 25 年度の水道事業の概要ですが、先ほど局長のほうから申し上げましたように、給水戸数、給水量及び給水収益、いずれも対前年度比で増加をいたしております。

建設改良事業につきましては、主に下水道工事関連並びに老朽管の更新といった配水管布設工事のほか、浄水処理の安全性の向上のため、浄水場の返送流量計の取りかえ工事を行っております。また耐用年数を迎えつつあります浄水場の各施設の更新を見越しまして、浄水場の拡張用地といたしまして、隣接する農地のほうを取得をいたしております。

それでは決算書 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

平成 25 年度の決算報告書となっております。

この報告書は予算の執行状況を示しておりまして、消費税込みでの記載となっております。

まず(1)収益的収入及び支出について申し上げます。第 1 款、水道事業収益につきましては、第 1 項、営業収益から第 3 項、特別利益までの合計予算額が 13 億 9,529 万 7,000 円に対し決算額は、第 1 項から第 2 項の営業収益合わせまして 13 億 9,831 万 244 円となっております。

次に、支出について御説明いたします。

第 1 款、水道事業費用につきましては、第 1 項、営業費用から第 4 項、予備費までの予算額の合計が 11 億 429 万 1,000 円に対しまして、決算額は、第 1 項、営業費用、第 2 項、営業外費用及び第 3 項、特別損失を合わせまして 10 億 9,515 万 8,251 円となっております。

続きまして 3 ページ 4 ページ目をお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について申し上げます。第 1 款、資本的収入につきましては、第 1 項、企業債から第 5 項、その他資本的収入までの予算額の合計が 1 億 964 万 4,000 円に対しまして決算額は、第 2 項、工事負担金、第 3 項、他会計負担金及び第 5 項、その他資本的収入を合わせまして 8,042 万 8,993 円となっております。

次に支出についてでございます。

第 1 款、資本的支出につきましては、第 1 項、建設改良費から第 5 項、予備費まで、予算額の合計額が 7 億 8,695 万 4,000 円に対しまして、決算額は、第 1 項、建設改良費から第 4 項、ダム使用权取得費まで合わせまして 7 億 3,360 万 2,454 円となっております。

なお、建設改良費のうち、水道施設整備事業におきまして、2,511 万円の翌年度繰越額が生じておりましたので、さきの 6 月議会で御報告させていただいております。

次に、下の欄外でございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する 7 億 438 万 7,447 円について、損益勘定留保資金等の補填の内訳を示したものでございます。

5 ページ目をお願いいたします。

平成 25 年度中における経営成績を示しております損益計算書となっております。消費税抜きの数字となっております。

収益である 1. 営業収益、3. 営業外収益、5. 特別利益から費用の 2. 営業費用、4. 営業外費用、6. 特別損失を差し引いた当年度純利益につきましては、先ほど局長のほうで申し上げましたように、2 億 8,691 万 934 円となっております。

続きまして右のページでございます。

平成 25 年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず資本金につきましては、前年度処分後の残高から企業債の償還など、当年度の変動額を減じた当年度末の残高は、ここに書いておりますように、68 億 6,226 万 2,089 円となっております。

次に資本剰余金につきましては、これも前年度の処分後の残高から、工事負担金などの当年度の変動額を加えました当年度末残高は 36 億 8,100 万 4,254 円となっております。

次に下の段、利益剰余金でございますけれども、前年度処分後の残高から当年度純利益などの当年度変動額を加えました当年度末残高は 9 億 3,528 万 6,359 円となっております。

一番下の段でございます。平成 25 年度剰余金処分計算書案でございますが、議案乙第 22 号の分になっております。

表の右の欄、当年度の未処分利益剰余金、先ほど申し上げました 2 億 8,528 万 6,359 円につきましては、減債積立金に 1 億 8,528 万 6,359 円、残りの 1 億円を建設改良積立金に積み立てることといたしております。

続きまして 7 ページ、8 ページをお願いします。

平成 25 年度末現在における水道事業の財政状態を明らかにするための貸借対照表となっております。

資産の部、1. 固定資産 97 億 9,184 万 9,555 円と 2. 流動資産 20 億 7,688 万 7,328 円と合わせました資産の合計は、一番下でございますけれども、118 億 6,874 万 6,883 円となっております。

なお固定資産の内訳につきましては、後ほど 57 ページに固定資産の明細として出てまいりますので、そのときにまた御説明をいたします。

右のページに移りまして、負債の部、3. 固定負債は 3 億 3,941 万 8,155 円の引当金と、4. 流動負債 5,077 万 6,026 円と合わせました負債の合計は 3 億 9,019 万 4,181 円となっております。

次に資本の部についてでございますが、自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計は 68 億 6,226 万 2,089 円となっておりまして、利益剰余金と資本剰余金を合わせた剰余金合計は 46 億 1,629 万 613 円となっております。

以上、負債資本の合計額は 46 億 1,629 万 6,613 円となっております。

以上、合計額につきましては、一番下の段、118 億 6,874 万 6,883 円で、前のページの資産の合計と一致しているところでございます。

続きまして 10 ページをお願いいたします。

平成 25 年度における水道事業の概況について、詳しく記載をいたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして 11 ページをお願いいたします。

(2) 議会議決事項でございます。条例改正に関する甲議案 1 件と予算決算関係の乙議案 5 件、報告事項が 1 件となっております。

右のページは職員に関する事項でございます。水道事業の職員配置につきましては、前年度から 1 名増加し 21 名となっております。

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項でございますが、消費税法の改正に伴い、水道料金、加入金について改定をいたしております。

次に、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

2. 工事、(1) 建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。

まず、イでございますけれども、下水道工事関連につきましては、下水道管の布設に伴いまして支障となる上水道管の移設が生じた場合の布設替えでございます。工事件数は 2 件となっております。

続きまして開発行為関連につきまして宅地造成等の配水管布設工事でございます。工事数は 3 件でございます。

ハ、その他配水管布設工事でございます。これ、耐震化などの配水管の更新工事、その他未給水地区などへの配水管の布設工事等でございます。13 ページから 22 ページにかけて記載をいたしております。合計の工事の件数につきましては 37 件となっております。

続きまして次のページ、23 ページでございますけれども、その他工事につきましては、浄水場の返送流量計の取りかえ工事となっております。

25 ページ、26 ページをお願いいたします。

保存工事について御説明いたします。

水道水の安定供給のため、浄水場関連の機械設備等の維持管理のために定期的に行っているものでございます。ここでは 100 万円以上の修繕工事 5 件を記載させていただいております。

続きまして 27 ページ、28 ページをお願いいたします。

業務関係分について主なものを御説明いたします。配水状況でございますけれども、年度末の給水人口 6 万 9,914 人、年度末の給水戸数は 2 万 8,099 戸、年間給水量につきましては

728 万 180 立方メートルとなっております。

このほか各項目、前年度との数値を比較して記載させていただいております。

下の表、ロ．口径別給水戸数について記載をさせていただいております。ハ．月別の給水状況、ニ．業務委託の状況というふうになっております。それぞれお目通しをお願いいたします。

次のページも口径別の給水量などを記載させていただいております。水道料金、下のへは、水道料金は口径別の水道料金となっております。

続きまして 31 ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項について御説明をいたします。

まず事業収益でございますけれども、消費税抜きで記載をさせていただいております。給水収益から、加入金、受託工事収益、受取利息、その他、合計の収益、合計といたしましては、13 億 3,229 万 9,462 円となっております。

次に水道料金収納状況でございます。これは税込みになっております。

合計収納率、過年度分、現年度分合わせまして 96.4%となっております。昨年度と比較いたしまして、0.3 ポイント上昇をしております。また不納欠損額等 384 万 2,523 円につきましては、平成 20 年度分の転居先不明等の分でございます。そのうちの 346 万 5,936 円が不納欠損等、残りの分につきましては、過年度分の調定更正に伴うものでございます。

32 ページをお願いいたします。

まず、事業費に関する事項でございます。水道事業費用について消費税抜きで記載をしております。

平成 25 年度の事業費用合計額は、人件費、委託料等諸々合わせまして、10 億 4,701 万 3,103 円となっております。人件費、支払利息等の減少はあるものの、動力費、薬品費、減価償却費等の増加に伴いまして、前年度と比較いたしますと、1,350 万円ほど増額となっております。

続きまして、次のページ、33 ページでございます。

経営分析について、前年度と比較する形で記載をいたしております。それぞれ数字については重複してまいりますので、かいつまんだところでお示しをいたします。

まず負荷率、中段の負荷率についてでございますけれども、水道事業の施設の効率性を判断する指標となっております。

次に施設利用率につきましては、配水能力に対する配水量の割合を示しております。

経営の効率性を見るため、職員 1 人当たりの給水人口などについて、前年度と比較する形で記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、右のページ、会計ですけれども、重要契約の要旨ということで、工事金額が1,000万円以上のものについて記載をさせていただいております。建設改良工事と重複いたしますので、説明は省かせていただきます。

次のページ、ロでございますけれども、これも1,000万円以上の業務委託契約について、2件、記載をさせていただいております。

続きまして36ページでございます。

企業債及び一時借入金の概況でございます。企業債につきましては、借り入れはございません。一時借入金についても借り入れの実績はございません。

次の(3)は工事負担金等の使途の特定でございますけれども、不課税収入に伴う消費税経理についてのそれぞれ使途の特定について記載をさせていただいております。

続きまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

収益費用の明細書、損益計算書の内訳の明細書となります。営業収益につきましては、収入の根幹でございます給水収益、それぞれ加入金、受託工事収益、それぞれ項目を挙げて収入を示させていただいております。

次に39ページ、40ページのほうをお願いいたします。

水道事業費用、営業費用のうち、原水及び浄水費でございます。節、給料、手当等、法定福利費につきましては、浄水場に勤務する職員4名分の人件費となっております。主なものといたしましては、浄水場の運転管理等の委託料6,963万円などが主なものとなっております。

次のページでございますけれども、これも浄水場の費用として、中段ほどに動力費、薬品費とかが主な支出となっております。

続きまして、下の配水及び給水費でございます。

節、給料、手当等、次のページに移りまして、法定福利費でございますけれども、これは、水道の事業係4名の人件費となっております。

それと主な支出といたしまして、配水管の修繕等の修繕費が主な支出、それと配水管布設後の道路舗装路面復旧費などが主な支出となっております。

一番下の段、受託工事費につきましては下水道工事関連2件、開発行為関連の2件の受託工事を挙げております。

次のページでございます。

業務費につきましては、水道料金等の徴収等にかかる費用となっております。節、給料から法定福利費まで業務係職員のうち5名分の人件費となっております。主な支出といたしましては、検針委託料、委託料の中の検針委託料と、あと金融機関等の手数料、口座振替の手

数料などが主なものになっております。

続きまして 47 ページ、48 ページをお願いいたします。

総係費、節・給料、手当、法定福利費につきましては、水道事業の事務全般に係る 5 名分の職員の人件費になっております。

続きまして 49 ページ、50 ページをお願いいたします。

減価償却費につきましては、機械設備配水管等の構築物の有形固定資産並びに無形固定資産、ダム使用権等の減価償却費となっております。

資産減耗費につきましては、配水管布設替などに伴う、除却いたしました配水管並びに機械設備等を除却した分になっております。

営業外費用につきましては、企業債に係る利息が主なものになっております。特別損失につきましては、先ほど御説明いたしました不納欠損処分等の額を計上させていただいております。

続きまして 51 ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。これも消費税抜きで記載をいたしております。

収入につきましては、下水道工事関連の工事負担金、それと消火栓設置にかかる一般会計の負担金に加えまして、その他資本的収入といたしまして、筑後大堰に係る建設費の負担調整に関する還付金となっております。この内容につきましては、3 月の決算見込みの折に御説明をさせているとおりでございます。

続きまして 53 ページ、54 ページをお願いいたします。

建設改良費のうち浄水設備費でございます。給料から法定福利費につきましては、浄水場職員 1 名分の人件費となっております。主な支出といたしましては、浄水池及び配水池築造工事の実施設計委託料 3,350 万円、それと用地購入費でございます。6,688 平方メートルの土地を購入いたしております。1 億 968 万 3,200 円となっております。

続きまして送配水設備費でございますが、これも給料から、次のページの法定福利費まで、水道事業係、職員の 2 名の人件費になっております。主な支出といたしましては、配水管の布設工事の設計委託料並びに配水管布設工事等の工事請負費になっております。

営業設備費の機器購入費につきましては、新設の水道メーターの購入費になっております。

以下、企業債償還金、機構立替金償還金、ダム使用権取得費となっております。

57 ページ、58 ページをお願いいたします。

貸借対照表のところで御説明いたしました固定資産の明細書になっております。

まず年度当初現在高でございますけれども、その下のところでございますけれども、169 億 9,854 万 4,612 円に対しまして、平成 25 年度の建設改良等に伴う増加、布設替等に伴う除却等により

加減いたしまして、平成 25 年度末におきましては、174 億 352 万 339 円となっております。

これに平成 25 年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高につきましては、一番右の下ですけれども、95 億 8,210 万 2,519 円となっております。

続きまして次のページでございますが、59 ページから 66 ページになっておりますけれども、企業債の発行年月日、発行総額、償還高等について明細を記載をいたしております。企業債発行件数 44 件、発行総額 47 億 620 万円となっております。未償還残高につきましては、27 億 304 万 7,884 円となっております。

以上で決算書の概要について御説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、質疑を始めます。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、10 ページでお尋ねです。

普及率とかも見ましても前年度より 0.1%増で、年間の総給水量、諸々全て増の値となっておりますが、中段より若干下に、差引きの当年度純利、2 億 8,528 万 6,359 円となって、利益処分について、2 つの積み立てに振り分けておられますけど、この建設改良積立金の 1 億円、これは根拠等があつてこういった振り分けにしているのか、それともこの伸び率とか減率に関してここを変えていっているのかっていうところを教えてくださいませんか。この振り分けについて。

#### **岩橋浩一上下水道局管理課長**

建設改良積立と減債積立金への振り分けのやり方ということですが、基本的に利益の具合を見まして、1 億円以上、2 億円に近い形で利益が上がる場合につきましては、1 億円をめどとして建設改良費として処分を考えております。

今回も前例にならしまして、そのような形で 2 億 8,000 万円ほどの利益になっておりますので、そういう形をとらせていただいております。

#### **樋口伸一郎委員**

ここ数年度の、この振り分けっていうか、建設改良積立金っていうのは変わっていないという認識でもいいですか。

#### **岩橋浩一上下水道局管理課長**

ここ数年、はい 2 億円以上の利益も出てる場合については、1 億円の積立をいたしております。

#### **樋口伸一郎委員**

じゃあこれ、今、詳細分の説明がずっとありましたけど、人口とか戸数がやっぱ前年度に比べて、若干ずつふえていってるという傾向の中、こういう増の値につながってるのかなというふうに理解したんですけど、これがのちのち、現状維持からまた下がっていくっていうときには、またこの1億円を検討していくっていうことで理解してよろしいですか。

**岩橋浩一上下水道局管理課長**

もちろん利益につきましては、どの程度の利益かということで、積立額についてもその都度検討する予定になっております。

**樋口伸一郎委員**

当面の基準としては、差し引きの純利額が2億円以上というところを基準に、1億円という振り分けをされているということでよろしいということですね。

**岩橋浩一上下水道局管理課長**

そのとおりでございます。

**江副康成委員**

27 ページの配水状況の中の、年間の有収率、平成25年度は90.7%なんですけど、これ他の企業体、団っていいですか、これは大体どのぐらいの評価なんでしょうか。

**岩橋浩一上下水道局管理課長**

県内の他市の、旧7市の状況でございますけれども、大体有収率でございますが、佐賀市が91.6%で、平成25年度決算としては、この数値が一番多くなっております。

ほかの事業体ですけれども、ほかは唐津市が87.6%、伊万里市が86%、続きまして多久市が81%、次に鹿島市が79.9%、武雄市が75.5%というふうな状況になっております。

**江副康成委員**

かなり優秀だということなんだと思いますけども、57 ページの、その固定資産の明細表で、上から3段目の構築物、総配水及び給水設備っていう形で、本年の増加額が3億3,000万円ですかね。そういう形で、もう何かね、計画的にずっと入れかえとかされてるのかなと思うんですけども。

当然、先ほどちょっと別のことで話しよったら、エタパイですか、それがあるところからずっと入れられて、古いやつからずうっと、いろいろあると思うんですけども、どの地区はどういったパイプっていうか、どういった状況で、いつ工事してどうなったっていうような、そういう管理みたいなのはされてるんですか。

**岩橋浩一上下水道局管理課長**

管網についてはGIS、データで処理をしておりますので、それを見れば管種関係なり、地区なりについては、もう一目瞭然わかるような状況になっております。



## 江副康成委員

いいとは言いながらも、時々、何か道に水があふれて漏水といいますか、いつかその、昔の蔵出しめんたいこの前のところに、水があふれてるところ見たことあるんですけども。

当然漏水すると周りの土を削ったりして、何か穴が開いたりとか、当然、上は道ですから、急な陥没とか、あるいは地震とか、ゆすられると非常に弱いとかあると思うもので、何か、あんまり少ない、ほかから比べても優秀だと思いますけども、道路の陥没と同じように、その中の、これは悪そうだというところは、何か計画的に、計画的っていうか、先取りっていうか、しながらやっていただきたいなというところ、意見要望ですけども、何か御答弁があれば。

## 辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

配水管に限りましては、今、うちに台帳がございますので、その年代の古い分から、今、耐震型に布設替えを行っている現状です。

よって、どこが、どの地区がどれだけあるというところの詳しいところまではわかりませんが、一応台帳の上で、古い順からずっとかえていってるという状況でございます。

以上です。

## 江副康成委員

ちょっと追加的に、当然、配管の状況もなんでしょうけども、どういうところに埋めたか、埋めたところのほうの状況もあると思うんですよ。

例えば、こないだ洞庵荘のところに、これは水道じゃないですけども、もともと水の道があって、それがえぐられて道路陥没したとか、いろんな状況の、下の部分あると思うんですけど、そういったところの何か付加情報みたいなやつは特にあるんですか。

## 辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

もちろん江副議員がおっしゃるように、地盤が悪い箇所もかなりございます。しかし、実際にそこを試掘して何か手当をするかとなりますと、かなりの費用がかさみますので、現状は、今はどこの布設替えと、古い順に布設替えという手順でやっております。

もちろん、以前からビニール管ですか、そういうところの使用をしてましたけども、今、耐震管を主にやってますんで、かなりそういう湧水地区においての割れというのは減ってくるんじゃないかと思っております。

以上です。

## 西依義規委員

12 ページ、浄水水質係の方が1名減られてるんですが、これ何か理由があるのか、この人数でもともと仕事量はこれぐらいだったのか、それとも何か理由はあるんですかね。

#### 岩橋浩一上下水道局管理課長

いわゆるこれは区分が変わっただけという形になっております。事業課のところ、参事のほうで2名になっておりますけれども、この下のところに、浄水係と水質係というのが、以前ございましたんで、そのあたりで、浄水場の職員自体は変動はございません。

#### 西依義規委員

はい、わかりました。

じゃあ16ページの他会計負担金ってあるんです、ずっと平成17年、18年あるんですけど、と前のページの14ページには工事負担金って備考のどこにあるんですけど、これどういう、説明をお願いします。

#### 岩橋浩一上下水道局管理課長

まず、工事負担金でございますけれども、これ、まず下水関連工事につきましては、下水道管を布設する場合に、水道管が支障となるということですね、原因者負担ということで、下水道事業のほうから工事負担金として、お金をいただいております。

と、開発行為関連につきましては、住宅造成、アパート建設とか宅地造成に伴いまして、水道管、配水管が布設されてないところに新たに宅地造成をする場合につきましては、原因者負担ということで、工事負担金を徴収して工事を施工いたしております。

それと、次の他会計負担金でございますけれども、これは他会計負担金につきましては、消火栓設置費用でございます。これは一般会計から、消火栓設置については、繰り出しをいただくことになっておりますので、その基準に基づきまして、消火栓の設置につきましては繰り出しをいただいております。

以上でございます。

#### 西依義規委員

もう一つ、こういった工事、44ページですかね、修繕とか路面復旧費なんですけど、ちょっと先ほどの江副議員とかのも関連すると思うんですけども、これの今後っていうか、これまでと今後、この修繕費が2,500万円、路面復旧も2,500万円っていうぐらいの額でずっと推移していくのか、どっかでどばっとう、多くなるのかとか、そういった見通しっていうのはされてますか。

#### 岩橋浩一上下水道局管理課長

平成25年度がここに書いておりますように2,500万円程度ですけれども、本年度、平成26年度は、9,000万円程度の予算で路面復旧に取り組んでおります。

いずれにしても、老朽管の更新、耐震化の工事に伴いまして、管を布設したところについては、仮復旧という形で舗装はしますけれども、本復旧のために、この路面復旧費の大幅な増

額が今後出てきてまいると考えております。

#### **辻 易孝上下水道局次長兼事業課長**

もう1点、給配水管等の修繕費ですね。これにつきましては、毎年3,000万円の予算要求をお願いしております。それで、大体その中で一応手当てはできておる状態でございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

その3,000万円と、先ほど9,000万円っておっしゃったですね。その、平成26年度は大幅に上がるっていう考えでいいんですかね。その平成27年度、平成28年度はそれぐらいを推移していくのか、平成26年度はそういう時期なんで9,000万円ぐらいなのかっていう、その辺の予測っていうか、そういうのはありますか。

#### **今村利昭上下水道局事業課参事兼課長補佐**

この路面復旧につきましては、配水管を布設工事した後は、通常、仮復旧の状態で開放しておりますけども、それでまた沈下のおそれがあるために、1年以上おいて本復旧を行っております。

それで、平成26年度については、以前に工事したところで、まだ舗装の劣化とか、仮復旧の状態が残っているようなところを調査したら、かなり残っておりましたので、補正も含めて9,000万円ほどの予算をつけております。

それからまた今後も、平成27年度、28年度については、そこら辺をまた調査を含めて検討したいと思っております。

以上です。

#### **西依義規委員**

いや、僕が思うのは、例えば、あした建設経済委員会のほうを多分すると思うんですよね、この委員会。こちらの路面復旧のほうが、何かスムーズにいったるなと思ってですよ。

予算が潤沢にあるからこちらのほうがスムーズにいくのか。それはここで言う話ではないと思うんですけど、そういうことで、別会計……。

すいません、いいです。

#### **藤田昌隆委員長**

はい、了解しました。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、49ページと50ページでお尋ねです。途中、関連で31ページ使います。

49ページの一番下の特別損失のこの、目の過年度損益修正損で、節も同じですね。

で、先ほど御説明いただいた水道料金の不納欠損分の処分額の384万2,523円ってござい



藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 24 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを議題とします。（発言する者あり）

休憩がよろしいですか。（発言する者あり）

ほいじゃ、暫時休憩をします。

午後 3 時 6 分休憩

~~~~~

午後 3 時 17 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

議案乙第 24 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

下水道事業の概要について御説明を申し上げます。

市街地の整備を全て終えておりまして、現在は周辺地域の整備を推進しております。

当初は平成 26 年度で整備を完了する予定でしたが、一部事業が残っておりますので、平成 27 年度中には、整備を完了する予定で事業を進めております。

平成 25 年度末における整備区域は 2,150 ヘクタールを整備し、人口普及率は 95.6%とな
っております。

財政面におきましては、収益的収支において約 1 億 3,400 万円の純損失となっているところでございます。よろしくお願いいたします。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

それでは、続きまして、平成 25 年度下水道事業決算について御説明させていただきます。

下水道事業につきましては、決算書の中ほど、青い表紙になりますけれども、そこからでございます。

初めに、平成 25 年度の主な取り組みでございますが、建設改良事業といたしまして、山浦町、牛原町、立石町、幸津町などの管渠築造工事を進めたほか、下水道の効率性を向上させ

るため、農業集落排水施設で整備を行った区域、飯田、永吉地区でございますが、これを公共下水道区域へ統合することにより、事業計画区域を 32 ヘクタール拡大し、約 2,242 ヘクタールいたしました。

また、管渠整備につきましては、48.6 ヘクタールの地区で供用を開始することができ、着工以来 2,150.7 ヘクタールを整備いたしました。

この結果、整備面積ベースで認可計画の 95.9%の整備率となったところでございます。

それでは決算の内容につきましては、決算書に沿って順次説明させていただきます。

下水道事業決算報告書の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

平成 25 年度下水道事業決算報告書について御説明いたします。資料につきましては、消費税込みでの記載となっております。

まず収益的収支について御説明いたします。収入につきましては、営業収益、営業外収益を合わせた下水道事業収益決算額 17 億 1,048 万 8,650 円となっております。支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業決算額は、17 億 2,520 万 358 円となっております。

次に 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。収入につきましては、企業債、国県補助金、分担金及び負担金を合わせた決算額は 12 億 9,516 万 1,438 円となっております。支出につきましては、建設改良費、企業債償還金、借入金償還金を合わせた決算額は、20 億 6,768 万 6,269 円となっております。なお、建設改良費において、国の経済対策により、3 月議会に補正をお願いいたしました管渠整備事業費 3 億 7,960 万 7,000 円の翌年度繰越額が発生しておりますので、さきの 6 月議会において御報告をさせていただいたところでございます。

5 ページをお願いいたします。

下水道事業の平成 25 年度事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。

平成 25 年度につきましては、下から 3 行目になりますが、3,453 万 1,783 円の純損失となっており、前年度の繰越欠損金に当年度純損失を加えた当年度の未処理欠損金は 1 億 4,588 万 4,059 円となっております。

6 ページでございますが、平成 25 年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、前年度処分後の残高から企業債償還など、当年度の変動額を減じた当年度末残高は 197 億 2,191 万 2,072 円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、前年度処分後の残高から、国庫補助金などの当年度変

動額を加えました当年度末残高は、253 億 9,299 万 7,151 円となっております。

中段の表の未処理欠損金につきましては、前年度処分後の繰越欠損金と、当年度純損失と合わせた当年度末未処理欠損金は 1 億 4,588 万 4,059 円となっており、下の段の表、平成 25 年度欠損金処理計算書の右の欄にございますとおり、翌年度の繰越欠損金として処理いたしております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

平成 25 年度末現在における下水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部、1. 固定資産 470 億 4,723 万 2,028 円、2. 流動資産 2 億 5,234 万 7,311 円及び 3. 繰り延べ勘定 208 万 6,600 円で、資産合計といたしまして 473 億 166 万 5,939 円となっております。

右のページに移りまして、負債の部、4. 固定負債 22 億 2,011 万 3,502 円、5. 流動負債 1 億 1,252 万 7,273 円で、負債合計は 23 億 3,264 万 775 円となっております。

次に資本の部でございますが、自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計は、197 億 2,191 万 2,072 円となっており資本剰余金合計は、253 億 9,299 万 7,151 円となっております。

以上、負債資本合計額は、473 億 166 万 5,939 円となっており、7 ページの資産合計額と同額となっております。

ページが飛びますが、11 ページをお願いいたします。

2. 議会議決事項でございます。条例改正に関する甲議案 2 件と、予算決算に関する乙議案 5 件、報告事項 1 件となっております。3. 行政官庁認可事項につきましては 1 件でございます。

右のページは職員に関する事項でございます。下水道事業の職員配置につきましては、前年度から 2 名減少し 14 名となっておるところでございます。

続きまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

2. 工事、(1) 建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。

13 ページから 22 ページにかけて記載しておりますイ. 管渠築造等工事につきましては、工事件数 30 件で工事費は 4 億 6,570 万 382 円となっております。

21 ページ、22 ページをお願いいたします。

21 ページ中ほどから 24 ページにかけて記載しております、ロ. 付帯舗装工事につきましては、工事件数 6 件で工事費は 9,150 万 150 円となっております。

23 ページ中ほどから 26 ページにかけて記載しております、ハ. 汚水柵設置工事につきましては、工事件数 11 件で工事費は 2,051 万 3,850 円となっております。

25 ページの下になりますが、ニ. 浄化センター設備工事につきましては、工事件数 1 件で、工事費は 122 万 1,929 円となっております。

27 ページ、28 ページをお願いいたします。

ホ. 浄化センター増設工事委託等につきましては、工事件数 1 件で、工事費は 1 億 4,000 万円となっております。同じくその下になりますが、ニ. 保存工事につきましては、100 万円以上の管渠関連設備の修繕工事 3 件を記載しております。

続きまして、29 ページ以降の業務関係分について御説明いたします。

31 ページをお願いいたします。

2. 事業収入に関する事項について御説明いたします。イ. 事業収益につきましては、消費税抜きで記載しております。下水道使用料が 12 億 3,775 万 3,195 円で、前年度と比較して 3,769 万 5,685 円の増となっております。

一方、他会計負担金、他会計補助金は減となっております。

したがって、事業収益合計額では、16 億 4,882 万 3,575 円となり、昨年度より 2,984 万 4,751 円の増額となっております。

続きまして、その下になりますが、ロ. 下水道使用料収納状況につきましては、現年度、過年度とそれぞれに記載をいたしております。合計収納率 96.6%は、前年度と比較して 0.3 ポイント上昇しております。

右のページの 3. 事業に関する事項につきましては、下水道事業費用を消費税抜きで記載しております。平成 25 年度の事業費用合計額は 16 億 8,335 万 5,358 円で、前年度と比較いたしますと 3,360 万 92 円の増額となっております。

33 ページをお願いいたします。

4. その他主な事項の経営分析につきましては、前年度と比較する形で、それぞれの項目ごとに記載しておるとおりでございます。

その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口 7 万 1,657 人、計画処理人口 7 万 2,000 人に対しまして、現在の処理区域内人口は 6 万 8,514 人となっており、住民基本台帳人口に対する普及率は 95.6%、計画処理人口に対する普及率は 95.2%となっております。水洗化率は 88.5%、年間有収水量は 799 万 87 立方メートルとなっております。また 1 立方メートル当たりの汚水処理原価は 152 円 50 銭で、1 立方メートル当たりの収益であります使用料単価は 154 円 90 銭となっております。

以下、下水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、処理能力に対する処理水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性などを見るための職員 1 人当たりの水洗化人口などにつき

ましては記載しておるとおりでございます。

続きまして、34 ページ、4. 会計について御説明いたします。

イ. 工事請負契約につきましては、1,000 万円以上の工事契約について記載しております。

35 ページをお願いいたします。

ロ. 付帯工事、舗装請負契約、ハ. 業務委託契約につきましても、1,000 万円以上の契約について記載しております。

37 ページ、38 ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細書となります収益的収入について記載しております。営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主な収入となっておるところでございます。

39 ページ、40 ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明いたします。

管きょ費につきましては、下水道台帳作成などの委託料、マンホール補修に要する修繕費が主なものとなっておるところでございます。

41 ページ、42 ページをお願いいたします。

処理場費につきましては、浄化センター維持管理業務などの委託料、浄化センター設備に係る修繕費が主なものとなっておるところでございます。

43 ページ、44 ページをお願いいたします。

業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金に係る報償費、下水道使用料徴収に係る水道事業への負担金が主なものとなっておるところでございます。総係費につきましては、下水道事業の事務全般に係る職員の給与、手当等が主な支出となっております。

45 ページ、46 ページをお願いいたします。

減価償却費につきましては、浄化センター設備、管渠設備などの減価償却費となっております。資産減耗費につきましては、マンホールポンプなどの除去費が主なものとなっております。営業外費用につきましては、企業債に係る支払利息が主なものとなっております。特別損失につきましては、下水道使用料などの不納欠損及び過年度調定更正分でございます。

47 ページ、48 ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明いたします。なお金額につきましては、消費税抜きの金額で記載しております。

収入につきましては、下水道建設事業に係る企業債、資本費平準化債、国庫補助金、受益者負担金が主な収入となっております。

ページが飛んで、51 ページ、52 ページをお願いいたします。

支出における建設改良費の施設建設費につきましては、浄化センター増設工事に係る委託料、污水管築造等に係る工事請負費が主なものとなっております。

以下、次のページになりますが、企業債償還金、機構立替金償還金となっております。

55 ページ、56 ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書のうち 1. 有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。表の最下部に合計額を記載しております。年度当初現在高 509 億 8,186 万 7,692 円に対し、平成 25 年度の建設改良等による増加額及び除却等による減少額を加減した平成 25 年度末現在高は、516 億 8,278 万 6,744 円となっております。これに平成 25 年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は、470 億 4,615 万 2,028 円となっております。

続きまして、57 ページから 72 ページまでにつきましては、企業債の発行年月日、発行総額、償還高などの明細を記載しております。

71 ページ、72 ページをお願いします。

企業債発行件数 99 件、資本費平準化債発行件数 6 件の計 105 件、発行総額 324 億 3,143 万円で、未償還残高は 219 億 1,843 万 547 円となっております。

以上で下水道事業決算につきましての説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

江副康成委員

45、46 ページですかね。固定資産除却費及び 39、40 ページに、修繕費、マンホールの補修とかポンプとか、そういったところの支出が出てたと思うんですけども、そのあたりどういう工事だったのか、もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですけども。

藤田昌隆委員長

もう一回質問をお願いします。

江副康成委員

まず、マンホールポンプ等除却費っていう形で固定資産除却費が計上されてますよね。9,000 万円ほど。それに関連するのかなあと思ってちょっと言ったんですけども、39、40 ページで、修繕費 627 万円、マンホール補修工事というふうに出てますけども、どういう工事だったのかなあというのを教えていただけないかということです。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

45、46 ページのマンホールポンプ等除却費と、40 ページのマンホール補修工事の件でございますけれども、40 ページのマンホール補修工事、これは既存の今マンホールがございますけれども、いろんな面で、高さ調整、修繕などの修繕費でございます。平成 25 年度 10 件のトータル額でございます。このマンホ……。

岩橋浩一上下水道局管理課長

45、46 ページのマンホールポンプ等除却費と、ここで備考欄書いておりますけれども、金額的には、マンホールポンプというのが主なものではございませんでして、浄化センターの更新工事を実施しておりますので、浄化センターの機械設備等の除却が主なものになっております。

あとは、そういったポンプ類ももちろんございますけれども、主な除却費、ここで、金額の多くを占める分につきましては浄化センターの更新に伴う機械設備の除却というふうになっております。

江副康成委員

おっしゃるとおりに、固定資産の明細書見ますと、当年度ポンプ設備、新たにされたんですかね、4,500 万円が増加しておって、そういったところのお話ということになるんですかね。

岩橋浩一上下水道局管理課長

はい。江副委員おっしゃるとおりでございます。

江副康成委員

すいません、以前、マンホールの蓋が何かよろしくないというような、委員さんからの御質問がありまして、それに何か関連してマンホールをずっと見直されたのかなあと思ったんですけど、そういうんじゃないくて、今言われたような形になるわけですね。

わかりました。結構です。

はい。なぜか言ったら、そういうことです。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか。

江副康成委員

なら、どうぞ。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

マンホール補修工事についてでございますが、既設の道路舗装工事とか、そういうところに発生しまして、そのときに高さ調整用でマンホールの補修とか、そういうことをやります。

直接、今、江副議員がおっしゃったように、マンホールの蓋がどうなるとかこうなるとか、私それ初めて耳にしますけども、この費用はそういうものじゃございません。

以上です。

中川原豊志委員

33 ページの経営分析の中で、汚水処理の原価が昨年度からすると 12 円以上安くなってるんですよ。その主な要因っていうのがわかれば教えてください。

岩橋浩一上下水道局管理課長

最も主な要因といたしましては、企業債の償還利息、この利息がやはり元金のほうが償還が進んでおりますので、その分で金利負担が大分下がっております。

それと新たに借り入れた分につきましても、以前に比べたら金利負担のほうが低くなっておりますので、そのあたりで金利負担の軽減がそのまま汚水処理原価の低下につながっているものと考えております。

中川原豊志委員

かなりのね、金額が安くなってるんで、金利だけってなると、今後、まだまだね、以前の借り入れた金額よりも今のほうが安いんで、今後も原価が下がる可能性っていうのはあるわけですか。

岩橋浩一上下水道局管理課長

金利情勢に大きく影響されますけれど、今の低金利の状態が続くようであれば、この汚水処理原価については、好条件といいますか、有利な状況になってくるものと考えております。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですね。

西依義規委員

27、28 ページの浄化センター増設工事、委託等の、この委託内容、建設工事を委託され…、この日本下水道事業団というところに委託されたということですか。この事業団が建設をしたっていうことですか。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

この浄化センター増設工事委託等でございますが、当然、下水道事業団にお願いをしまして、それから発注をしまして、それで消化タンクの更新と増設を行った工事でございます。

以上です。

西依義規委員

この下水道事業団っていうのは、下水道を専門にされてる事業団ということでもいいですかね。全国規模の団体なんですか、これ。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

はい、そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

45、46 ページで、1 点だけお尋ねです。

項の営業外費用です。目の雑支出で、節の雑支出の 203 万円のこの部分の備考欄に非課税売り上げに対応する課税仕入れ税額に係る控除できない消費税及び地方消費税額って、これなんですか。非課税売り上げって。

すいません、額面上じゃなく、何なのかなと思ひまして。

楠 和久上下水道局管理課総務係長

お尋ねの、非課税売り上げに対する課税仕入れ税額に係る控除できない消費税ということですけども、消費税というのが、例えば下水道使用料で消費税が入ってくると。工事をすることによって、その他費用を支払うときに、消費税を支払うと。

その差額を税務署のほうに納めるわけですけども、非課税売り上げっていうのは、手数料等、地方公共団体に対する手数料等は非課税ですので、それに対する部分については、非課税、もともと消費税の対象にならないその収入については、それに対するかかった費用についても、消費税上の費用と考えていただければいいと思うんですけども、もらった消費税から払った消費税を、ちょっと難しいんですけども、費用として認められないという制度がございます。

その計算は細かい計算なんですけども、その算定の中で出てきた金額となっております。

樋口伸一郎委員

簡単に言うと、手数料等も消費税のかからない売り上げ等に上げてるということでもいいですかね。ざくっとしてますけど。

工事費とかはもちろん消費税かかるんですけど、そういった業務手数料じゃないですけど、税のかからない部分を売り上げに上げて、売り上げっていうか、現金の流れ、キャッシュフローっていうか、その中に入れているということよろしいですか。

楠 和久上下水道局管理課総務係長

そうですね、はい、言われることはそのとおりですね。非課税収入に対する消費税法上の処理と考えていただければいいと思います。

江副康成委員

すいません、33 ページの経営分析のどこなんですけども、平成 25 年度、汚水処理原価 1 立米当たりで 152 円 50 銭。その下、使用料単価 1 立米 154 円 90 銭ですか。になってますよね。一番下、下水道使用が 1 家庭、ひと月平均で 2,176 円 20 銭になってますよね。

それとちょっと比較して、この水道のほうと比較したいんですけど——の 33 ページ、水道のほうの給水原価 1 立米当たり 134 円 80 銭。供給単価 1 立米当たり 173 円 99 銭っていうことで水道料金が 2,777 円と。

下水道の料金っていうやつは水道の使用料に比例するというか、というような料金体系ですけども、このあたり、下水道の単価、価格は本当に、今回も経常損だったですかね、損が出ると、今のところですよ。

価格的にここの価格戦略っていいですか、ここの価格でいいのかどうかというのは、ちょっと再考やないけど、熟慮されたことはあるんでしょうか。

岩橋浩一上下水道局管理課長

下水道使用料、これは全国的にですけれども、比較的投資型の事業でございまして、初期投資が物すごく下水道事業についてはかかります。

だから当たり前に原価計算すると、とてもこの今の鳥栖市の下水道使用料では、ペイしないと。そういった状況、それはもう鳥栖市に限らず、中小の下水道の事業体は、おおむねそういう状況にあるかと思います。

この中で当たり前に計算すると、やっと今年度の決算で汚水処理原価、使用処理単価がプラスに転じておりますけれども、過去ずっとマイナスが続いてきておりました。

その結果、累積欠損金という形で欠損金が出てまいりますけれども、ただ、使用料単価自体については、赤字であれば、当然黒字になるような料金設定が必要じゃないかという議論はありますけれども、やはり低く抑えている料金を引き上げるというのは、なかなか現実的には難しいものがございまして、以前の下水道使用料改定の際も、委員会とかでのいろんな御指摘を受けた中で、やっと引き上げにこぎつけた経緯がございます。

料金がどうあるべきかというのは、常に計算上しておりますけれども、現状では、ようやく今度の決算でプラスに転じておりますので、当面この使用料を維持していくのが適切ではないかというふうには考えております。

江副康成委員

結論から言うと、私も同じところにいくんですけども、例えばこれを料金を上げると、接続率の問題というか、なかなか今でもどこやったですかね、100%じゃないですよ。

そういったところで、ハードルが高くなって、ならないと。そういったときに考えたときに、今、いみじくも課長が言われましたけども、投資的な部分が非常にあります。鳥栖市は下水道局という形になっとるけど、ほかところ、都市整備課の中に、整備事業の中の一環として下水道を整備するというところも多々あるんですよ。

そういったとき、考えたときに、当然今の下水道に、たくさんいろんなところがつなぐよ

うな施策を、そちらのほうからやっていただく。

あるいは、当然、今、市街化区域外の集落のほうまでずっと広げていただいて、非常に市民としては喜んでるところだと思うんですけども、そういった場合に、例えば、1区画の優良農地の、そんな大きくないですけども、そこを取り囲むように下水道が走ってても、そこには家は建たんというようなところもあると、そういったところから下水道の健全なあり方からも含めて、そういう都市整備の施策を、やっぱり考えるような形をね、ちょっと訴えていたきたいなと。もともとそういうところも兼ね備えたところではあるわけですからですね。

強く、強くやない、要望しまして私の質問を終わります。

西依義規委員

すいません、一緒に言えば。

32 ページの委託料が減額っていうか、下がってる分の要因と、これ、例えば上水道、さきほどの上水道と下水道を分けると、この人件費比率が大幅に違うんですけど、何か理由が、下水道の場合は委託に適してて、上水道は委託に適してないか、何かそういうのがあるのかどうかは教えてください。

藤田昌隆委員長

何ページですかね。

西依義規委員

32 ページです。委託料が、3,791 万円ほど減ってるという理由です。

楠 和久上下水道局管理課総務係長

委託料が減額になっている理由ですけれども、平成 24 年度に浄化センター施設の――これはもう何十年かに 1 回なんですけれども――浚渫作業を行っております。この金額が約 4,300 万円、これが臨時的な委託料でしたので、たまたま平成 24 年度がですね。それと比較して、平成 25 年度が減額となっております。

岩橋浩一上下水道局管理課長

人件費のことをおっしゃってましたけれど、基本的にやはり下水道の浄化センターというのは、設立当初から民間委託でされているのがもうほとんどでございます。浄水場については直営でしているのが、水道事業の場合ですね。

そういった形で、人件費の部分は施設の浄化センターなり浄水場の運営のやり方でそのあたりの差が出てきているのかと思います。

藤田昌隆委員長

はい。

〔発言する者なし〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、一般会計のほうの決算認定のほうを御説明させていただきます。

一般会計の歳入歳出決算書でございますけれども、これの 164 ページをお開きください。
163、164 ページになります。一番の下のとこです。

4. 衛生費、項が環境対策費、目が2の浄化槽設置整備事業費になります。この浄化槽につきましては、次のページをお願いいたします。166 ページでございますけれども、主な支出といたしましては、節の19. 負担金補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業費補助金及び浄化槽維持管理補助金につきましては、別冊でございますけれども、主要施策の説明の84 ページに記載しておりますので、後ほど御参照していただきたいと思います。

補助件数、まず、整備事業につきましては、6人から7人槽についての補助金となっております。それと浄化槽維持管理費補助金につきましては、1件当たり1万5,000円の129件というふうになっております。

説明は以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

~~~~~



## 議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

### 藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

### 岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは農業集落排水特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書の 290 ページが農業集落排水特別会計になっております。290 ページから 291 ページ、292 ページをまずお願いいたします。

それでは、平成 25 年度の決算の概要について御説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、処理施設の維持管理を行いながら、各地区の生活雑排水等の処理を行っております。平成 25 年度末現在の普及状況につきましては、使用開始済戸数は前年度に比べまして 16 戸増加しております。合計の 869 戸、水洗化率は 1.6 ポイント増加し、94.5%となっております。

平成 25 年度の農業集落排水特別会計の歳入歳出の決算額につきましては、ここに記載しておりますように、予算現額 2 億 170 万 4,000 円に対し、決算額は歳入歳出同額の 2 億 84 万 5,860 円となっております。

続きまして、295、296 ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、款 1. 分担金及び負担金、項 1. 分担金、目 1. 農業集落排水費分担金及び加入金合わせまして、77 万円となっております。

款 2. 使用料及び手数料、項 1. 使用料は、農業集落排水使用料でございまして、2,814 万 9,725 円となっております。

次に、款 3. 繰入金につきましては、歳入の不足額について一般会計から 1 億 7,192 万 6,135 円の繰り入れを行っております。

次に 297、298 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款 1. 農業集落排水費、項 1. 農業集落排水事業費、目 1. 農業集落排水施設維持管理費でございます。給料につきましては、給料、手当、共済費につきましては、事業課職員のうち 1 名分の人件費となっております。

節 11. 需要費のうち主なものは光熱水費 995 万 7,479 円につきましては、排水処理施設の電気料金が主なものとなっております。



次に、場内整備工事、これは既設の道路、今度新しくなります道路、それと浄水池、新設の浄水池周りの水路のつけかえ及び最終的な場内の整備になります。これは工期が7月28日から平成27年の10月30日までとなっております。請負業者は栗山建設でございます。請負金額5,718万6,000円となっております。

続きまして、浄水池兼配水池築造工事でございます。これ建築の分でございます。浄水池兼配水池、その分の本体の工事と自家発電室の発電機室のこれ建築物でございます。それと資材倉庫、合わせて3件分でございますが、請負業者、栗山建設、工期が8月1日から平成27年9月30日となっております。請負金額は税込みで4億370万4,000円となっております。

続きまして、これ電気設備でございますけども、送水ポンプ設備工事といたしまして、浄水池兼配水池の送水ポンプ、機械類でございます。それとあと、電気盤、いろいろ付随する分がございます。それと先ほど言いました自家発電機、これの機械電気分でございます。これが、工期が8月29日から平成27年9月30日まで。東芝九州支社となっております。請負金額7億4,412万円となっております。

続きまして、連絡管布設工事、この新設の浄水池に、ろ過池から新規に連絡管を新設する分と、あと送水ポンプをちょっと延長する分でございます。これは4工区に分けて、1工区、2工区、3工区、4工区とそれぞれに分けております。これは管工事でございますが、いずれも工期は8月29日から平成27年9月30日となっております。1工区につきましては、中央設備商会、5,987万5,200円、2工区が坂口組、8,922万9,600円、3工区が近藤興業、7,238万1,600円、4工区が轟木工務店、6,571万8,000円となっております。

以上、無事に発注が終わったところでございます。

合計額といたしまして、請負金額、税込みでございますが、15億1,359万8,400円となっております。

以上、報告とさせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

今の報告事項は、口頭でぱっと言われましたけど、金額大きいですね。それで、これ、文書で出すわけにはいかんのですか。今、手元の分を。（「資料という形で……」と呼ぶ者あり）

資料での提供をぜひお願いしたいんですが、よろしいですか。

あしたでもいいですし。

#### **辻 易孝上下水道局次長兼事業課長**

あしたでもよろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

中川原豊志委員

岩橋浩一上下水道局管理課長

藤田昌隆委員長

ほいじゃ、あした文書での報告をよろしくお願いします。



藤田昌隆委員長

これをもって今日の委員会を散会します。

午後 4 時 5 分散会

平成 26 年 10 月 1 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 内川 隆則 中川原豊志

西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

齊藤 正治

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

建設部 長 詫間 聡

建設課 長 内田 又二

〃 参事兼課長補佐兼建築係 長 萩原 有高

〃 課 長 補 佐 龍尾 幸博

〃 課長補佐兼庶務住宅係 長 倉地 信夫

〃 土木係 長 三澄 洋文

〃 管理係 長 牛嶋 英彦

都市整備課 長 野田 浩

〃 課長補佐兼都市計画係 長 実本 和彦

〃 課長補佐兼公園緑地係 長 古賀 芳次

〃 課長補佐兼新幹線対策係 長 佐藤 晃一

国道・交通対策課 長 小柳 誠

〃 課長補佐兼道路・交通政策係 長 豊増 秀文

〃 道路・交通政策係主査 杉本 修吉

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

建設課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

都市整備課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定について

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



午前 9 時 59 分開議

藤田昌隆委員長

それではただいまより、本日の建設経済常任委員会を開きます。

~~~~~

建設課

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

内田又二建設課長

それでは、平成 25 年度鳥栖市一般会計の歳入歳出決算の建設部関係分について、その主なものについて御説明させていただきます。

決算書の 59 ページ、60 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 14. 使用料及び手数料について御説明申し上げます。

項 1. 使用料、目 4. 土木使用料、節 1. 土木管理使用料につきましては、鳥栖市道路占用
条例に基づく、九電、N T T等の占用料及び公有水面上の占用構造物等の公有水面使用料で
ございます。

その下、節3. 住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

63 ページ、64 ページをお願いいたします。

款 15. 国庫支出金について御説明申し上げます。

項２．国庫補助金、目３．土木費国庫補助金、節１．道路橋梁費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金、平田・養父線、今泉・安楽寺線及び大刀洗・立石線３路線の道路改良事業、それと酒井西・真木線舗装工事、小学校周辺交通安全対策整備計画策定、地域防災拠点計画、橋梁長寿命化事業並びに道路ストック点検事業に対する交付金でございます。

その下、節 2. 住宅費国庫補助金につきましては、特定優良賃貸住宅等、家賃対策調整補助金及び南部団地外壁改修工事等に対する社会資本整備総合交付金でございます。

71、72 ページをお願いいたします。

款 16. 県支出金について御説明申し上げます。下の欄の項 2. 県補助金、目 6. 土木費県補助金、節 2. 住宅費県補助金につきましては、特定優良賃貸住宅等家賃対策調整補助金及び、次のページの住宅リフォーム緊急助成事業に伴います県補助金でございます。

75、76 ページをお願いいたします。

項 3. 委託金、目 3. 土木費県委託金、節 1. 住宅費委託金につきましては、浅井アパート及び南部団地の市県合併団地の給水共同施設等及び国の住生活総合調査に対する県の拡大調査分を含めた県からの委託金でございます。

77、78 ページをお願いいたします。

項 2. 財産売払収入、目 1. 不動産売払収入、節 1. 土地売払収入のうち、546 万 6,318 円につきましては、法定外公共物等 4 件の払い下げによる収入でございます。

81、82 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入について御説明申し上げます。

項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 4. 土木費受託収入につきましては、轟木排水機場等操作受託料及び沼川排水機場等操作受託料で国土交通省所管 8 カ所及び佐賀県管轄 3 カ所の排水機場等の管理受託事業に伴うものでございます。

89、90 ページをお願いいたします。

項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入につきましては、建設課分として、一番上の鳥栖市道路網図販売代、路上事故損害賠償補償金、放置自転車等処分雑入、公共事業積算システム負担金及び一つ飛ばして、住宅防火施設整備補助金で、合計 124 万 5,413 円の収入でございます。

91、92 ページをお願いいたします。

款 22. 市債について御説明申し上げます。

項 1. 市債、目 1. 土木債、節 1. 道路橋梁債につきましては、社会資本整備総合交付金事業として取り組んでおります平田・養父線、今泉・安楽寺線、大刀洗・立石線の 3 路線の道路改良事業及び橋梁長寿命化事業に伴う市債でございます。

また、その下の節 2. 住宅債につきましては、公営住宅改善事業に伴う市債でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして歳出に入らせていただきます。

183、184 ページをお願いいたします。

款 8. 土木費について御説明申し上げます。

項 1. 土木管理費、目 1. 土木総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、建設部、建設部長、建設課長及び庶務住宅係 8 名分のうち 5 名の計 7 名分の人件費でございます。

節 11. 需用費のうち、光熱水費につきましては、街路灯、排水機場等の電気代及び鳥栖駅前トイレ等の水道代などでございます。

節 13. 委託料のうちシステム保守等委託料につきましては、法定外公共物管理システム保守管理委託料等でございます。また、轟木排水機場等操作委託料につきましては、国、県、市管轄の排水機場 12 施設の操作委託料でございます。

185、186 ページをお願いいたします。

次に、項 2. 道路橋梁費、目 1. 道路橋梁総務費について御説明申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、土木係、管理係、合計 13 名分の人件費でございます。

節 13. 委託料につきましては、測量調査及び道路台帳修正業務に伴います委託料でございます。

次に、目 2. 道路維持費でございます。

節 11. 需用費のうち修繕料につきましては、道路側溝等の修繕料でございます。

節 13. 委託料のうち草刈委託料につきましては、市道路肩等の草刈委託料でございます。

187、188 ページをお願いいたします。

道路清掃委託料につきましては、道路側溝等の清掃委託料でございます。舗装路面補修委託料につきましては、道路の路面舗装等の補修委託料でございます。また、緑地帯等管理委託料につきましては、街路樹やジョギングロード等の樹木管理のための委託料でございます。

鳥栖駅連絡通路等管理委託料につきましては、J R 鳥栖駅前トイレ及び虹の橋のエレベーター等の管理委託料でございます。

節 15. 工事費につきましては、市内 163 路線の道路側溝等の維持工事費等でございます。

節 16. 原材料費につきましては、砕石やエムコール等、道路補修用の材料費でございます。

次に、目 3. 道路舗装費でございます。節 15. 工事請負費につきましては、酒井西・真木線舗装工事並びにその他道路の改良及び路肩等を含めた 51 路線の舗装工事でございます。

次に、目 4. 橋梁維持費でございます。節 13. 委託料につきましては、原口橋ほか 4 橋の修繕設計委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、東橋橋梁補修工事費でございます。目 5. 交通安全対策事業費でございます。

節 1. 報酬につきましては、57 名分の交通安全指導員さんの報酬でございます。

節 11. 需用費のうち消耗品費につきましては、街路等のランプ、交通安全指導員の制服及び交通安全運動用の広報用品等の費用でございます。また、修繕料につきましては、街路灯、転落防止柵、カーブミラー等の修繕料でございます。

節 13. 委託料のうち駅前駐輪場整理委託料につきましては、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅の駅前駐輪場の自転車等の整理委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設整備に要する工事費用でございます。

次に、目 6. 道路整備交付金事業費でございます。

189、190 ページをお願いします。

節 13. 委託料のうち平田・養父線改良工事費等委託料につきましては、乗目交差点改良に伴う県への委託料でございます。

また、道路ストック点検委託料につきましては、道路付属物、道路舗装、道路法面防災等の点検を行ったものでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、平田・養父線、今泉・安楽寺線及び大刀洗・立石線の道路改良工事費でございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、大刀洗・立石線用地 7 件分の用地購入費でございます。

節 22. 補償補填及び賠償金につきましては、平田・養父線 4 件、大刀洗・立石線 10 件分の家屋等の移転補償費でございます。

次に目 7. 道路新設改良費でございます。

節 13. 委託料につきましては、通学児童の安全を確保するため、路側帯のカラー化を主体とした交通安全対策整備計画策定のための委託料でございます。

続きまして、項 3. 河川費、目 1. 河川改良費でございます。

節 13. 委託料につきましては、準用河川 10 河川の草刈委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、排水路整備工事として、原町地区ほか 7 件分、河川改修事業として、準用河川、向原川護岸改修工事ほか 4 件分の工事費でございます。

195、196 ページをお願いいたします。

項 5. 住宅費、目 1. 住宅管理費でございます。

節 1. 報酬のうち住生活総合調査員報酬につきましては、国が 5 年に 1 回、住環境を含めた、現在の住まいに対する住居者の満足度や今後の住まい方の意向を総合的に調査するもので、県の拡大調査分も含めた調査に要した報酬でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、建築係 3 名及び庶務係 3 名分の計 6 名分の

人件費でございます。

節 11. 需用費のうち、修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

節 13. 委託料のうち施設管理委託料につきましては、市営住宅周辺の樹木管理委託、給水施設清掃管理委託等に係る業務委託料でございます。

また、公共施設設備保全計画策定委託料は、基礎資料作成のための委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、浅井アパート 15、19 棟、ガス管改修工事、南部団地 11 棟、風呂釜取りかえ工事等でございます。

続きまして、目 2. 住宅改善費でございます。

197、198 ページをお願いいたします。

節 4. 共済費、節 7. 賃金、節 11. 需用費、節 13. 委託料のうち工事確認委託料及び節 19. 負担金補助及び交付金のうち住宅リフォーム緊急助成事業補助金につきましては、住宅リフォーム緊急助成事業実施に伴います事業費でございます。

節 13. 委託料に戻っていただきまして、その他の委託料につきましては、前田アパート及び南部団地 18、19 棟の外壁改修工事設計等の委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、前田アパート及び南部団地 18、19 棟の外壁等改修工事並びに浅井アパート 16、17、18 棟、屋根防水改修工事分でございます。

以上、建設課関係の平成 25 年度決算の主なものの御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

おはようございます。

決算書 188 ページの数のちょっと確認をさせてください。

土木費の目 3 の道路舗装費の御説明の中で、ちょっと私の聞き取り違いでしたらすみません、51 路線というふうにお聞きしたような気がしたんですけど、説明書の 102 ページの表があるんですけど、対照表みたいなのが、対照表っていうか、ありまして、平成 25 年度のところを見ますと、合計値の 38 と 12 を足した値が 50 になるんですけど、この 50 と先ほどの御説明の 51 路線は違うんですかね。もし同じものであれば、その 1 路線というのはどこなのかなあと思ひまして。

回答をお願いします。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

内田課長、今の樋口議員の質問の意味、わかってますよね。

もう一回。（「すいません、50 はどこの資料で」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

説明書です。この主要施策の成果の説明書の102ページの表を合わせて見てたもので、はい。

その表の中の平成25年度の数値を足して50になったもので、説明の中の51路線とは違うのかなと思ひまして。もしその1つ、51の説明と50の違いがあれば教えていただければと思います。

三澄洋文建設課土木係長

ちょっと具体的に説明をいたしたいと思ひます。

今、御指摘ありましように、説明で51路線という話をいたしました。実際には表の中で、新規と改良で38路線、路肩補修で12路線の合計50路線なっております。

うちのほうの改良という中で、1路線だけが補助事業が実際ございまして、酒井西・真木線というのが補助事業で入ってまして、そこが、カウントしてちょっと別枠で1路線、今説明の中であつたように、別路線で数えてしまったもんですから、51になってしまったんですけど、実際には50路線になります。

よろしいですか。

藤田昌隆委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

補助事業ということで、1つが別ということはわかつたですけど、決算上のお金の流れとしては、その51路線のが一括してここに入つてることということでいいですね。

三澄洋文建設課土木係長

金額は、その合計金額がこの金額になっております。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

発言のときにはきちんと挙手の上、よろしくお願ひします。（発言する者あり）（「委員長の指名を受けたから」と呼ぶ者あり）

はい。きちんと……。

中川原豊志委員

今、ちょっと受けたんですけども、再度改めてお伺ひしたいんですが、建設部並びに建設

課、これは都市整備課にしても、国道・交通対策課にしても一緒なんですけども、平成 25 年度の予算執行に当たって、決算出てきますが、その取り組み状況、要するに平成 25 年度どういうふうな形で、市民の安全安心を守っていかうということで取り組まれてきたのか。

また、1 年間やってきて、その成果としてどうだったのか。課題とか問題点があれば、その辺も含めてお答えできれば、まずお願いしたいというふうに思っております。

藤田昌隆委員長

今の質問に対しては、詫間部長が答えるべきなんですが、平成 25 年度はいらっしゃらなかったですね。

それで、かわりに、かわりにっていうか、詫間部長できますか。平成 25 年度にどういふことをやったとか、引き継ぎがあったんでしょから、その辺はある程度はできるんでしょうけど。

詫間 聡建設部長

まず冒頭に、建設部の平成 25 年度の決算での審査、全体的なものという御質問というところで、お答えをさせていただきたいと思います。

建設部の所管の中に建設課、都市整備課、国道・交通対策課、ただいま建設課の中の審査ということで建設課の内容を言っていたいておるところでございます。

まず、建設課の事業といたしまして、予算の決算書別、事項別明細の順序で申し上げますと、土木総務費、道路橋梁総務費、道路維持費、あと道路舗装、橋梁維持費、それと交通安全対策、道路整備交付金事業関係、あと河川費、住宅費、こういったところでの建設課の事業内容と思っております。

土木総務費並びに道路橋梁費につきましては、土木事業トータル的なものの予算の執行ということで、過去数年間の執行状況からしますと、平成 25 年度につきましては、平準化されたような中での決算内容というふうに認識をいたしております。

今回の平成 25 年度の決算の中で言いますと、橋梁長寿命化の関係について橋梁維持費の関係、取りかかっておるところで具体的な維持保持を、あと橋梁長寿命化計画に基づいたところでの事業を行ってきておるところでございます。

また、交通安全対策事業といたしまして、路側帯のカラー舗装関係、こちらについての事業等もやってきておるところでございます。道路整備交付金事業、国庫補助等社会資本整備事業でございますけれども、こういった中身での補助事業、平田・養父線並びに今泉・安楽寺線、こちらにつきましては、平成 24 年度からの繰越事業というところで認識をいたしております。

また、大刀洗・立石線についても、引き続き平成 26 年度までの事業をやってきておるとこ

ろでございます。

また、河川費につきましては、通常の河川改修整備事業、排水路事業を行っておるところと思っておるところです。

また、住宅費につきましては、営繕工事関係の予算執行となってきたところでございます。

今回の平成 25 年度の建設課トータルのものといえますと、今泉・安楽寺線の関係が、平成 24 年度の事業の中で、平成 25 年度の繰り越しの中で事業が完了しておると。

大刀洗・立石線につきましては、今回、平成 26 年度の中での、今事業を進めておると。あと平成 27 年度について、もう全て完了するのではないかというふうなところで認識をいたしております。

そういった中、道路ストック点検事業関係ということで、土木全体の中での予算執行になっておるところでございます。あと安全安心対策、道路事業関係いたしますと、そのことが十分であったのかっていうのは、確かに、議会の中でも指摘等あるところでございますけれども、今後鋭意努力をしながら、土木事業関係進めてまいりたいと思っておるところでございます。

あと補助事業の関係につきましては、先ほど言いましたとおり、今泉・安楽寺線の終えん等もあった中で、全体的な道路計画も必要であるのではないのかという認識のもとで、今後、大刀洗・立石線、残された事業についても、頑張っていきたいというふうに思っておるところでございます。

総括的に言いますと、建設課の中身に今ちょっと特化したところがございますけど、以上お答えとさせていただきます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございました。

いろいろまだ課題もね、あろうかと思いますが、平成 26 年度、まだ来年度に向けてもね、ぜひよろしくお願ひしたいと思ってます。

で、ちょっと二、三、確認というか、させていただきたいんですが、まず 186 ページ、道路橋梁総務費の中の補償補填等の賠償金の分ですが、32 万 6,906 円、この金額とそれから当初ありました収入の部の雑収であった分の保険金の金額が若干違うんですが、一応、道路の瑕疵に伴う支払いをされた分がこれかなというふうにちょっと思っ取るんですけども、これを支払うに当たって、保険金をいただいた分でお渡しをされてるのかなっていうふうに考えますと、90 ページの上から 2 番目の道路の事故、損害賠償保険金というのが 46 万 3,143 円。この歳入についてちょっと確認をさせてもらえんですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

今、中川原委員の御質問にお答えいたします。

歳入と歳出で道路賠償に係る金額が違うという御指摘だというふうに思っています。

まず歳入のほうで、46万3,143円のうち13万6,237円についてが、平成24年度に賠償した分が、平成25年度に入って、2件分入ってきたものがございまして、その分が歳入として上がってきているので、実際、平成25年度の賠償の32万6,906円よりも多くなっているということでございます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

要はじゃあ、今年度、平成25年度については、前年度分に入ってきた保険金が入ったからということで、平成24年度に払った金額が多く払ってるということっていいことですね。平成24年度に多く払っちゃったと。保険金出てないけども、さきにもう過失として支払ったというふうなことで理解してよろしいですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

はい、そのとおりでございます。

中川原豊志委員

これは何度か前からちょっとお話をさせてもらってるんですけども、さっき言いました186ページの道路の損害賠償の上の段なんですけども、道路の台帳修正委託料、これにつきましても、毎年600万円ほどの予算計上で執行されとると思うんですが、市の道路として廃止だとか認定だとかっていうのは確かにあるかと思いますが、その度その度、毎年毎年、この600万円というのが必要なのかな。例えば、紙データでもらってるのか媒体なのかよくわかりませんけども、変更したとこだけを変更するような形での道路台帳整理っていうのはできないものなのか、ちょっと確認をさせてください。

牛嶋英彦建設課管理係長

道路台帳についての御質問にお答えいたします。

道路台帳作成に当たっては、毎年、道路維持、それから新設など、交通安全施設整備などについての工事を台帳上に反映させる作業を主に行っているところでございますが、あとそれとは別に、道路を業者のほうで、主要な幹線道路については、車を走らせて、状況なども確認して反映をさせているところでございますので、どうしてもやはり金額については、600万円弱ほど現在かかっているのが現状でございます。

中川原豊志委員

600万円ほどかかるのはわかるんですが、それを何て言うかな、安く、要は変更する箇所っていうのは少ないと思うんで、何で毎回毎回600万円かかるのかっていうのが、ちょっと。

もう一回、よか……。

牛嶋英彦建設課管理係長

委員の御質問にお答えいたします。

道路台帳の作成作業っていうのが、先ほど申し上げたとおり、1年間に行った工事の内容などを反映させるために、業者が、現地に行って測量などを行っているところでございますが、変更があった箇所についてですね。

それをまず道路台帳の変更作業を行い、その部分を、また、道路台帳の地図がございしますが、道路台帳の地図のほうに反映させるっていう作業を行っているところで、これについては、その年々によって若干の工事の箇所の差はありますが、一件一件、現地に行って、業者が現地に行って、現地の測量などを行う作業が出てまいりますので、ちょっと現状のところ、変更があった部分を、主に、もちろん反映させる作業で600万円弱かかるということでございますので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ほかには。

西依義規委員

186、187、188 の、委託料がずっとある、草刈りと、舗装路面、道路清掃と緑地帯、これの委託内容というか、どんな、定期的にとか、どんな中身っていうか、どんなことをするっていうのは、ちょっとざっと教えていただけないでしょうか。草刈りだったら年に何回とか。

牛嶋英彦建設課管理係長

お答えいたします。

まず草刈りの委託料については、主要な路線について業者、それからシルバー人材センター、地元などに委託をいたしておりまして、通常のところは、年に2回、草刈りを市道敷を中心に行っているところでございます。

それから緑地帯管理委託料については、同じく業者、こちらは業者に委託をしている部分で、これも主要幹線について、街路樹、それから街路樹などがあるところ、それから緑地帯などについて、こちら基本的には、年に2回の草刈り、それから樹木の管理を行っていて、あとこちらについては、消毒も、虫が、街路樹などに虫がついたりいたしますので、防虫の薬剤散布、それから病気などについての薬剤散布も行っているところでございます。

それから、路面の補修委託料については、我々道路パトロールなどを行っているところでございますが、通常道路パトロールを行ったときに、穴ぼこなどあったときには、一応簡易的に補修はしているところですが、そういう簡易舗装などを何回も繰り返しているようなところについては、業者をお願いをして、もっと広めに舗装をかぶせることを行っております。

ので、そういったところが路面補修委託料として上がっているところでございます。（「道路清掃」と呼ぶ者あり）

清掃委託料については、管渠型の道路側溝などがございまして、どうしてももうふたがあげられないような部分に物が詰まったりとか土砂が堆積しているところについて、業者のほうにお願いをし、清掃を行っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

わかりました。

要は市民の方々が、ここきれいになったとか、ここは全然とかいうのが、もちろん市道、国道、県道あるんで、草刈りとかでしょうけど。

例えば主要路線とおっしゃったけど、それは何路線ぐらいあるんですか。力を入れられる、草刈りとか樹木等。

牛嶋英彦建設課管理係長

草刈りを委託している路線っていうのは15カ所ほど、草刈りを、委託を出しております。それから、緑地帯等の委託については、16カ所ほど、現在委託を出しているところでございます。あと道路清掃委託料のほうについては、平成25年度は4カ所、清掃業務を行っているところでございます。

西依義規委員

わかりました。ありがとうございます。

鳥栖市として、市道、県道、国道あると思うんですけど、そういった、例えば草刈りとか緑地帯等の管理を、幾ら県道、国道と言っても鳥栖市に通ってる道であることは変わらないんで、できたらそういったのが一覧で見れるような、もしそこの本当の主要路線でも、例えば何々町の自治会が草刈りしてくれるのであれば、きれいにそこが埋まって、鳥栖市全体の主要道路がきれいに年2回いつもきれいな状態になるのが、私は住む人にとってもいいと思うんで、そういった溝っていうか穴場をできたらなくして、そういった市民のボランティア参加っていうか、そういったところにもつなげていただきたいと思います。

次に、道路側溝等整備経費の1億4,800万円っていうのがあるんですが、163路線。これは路面排水とかそういった側溝の工事でしょうけど、実際、建設課として何路線をきれいにすべきだったのが、結果163路線だったのかっていうところ、それは道路修繕にも同じことが言えるんですけど、その辺の把握は建設課では、これは例えば平成27年度、28年度に絶対していかないけないっていうところでしょうけど、そういったのを、達成率みたいなものがあるんですか。

三澄洋文建設課土木係長

道路側溝整備等維持工事費についての御質問にお答えします。

こちらの事業につきましては、市のほうで管理しております道路、市道であったり里道であったり、そういった道路の排水施設等を基本的な対象としまして、基本的には各地区からの要望、改善要望、そちらをもとに主体的にやっていると。

基本的には大雨の対策であったり、老朽化、損傷等、そういったものの不具合な部分についての改修をやってる状況でございまして、本市でどこにどういう路線がどれだけ残ってるのかとか、いうところまではちょっと正直把握はしてない状況でございます。

以上です。

西依義規委員

ということは、平成 25 年度までに地域の要望があった路線は、全て工事を完了したという考え方でいいですか。

三澄洋文建設課土木係長

基本的には当該年度に要望あった分は、当該年度にやっていくということでスタンスやっています。ただ地元からの要望であっても、隣接者、関係者等がなかなか同意とれない分とか、また費用がかなりかかる分とか、そういった年次的にやっていかない部分とか、そういったものにつきましては、部分的にはありますけども、少し年度がちょっと遅れるとかですね、そういった部分ございますけども、基本的には、その年度に完了をするように努めている状況でございます。

西依義規委員

じゃその要望の関連で、今度、交通安全施設整備事業に小学校 8 校区に対して、学校、PTA、地域住民等々で点検してって書いてありますけど、これについてはいかがですか。例えば道路反射鏡であったり、ガードレール設置……。

藤田昌隆委員長

何ページですか。

西依義規委員

説明資料の 103 ページに、平成 21 年度から平成 25 年度の表がついてまして、ここでも多分、学校とか P T A とか地域住民の方に、ここは危ないよと、ここは例えば反射鏡つけてくれよっていう多分要望が上がって、市で検討された結果がこういうふうになってるんですけど、この平成 25 年度のここでの達成率とか残余とか、そういったのがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

牛嶋英彦建設課管理係長

交通安全関係の工事の要望に関してお答えいたします。

議員御指摘のように、要望が上がってきた分を、こちらのほうで対応しているところなんですけど、先ほどもありましたとおり、できるだけ要望については、年度内に対応をしているところでございますが、やはりこの平成 25 年度で申し上げますと、全部は終わってない状況で、平成 26 年度、引き続き対応をいたしている部分は若干ございます。

ちょっと今、正確に率はちょっと把握していないところでございますが、残はあって、平成 26 年度に入って対応を行った箇所がございます。

西依義規委員

はい、ぜひ平成 26 年度でよろしくをお願いします。

まだいいですか。

続きまして、交通安全指導員報酬で、御答弁では、188 ページですけど、57 名っておっしゃったけど、この説明資料では 59 人になってるんですが、これは安全指導員の方々と、例えば市が考えてる適正っていうか、ベストな人数が何名で、今何名ぐらいっていう、その充填率っていうか——はいかがなんですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

はい、御質問にお答えします。

先ほど建設課長のほうから御説明いたしました 57 名というのが、年間を通じて業務を行っていた方が 57 名で、途中で交代をされた方が 2 名いらっしゃいますので、合計すると 59 名っていうのが正確な数字でございます。訂正させていただきます。

それから、現在、交通安全指導員の定員については 64 名が定員となっておりますので、まだ定員には足りてないっていうのが現状でございます。

以上でございます。

西依義規委員

その指導員を委嘱するっていうか、その役目っていうか、推薦とかは鳥栖市が率先してやってるのか、それとも自治会の区長さんとかにお願いしてるのか、それはいかがですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

基本的には、各地区のほうで、交対協を通じて推薦をしていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

その 64 名の定員っていう、決められるのであれば、交通安全指導が徹底されないっていう意味合いにとられるんですけど、そうではない——その徹底を、交通安全指導の徹底を放置されてるっていう言い方はちょっと厳しいかもしれないですけど、その辺については、お考

えはいかがですかね。

牛嶋英彦建設課管理係長

我々としても、できるだけその決めた定員になるように、積極的にお願いはしているところですが、なかなかちょっと現状では、満足してないというところでございます。

地区の交通指導についてでございますが、通学関係が中心に交通指導を行っているところでございますが、各地区、交通補導員っていうのを登録をさせていただいているところです。これは交通安全指導員とは別にですね、交通補導員、こういった方がおられるかという、P T Aの方々とか子ども見守り隊の方々など、地域のボランティアに頼っているところもございまして、こちらの交通補導員の方から 4,432 名、登録をさせていただいております。

学校の行き帰りの交通指導などについては、その方々の御協力もいただきながら、現在、行っているところで、引き続き交通安全指導員のほうの補充については、市としても地区に積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

わかりました。

交通補導員の方々に交通安全は保たれてるという御答弁だったと思います。

ちょっと参考にまでに、今の現状、地区地区でマイナス何人とかは言えるものであれば、もし一応、数として把握しときたいかなと思うんですが、そこはいかがですか。

藤田昌隆委員長

エリア別で。

牛嶋英彦建設課管理係長

すいません、ちょっと手元に、各地区の数、どこがマイナス何っていうのをちょっと今把握しておりませんので、こちらについてはのちほどお答えしたいというふうに思います。申しわけありません。

西依義規委員

はい、ありがとう……。

交通安全でもう一つ、交通対策協議会補助金 87 万 4,000 円っていうのは、こういった例えば交通安全教育とかをされてる団体だと思うんですが、この交通対策協議会がどのような活動をされて、この補助金がどういうふうに使われてるっていうのは、市のほうで把握はされてますでしょうか。

牛嶋英彦建設課管理係長

交通対策協議会については、会長が市長で事務局が鳥栖市になっておりますので、こちら

については、我々のほうで把握をいたしているところでございます。

活動の内容につきましては、各春夏秋冬交通安全県民運動というのを行っているところですが、そういった際に、キャンペーンを開催したり、あと交通教室の開催、あと広報関係になりますけども、ポスターコンクールなどを開催をいたしているところで、その経費として、この補助金が使われているところでございます。

西依義規委員

じゃあすいません最後に。これちょっと、110番の家っていう旗がありますよね。あれは、僕がちょっと1回PTAだったときに、鳥栖市なのか警察なのか交対協なのか、どこが出してるのかっていうのをちょっといろいろ聞かれたことがあって、結局わからなくてPTA独自でつくった経緯があったんですけど、これは防犯なんで安全……、交通安全には関係ないとこなんですかね。

すいません、わかればいいです。

牛嶋英彦建設課管理係長

110番の家については、こちらの交通安全では関係をしておりませんので、ちょっと詳細については把握しておりません。申しわけありません。

樋口伸一郎委員

関連してですけど、決算書の187、188ページの交通安全指導員に関してちょっとお尋ねをいたします。

報酬が1人当たり8万8,000円ということで、お聞きをしてるんですが、59名というさきほどの説明の中で、単純計算して、この金額が合わない部分というか、若干少ない部分っていうのは、所得税等の減額分なのか、そのあたりの説明をお願いします。

8万8,000円掛ける、単純計算すると金額が変わってくると思うんですけど、その違いを教えてください。

牛嶋英彦建設課管理係長

御指摘のとおり8万8,000円、単純に59名とすると、金額合わないということでございますが、8万8,000円が57名、年間を通じて御活動いただいた方が57名いらっしゃって、あとの2名が途中交代をされておりますので、その方々については、月割りの計算をして、その方が2名いらっしゃって、その分が13万1,999円ございますので、単純に8万8,000円掛け59にはなっていないということでございます。

樋口伸一郎委員

ってことは、考え方としては、年間の報酬で予算は組みますけども、月割りの計算っていうか、そういうことでもいいっていうことですかね。

牛嶋英彦建設課管理係長

基本的に1年、任期は2年ということになっておりまして、1年間活動していただいて8万8,000円っていうのが通常なんですけど、どうしてもいろいろさまざまな理由によって、途中でやめられた場合には、それまでの月割りで報酬を支払うということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

あともう1点なんですけど、制服等の要望が指導員さんあたりから出てるかと思うんですけども、仮にですけど、その制服等の予算というのは、この決算書の交通安全対策事業費の中にあらわされるとしたらこの節19番の負担金補助及び交付金のところになるんですか。それとも違えば、そのあたりのところを教えてください。

牛嶋英彦建設課管理係長

交通安全指導員の制服等については、節11の需用費、需用費の消耗品費の中で現在対応いたしてるところでございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、この中に反映をさせていくという観点から見れば、今年度は、そういうことを検討する——何て言うんですかね——額面上ではなく、いっぱいいっぱい157万円の消耗品費が上がってると思うんですね。ここで、指導員さんもこの猛暑の中、やっておられるんで、要望等を踏まえて検討していくのであれば、この中に予算編成を行っていくような検討をしていかなければいけないということですね。

牛嶋英彦建設課管理係長

御指摘のそのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ぜひとも交通安全対策につながるようなニーズにはこたえていただきますようお願いをいたします。

ありがとうございました。

中川原豊志委員

190ページの道路整備交付金事業で、平成25年度、多分、年度末あたりやったと思いますけど、交付金事業として、道路のストック点検委託が2,198万円ほどございます。

これについて資料もあるんですけども、この道路ストック点検を実施されて、その結果と今後の対策について、わかれば。

点検した数はついてるんですけども、それがどうであったのか、今後対策が必要なのか、それをされてるのかされてないのか含めてちょっと確認をさせてください。

三澄洋文建設課土木係長

道路ストック点検の御質問でございます。

道路ストック点検につきましては、道路の附属物点検、道路舗装点検と道路防災点検、3つの点検をさせていただきました。

その中で、土木のほうでやってるのが舗装と防災でございまして、ちょっと先に舗装からお答えしたいと思います。

舗装につきましては、市内の主要な路線、一級市道でございますけども、その主要な路線の9路線、南北いろいろございますけど、幅員がある程度広い主要な市道、一級市道、そちらのほうの点検をさせていただきまして、9路線の中で点検が実際には路面性状調査という車両で走りながらひび割れの状況であったり、轍の深さであったり、そういったものを実際調査しまして、そういったものがひどい状況から優先性を決めたという状況でございまして、現在9路線の中で8路線ほど対策が必要だという結果をいただいております。

その中で、本年度から商工団地4号線といいまして、商工団地のちょうど西側のほうになりますけど、スタジアム入り口交差点から酒井西・真木線までの交差点まで、あの間の整備をまず優先順位の1番ということで、今年度から整備したいというふうに考えてます。

順次それが終われば、その2番目、3番目ということで、整備を進めてまいりたいというふうに考えてます。

こちらにつきましては、補助がつきますもんですから、国庫補助金を利用しながらやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、道路防災点検のほうです。こちらも国の制度として、道路ストックが老朽化してるということで対策が必要だということで、国の施策の中でやっている事業でございます。

こちらにつきましては、交付金を活用しながらやっていきたいというふうに考えておりまして、点検を山間部の法面を中心に、例えば法面が浮き石が出てるとか、擁壁等がちょっと崩れてる状況があるのかないかとか、そういったものをちょっと点検する状況になっておりまして、これまで点検の履歴がある8カ所、すいません……。防災カルテで、これまでしとった5路線の箇所、山間部の5路線の箇所、それとこれまで災害等であった3カ所、周辺災害で発生した場所に近接するところの3カ所、足し込んで8カ所ですね、8カ所の箇所の点検をさせていただきました。

その中で、実際には5カ所が、実際に法面形状としては不安定な状況であるということで結果をいただきましたので、これも不安程度の状況から優先度をつけさせていただいて、まず四阿屋・筑紫神社線といいまして、東橋から牛原のほう、四阿屋のほうに行く道のまだち

よっと山のほうになりますけども、そちらのほうから対策を打っていくような状況として現在進めておる状況でございます。

以上です。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

じゃあ道路の付属物点検については、担当は。

牛嶋英彦建設課管理係長

道路付属物点検についてお答えいたします。

こちらについては、市が管理する道路照明、交差点などにある、ちょっと大き目の照明になります。そちらの照明、それから、大型の道路上にある道路標識などについて、点検を行ったところでございます。

そのうち、13カ所が、現在対応が必要だという指摘をいただいているところで、こちらについても、今年度から、今年度と来年度、2カ年にわたって対策を行うことにいたしております。

今年度6カ所、来年度7カ所をして、対応が必要なところの修繕、建てかえなどを行うということで考えております。

こちらについても、国庫補助金がつきますので、そちらを利用しながら補修ということで考えております。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

問題がね、やっぱりこうやって幾つか出てきてると思いますんで、その分については、早急に、特に道路の舗装については、8つのうち1カ所やったかな、今されとっとかな。

だから、少しスピードを上げて対応していただきたいというふうに思います。

もう1点だけよかですか。

住宅関連のところでは1点。

今年度は平成25年度、住宅関係で浅井アパートだとか、改修工事、前田アパート等の外壁等の改修工事もされておりますが、これも毎年、計画的に修繕並びに改修関係をされてると思うんですけども、今の改修とか修繕のスピードといいますか、かなりこのアパート等も、年数がたつとって、経年劣化もあるのかな。このペースですずっと修繕改修等を行っていったにしても、今後、大規模な改修とかも必要になってくるかなという気もするんですけども、今後の考え方についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

萩原有高建設課参事兼課長補佐兼建築係長

今後の大規模な計画につきましても、公営住宅につきましては、長寿命化をして、大体 20 年ほど延命化を図りながらやっていきたいというふうに思っております。そうすることで、市民に対して低廉な家賃で住宅を提供できるというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

– 273 –

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

都市整備課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について、その主なものについて御説明いたします。

歳入でございます。

決算書の 59、60 ページの上段をお願いいたします。

款 14. 使用料及び手数料について御説明いたします。

項 1. 使用料、目 4. 土木使用料、節 2. 都市計画使用料につきましては、公園使用料及び鳥栖駅東駐車場使用料でございます。

節 4. 新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場使用料でございます。

次に、75 ページをお願いいたします。75、76 ページ中段をお願いいたします。

款 17. 財産収入についてでございます。

項 1. 財産運用収入、目 1. 財産貸付収入、節 1. 土地貸付収入で、備考欄の 5 行目、駐車場敷地等のうち、都市整備課分につきましては、都市計画道路飯田蔵上線の先行取得用地を駐車場敷地として、貸し付けたものでございます。

目 2. 利子及び配当金でございます。

節 1. 利子及び配当金で都市整備課分につきましては、備考欄の 7 行目、8 行目、都市開発基金利子、九州新幹線減温水被害対策基金利子、それぞれ基金の運用による利子でございます。

次に、79、80 ページをお願いいたします。

款 19. 繰入金についてでございます。

項 1. 基金繰入金、目 5. 都市開発基金繰入金、節 1. 都市開発基金繰入金につきましては、新鳥栖駅西土地区画整理に事業に伴います都市開発基金からの繰入金でございます。

以上で歳入の主なものについて御説明を終わらせていただきます。

次に歳出でございます。

189、190 ページをお願いいたします。

款 8. 土木費でございます。

項 4. 都市計画費、目 1. 都市計画総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、都市整備課 12 名中、新幹線対策係 3 名を除いた 9 名と、国道・交通対策課 5 名の 14 人分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金のうち、都市整備課分につきましては、備考欄の下段 3 行でございます。全国都市計画協会負担金、県都市計画協会負担金、都市計画基礎調査負担金でございます。

次に、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、北部丘陵新都市開発整備事業に伴います U R 再生機構の関連公共立替事業の償還金でございます。

次に 191、192 ページをお願いいたします。(発言する者あり)

すいません、目 2. 公園管理費で、主なもので、節 11. 需用費でございます。

次のページをお願いいたします。

需用費で、主なものとしたしましては、都市公園等の電気料、上下水道料、市内公園施設等の修繕料でございます。

節 13. 委託料につきましては、都市公園ほか市内公園の造園業者、シルバー人材センター等への公園管理委託料や、社会福祉施設、地元等への公園トイレ清掃などの委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、朝日山公園展望台建てかえ工事費で、山頂の鉄筋コンクリート造、2 階建てから木製展望台へ建てかえたものでございます。

中段の目 4. 緑化推進費をお願いします。節 13. 委託料につきましては、市民公園及び鳥栖市役所前広場、本通り、新鳥栖駅前広場などのフラワーポット及び鳥栖駅東駅前ロータリー内の花壇の草花管理委託料でございます。

下段の目 6. まちづくり推進費のうち、節 13. 委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間管理委託料等でございます。

次に、197、198 ページをお願いいたします。

項 6. 新幹線対策費、目 1. 新幹線対策総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、新幹線対策係 3 名中、新鳥栖駅西区画整理特別会計職員 2 名分を除いた 1 名分の人件費でございます。

次に目 2. 新幹線対策費のうち、節 11. 需用費の主なものとしたしましては、次のページ、光熱水費で新鳥栖駅周辺施設減温水被害対策施設の電気料、新鳥栖駅構内みんなのトイレ、観光案内所等の上下水道料でございます。

節 13. 委託料につきましては、新鳥栖駅周辺パーク・アンド・ライド駐車場の施設管理業

務や、自由通路、昇降機の保守点検、みんなのトイレ清掃業務などの委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、新鳥栖駅周辺整備費用で東西駐輪場の防犯対策の一環として、防犯設備設置工事とパーク・アンド・ライド第2駐車場で、新幹線高架下の駐車場部分の利用者の安全のために、側溝ふたを設置したものでございます。

節 25. 積立金につきましては、九州新幹線トンネル工事に起因して生じた農業用水源の減温水対策に伴う基金の利子を積み立てているものでございます。

節 28. 繰出金につきましては、新鳥栖駅西土地地区画整理事業に伴います特別会計への繰出金でございます。なお、不用額の主なものにつきましては、新鳥栖駅西土地地区画整理事業地内で各画地の土地利用が確定しなかったために、上下水道の取り出し、乗り入れなどの宅地関連工事を控えたためでございます。

以上で、議案乙 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について、都市整備課分の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

駐車場のちょっと説明をいただきたいんですけど、鳥栖駅東と新鳥栖駅の駐車場があつて、収入が……

藤田昌隆委員長

すいません、何ページですか。

西依義規委員

収入が、60 ページですね。1,400 万円と 2,000 万円っていう数字と、今度、支出の 194 ページに鳥栖駅東の管理業務委託料が 442 万円、新鳥栖駅の管理は 200 ページの 2,800 万円。

これは委託先から使用料をもらう、どういうことなんですかね、すいません。

野田 浩都市整備課長

鳥栖駅東駐車場使用料につきましては、駅東を、駐車場を利用されている方々の料金分でございます。

で、鳥栖駅東駐車場敷地料っていうのは、サガン鳥栖支援自動販売機をサガンドリームスさんにお貸ししてる分の敷地使用料でございます。

西依義規委員

ということは、鳥栖駅東の利用者収入がこんだけあつて、委託料は 442 万円で済んでるんですけど、新鳥栖駅の場合は、2,800 万円のこれは委託料がこんなに違うのは何ですかね。

野田 浩都市整備課長

歳出分でございますかね。

西依義規委員

はい、歳出です、はい。

藤田昌隆委員長

歳出の 200 ページですよ。

西依義規委員

194 と 200 ページの委託料の金額の算出方法、そういった、はい——を教えてください。

野田 浩都市整備課長

鳥栖駅東駐車場の管理業務につきましては、平成 22 年から平成 27 年の長期継続契約になっております。単年度当たり 438 万 4,800 円で……。

西依義規委員

聞きたいのは、ざっと収入と支出がどういうことかっていうので、例えば新鳥栖駅であれば、2,000 万円の収入、2,800 万円の支出で 800 万円ずつ毎年払ってるのか、そういう計算で合ってるのか合っていない……

藤田昌隆委員長

金の流れだけですよ。

西依義規委員

はい、それを教えてください。

実本和彦都市整備課長補佐兼都市計画係長

今、議員が質問のとおり、駐車場使用料については、駐車場を利用された方がその利用に対して、駐車場料金を払う。その委託料については、駐車場の料金の徴収とか、駐車場の維持管理を委託している業者にその費用を払うということでございます。

ですので、おっしゃってるとおり、その分の収入を得て、その管理委託として、業者のほうに委託料を払っているという流れでございます。

西依義規委員

ということであれば、じゃあ今度鳥栖駅東の場合は、1,400 万円の収入があって 440 万円の支出という単純な計算でいいということですか。

実本和彦都市整備課長補佐兼都市計画係長

そういうことになります。

藤田昌隆委員長

はい、ほかには。

樋口伸一郎委員

199 ページと 200 ページの、これは、項の 6 の新幹線対策費の目 2 . 新幹線対策費の節 13. 委託料の件です。で、合わせて主要施策の説明書の 114 ページ、関連してお尋ねです。

委託料 2,855 万円で支出済額と適合しております。説明書（２）の工事請負費も 129 万円で、四捨五入して、照り合ってるんですけど、この説明書（１）のほうの委託料の中のトイレ及び自由通路清掃業務委託料で 304 万円とございます。

で、決算書のほうには、振り分けを決算書のほうに備考欄に書いてあるんですけども、微妙にこの数値が違ふとこの理由を、理由っていうか説明をしていただければと思いますけど。

違ふんですかね、これ、照り合わせるべきところじゃないんですかね。説明書の（１）の委託料の 3 つ書いてある分と決算書 200 ページの備考欄の 3 つ。

藤田昌隆委員長

ちょっと樋口議員、具体的に、例えば 2,855 万 3,000 円と何々と何々と違ふ、そういう具体的にちょっと。

樋口伸一郎委員

わかりました。

じゃあ説明書（１）の 2,855 万円で 200 ページの委託料の支出済額は合ってますよね。2,850 万円で合ってますね、ここは。

で、決算書 200 ページ右側にいきまして、備考欄に 3 つ額を書いておられますよね。みんなのトイレ及び自由通路清掃業務委託料、3 月随契分と、25 万 3,785 円と新鳥栖駅周辺施設管理委託料の 2,800 万 6,230 円と用水施設維持管理委託料の 29 万 3,028 円。

で、説明書のほうに戻っていただきまして 114 ページの新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路清掃業務委託料 304 万 5,000 円で、周辺施設管理業務委託料 2,148 万円。新鳥栖駅自由通路昇降機保守点検業務委託料 365 万円ほかっていうふうに書いてありますけど、ここの整合性を教えていただきたいです。

野田 浩都市整備課長

はい、委託料の支出済額は 2,855 万 3,043 円で間違いございません。

この通路清掃業務委託料、3 月随契分っていうのが——ちょっとお待ちください——年額でいくと、みんなのトイレ及び自由通路清掃業務 304 万 5,420 円でございますが、3 月随契分っていうのが、長期継続契約の……（発言する者あり）すいません、ちょっとお待ちください。

藤田昌隆委員長

時間かかりますか。（発言する者あり）

はい、時間かかるんだったら飛ばしましょう。

ほかには。

西依義規委員

先ほどの建設のところでもお聞きしたんですけど、地域の要望とか関係者の要望をどれだけ達成されてるかっていう考え方で、例えば公園管理経費、説明書の 110 ページに、6,384 万 5,000 円かけられてるんですけど、これは例えば加藤田団地とかいろいろ入ってますけど、何か市民の方々とかに、こういう何か意見というか、聞いて、それを庁内で検討して、修繕をしたりされてるのか、それとももう市役所の方々の目で見えてっていう……、これはどういうふうな形で修繕費とか、そういった工事請負費、朝日山も、そういったのをされているのかをお尋ねします。

野田 浩都市整備課長

基本的に毎月点検をやっております。その中で割り振って修繕をやっております。それプラス、地域の区長さんとか、特に危ない部分については優先的にやるようにしております。

西依義規委員

いや、ほかの課なんですけど、同じ建設部で、例えば交通安全施設整備事業で小学校 8 校区に対して、学校、PTA、地域住民、交対協とか、一緒に、要は安全点検をされて、その要望に基づいて、例えば反射鏡とかガードレールを設置するっていう、極めて僕はいい試みだと思うんですよね。

これをなぜ公園とかにもできないかと思うんですが、それは何かできない理由あるんですかね。そういった、例えば、使う人の身になった、大人が見た公園じゃなくて、例えば子供とかお母さんとか、実質使われてる方々の目線に立った公園整備とか維持管理、そういったことをされてるのかどうか。

野田 浩都市整備課長

市民の方々から電話、メール等よく入ります。できる部分については改善していつている状況で、点検につきましては、毎月、直営で、三百何ぼある公園を点検している部分しかございません。

西依義規委員

わかりました。

けど、一市民とか一電話とか一メールでは、要は個人的主観が入る形が多々あると思うんですよ。

じゃなくて、地域とか、ある意味、例えば田代地区とか麓地区っていう方々と一緒に、じゃあこの麓のこの公園はもうちょっとっていうふうなことにはしていくべきじゃないかと思

いますんで、ぜひそういったことも、使われる立場に立った公園整備をしていただきたいなと思います。

はい、要望です。

藤田昌隆委員長

先ほどの答え出ましたか。

佐藤晃一都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

通路清掃業務の委託につきましては、3年間の契約、随契になっておりまして、平成23年の2月から3年間の契約をしてますので、3月分の1月だけが随契にしたものでございます。

野田 浩都市整備課長

補足させていただきますと、最初の契約が2月までの契約になっております、3年間のですね。2月で切れますので、次の契約をする4月1日からの契約をするのに、3月分の1カ月分を随契にしたという流れでございます。

樋口伸一郎委員

はい、ありがとうございます。

ということは、この決算書というのは予算執行した分の決算になると思うんで、この備考欄の表し方っていうのは、足したら合計額は同じになるってことですので、この説明書のほうの今年度のこれが決算の説明書であれば、この説明書が決算のほうの説明書であれば、平成25年度だけで見れば、こっちが合ってるっていう認識でいいんですか。こっちが合ってるじゃないでしょうけど、どっちかが間違ってるわけでもないんでしょうけど、ちょっと不思議に思うのが、結局、年度の決算書の中に、委託料とかの増減が説明書の中には、説明書とこの決算書が、何か額が変わってるっていうのがそもそもおかしいんじゃないかなというふうに感じたもんでですね。年度の決算書においてがですね。

そのあたりいかがですか。

詫間 聡建設部長

今回の平成25年度の決算書の表記の仕方の関係だと認識したところでの御答弁とさせていただきます。

主要施策の中での分につきましては、あくまでこの決算書に伴います説明資料というところになります。

今回の新幹線対策費の委託料でございまして、新鳥栖駅周辺施設整備管理委託業務、新幹線の開業が平成23年3月12日ということで、当初1年1カ月分の年度の区切りの関係がありまして、長期継続契約であれば3月で切れるということで、1カ月分を延長した形での随

意契約という形をして、年度契約に4月から持っていけるようにというところの調整が出てきます。

今回の決算書の印刷の関係といいますか、この表記の仕方なんですけれども、この周辺施設管理委託業務の全体的の中でやっております、ここ正直言います、担当課としての表記の説明での中での誤解を招くような形になっておりますけれども、そういったところでの具体的な委託業務の中身というのはもう変わりませんけれども、そういったところはちょっとおわびするところだと思います。

業務の中での1カ月分の表記の仕方、当然この決算書の作成についてが、財務会計システムの中での表記ということで、新たな項目になりますけれども、お互いこの決算書の中身、主要施策の中の整合性がとれておけばというところでは思ったところで、誤解を招いている面であるかと思っておりますのでございます。

今後注意をしましてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

御答弁いただきました説明で理解をできました。

ですので、もしこれもう以降なんですけど、例えばどっちかに合わせるとか、事業内容一緒ですので、そっちにしていたほうが、逆に明確簡単なのかなあと思いましたので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

中川原豊志委員

すいません、ちょっと一点、たいしたとこじゃないんですけどね。

一応、決算書193、194ページの報償費、緑化推進費の中の報償費の人生記念樹代というのがございます。

この参考資料というか、説明資料の中にも載っとるんですけども、各年度、平成22年度からの配付の数がずっと載っとるんですけども、平成22年度は336人だったのに対し、平成25年度は226人と、100人以上も記念樹をもらえる方が少なくなっている状況なんです、この原因、例えば、市民課との連携なのか、住宅っていうかアパートで住んでの方が多いのかわかりませんが、多分、出生数からすると、700人ぐらいあったというふうに記憶をしているんですけども、その中で226人の方がもらいに来られてるっていう、だんだん減ってきているというところについて何か認識されとっですかね。

古賀芳次都市整備課長補佐兼公園緑地係長

大体、毎年750人ぐらいが出生をされております。それから約半分の方が、当方のほうに

申し込みに来ていらっしゃいます。

従来は、大変申しわけないんですけど、はがきを3月15日から30日まで、10月15日から30日までと年2回、お引き渡しをするんですけども、それについて、はがきによる通知を出しておりましたけども、申しわけないんですけど経費削減ということで、引換券を渡すようにいたしました。その件で、どうしてもお忘れになるとかそういうところで若干、引取りが少なくなっております。

これに伴って、こども育成課のインターネット等に申し込んでいただいて、そちらのほうで子どもさんの発育とかいろいろな情報の中で、人生記念樹の配付が来ましたというのを発信をしておりますが、どうしても引取りが若干少なくなっているという傾向は感じております。

以上、お答えといたします。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

このね、支出の項目からすると、緑化推進なんですよ。ですから、生まれた方に記念樹を埋めていただいて、緑をふやしていただきたいというふうなことなんで、経費の問題とか云々ってということじゃなくて、やっぱり主とする目的がどこなのかということに対して、取り組みをしていただきたいな。

ただ、本当にマンションとかアパートとかにお住いの方が多くなってきて、植えるところがだんだん少なくなってきたと、記念樹をもらっても。そういった意味で、この記念樹をもらう方が少ない状況であるのであれば、違う形のね、緑化推進という形で考えていったほうがいいのかな、いうふうに思っております。

一応、意見要望ということにさせていただきます。

以上です。

江副康成委員

決算書の200ページ、先ほどから出てます新鳥栖駅周辺施設管理委託料のところなんですけども、西依議員の鳥栖駅の東駐車場と新鳥栖駅、比較して見るというのは非常にいい視点だなと思ってたんですが、鳥栖駅東のほうは駐車場管理のみですよ、あそこですね。

であれば、新鳥栖駅の駐車場管理の部分だけの、コストっていうか——は幾らなのかっていうやつを教えていただけないですか。

佐藤晃一都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

新鳥栖駅周辺の施設の管理業務といたしましては、2,148万3,000円が、主に駐車場及び駅前広場等の管理委託料でございます。

江副康成委員

結局、駐車場の管理、幾つかに分かれてますけど、及び東側のロータリーとか通路とか、広範囲の清掃業務、いろんなところを含んだところの委託料という形になると思うんですね。

そういった場合に、そういったところの、反対に言うと、細かな区分はないのかもしれませんが、そういったところをまず前提として、若干違うんだということをまず確認したいなと思ってですね。

それと、合わせてなんですけども、新鳥栖駅の駐車場、特にサガハイマットの前の駐車場はいつも満杯で、いつもなかなか後から入れないというようなことをよく言われます。

片や、あそこ、新鳥栖駅の西側のロータリーの中にある駐車場のところは、比較的空いてる部分もあると、数は少ないですけどですね。

何を言わんかという、料金体系なんすけども、東側のロータリーのところは時間帯のくくりとかいろいろ違いまして、ちょっと早く出ないと、それなりに高くなっていくシステムなんですけども、その他の部分はもう 1 日 100 円という形で、駅に近かろうが遠かろうが全て均一ということになるわけなんですよ。

遠くから来られて、1 日 100 円という形で安心にとめられるというような需要も当然あると思うんですけども、そういったところは周辺のほうに配置させて、やっぱり駅に来られた方が時間に間に合うように、いつもある程度の部分は空いているような料金体系というようなことは、今後考えられるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりの料金の若干の区分みたいなやつは考えてられないのかどうかを教えてください。

野田 浩都市整備課長

江副議員御存じのように、パーク・アンド・ライド駐車場と西側の浦田川をはさんだ西側の駐車場につきましては、土日、もしくは使いたいときに、新幹線を利用したいときに、駐車場が利用できないと、そういうのをお聞きします。

駅広の駐車場につきましては、24 時間とめたら 1,000 円ぐらいかかる、料金体系が違う駐車場になっております。

使い勝手がいいようにということで、今回、消費税が 8 % に上がったときには、料金体系を見直しておりませんが、もし 10 % に上がったときには、若干見直しを考えようかなと、一応課内ではそういう話をしているところでございます。

江副康成委員

これも何かいろいろタイミングあると思いますので、そのタイミングで、周辺のほうを 1 日、2 日、何日もとめるんだったら、大した距離ないから、河川とか遠いところにとめるような形、猶予して手前の分と変えるとか、ぜひ段差をつけてやっていただきたいなと要望して

藤田昌隆委員長

ちょうど時間となりましたので、議案乙第 29 号の審査は、13 時 10 分から開始をいたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 7 分開議

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計決算認定について、御説明いたします。

歳入でございます。

決算書の 307、308 ページをお願いいたします。

款 1. 国庫支出金について御説明いたします。

項 1. 国庫支出金、目 1. 土地地区画整理事業費国庫補助金、節 1. 土地地区画整理事業費国庫補助金につきましては、平成 24 年度繰越事業分と、平成 25 年度現年、新鳥栖駅西公園整備事業分の国庫補助金でございます。

次に、款 2. 繰入金について御説明いたします。

項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、土地区画整理事業に伴います一般会計からの繰入金でございます。

次に、目 1．繰越金、節 1．繰越金につきましては、繰越事業に伴う一般財源分を繰り越したものでございます。

次に、目 1．土地区画整理事業債、節 1．土地区画整理事業債につきましては、平成 24 年度繰越事業分と、平成 25 年度、現年分の補助裏市単独費に係る地方債でございます。

以上で歳入について説明を終わります。

次、歳出でございます。

次のページ、309、310 ページをお願いいたします。

目 1．土地区画整理事業費、節 2．給料から節 4．共済費につきましては、新幹線対策係 3 名中、新鳥栖駅西土地区画整理特別会計 2 名分の人件費でございます。

節 13．委託料につきましては、土地区画整理事業地内の画地ごとの出来形確認、測量と区画整理事業の収束に向けて、換地設計準備業務等の委託料でございます。

節 15．工事請負費につきましては、歳入で申し上げました工事請負費の備考欄 3 行目、平成 24 年の 11 月に九州新幹線で、クレーン転倒で、架線と接触した事故により、J R 協議に不測の日数を要したため繰り越しとなった堤防道路築造工事分と、区画整理事業地内で、最後となりました熊野神社北側の 1 街区築造工事と新鳥栖駅西公園の 1 号公園、2 号公園の整備、画地の土地利用に合わせて、上下水道の取り出し、乗り入れ口の宅地関連整備 10 件の工事費等でございます。

節 22．補償補填及び賠償金につきましては、1 街区の物件移転補償費と使用収益の停止に伴う農業休止補償でございます。

次に、目 1．元金、節 23．償還金利子及び割引料につきましては、地方債に伴う元金の利子の償還金でございます。

以上、議案乙 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

はいどうも。

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

西依義規委員

この特別会計っていうか、この事業はいつまでの見通しなんですか、土地区画整理事業自体。

野田 浩都市整備課長

昨日、土地区画整理審議会、17 回目の土地区画整理審議会を終了いたしました。

それで換地計画の承認をいただきまして、次、2 週間縦覧しまして、あと、事業計画の変更の承認申請をいたします。

承認申請で、県から承認がおりたら、換地処分ということになりまして、来年の 1 月には、換地処分、それから、字図、新地番で法務局の字図が変わるようになります。

それから清算金って、徴収と交付を行いまして、うまくいけば、今年度中には、事業が完了する予定でございます。

以上です。

西依義規委員

ということは、この会計自体も今年度中でももう閉めてるということになるんですかね。

野田 浩都市整備課長

清算金って、個人の土地の価格の調整といいますか、コンマ何平米分の土地のやりとりをお金で清算しますので、交付する分は受け取られるでしょうけど、徴収する分がございまして、残れば、また、会計自体は閉められないというシステムになります。

藤田昌隆委員長

じゃあ、よければ私から、はい、よろしいですか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

310 ページの新鳥栖駅西公園整備工事費 1,900 万円、1 街区築造ほか工事費 1,600 万円、堤防でいいんですかね、堤防道路築造工事費 1,700 万円。これ約 5,370 万円ですか、させていただきますけど、これ、ちょっと一つ一つ具体的にどういう工事なのか教えていただけますか。

野田 浩都市整備課長

まず昨年度繰越分ですね。堤防道路築造工事って決算書には書いておりますが、これが JR 新幹線の架線事故により、繰り越した分でございます。

金額まで申し上げますか。

藤田昌隆委員長

いやいや、具体にどのような工事だったかだけでいいです。

野田 浩都市整備課長

6 号堤防道路築造につきましては新幹線の西側になります。浦田川と新幹線の間の緑地と管理用道路、堤防の管理、河川の管理用道路ですね。

それとあと、歩行者専用道路、インターロッキングで舗装しております。その部分の工事でございます。

1 街区築造工事ほかっていう工事が、最後まで残っております、天本自動車さんの周り

の……

藤田昌隆委員長

あのお宮の。

野田 浩都市整備課長

はい、お宮の北側の今、コンビニさん、コンビニが建っている、あそこの3筆と天本自動車の敷地プラス南側の農地の2筆分の築造工事をやったものでございます。

と、1号公園整備工事っていうのが熊野神社の南側の、今、原古賀二本松公園っていう名称を変えております。その分の工事で、クレイ舗装とトイレを一基設置しております。

2号公園が、新幹線の駅の前の三角の公園になります。そこはみずほ公園という名称をつけさせていただいております。

で、植栽が、真ん中にヤマザクラですね。あと両脇にサルスベリを植えて、あと水道と下水の取り出しを行っている部分でございます。

あと鳥栖駅平田線歩道整備ほか工事ということで、県道部分の拡幅に係る分の工事。あと宅地関連整備ということで、乗り入れ口と上下水道、土地利用が決まった段階で、水道、下水の取り出しをどこにするかということ聞いた上で、うちのほうで発注している分が10件ございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

結構、金かけてますね、ね。できたときには、あんまりせんでいいかなっち思うぐらい立派な道路があって、また5,370万円、すごいですね。

それとあと一点。その下の下、農業休止補償費、これ確か新幹線新鳥栖駅の東側のあの辺の何か、畑か何かの休業農業、農業休止補償費だと思うんですが、違いますかね。

野田 浩都市整備課長

先ほど、1街区築造工事ほかって言った部分の農業補償でございます。天本自動車さんの南側の2筆の農地を、去年の3月に工事が完了して、使用収益の開始を4月に行っておりますので、その間のその分の農業休止補償ということになります。

藤田昌隆委員長

あれ何つくってあったんですかね、何かビニールハウスか何か置いてあっただけじゃなかったんですかね。

野田 浩都市整備課長

季節折々の野菜をつくられております。

今、コンビニが建っているところについては、畑の土を入れて、まだ手つかずの状態にな

っておりました。

藤田昌隆委員長

なぜ言ったかという、29万7,000円って、例えば野菜を売って、どうのこうので29万7,000円っていうのは、なかなか上がりませんよね。そういうその、そこまで収益上がらないと思うんですが、ちょっと感じたのは、高過ぎらんかなと思ったから質問しました。

野田 浩都市整備課長

農業休止補償につきましては、基礎額の算出根拠として、平成18年から平成22年、5カ年の農家の手取り平均価格、キログラム当たり210円ということになってます。平成18年から平成22年の5カ年の平均基準収穫量、平米当たり0.5キロで210円の0.5キロ分を掛けまして、平米約100円っていうところで算定しております。

以上です。

藤田昌隆委員長

その、ほいじゃ、平米100円はいいですが、ほいじゃ、年間、その平米100円っちゃ平米100円っちゃわかりましたけど、ほいじゃ、年間、幾ら出荷なりしてるんですかっち。平米100円じゃわからんでしょうもん。

佐藤晃一都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

この農業休止補償につきましては、実際にこの方がどのくらい出荷した額ということを基準に単価を決定しているわけではなくて、その面積に対して、このくらいの出荷ができるということを根拠に算定しておりますので、こういう単価の決定ということになっております。

藤田昌隆委員長

ということは、その土地、その広さだけでの判定っていうことですか。

佐藤晃一都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

その田んぼ畑の面積に、この平米100円の単価を掛けて金額を算定しております。

藤田昌隆委員長

いやいや、その農業補償、農業休止補償っていうんだったら、例えば今まで米をね、100万円売り上げとったと、だからそれにちょっと何割か増しで補償費をもらうっていうのはわかるんですが、広さだけで、何もつくってないのに、農業補償費っていうのも何かおかしいような気がしますけどね。

だから、例えばキュウ리를植えて、ね、年間4回とか5回出荷して、そいで29万7,000円とかだったらわかりますよ。何かちょっと少し今後の課題として、その辺はただ広さだけでなくて、何をそこで農業補償、農業補償と言うなら、私はそういうあれを、基準を設けた方がいいんじゃないかなと思ったんですがね。

以上です。

樋口伸一郎委員

多少ちょっと関連しますが、決算書 310 ページの事業費、目の土地区画整理事業費の節、工事請負費 5,372 万円の中身についてお尋ねです。

全体事業費 8,622 万円に対して 60%ぐらいが、先ほども申されてましたように、大きなウエートで 5,372 万円ってかけておられますが、説明書の 158 ページをちょっと開いていただいて、決算書に戻ります。

備考欄の新鳥栖駅西公園整備工事費ですね。これは説明書 158 ページの中の（２）工事請負費の中の 1 号公園整備工事費と 2 号公園整備工事費ほか、だちょっと理解をしております。

2 番目の決算書、1 街区築造ほか工事費等 1,673 万 8,050 円ですね。この分に関しましては、説明書の（２）の 1 の 1、上下水道取り出し工事費から、その 3 行目までの 1 街区築造ほか工事費の 3 つプラス説明書の 159 ページの（３）の、先ほどから出ている補償費を足したものだ理解をしました。

で、決算書 3 番目の堤防道路築造工事費ですね。1,774 万 7,000 円。これが説明書の（２）の一番最下段の 1,774 万円と理解をしたんですけど、まずその確認で間違いないか教えてください。

野田 浩都市整備課長

樋口さんが言われた移転補償費は、節 22 の移転補償及び賠償金の分になります。移転補償は節の 22 のほうに計上しております。

で、公園整備費、言われるように 1 号と 2 号公園分の整備費でございます。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

大丈夫ですか。

野田 浩都市整備課長

1 号公園、2 号公園、このほかに、随契分が 10 万円ほどございます。それで、合計が合っていない部分になります。

あと、1 街区ほか工事費につきましては、1 街区の整備工事費とあと上下水の取り出し分と、その他の工事 250 万円入れた部分のトータルが 1,673 万 8,050 円ということになります。

藤田昌隆委員長

あと幾つ残ってますか、答えは。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

その1街区築造ほかの工事費等って書いてありますし、説明文にもほかってあるんで端数が合わないっていうのはわかるんですけど、そもそも振り分け方、説明文ではきれいに括弧で1、2、3で分けてあるのを、決算上備考欄にばらばらに組み合わせた根拠等があれば教えていただきたいんですけど。

公園と公園じゃないとこで分けたとか、そういった形でよろしいんですけど。

佐藤晃一都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

主要施策の説明書では、主な代表的な工事を表示してまして、例えば1の1街区上下水道取り出し工事であれば、86万1,000円を計上しておりますけれども、ほかに、9カ所を取り出し工事等が、乗り入れ口の工事等がありまして、その中の乗り入れと上下水道取り出し工事の代表的なものを説明資料の冒頭、一番最初に表示をしております。

あと6街区、6画地乗り入れ工事もこの中の代表的なものとして、この2カ所分を上げておりまして、1号公園、2号公園の工事費は、決算書に表示しております1,102万5,000円と808万5,000円をそのまま計上しております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。理解できました。

であれば、振り分けの根拠はわかったんですけども、決算書310ページの1街区築造ほか工事費等の1,673万8,050円の中に、補償費の移転の分は別のところってということで御説明いただいたんで、補償費の一部は工事費に入っているという認識をしたんですけど、ここは分けなくてよかったんですか。

野田 浩都市整備課長

補償費の一部と言われますと……。 (発言する者あり) さっき、先ほど自動車屋さんの移転補償費は、節の22のほうに入っております。で、移転の補償にかかる工事費っていうのは、計上して、この中には入っておりませんが、 (発言する者あり) 農業のほうも節22のほうで入っております。

樋口伸一郎委員

はい、ありがとうございました。

中川原豊志委員

今、樋口議員の関連というか、要は、1街区の築造ほか工事等の決算書にある1,673万8,050円とこの説明資料にある3つを合わせた金額との差額が約700万円近くあるわけですね。

ですから、その700万円、端数調整ぐらいならわかるんですけど、700万円、ちょっと大きいんで、その辺のところをちょっと詳しく教えてほしいということと思うんですが、よろし

いですか、その辺。

再度お願いします。

野田 浩都市整備課長

1 街区築造工事ほかは指名競争で 769 万円ぐらいございます。

それに、あと鳥栖駅平田線の工事が 180 万円程度、あと上下水乗り入れ口の取り入れ分が 480 万 4,000 円ほどございます。とあと、その他で 240 万円程度ございます。その分が、1,673 万 8,000 円のトータルになると思いますけど。

中川原豊志委員

はい、よかですかっていうとあればってん、よかです。

ただ、せっかくなんで、説明資料に同じような項目で書かれてるわけですね。1 街区ほか築造工事の分とかもね。

だから、合わせられると、もうちょっとね、わかりやすいのかというふうに思います。

野田 浩都市整備課長

はい、決算書の備考欄と主要施策の成果の分の金額を合わせるようにいたします。

失礼しました。

江副康成委員

まず補償補填のとこの移転補償の部分で、どこの部分のあれですかね、移転補償なんですかね。もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

野田 浩都市整備課長

熊野神社の北側の県道沿いの天本自動車さんでございます。

天本自動車さんは、県道部分が若干歩道に、交差点の改良で歩道分がかかってまいります。南側につきましては、不整形なやつを直線にしておりますので、その分の立木補償とか、表側の看板とか、あと展示スペースとかございました。その分、プラスもろもろで八百数十万円程度補償したものでございます。

江副康成委員

その農業休止補償費のときに、天本自動車を中心に、何か東側って言われたような気がしたけど、南側の畑のことですかね。

野田 浩都市整備課長

はい、南側と東側の今コンビニが建ってる県道沿いの分の農地の分でございます。

江副康成委員

両方っていうことですか。

野田 浩都市整備課長

はい。

江副康成委員

それと、先ほど、その上の堤防道路築造工事費の中で、道路をつくられて、その後の緑地が残ってるじゃないですか。その緑地の部分は最終的にはどうなるんですかね。

野田 浩都市整備課長

今年度中に、今、2号公園、みずほパークって言ってます堤防、法部分に芝、センチピートグラスって、あと管理が要らないような芝がございまして、それを年度末に向けて植えようかというふうに考えております。

江副康成委員

はい、わかりました。

せっかく立派な歩行者の道路をつくってもらってることは間違いないんですけども、ただ夜とか非常に暗いんですよ。歩行者の道路にしてはですよ。

というのは横に大型のスーパーとかありますけども、光が漏れないような形のところになりまして、非常に、駅のほうから、ずっと暗いもんで、そのあたりの、結構要望があるんですよ。暗い暗いと。駅前なんで何で暗いのと。

そういったところの対策みたいなやつは、何かこの課あるいはほかの課、どっか知りませんけども、何か話は出てないんですか。

野田 浩都市整備課長

議員御指摘のとおり、公園を過ぎると、夜中ですかね、レンタカー屋さんとか、ドラッグストアの明かりが消えたら暗いと感じております。

公園の一番福岡よりのほうには1基、歩行者用照明をつけているくらいで、あと北側については、今のところちょっと予定はございません。

江副康成委員

その関係で、レンタカー、あるいはドラッグストア、あるいは住宅、全て南北に電気が漏れるような形になって、あそこから言うと、東側のほうはつけてる段階でもまだ光、行かないんですよ。だからそういう消えてからっていう時間帯でなくって、早い時間帯、日没後早々ぐらいに大分暗くなるというようなことはちょっと御認識をお願いしたいなということで終わります。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

そしたら、それでは都市整備課関係議案の質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 56 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

~~~~~

国道・交通対策課

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

小柳 誠国道・交通対策課長

議案乙 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について国道・交通対策課分の報告をいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

決算書の 89、90 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 21. 諸収入について御説明いたします。

90 ページの備考の上段の 7 行目に当たりますが、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入につきまして、土木雑入、光熱費雑入でございます。この光熱水費雑入内に、鳥栖駅前広場自動車整理場コインパーキングの電気料が含まれております。

以上が歳入についての御説明でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

189、190 ページをお願いいたします。

款 8. 土木費について御説明いたします。下段をごらんください。

項 4. 都市計画費、目 1. 都市計画総務費のうち、節 2 の給料から、次のページに飛びまして、節 4. 共済費につきましては、国道・交通対策課 5 名分の人件費が含まれております。

節 8. 報酬費につきましては、地域公共交通会議の委員謝金でございます。

節 9. 旅費につきましては、九州地方整備局など関係機関などの協議旅費が含まれております。

節 11. 需用費につきましては、消耗品費に、ミニバス用停留所のシート等、印刷費にバスマップ印刷等、また、光熱費は、鳥栖駅前広場電気料等が含まれております。

節 13. 委託料につきましては、ミニバスの運行業務委託料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、国道 34 号鳥栖神埼間の整備促進期成会負担金、一般国道 3 号改良促進期成会負担金ほか、各協会等への負担金及び地方バス路線維持費等の補助金でございます。

次に、193 ページ、194 ページをお願いいたします。中段をごらんください。

目 3. 街路事業費のうち、節 11. 需用費につきましては、駅前広場の縁石の修繕を行った分と鳥栖駅前のフットライトの修繕分を含むものです。

以上、議案乙 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計認定について、国道・交通対策課分の説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

#### **西依義規委員**

国道・交通対策課 5 名の仕事の割合といたしますか、国道・交通……、国道の整備促進に対するウェートと、地域バスとか交通のほうは、5 名分でどのようにされているのかっていうのは、何かどうも国道に対する、この予算だけ見ると、決算だけ見ると何か余りないような気がするんですけど、その辺の仕事割合っていうのはどういうふうになってるんですか。

#### **小柳 誠国道・交通対策課長**

先ほどの御質問について御説明いたします。

国道についての仕事の割合でございますが、国道・交通対策課の仕事の中には国道、県道の調整に関することということがございます。これに関していきますと、今、国道でいきますと、国道 3 号の拡幅や鳥栖久留米道路の事業が国のほうで行われておりますので、それに



対して、調整ですね、佐賀国道事務所との調整や用地交渉、佐国が行う用地交渉に鳥栖市も同じく随行して、そういった調整で動いているところでございます。

県道に関しましても、県の土木事務所のほうが県道の説明会等があるときには、国道・交通対策課のほうも随行し、その内容について把握し、そしてまた市道等の取りつけもありますので、それについて市の、地元からの市への要望についても対応しているところでございます。

そして次に、この要望関係については、期成会の要望につきましては、総会、関係市町とつくってる総会、期成会の要望の総会がありまして、その中で、整備局、東京の国土交通省等に、そして地元選出の国会議員様等に要望活動を行っているところでございます。

バスにつきましては、毎年、バスの運行事業につきまして、協議会を年2回開いております、それについて、ルートや、そしてルート等の協議会を踏まえ、毎年バスマップ等の印刷をして、地元の周知をし、そしてバスに乗っていただくように説明しているところです。

ちょっと割合的が、どうなるかっていうのは、なかなか、5とか6とか、そういったのはちょっと説明しにくいですけど、そのようなことで、国道・交通対策課として、今、事業を進めているところでございます。

#### **西依義規委員**

そうですね、言いにくい質問をしてちょっと申しわけないんですけど、じゃあ決算額の比率として、国道、県道に対する使った1年間の決算と、地域交通に対する使ったお金っていうのはどういう割合になるんですかね。

いや、僕が言いたいのは、もうちょっと国道、県道に対する整備促進にお金を使うべきじゃないかなっていうところがあって、例えば、192ページの旅費とか、一般旅費、費用弁償ってあるんですけど、年間に24万円ですか、これ。

今おっしゃったような、しょっちゅう九州地方整備局とか佐賀国とか、国会議員さんとかに行ってるのであれば、旅費がこんな額で済むはず……、それじゃないのかなと思うんですけど、その辺はいかがですかね。

#### **小柳 誠国道・交通対策課長**

さきほどの御質問に対してお答えします。

こちらで192ページで上げている負担金につきまして、その旅費なんですけど、その負担金の中から、要望活動費の旅費等が含まれているところなので、この期成会の負担金とは別に旅費ってのは、特段、旅費等につきましては、期成会の負担金の中に入っている状況でございます。

そして、全体的な額ってのは、先ほど御質問がありました国道の対策分と、そしてバスに

占める割合ですけど、そうしたところは、今ちょっと計算はしてるんですけど、おおまか、大体でいきますとやはり、バスの負担金のほうが、地方バス、そして、ミニバス等がありますので、それについては毎年約 5,000 万円ぐらいになりますので、バスの運行事業費、国道・交通対策課の決算でいきますと、バスの運行事業費のほうがもう大半を占めてるところでございます。

#### 西依義規委員

いや、僕が心配するのは、もう極端な話すると、この課からバスを取ったら、要は、余り見えてこないんじゃないかっていうのをちょっと危惧するんですけど。そういうこと言うと失礼に当たるんですが。

僕はぜひとも旅費とか負担金の中に含まれてるのであれば、そういった移動費とか、もうちょっとかけられることによって、ああ一生懸命やってるなっていうのが見えるんじゃないかなと思うんですが、その辺は比例はしないんですかね。動いてますというのをどっかで見るのは、どの数字を見れば動いてることになるんですかね。(発言する者あり)

#### 藤田昌隆委員長

西依議員、いろんな交通費とかどうのこうのは、「どこに入ってるんですか」と呼ぶ者あり) 要するに、協会の負担金とかそういう中に入ってるんでしょ。その期成会……。

#### 詫間 聡建設部長

国道・交通対策課のちょっと予算の執行状況について、補足的なものを説明いたします。

この決算書上の中に、都市計画総務費の中には、都市整備課の分、並びに国道・交通対策課の分ということで、決算書の中で、一応上がっておりまして、全部が全部これがそのまま上がってくるわけではございません。

例えば、国道事業につきましては、事業主体になりますのは、九州地方整備局であり、佐賀国道事務所等の所管、また鳥栖久留米道路は、福岡国道事務所の中での予算執行となるわけです。

例えば、佐賀国道事務所というところに、要望活動を行った場合、実は本市の旅費規程の中に、佐賀市への出張というのは、これは旅費の支給規定外になります。したがって、予算執行としては上がってこないと。

福岡国道事務所の中になってきますと、福岡県、福岡市の旅費規程の中でもそういったことで、予算執行に伴うもの伴わないものというのが出てまいります。

この中の負担金の中での項目の中に、期成会というものの負担金でございます。それぞれ期成会を構成する各自治体の中で、同じような要望活動を行いますので、本市としましては期成会への負担金、その中で、それぞれの、例えば、ここにあります国道 34 号鳥栖神埼間とい

うのの期成会であれば、鳥栖、神埼、あと上峰が会長、副会長ということになっておりまして、あと事務局の関係の費用というのは、その負担金の中から、期成会のほうから支出をするということになりますので、この負担金の中にも旅費等は含まれてきておると。この期成会の中でも、年度の事業計画並びに決算関係の審議等も行っているような状況になります。

したがって、ここに上がってまいります旅費が一般旅費、合わせまして 23 万 6,000 円程度ありますけども、これのほとんどが今回、国道 3 号久留米甘木線とあと期成会等の要望活動の費用ということにはなっておるとこです。

ですから、現在やっております要望活動について、見えてくるのが、この予算の旅費の部分と期成会への負担金の一部分が回ってくるというふうなことで、ちょっと目には見えてこないような状況ではございます。

数字として表れない、また、佐賀での要望活動については、旅費の支給規程が、本市で全てがそういった規程がないような状況がありますので、予算、決算に上がってこないというところも出てまいります。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

はい、よろしいですね。

#### **中川原豊志委員**

同じとこの 102 ページの一番下の地方バスの路線バス維持補助金なんですけども、資料を見ますと、昨年よりも若干補助額が少なくなっているようなところで、年間利用数が 44 万 5,000 人を超えているということなんですけども、市内の路線 3 路線と広域路線 3 路線で、細かい資料は載ってないんですけども、例えば 6 つの路線の中で、本当に乗降客が少ない路線とか赤字幅が大きい路線とか、そういったところに対して、この広域の地方バスの補助でいいのか、逆に、そこをもうミニバスに変えた方がいいのかとかいう、そういうふうな検討というのはされたことございますか。

#### **小柳 誠国道・交通対策課長**

先ほどの御質問にお答えいたします。

広域路線の 3 路線については、こちらのほうは、その 3 路線については広域のため、隣の市町とかも絡みますので、この路線については県のほうで協議会を開いていただいて、県のほうで補助金等の金額を決めていただいているところでございます。そちらについては県でルート等も、金額のやはり動きがありますので、検討をいただいているところでございます。

市内線、ミニバスにつきましては、鳥栖市の管轄になりますので、それについては、先ほど申しました協議会、学識経験者や運行事業者、道路管理者等で協議会を開いたところで、

利用していただける乗降人数とかも、毎回、毎年、検討している、その見直し等も検討しているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

毎年検討されてるというふうなことなんですが、本当に市内の路線の中で、乗降客が少ないような路線について、本当にこの補助金がいいのか、ミニバスがいいのかというふうなところもね、含めて、検討してもらうことも必要な。

逆に、ミニバスと一緒にやることによって、その地域の方の足がもっと利便性がよくなるというふうなこともあるのかな。

例えば、下野から走って来る市内線はもうミニバスにかえて旭の中を走る。ミニバスにかえることによって、麓駅だとか新鳥栖駅まで回すとかね、そういうふうな方法で対応できるのであれば、そういうことも考えていいのかな。

河内のほうに行く分についても、本当に乗降客が多ければ、別に仕方ないんですが、少ないのであれば、そういうふうな方法も考えてもいいのかなというふうに思います。

ぜひそういうふうな検討も今後していただきたいというふうに思います。

#### **豊増秀文国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長**

すいません、ちょっと先ほど課長の補足でございますけども、以前、平成 24 年度、平成 23 年 10 月から 24 年 9 月までは市内路線ということで基里線というのがございまして、それにつきまして、見直しの中で、現在、ミニバスになっておりますけども、そういうふうなちょっと検討、補助金から委託料のほうにして、ある程度住民が使いやすいようにというふうな検討及び変更をした経緯もございます。

一応報告いたします。

#### **藤田昌隆委員長**

よろしいですね。

#### **内川隆則委員**

何から言うてよかかな。

今のバスの関係はね、こないだの委員会でも言ったように、どっか都市整備課かなんかにもうさせんね、もう、部長。もう課長は、こぎやなする暇はなかよ。

そして第一ね、慎重にそのことも考えんと、今、中川原議員から言われたように、私もデマンドの話を一般質問でしたようにさい、そういうやつを真剣に、課長補佐んごと、こないだの委員会で、0.4 が 0.9 になりましたじゃ、手柄んごと言うてから、0.9 が何が手柄って私、思うたばってんさい。

そいけん、やっぱ真剣にね、考える部署にさい、配置がえばしてもろてさい、もうここは

国道、県道のさい、もう集中的な仕事ばするというふうな面で、配置ばしてもらわんと、なかなか大変というふうに思う、両方とも。地方バスの問題にしても、国道3号線、34号線の問題にしても。

だから、そういうふうなね、配置がえば早急にするように、三役などとも相談ばしてもらって、やっていただきたい。

そこでね、西依議員も言いよったように、何の仕事ばしよっとねっちてから言わるっとね、あちこち行きよりますっちゅうふうな話になろうばってんが、国道事務所と話をするときに、ややもするとね、こっち側にボールば投げられる可能性もあっとやんね。

というのは、課長はあちこちから話は聞いとろうと思うけども、去年おとどしの国道事務所の所長からすると、いわゆる買収のね、協力に応じてくださいという予約でも、鳥栖市役所としてやってくれんねと、それが一番早い方法ですよというふうな、去年おとどしの所長はそんな話もしよったったいね。だから、ややもするとボールをこっちに投げられる可能性もあったいね。

だからその辺を、今までどうしてきたかっていうふうなこともあるし、これから先、どう踏ん張るかっていうふうな話もあるけんが、課長としては物すごそういう面をするならばね、忙しいと思うわけよ。3号線に張りついとるような会社っちゅうのはね、私も一般質問で言ったように、2つぐらい友達がおるけれど、いつまで待ったやんかいと、待ちきらな、私どんな、福岡さい行くよとかね、もう違うとこに行くよとかいうふうな話をする人もおるけんがさい、そうなってくると法人税てんなんてん、法人市民税って入らんごとなるわけやけん、所得税でん。

だからそういうふうなことも必要なわけやけんがさい、その辺ば、どういうふうに鳥栖市役所の担当課として進めていくか、やっていくということばさい、しっかり受けとめてやらんといかんと思うわけ。

そいけん、何ばしよっとね、あんたたちは、日ごろっちゅうふうな話になってこんごとさい、しっかり考えて、やってもらいたいというふうに思います。

そういうふうな点を踏まえて、国道事務所の所長と会って、こっちからボールば投げていくように、やっていくような話し合いにしていけないかんもんやけんね。

だからそういう点、考えた上で、今から先の考え方っていうのをしっかり受けとめていただきたいというふうに思っておりますが、何かあればお聞かせください。

#### 詮問 聡建設部長

今の内川議員のことでございますけれども、確かに国道・交通対策課5名体制でということで、国道3号の関係、各要望の関係、鳥栖拡幅についても用地交渉に入ってきて、鳥栖久



平成 26 年 10 月 2 日（木）





## 1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

商工振興課長 佐藤 道夫

〃 商工観光労政係長 向井 道宜

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

〃 総務係長 楠 和久

上下水道局次長兼事業課長 辻 易孝

建設部長 詫間 聡

建設課長 内田 又二

〃 課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫

都市整備課長 野田 浩

国道・交通対策課長 小柳 誠

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

現地視察

鳥栖久留米道路予定地（久留米市、水屋町）

浄水場（原古賀町）

自由討議

議案審査

議案乙第 22 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第 23 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第 24 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第 25 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定について

議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

自 午前 10 時

## 現地視察

鳥栖久留米道路予定地（久留米市、水屋町）

浄水場（原古賀町）

至 午前 11 時 30 分



午前 11 時 42 分開議

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



## 自由討議

藤田昌隆委員長

これより、委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案を含め、委員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いします。ただし発言は、委員長の指名を受けてから発言をいただくようお願いします。

それでは、自由討議に入ります。

どなたかありませんでしょうか。

江副康成委員

自由討議の進め方なんですけども、執行部を交えて総括というのもこの後、予定されてお  
りまして、委員会として、今回の決算にあたり、ぜひ皆さんの総意として、こういう意見を  
つけて議会のほうに、委員会として報告したいというような、なんか共通の、皆さんの思い  
みたいなやつを何かまとめ上げられるような自由討議にならないかなというふうにちょっと  
期待してるんですけども。

藤田昌隆委員長

皆さんから、今から出る発言の中で、共通項が多いものがあれば、それは当然委員会として、委員会の総意として、報告をさせていただきたいんですが。

しかし、これ、あくまで自由討議ということで、もしそういう合意がなければ、それはもうそれではないとは思いますが。

そういうことで、じゃあ何か。

#### **江副康成委員**

自由討議はもちろん議員のみんなの考えを、一応確かめるというか、認識をして、同じところ違うところというやつをするんでしょうけども、こういう意見を持ってる、ああいう意見を持ってる、出し合う場というよりも、合意形成というか、委員会として、議会として合意形成の一手段として、自由討議があるということを考えると、なるべく合意形成に向けて、自由討議を、この決算の、いう形の流れて、ぜひ進めていただきたいなというちょっと思いがありますけども。

#### **藤田昌隆委員長**

しかし、それは皆さんから、今から出る意見の中で、総意ができるものはすると、だから、最初から合意形成に向けてでは、おかしいと思うんですよね。これ、あくまで自由討議ですから。

ね、そういう中で、例えばこの問題に関してはどうしても、改善せないかんとか、そういうものがあれば、合意があれば、そのときは出していいんですが、最初から合意形成に向けてじゃ、それはおかしいと思います。

最初は自由討議の中で、ここはおかしいとか、ここを改善してほしい、ここはぜひやってほしいとか、そういう強い要望とかがあれば、何かそういうあれがありますか。

#### **西依義規委員**

じゃあ、その2日間で、皆さんの御意見に、僕もそうだなと思うのが何点かあって、まず、さっき江副議員がおっしゃった新鳥栖駅の駐車場の件は、まさしくそこにずっと放置されて、ずっととめてるという現状があるのであれば、何らかの、駅、線路のこっち側と向こう側の値段を変えるなりすべきかなと思うし。

内川議員がおっしゃった国道・交通対策課のバス事業との、国道、県道に徹底するために、地方バス等を、職務分掌じゃないけど、何かそういうのを検討すべきではないかというのを僕は賛同するんで、今ぱっと思いつくのが、その2点は、もし総意がとれるのであれば、何らかの、僕は賛同できるかなと思う2点でございます。

もう1点、僕個人的には、商工振興課が行う、先ほどのバス事業とはまた別です、観光行政。今度、商工振興課、自分とこにもう一回、引っ張るべきじゃないかなっていう、観光協

会との関係、商工振興には商工会議所への補助金、観光行政には観光協会の補助金で、どうも補助金、交付金、委託料で、鳥栖市の仕事が終わってるようなんで、これはそもそも鳥栖市がやるべきなのか、いやいや、やっぱりそういう観光協会とかが、商工会議所がやるべきなのかっていうすみ分けがどうも不十分なような気がしますので、その辺の、それも今後の検討すべきではないかなっていうところは、僕は個人的に思う点です。

以上3点です。

#### **藤田昌隆委員長**

今、3つ出ましたが、それに対して何かございましたら。

一番いいのは、まず、新鳥栖駅の料金改定。きのうもあったように、例えば税率が10%に上がるとか、そういうときを狙って、例えば、遠くにある部分と、すぐ駅前の部分は料金改定によって、料金を変えるとか、そういうのをしたほうがいいのか、ね、というのもありますし、ここに関しては一番の、これに関してはどんなふうですかね。

齊藤議員、きのう江副議員から、新鳥栖駅前の6台ぐらい入るとこと、もう一つ川を渡って、ありますよね、30台か、40台。

あそこがいつも満杯ということで、とめられないっていうあれが、意見が出たんですよ。

だから、あそこも100円ですんで、あそこの料金を変えたらいいということですよね。（発言する者あり）あすこも、すぐロータリーにどこにあるとこと同じような料金体系にして、したらどうかということ、意見がきのう出まして、ということで今、議題に上がってます。

#### **中川原豊志委員**

あそこのパーク・アンド・ライド、1日とめても100円というので、売り出してて、売り出しててって言うか、PRしてて、結構利用者がふえてるというのは確かにあると思うんですよ。

ですから、いきなり急に、例えばね、100円を200円にするっていうのは、どうかなとは思いますが、ただ、江副議員が言うごと、そういうふうなところも踏まえて、見直しを検討したらどうだろうかというぐらいの、強制力はない、ぐらいのところの要望であればいいんじゃないかなっていうふうには思います。

#### **藤田昌隆委員長**

要望事項としてですね。

#### **西依義規委員**

あれ最大何日、十何日とめれる、（発言する者あり）13日ですかね。100円で1,300円しか要らんってことですよね。それで、1回出てしまえば、2回ですね、1回また出て入る、要は1カ月の駐車料金が3,000円ぐらいで済むというところの、で、ずっととめてあ

るっていう現状を執行部から聞いたんで、それは本来のパーク・アンド・ライドの活用とは目的が違う方がとめられてるっていうこともあるんで、そこは、何らかのその、13日をもう5日間とかにするとか3日間にするとか、何かそういうことでは対応できるかなと思うんで、あとはもう基本的に考えて、駅からだんだん遠くなるほど安くなるっていうのが普通常識的な話で、だけん3段階に、1が真ん前、2番目があそこの重粒子線の前、3番目が、線路向こうっていう3段階では、市民の常識、理解は得られるのかなと思うんで、そういったのも、市民感覚からいくと、そうしたほうがいいんじゃないかなと思ったんで、江副さんのおっしゃったことに納得した経緯です。

**藤田昌隆委員長**

内川議員、何かあります、今の。

**内川隆則委員**

いや、ここで、それ以上のことを何を言わないかんかというふうに思うわけよ。

しっかり執行部にね、きのうの時点で話をしているなら、その後、執行部がどうそれを判断して、解決に向けてしていくかということに頼らないかんようなことじゃろうと思うけんが、それ以上に、ここががんじがらめに話がしていったらどうなのかというふうな思いがするけん、あんまりもう、これ以上どうなのかというふうに私は思います。

**藤田昌隆委員長**

森山議員、何かありますか。

**森山 林委員**

きのう、検討するうちゅうことでしてもろとるけん、ただ、パーク・アンド・ライド、これは100円で、やっぱりして、新鳥栖駅、乗客を集客するための、特に、駅東から、確かこっちに来よる、久留米からあそこに来よるというあれがあるけん。

まあ今3年、ちょっと開通してね、そいけん、だから、なおとめておるということについては、これはもう、それをどうのこうのうちゅうことはあんまり言えんと思うけん、どっちかつちゅうと。

十分執行部が考えると思うばってんが、一番、きょう通ってきたとこ、あそこが100円たいいね、あそこ大体1.43、がん施設がしよったばってん、3,000平米ば、またほら、あいしたでしょうが。あの部分の駐車場やろうと思うたい、あそこはね、残った分の。

初め、1.43が、あそこ、がん施設やったけん。ところが1.1ヘクタールががん施設になって、残った3,000平米を、確かあの遊歩道の分と駐車場ばつukったと思うけん。あれが100円でしょ。すぐ近くにとめよつとは、時間でずっとなっていきよつとやろ、あれは30分無料か。あれはそいけんずっとながっていくとやろうけん。

そいけん、私は駅東のほうをね、もうちょっとこの、今、300 円ぐらいしよっでしょ、あそこは。駅東は、駅東のどこ。鳥栖の。(発言する者あり) 300 円でしょ。あれはもう逆にあれかなと、今は無料多かけんばってんが、300 円で。(発言する者あり) そうそう。減っとうですよ、あそこは。そいけん、私もちょっと前言うたごと、向こうからこっちに来よるけん、こっちが。言うたもんね私、これ、3 月に、3 月のあの当初予算のときに。どっちがどやんかなりよるわけやけん、と思います。

#### 藤田昌隆委員長

樋口議員は。

#### 樋口伸一郎委員

何か個人的な考え方になるのかもしれないですけど、委員会で料金の改定っていうふうになれば、その提案とか要望に対して、結果に対しては異議はないんですけども、市民の皆さんにちょっと理解をしてもらうっていう話が、西依議員さんからも出ていたんですけど、やっぱり変えていく根拠の方向性は 1 個に絞ってたほうがいいのかないかなというふうに思います。

例えば、ただ駅に近いから、元は 100 円でっていうことで、売りに出してるんですけど、売りにいうか、アピールをしてるんですけども、それを改定するっていう根拠がやっぱりしっかりしてたほうがいいのかないかなというふうには感じております。

駅に近い遠いっていうよりも、むしろそういう本来の目的であるため方ではなく、例えばもう月極駐車場のような感じでとめられている方もおるんであれば、そういった方々の対応のためにも兼ねて、料金の改定をしてほしいというような根拠をしっかりしてればいいんじゃないかなというふうに思いました。

#### 中川原豊志委員

話ちょっと変わりますが、というよりも、僕はどっちかというと、バスプールのほうの利用度を上げるためにどういうふうなことを考えてるのかと。

これはもう商工振興課にも入るんでしょうけども、やっぱりせっかくあそこに、大型バスをとめて、九州一円の観光でもっていくような形で計画を立てとるんやけども、その PR と、それから、その利用数がどうなってるのかと。

その辺をやっぱりもう少し考えてほしいというのが、どっちかつちゅうと、パーク・アンドよりもちょっとあります。

以上です。

#### 藤田昌隆委員長

そうですよ、最初、あのバスプールは博多駅とか、あの辺が非常にとめにくいということで、ぜひ新鳥栖駅にとめて新鳥栖駅から乗ってほしいと、大量に、というのが目的でやった

んで、そいで、バスプールっていうか、バスの台数に関してはほとんど質問もないし、ね、利用度が今どうなってんのか、わかってないですよ。

だから、その辺も今後、質問の中で、していかにやいかんとかなっち、正直言って今、思ってたんですよ。

それと、さっき内川さんからありましたように、一応要望という形で、きのうしてますので、再度、報告の中に、こういう要望もありましたと、ぜひやってほしいという形で要望という形でよろしいですかね。

要望っていう形で一応、今度、報告のときに出すということで、この件に関して。

**西依義規委員**

多分それが、個人的な要望なのか委員会としての要望なのか、今のお話聞くと、多分、森山委員さんはやめとったほうがいいんじゃないかっていうところなんで、(発言する者あり) 全員……。

**藤田昌隆委員長**

違う、違う、違う。

**西依義規委員**

違います。

**藤田昌隆委員長**

違う。(発言する者あり)

**西依義規委員**

いや、一委員さんの要望か、委員会の要望では厚みが全然違うと思うんで、多分おっしゃったんでしょうけど、それ以上、ここで議論……、僕は内川さんでも乗る、ここでは乗れん、いろんな乗る乗らんが2日間の間に多分あったと思うんですよ。それを整理するには、僕は……

**藤田昌隆委員長**

ですからきのうね、きちんと要望として執行部に出したじゃないですか。ぜひ検討……。 (発言する者あり)

だから、これは委員会としての要望といっちゃん変わらんわけですよ、きのうの中でね。 いや、それはおかしいよっち。(発言する者あり)

だからそんときに執行部に対して、議員に対してじゃなくて、執行部に対して、いやそれはおかしいっちゃんないよっちいう発言を、きのう執行部は消費税とかが変わるとき、もしね、検討するならそういうときを狙ってやりたいという返答が返ってきたでしょ。

だから、いや、ほんじゃ、その場でね、いやそれはおかしいっちゃんないよっち。もうすぐ



あしたにでも変えるべきとかね、いや逆に変えんでいいっていう発言はすべきだと。(発言する者あり)

#### 齊藤正治委員

皆さん方と一緒にですけども、余りにも今、駐車場が固定化していくことが事実だと思うんですけども、私がたまに使っても、もうとめるところを探さなきゃかんぐらいのスペースしかあいてないっていうのが事実ですので、そこら辺たいの改善は、今後検討していただくごとをお願いをしとけばいいと思うんですけど。

もう一つ、さっきのバスプールの話は、先ほど観光行政の見直しっていうか、その中でやっぱり全体的なことを見直しながら、やっていたほうがいいのじゃなからうかと思います。

以上でございます。

#### 江副康成委員

すいません、何か新鳥栖駅の関係で、これだけいろいろ議論してもらって、本当ありがたいなという気持ちと、あと一つ、西依議員が最後に言われた個人的なっていうところで、観光行政のところで、委託に出してそれでおしまいというようなところ見えるというのは、非常に問題提起、大きいと思うんですよ。

結局やっぱり観光行政、結局、どういう進めるか計画に立てて、その計画の中で委託するという位置づけならいいけど、そのあたりがよく見えない。

今回、議会の改革の中で、基本計画みたいなやつは議決事項という形で、議会で決めていくというのであれば、いう形になりましたんで、特に、やっぱり行政は計画立てて、委託するに、自分がするよりも民間のね、活力利用してやったほうがいいからやってると。

ただ、大きな行政目的に沿ってやってるという形のね、そういったことを進めてるところが不足してるんじゃないかという御指摘だと思ったもので、いいなと思いました。

あと一つはミニバス、内川議員さんが言われた部分、なかなか内部で組織機構改革って厳しかとですよ。自分たちで組織を組み替えるというのは。(発言する者あり)

いや、そのときに、そのときに、今の例えばミニバスのところを国道・交通対策課のほうにおくんじゃないかと、別のところに発展的に持っていたほうがいいのかというような御指摘だと私は受けたんですよ。

それからするとね、そういった外から見てて、効率性、いろいろそういった責任考えて、ちょっと問題があるんじゃないかというところのね、見直したいなやつは、今回でいい御意見かなと思って。

私も別のところで、下水道局っていう形で、もう効率を求めるためにやってて、結果として赤というのは、基本的には本当はアウトですよ。管理者としては、ある意味じゃね、失格

部分あるけども、それでもやってるといのは都市整備課、結局まちづくりの一環としてやってるから許されるんであって、そういったところをやっぱりうまく、組織のそれぞれ何かやってるやつをもう一回、うまく融合するように見直すというような問題がいろいろあるんじゃないかという御指摘が今回いろいろ出てきたというのは、いいのかなというふうに思うんですけどね。

外から見るとおかしいからちょっとどうにかしてくれというような話、大変よかったんじゃないかなと私は思ってるんですけどね。

#### **藤田昌隆委員長**

内川議員、よろしくお願いします。

#### **内川隆則委員**

こういう話は過去にいっぱいあったわけよね。

例えば地方バスの問題にするならばね、商工観光課も受けたことがある、生活環境課も受けたことある、都市整備課も受けたこともある。いろいろたらい回しされとるわけよね、地方バスの問題、どこがやったがいいのか。

どこがやったっちゃよかわけよ。(発言する者あり)だから、そういう面ではかえるのは簡単じゃないかというふうに私は思う。

それともう一つはね、連中は縦割り行政でばかりで物言おうとするけんが、例えば、農業集落排水なんかは農林課が受けよったわけよね。合併浄化槽は商工課やったかな。縦の系列の関係でね。

ばってんそぎゃんとは、もう一蓮托生で下水道課が受けたが一番ね、合理的に話ができるんじゃないかというふうなことでもって、今そういうふうになったたい。

だから、いろいろそういうやつ、たぐいのやつがいっぱい過去にあつとるけんが、変えることは簡単なわけよ。

だから、そういう面で言ってきたわけですので、あとは、今、話のありよつとばってん、俺はもう一遍今まで言うのとつとやけんが、そりゃね、執行部はそれをもって、じゃあ現場の中で、市民の皆さんに対してどうなのかというやつを分析をして、議員から言われたことに對して判断するというふうなことにしかなつとらんと思うけんが、わざわざ二の次三の次のダメ押しを打ってね、やっていくことがどうなのかなというふうな思いが私はします。

#### **藤田昌隆委員長**

きのう内川さんが、国道・交通に言われたのは、お前たちはこぎゃな小さいことよりも、小さいっちゃうか、こういうことよりもっと大きな仕事があるんじゃないかいと、それに集中しなさいという意味かなと私はとったんですが。

だから、ミニバスとか、その辺をどこにするかよりも、あれは国道・交通対策課に対する警鐘っていうか、あれだと思っただけですね、正直言って。きのうも言われた、発言の、私の解釈ですけどね、そういうふうに感じたんで。

だから、言葉を変えれば、全部1回庁内の、自分の担当の仕事、職務分掌を1回見直して、ね、市民にとって、（発言する者あり）一番わかりやすく、手っ取り早くすぐ動けるような課になってほしいということですよ。ということですよ。（発言する者あり）

内川さんの言ったのは、私はもっと国とか県、がんがんやってくれと——っていう意味だと思います。本人は違うっちゃうても、私はそういうふうにとりましたので。（発言する者あり）

もう一つ何か言ったね、もういっちょ、何やったね。（発言する者あり）

観光行政ももっと絡んでほしいと、市が、要するに。（発言する者あり）

絡むべきなんですよ。

#### **内川隆則委員**

この問題はね、いわゆるもう観光協会が、もう部分的に受けよったとが、そんならもう全部ね、トータル的に観光として発展するように、観光協会にやってもらいと、もうこれはうちがする、こっちは協会がするとかいうふうなことじゃなくて、やってもらおうほうが、合理的に発展するんじゃないかというふうなことからそういうふうになったと思うばってん。

ただ、話ば聞きよっとね、商工振興課がね、あんまり口出すとでけんような状況になっているような、人間関係も含めてやろうばってん、感じがするようなところもあるみたい。

それともう一つはね、お金の出どころは違うばってん、新鳥栖駅の観光案内所。あの人たちは何しようもなかわけ、おい一般質問でも言うたごと。もう手も足も出らんわけよ。ね、隣のセブンイレブンはがんがんお客さんの来て店は繁盛しよったい。

だからああいうやつも観光協会とタイアップしてね、何でもこういろいろお互いできるような、風通しのよか具合にずっと、もっとあの人たちの働き場所もね、仕事ば与えんでおれっちゃうとも大変苦しいかもんね。

だから、そういうやつはそのね、商工振興課の仕事と思うわけよね。

だから、いろいろ指摘しながらやらなきゃ、何の意味もなかと思うけんが、お互い仕事は仕事として、すみ分けをしてやるというふうなことは必要かけん、それについちゃ、今から先、あの人たちがどぎゃん判断するかたいな。

#### **西依義規委員**

こないだ視察で札幌のまちづくり株式会社で、要は、その株式会社、このテナント料を収入源として、何か自立してますみたいなお話やったっけん、観光協会としても。鳥栖市が何

らかのウエートと、広場とかを管理してもらって、あの人たちも会費収入以外の何らかの収入を得ながら、プラスアルファっていうふうな仕組みをつくるのは、行政ができるんじゃないかなと思ったんで、ちょっとその辺の行政としてどうかなというところが気になりましたんで。

けど、そういう経緯がわかりましたんで、どっかで成果というか、検証をすべきかなとは思います。本当にこれでいいのかっていうですね。（発言する者あり）

あの人がおる理由は、やっぱあるんですか。人件費分ばやってるっちゅうぐらいの程度ですか。（発言する者あり）

ばってん感じとしては、どっかのホテル、赤字ホテルに銀行が室長で行ったみたいなの、何か意味合い。要は監視役みたいな意味合いに、僕見えてるけん。

#### **藤田昌隆委員長**

例えが悪い、例えが。言葉を選べ、ちゃんと。（「けど、違うですよ」と呼ぶ者あり）（「一応、指名受けてからしましょうか。指名受けてから。何か座談会になりよる」と呼ぶ者あり）

#### **西依義規委員**

いや、これは事実ですよ。ホテルに銀行が室長……、社長、そういうのは絶対事実なんで、僕は、誤解……

#### **藤田昌隆委員長**

違う違う違う、俺が言ってるのは、ホテルに銀行が行って再生するとか、建設会社に銀行が入って、それはたくさんあります、ね。

で、じゃあ今、議員が言われた、じゃあ観光協会に市役所が行ってという、その例えが一緒っちゅうことやろ。

#### **西依義規委員**

僕はそう感じてますという、僕は感じてますという、はい、話です。

#### **藤田昌隆委員長**

わかりました。

#### **齊藤正治委員**

観光協会が今、大変あいまいな存在になって、どこ向いているかわからんっていうのは、これ事実だと思うんですけども、もともと新幹線ができる前から、よこ旅とか何とかいって、新幹線基地を基地としてやっぱりやっていくっていうその流れが、やはり素人ばかり雇ったもんだから、だからプロがいないから、何となくもう一番やりやすい方法でぐらいしかやってないのが現実だと思うんですね。

そういった中で、やっぱり専門的なものを持った人がきちんと雇って、その人からいろん

な指導を受けながらしていくのやったらいいけど、ちょっと観光にはどこ向いてるかわからんというのが現実だと思うんですね。

だから本田君も今、向こうに行ってますけども、やっぱりなかなかものが自由に言える状況でもないというのが現実だと思うんですね。

だからそういったことからやっぱり、もう1回元に戻して、商工振興課の役割というのをきちんと出させた中で、再度どういった方向に持っていくかというのをやっていかないと、いつまでもこのままずるずるいくというようなことになりはしないかなという、その懸念だけはあるとは思いますけど。

#### 藤田昌隆委員長

ていうことは、まとめると、商工振興課と観光協会とのもう一回各々の役割分担っていうか、一緒に、きちんと連携を組んだ上でのあれをせないかんし、特に、私、観光協会っちゅうても、鳥栖市にね、要するに、何かっち言や何もないということを言われてますよね、今までね。

そいで、ほいじゃ、商工振興課と観光協会と何をせないかんかっち。私たちが鳥栖ん中に住んでるからわからない、いろんな自然の恵みとか、そういうのもあると思うんですね。

だから、私は一緒になって、1回鳥栖の資源というか、それを見直してね、それをうまくアピールできるような形にもっていかないかんかなっち、って思ってるんですよ、私は。

だから、ただ何もない、何もないだけで済ましてますからね。その辺の掘り起こしも必要であるし、例えば、商工振興課、ちょっといつもムカつくんですが、この前も、去年が1,000万円だったから、ことしも1,000万円って。ただ、そういう積み上げしかしよらんっていうことは、商工振興課も本気になってない。それに対して、観光協会も食って掛かるような動きもあんまりしてない。だから、なんとなく両方とも本気じゃないなっち。本気度が足りんような、私は感じを受けてます。

そういうことで、さっき言った、お互いにもう一回、連携っていうか、きちんと話をもった上で、将来の方向性のある程度決めた方がいいんじゃないかなっち。

非常に話合いの場、1人入っとしても、先ほど言われた、なかなか発言がどうのこうのとありますし、私も観光協会とか知ったもん、いろんな話聞きますし。私から言えば、どっちもどっちかなっちいう気もするんですね。

そういうことで、この商工振興課と——ちょっとまとめますよ——商工振興課と観光協会と、もう少し話し合いの場をたくさん持って、連携プレーができるような、何か一つイベントなり、さっき言った鳥栖市内の資源の見直しとか、その辺をやってほしいというのが、意見かなと。(発言する者あり) コンベンション。すいません、失礼しました。はい、失礼しま

した。

#### 齊藤正治委員

人ばですね、人間ば、職員ば、係長クラスば派遣してるっていうことは非常に大きな負担になってるわけですよ。それも合わせてみると。過去は、そこまで派遣してなかったわけですね。

だから派遣までしてする意味は、商工振興課として何を考えてるんだというのが一番基本だと思うんですね。

だから、それをどういうふうなことの鳥栖市を観光にしていくかという、その先ほどおっしゃられた、埋もれてるやつを掘り起こすとかそういったことも。周りから来るためにバスプールっていうのは、あそこをつくったわけですけども、それが全然機能してないということになってくると、じゃあ今後どういうふうなことに、観光のまちにしていきたいというのは非常に大事な話だと思うんですね。

だからそういった面で、やはり商工振興課ももう一回自分のところに戻して、きちんとそこから辺を検討した上で、やっぱりプロならプロらしくさせていくとか、自分たちがしていくとか、それをしていかなきゃ、派遣しているの、本当彼はまだ係長クラスやけん、もう優秀な人材ですから、もったいない話ですよ。私はそげん思っと思いますけど。（発言する者あり）

#### 藤田昌隆委員長

そういうことで、時間ばかりこれ、すいませんね。

ちょっとまとめ、もうまとめに入ります。（発言する者あり）

ってということね。（発言する者あり）

わかりました。

一応要望の中に入れて、一応、今出た新鳥栖駅、それから商工振興課、観光協会との関係、それから今言った、要するに利益はきちんと皆平等に受けないかんということで、きちんと対応してほしいと、100%になるならなさないかんち。97%じゃだめっち。そういう形で報告をさせていただいてよろしいですか。

〔発言する者なし〕

いいですね。はい、分かりました。

そしたらあと総括は1時……、1時20分。（発言する者あり）総括、（発言する者あり）いやいや、そいけん延びたけんやん。いいですか、13時10分から始めて。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ13時10分から総括に入ります。

以上です。

午後 0 時 20 分休憩

~~~~~

午後 1 時 22 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

~~~~~

総括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば、御発言をお願いします。

挙手をお願いいたします。

ありませんか。

西依義規委員

委員会、決算で言わせていただいたことの再度になる点もありますが、商工振興課の補助金とか助成金の変動がない分の質問をさせていただきました。

例えば経営、中小企業相談に 39 万円とか商工会議所に 26 万円、創業革新セミナーに 11 万円とか 110 万円ですか。

そういったそのときのお答えは、20年ぐらいもうほとんど変わらない助成をしてると。だから、だからいいんだというふうに僕ちょっと聞こえたんで、変更がないことがないことが私は問題かなと。しっかり……。

これ以外にも、鳥栖市の建設関係とか、いろんな委託料、助成、補助金あると思うんですが、毎年変動がない補助金ほど、何らかのやはり検討をすべきかなってというのは、これは総括的に思ったことでございます。

あと道路の舗装とか側溝とか、交通安全施設の達成率っていうか、要望にどんだけこたえられるかっていう質問もさせていただきました。ほとんど単年度でこたえられてるっていう、おっしゃった事業もあるし、いやこたえられなかったんで、平成 26 年度、27 年度に回しているというお答えもございました。

ぜひその辺の要望を、もちろんそのそのまま 100%受けることが鳥栖市の役目じゃないと思いますが、要望と鳥栖市の立場をしっかりと市民の方と説明等、理解もいただきながら、何とかその達成率、要望達成率を上げていただきたいということです。

ともう一つ、交通安全指導の件で、指導員の欠員のお話もお聞きしました。いろんな事情で、本当、探すのに大変というか、指導員以外にいろんな民生委員さんとかいろんなそういった地域の方々から本当推薦するのは大変だと思いますが、ぜひともその辺の……、定員をおいてるんであれば 64 名が適切であれば、やはりそれを埋めるべきであると思うし、もしそういういったいような、例えば交差点が改良されたり信号機がついたことによって、定員を減らしていっていいのであれば、もう定員を減らすなり、今 59 名とおっしゃったんですが、59 名が適切なのか、そういったところも、こういった決算を機に検討していただきたいなと思いました。

以上 3 点です。

**藤田昌隆委員長**

はい、ありがとうございました。

続きまして中川原議員ございますか。

**中川原豊志委員**

よかです。

**藤田昌隆委員長**

はい、江副議員は、ないですか。

**江副康成委員**

今回、部署部署で責任持って、きちんとされてるなと思いつつも、反対に、その組織横断的にもっとうまくできることもあるのかなというふうにちょっと思った分もあります。

例えば例年ずっと、例年っていうか、大きな問題になってる草刈りの話ですね。いろんなところの部署が草刈りというようなことに対して取り組んでらっしゃいますけども、いかんせん、なかなか市民の立場からすると非常にやっぱり我々のほうにも、非常に苦情が多いというか、そういったところで、例えば道路パトロールとかされておりますけども、そういったときに、草が伸びてる状況とか、合わせて見られないのかな、あるいは、この委員会にも出てきましたごみのパトロールとか、そういったところでも、環境保全ですね。



結局、おもてなしの心、きれいに、いつもきれいにしている鳥栖市というような観点から、幅広い観点からパトロールできないのかなというような観점에서、どこか取り仕切って、それだけ全部できる部署はないと思うんですけども、どこかがキーになって、ほかのところ連携とりながらやっていただけないのかなというふうに思いました。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、ありがとうございました。

じゃあ樋口議員。ありますか。

**樋口伸一郎委員**

多年度にわたるような事業等も、今回いろんな質問答弁の中から、お伺いできたんですけども、大小とか年数とかにかかわらず、やっぱ少しでも市民の皆さんにとって利便性の上がるような事業は、もう率先して、もうやっていただきたいという思いを感じました。

あとやっぱ、国とか県があるような事業でも、やっぱ鳥栖としてできることをもう本当、アグレッシブにどんどんやっていただきたいというふうに思いました。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

はい、ありがとうございました。

齊藤議長、ございますか。

**齊藤正治委員**

ありません。

**藤田昌隆委員長**

はい、森山議員は。

**森山 林委員**

ございません。

**藤田昌隆委員長**

内川議員は。

**内川隆則委員**

ありません。

**藤田昌隆委員長**

ありませんですか。

じゃあ、私のほうから一言お願いします。

以前からずっと言ってます、私、横の連携、部門間の連携をきちんととってほしいという

ほいで、これは全然変わらないんですが、今回の審議の中で、ちょっと感じたのが、やはり一回自分たちの課の役割、自分たちのすべきこと、それから改善せないかんこと、その辺の一回見直しをぜひお願いしたいと。

そういうことで、やはり本当に市民の方が鳥栖市に住んでよかったとか、鳥栖の市役所はすごいという声が出るような執行部であり、議会であり、そういうものにならないといけないと。

私のほうからは以上です。

それではこれで総括を終わります。



藤田昌隆委員長

これより採決を行います。



藤田昌隆委員長

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。





議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 28 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について  
お諮りします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 29 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計決算認定についてお諮りします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 30 号 平成 25 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてお諮りします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 22 分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆



